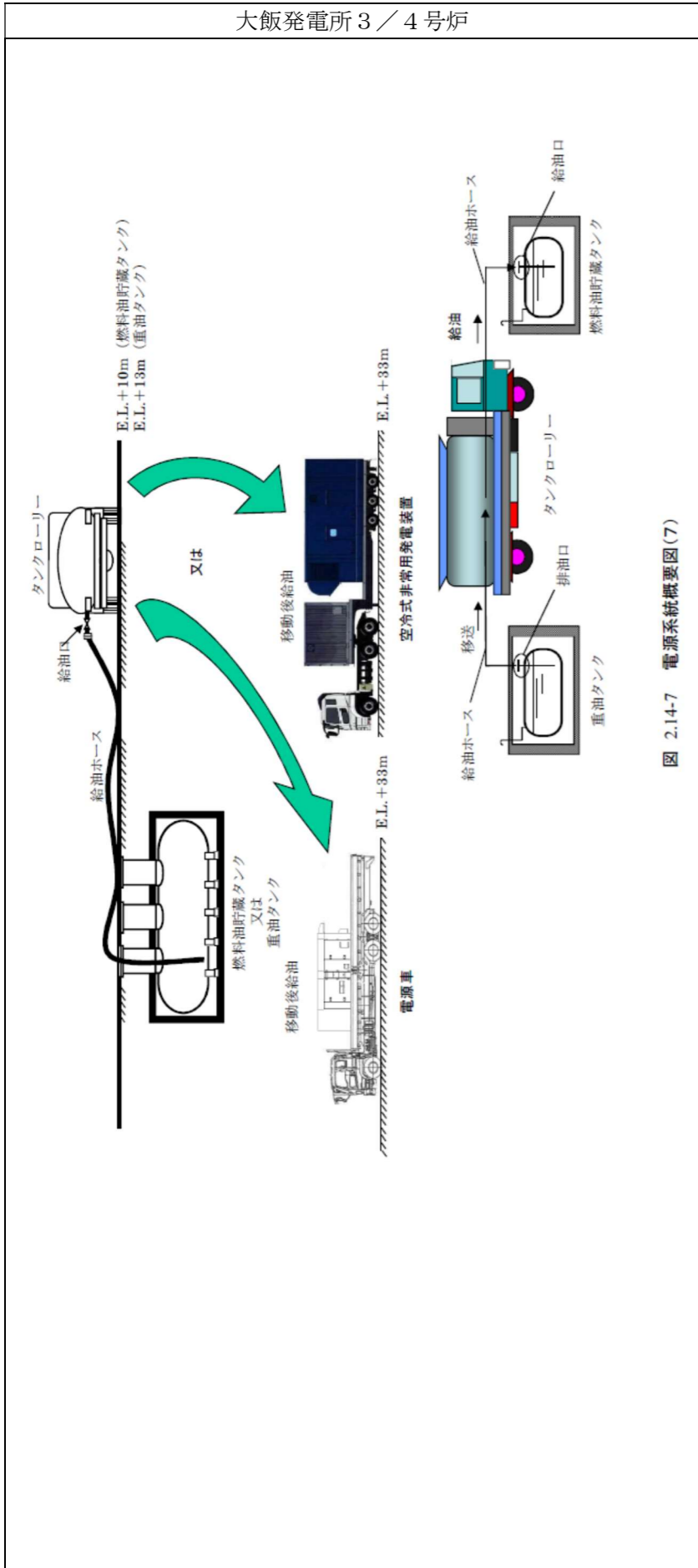
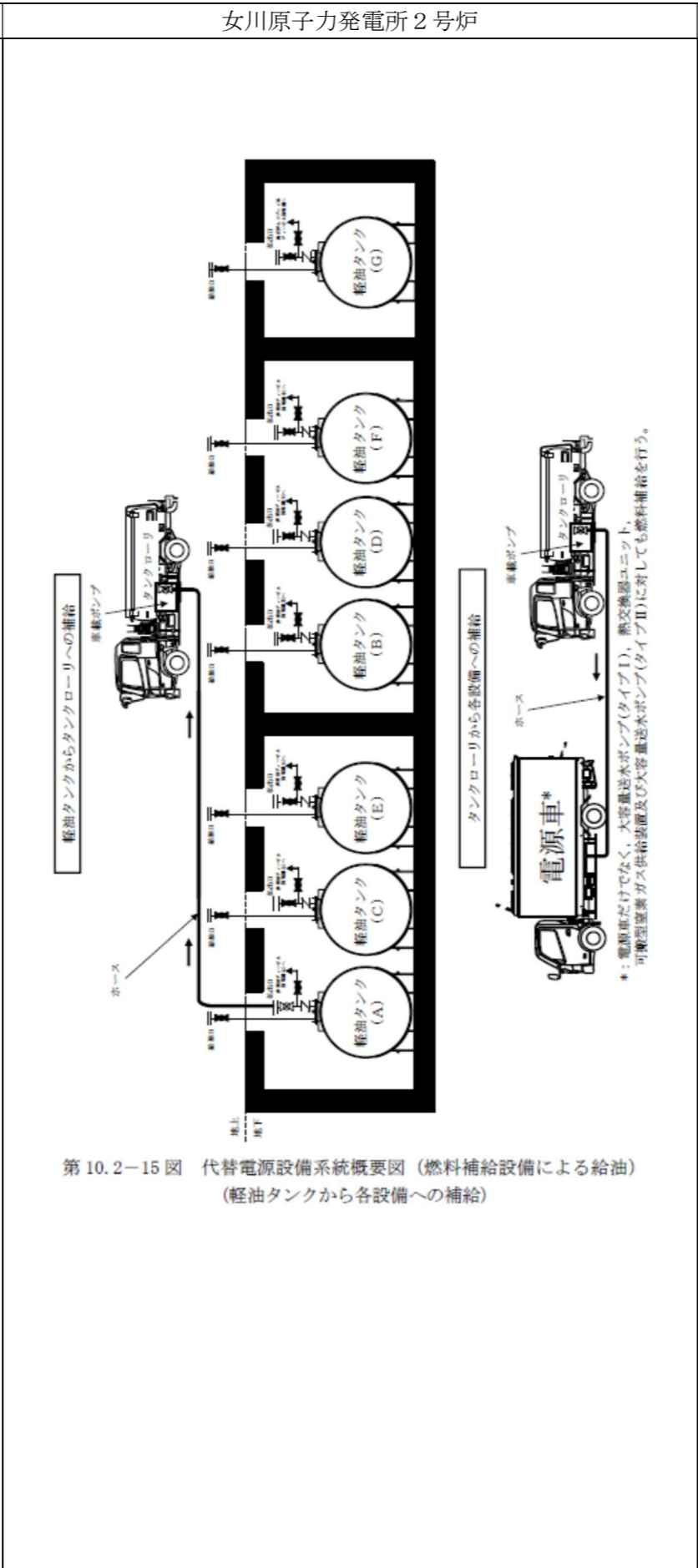
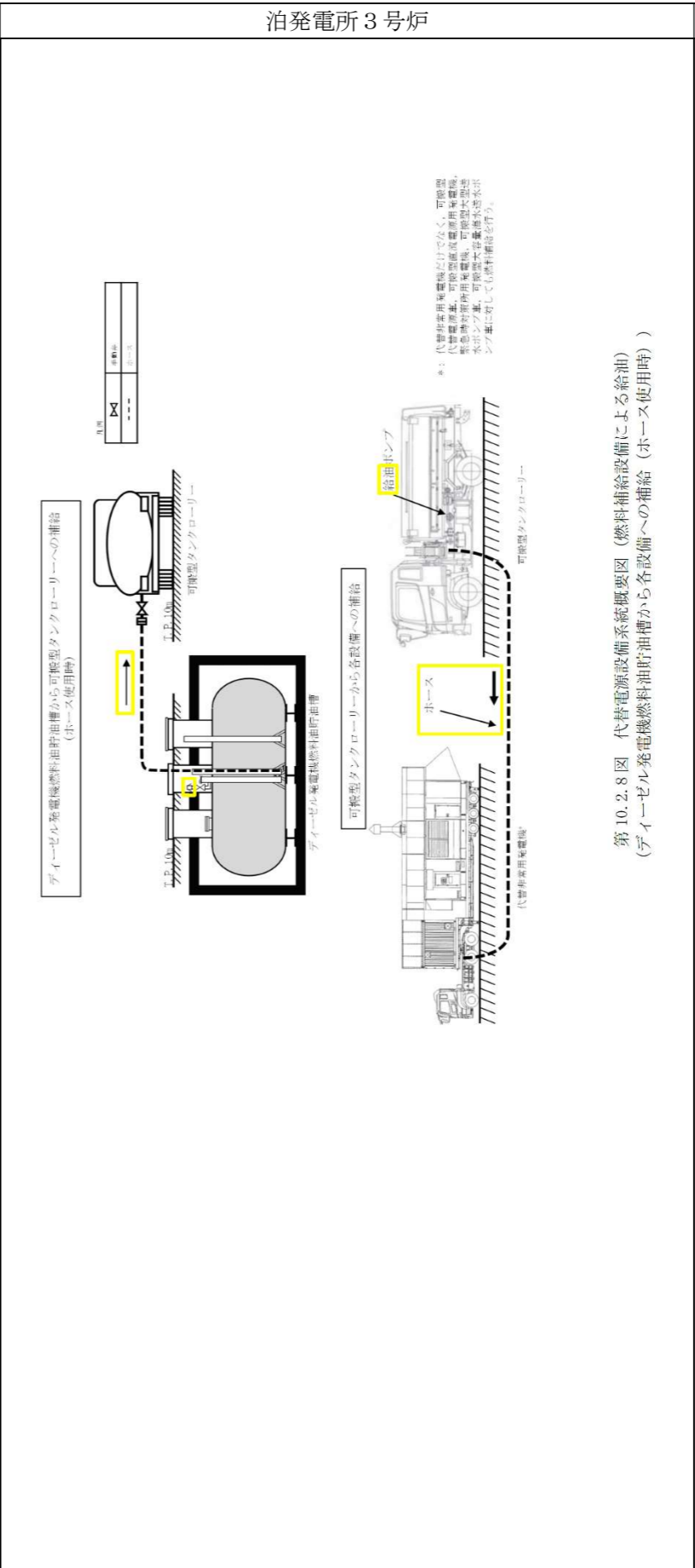


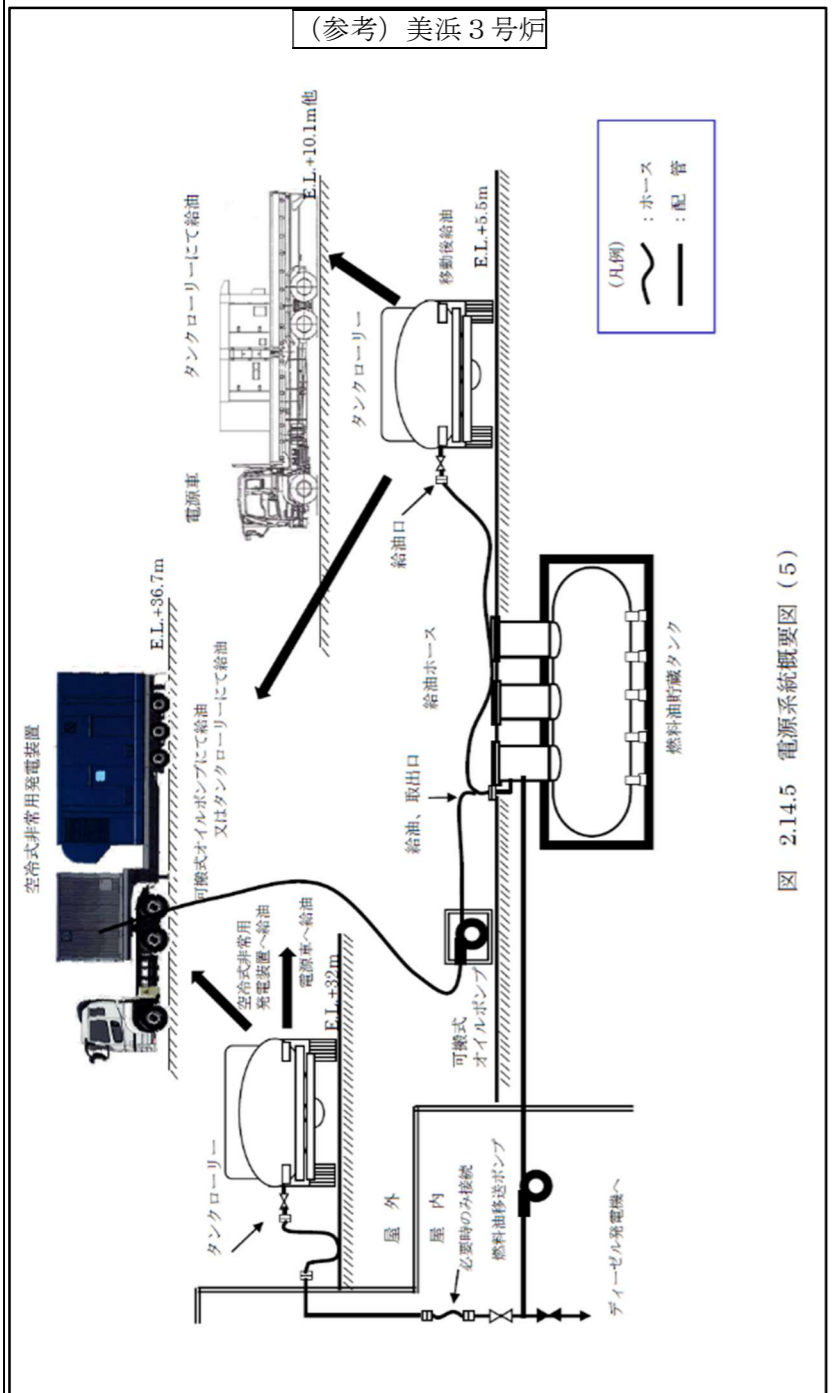
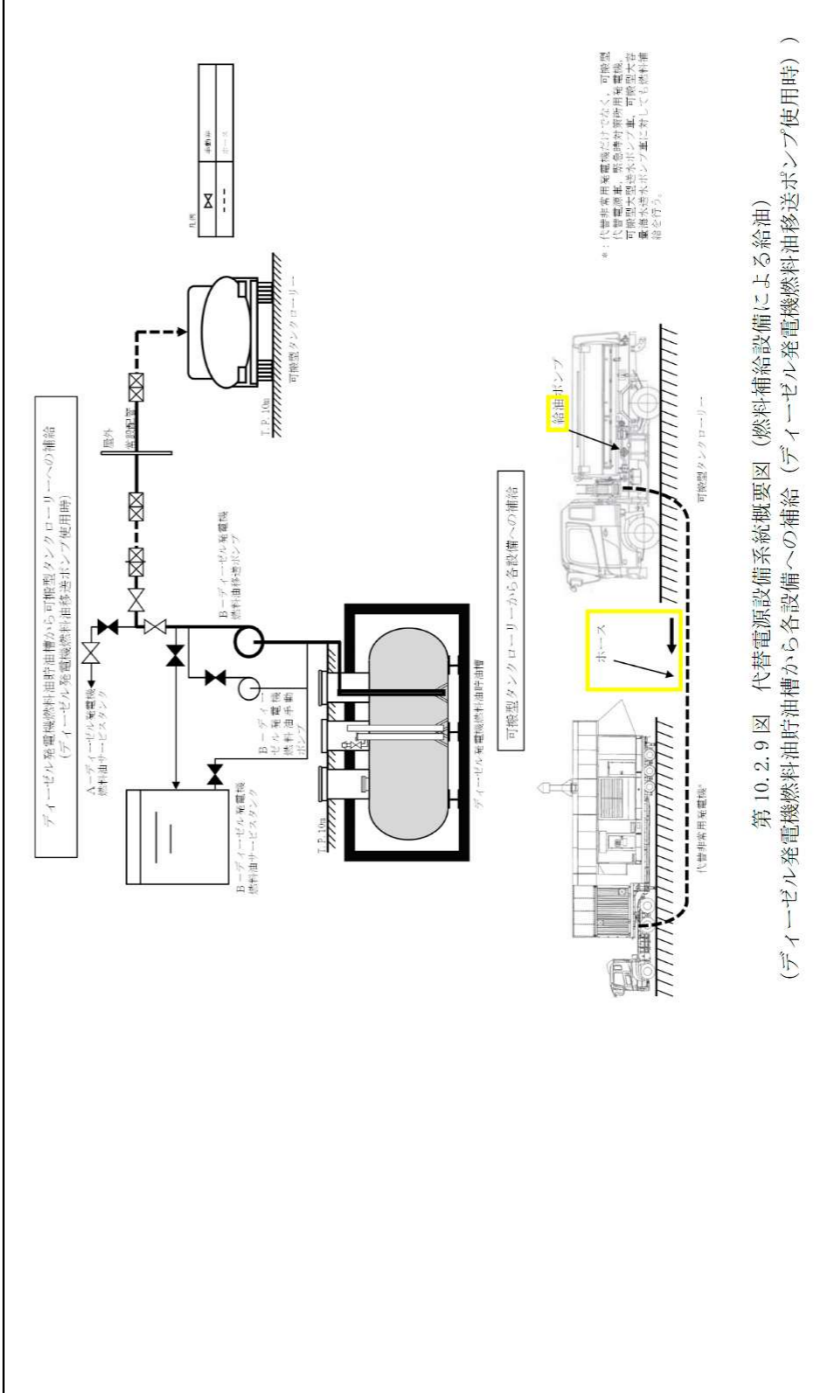
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

<p>大飯発電所3/4号炉</p>  <p>図 2.14-7 電源系統概要図(7)</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>  <p>第 10.2-15 図 代替電源設備系統概要図（燃料補給設備による給油） （軽油タンクから各設備への補給）</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>第 10.2.8 図 代替電源設備系統概要図（燃料補給設備による給油） （ディーゼル発電機燃料油貯油槽から各設備への補給（ホース使用時））</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯，女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが，重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>
--	---	--	--

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(参考) 美浜3号炉</p>  <p>図 2.14.5 電源系統概要図 (5)</p>		 <p>第 10.2.9 図 代替電源設備系統概要図 (燃料補給設備による給油) (ディーゼル発電機燃料貯油槽から各設備への補給 (ディーゼル発電機燃料移送ポンプ使用時))</p>	<p>【大飯, 女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p> <p>【大飯, 女川】 設備・運用の相違 (可搬型タンクローリー への燃料汲み上げ)</p>

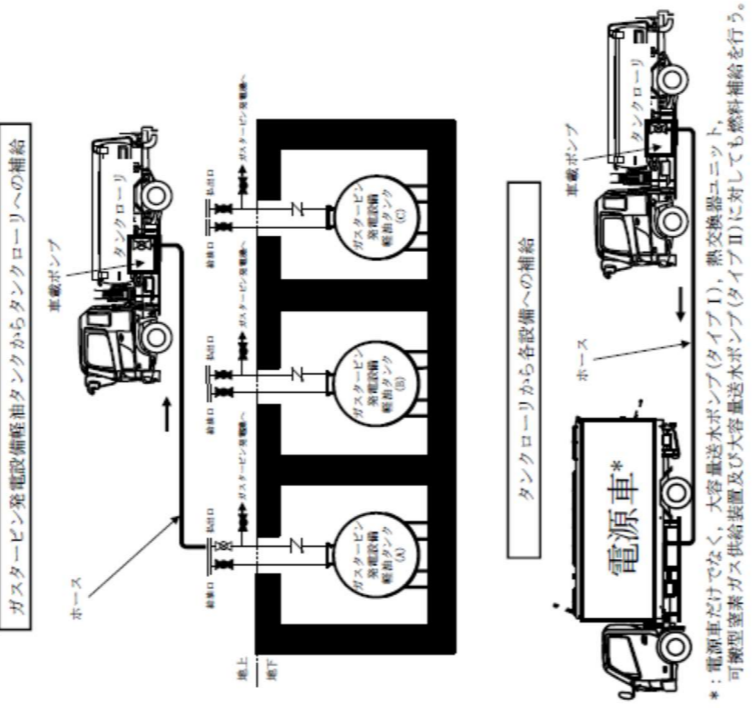
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給</p> <p>可搬型タンクローリー</p> <p>燃料タンク (SA) (イメージ)</p> <p>可搬型タンクローリーから各設備への補給</p> <p>給油ポンプ</p> <p>ホース</p> <p>可搬型タンクローリー</p> <p>代替非常用発電機</p> <p>第10.2.10図 代替電源設備系統概要図（燃料補給設備による給油） （燃料タンク (SA) から各設備への補給）</p>	<p>【大飯，女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p> <p>【大飯，女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち，BWR固有の設備や対応手段であり，泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="961 1014 1555 1066">第10.2-16図 代替電源設備系統概要図（燃料補給設備による給油） （ガスタービン発電設備軽油タンクから各設備への補給）</p>		<p data-bbox="2445 191 2594 216">【大飯，女川】</p> <p data-bbox="2445 226 2564 252">設備の相違</p> <ul data-bbox="2445 262 2861 367" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが，重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p data-bbox="2445 378 2594 403">【大飯，女川】</p> <p data-bbox="2445 413 2801 438">設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																																																
<p>第1.14.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>設備分類^{※1}</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">交流電源喪失</td> <td rowspan="10">ディーゼル発電機（全交流動力電源）</td> <td rowspan="10">代替電源（交流）からの給電^②</td> <td>空冷式非常用発電機装置</td> <td rowspan="4">a,b</td> <td>空冷式非常用発電機装置による電源の復旧手順</td> <td>炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク^{※2}</td> <td>空冷式非常用発電機装置燃料補給の手順</td> <td>SA所達^{※3}</td> </tr> <tr> <td>重油タンク^{※2}</td> <td>空冷式非常用発電機装置燃料補給の手順</td> <td>SA所達^{※3}</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー^{※2}</td> <td>空冷式非常用発電機装置燃料補給の手順</td> <td>SA所達^{※3}</td> </tr> <tr> <td>号機間電力融通復設ケーブル（3号～4号）</td> <td rowspan="3">a</td> <td>復設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（3号～4号）</td> <td rowspan="3">SA所達^{※3}</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機（他号炉）^{※3}</td> <td>電源車による電源復旧手順</td> </tr> <tr> <td>電源車</td> <td>予備ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順</td> </tr> <tr> <td>号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）</td> <td rowspan="4">a</td> <td>7.7kV送電線による電源復旧の手順</td> <td rowspan="4">SA所達^{※3}</td> </tr> <tr> <td>7.7kV送電線</td> <td>7.7kV送電線による電源復旧の手順</td> </tr> <tr> <td>No. 2予備実圧器2次側復設ケーブル</td> <td>No. 2予備実圧器2次側復設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（3号～4号）</td> </tr> <tr> <td>No. 1予備実圧器2次側復設ケーブル</td> <td>No. 1予備実圧器2次側復設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（3号～4号）</td> </tr> <tr> <td>号機間電力融通復設ケーブル（1, 2号～3, 4号）^{※4}</td> <td rowspan="2">a</td> <td>復設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（1, 2号～3, 4号）</td> <td rowspan="2">SA所達^{※3}</td> </tr> <tr> <td>号機間電力融通復設ケーブル（1, 2号～3, 4号）^{※4}</td> <td>復設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（1, 2号～3, 4号）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達」 ※2：空冷式非常用発電機装置、電源車及びディーゼル発電機の燃料補給に使用する。 ※3：他号炉とは、3号炉に対しては4号炉、4号炉に対しては3号炉を指す。 ※4：号機間電力融通（1, 2号～3, 4号）は、供給元を1号炉又は2号炉とし、給電先を3号炉又は4号炉、3号炉及び4号炉とする。 ※5：重大事故等対策において用いる設備の分類 a：当該条文中に適合する重大事故等対処設備 b：57条に適合する重大事故等対処設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備</p>								分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類 ^{※1}	整備する手順書	手順の分類	交流電源喪失	ディーゼル発電機（全交流動力電源）	代替電源（交流）からの給電 ^②	空冷式非常用発電機装置	a,b	空冷式非常用発電機装置による電源の復旧手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書	燃料油貯蔵タンク ^{※2}	空冷式非常用発電機装置燃料補給の手順	SA所達 ^{※3}	重油タンク ^{※2}	空冷式非常用発電機装置燃料補給の手順	SA所達 ^{※3}	タンクローリー ^{※2}	空冷式非常用発電機装置燃料補給の手順	SA所達 ^{※3}	号機間電力融通復設ケーブル（3号～4号）	a	復設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（3号～4号）	SA所達 ^{※3}	ディーゼル発電機（他号炉） ^{※3}	電源車による電源復旧手順	電源車	予備ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順	号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）	a	7.7kV送電線による電源復旧の手順	SA所達 ^{※3}	7.7kV送電線	7.7kV送電線による電源復旧の手順	No. 2予備実圧器2次側復設ケーブル	No. 2予備実圧器2次側復設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（3号～4号）	No. 1予備実圧器2次側復設ケーブル	No. 1予備実圧器2次側復設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（3号～4号）	号機間電力融通復設ケーブル（1, 2号～3, 4号） ^{※4}	a	復設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（1, 2号～3, 4号）	SA所達 ^{※3}	号機間電力融通復設ケーブル（1, 2号～3, 4号） ^{※4}	復設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（1, 2号～3, 4号）
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類 ^{※1}	整備する手順書	手順の分類																																																
交流電源喪失	ディーゼル発電機（全交流動力電源）	代替電源（交流）からの給電 ^②	空冷式非常用発電機装置	a,b	空冷式非常用発電機装置による電源の復旧手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書																																																
			燃料油貯蔵タンク ^{※2}		空冷式非常用発電機装置燃料補給の手順	SA所達 ^{※3}																																																
			重油タンク ^{※2}		空冷式非常用発電機装置燃料補給の手順	SA所達 ^{※3}																																																
			タンクローリー ^{※2}		空冷式非常用発電機装置燃料補給の手順	SA所達 ^{※3}																																																
			号機間電力融通復設ケーブル（3号～4号）	a	復設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（3号～4号）	SA所達 ^{※3}																																																
			ディーゼル発電機（他号炉） ^{※3}		電源車による電源復旧手順																																																	
			電源車		予備ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順																																																	
			号機間電力融通予備ケーブル（3号～4号）	a	7.7kV送電線による電源復旧の手順	SA所達 ^{※3}																																																
			7.7kV送電線		7.7kV送電線による電源復旧の手順																																																	
			No. 2予備実圧器2次側復設ケーブル		No. 2予備実圧器2次側復設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（3号～4号）																																																	
No. 1予備実圧器2次側復設ケーブル	No. 1予備実圧器2次側復設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（3号～4号）																																																					
号機間電力融通復設ケーブル（1, 2号～3, 4号） ^{※4}	a	復設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（1, 2号～3, 4号）	SA所達 ^{※3}																																																			
号機間電力融通復設ケーブル（1, 2号～3, 4号） ^{※4}		復設ケーブルを用いた号機間融通による電源の復旧手順（1, 2号～3, 4号）																																																				
<p>第1.14.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>設備分類^{※1}</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">直流電源喪失</td> <td rowspan="3">ディーゼル発電機（全交流動力電源）及び蓄電池（安全防護系用）（枯渇）</td> <td rowspan="3">代替電源（直流）からの給電</td> <td>蓄電池（安全防護系用）</td> <td rowspan="2">a,b</td> <td>蓄電池による電源の復旧手順</td> <td>炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書</td> </tr> <tr> <td>可搬式整流器</td> <td>可搬式整流器を用いた直流電源復旧の手順</td> <td>SA所達^{※3}</td> </tr> <tr> <td colspan="6">②交流電源喪失時に代替電源（交流）の給電により対応する手段に用いる設備と同様</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達」 ※2：重大事故等対策において用いる設備の分類 a：当該条文中に適合する重大事故等対処設備 b：57条に適合する重大事故等対処設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備</p>								分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類 ^{※1}	整備する手順書	手順の分類	直流電源喪失	ディーゼル発電機（全交流動力電源）及び蓄電池（安全防護系用）（枯渇）	代替電源（直流）からの給電	蓄電池（安全防護系用）	a,b	蓄電池による電源の復旧手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書	可搬式整流器	可搬式整流器を用いた直流電源復旧の手順	SA所達 ^{※3}	②交流電源喪失時に代替電源（交流）の給電により対応する手段に用いる設備と同様																													
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	設備分類 ^{※1}	整備する手順書	手順の分類																																																
直流電源喪失	ディーゼル発電機（全交流動力電源）及び蓄電池（安全防護系用）（枯渇）	代替電源（直流）からの給電	蓄電池（安全防護系用）	a,b	蓄電池による電源の復旧手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書																																																
			可搬式整流器		可搬式整流器を用いた直流電源復旧の手順	SA所達 ^{※3}																																																
			②交流電源喪失時に代替電源（交流）の給電により対応する手段に用いる設備と同様																																																			
<p>相違理由</p> <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は技術的能力まとめ資料と同一の表をSA設備まとめ資料にも記載している。 泊は女川と同様に本表は設置許可添付書類八に記載しないことから、SA設備まとめ資料にも記載しない。 																																																						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
<p>第114.3表 重大事故等における対応手段と整備する手順</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対応設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>設備分類^{※3}</th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">所内電気設備機能喪失</td> <td rowspan="7">所内電気設備</td> <td rowspan="7">代替所内電気設備による(仮)直送給電</td> <td>空冷式非常用発電装置</td> <td rowspan="3">a</td> <td rowspan="3">空冷式非常用発電装置による電源の復旧手順 空冷式非常用発電装置燃料補給の手順</td> <td rowspan="3">炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書 SA所達^{※1}</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク^{※2}</td> </tr> <tr> <td>重油タンク^{※2}</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー^{※2}</td> <td rowspan="4">c</td> <td rowspan="4">代替所内電気設備による電源供給手順</td> <td rowspan="4">SA所達^{※1}</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備分電盤</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備変圧器</td> </tr> <tr> <td>可搬式整流器</td> </tr> <tr> <td>電源車</td> <td>多様化型設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する手順」 ※2：空冷式非常用発電装置、電源車及びディーゼル発電機の燃料補給に使用する。 ※3：重大事故等対策において用いている設備の分類 a：当該条文中に適合する重大事故等対応設備 b：57条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備</p>	分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類 ^{※3}	整備する手順書	手順の分類	所内電気設備機能喪失	所内電気設備	代替所内電気設備による(仮)直送給電	空冷式非常用発電装置	a	空冷式非常用発電装置による電源の復旧手順 空冷式非常用発電装置燃料補給の手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書 SA所達 ^{※1}	燃料油貯蔵タンク ^{※2}	重油タンク ^{※2}	タンクローリー ^{※2}	c	代替所内電気設備による電源供給手順	SA所達 ^{※1}	代替所内電気設備分電盤	代替所内電気設備変圧器	可搬式整流器	電源車	多様化型設備			<p>【大飯】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は技術的能力まとめ資料と同一の表をSA設備まとめ資料にも記載している。 泊は女川と同様に本表は設置許可添付書類八に記載しないことから、SA設備まとめ資料にも記載しない。
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備分類 ^{※3}	整備する手順書	手順の分類																						
所内電気設備機能喪失	所内電気設備	代替所内電気設備による(仮)直送給電	空冷式非常用発電装置	a	空冷式非常用発電装置による電源の復旧手順 空冷式非常用発電装置燃料補給の手順	炉心の著しい損傷及び格納容器破損を防止する運転手順書 SA所達 ^{※1}																						
			燃料油貯蔵タンク ^{※2}																									
			重油タンク ^{※2}																									
			タンクローリー ^{※2}	c	代替所内電気設備による電源供給手順	SA所達 ^{※1}																						
			代替所内電気設備分電盤																									
			代替所内電気設備変圧器																									
			可搬式整流器																									
電源車	多様化型設備																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">＜内容比較のため再掲(2)＞</p> <p>充てんポンプ、高圧注入ポンプ、電動補助給水ポンプ、ほう酸ポンプ、緊急ほう酸補給弁、余熱除去ポンプ、格納容器スプレイポンプ、格納容器スプレイポンプ格納容器再循環サンプ側入口格納容器隔離弁、格納容器再循環ファン、A、D原子炉補機冷却水ポンプ、海水ポンプ、静的触媒式水素再結合装置温度監視装置、原子炉格納容器水素燃焼装置、原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置、可搬型格納容器内水素ガス濃度計、格納容器水素ガス試料冷却器用可搬型冷却水ポンプ、可搬型格納容器ガス試料圧縮装置、アニュラス空気浄化ファン、原子炉格納容器水位、原子炉下部キャビティ水位、中央制御室空調ファン、中央制御室循環ファン、中央制御室非常用循環ファン、可搬型照明（SA）、衛星電話（固定）、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、蓄圧タンク出口弁及びA、B、C、D計装用電源は、ディーゼル発電機より電力を供給できる設計とする。</p> <p style="text-align: center;">＜一部、内容比較のため再掲(7)＞</p> <p>空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機は、遮断器操作等によって通常時の系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成及び系統隔離をすることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>10.1 非常用電源設備 10.1.2 重大事故等時 10.1.2.1 非常用交流電源設備 10.1.2.1.1 概要 非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備のうち非常用ディーゼル発電機は、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）、ATWS緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）、ATWS緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）、ほう酸水注入系、代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）、高圧窒素ガス供給系（非常用）、低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）、低圧代替注水系（可搬型）、残留熱除去系（低圧注水モード）、低圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（原子炉停止時冷却モード）、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）、原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（可搬型）、残留熱除去系（格納容器スプレイ冷却モード）、残留熱除去系（サブプレッションプール水冷却モード）、代替循環冷却系、原子炉格納容器下部注水系（常設）（復水移送ポンプ）、原子炉格納容器下部注水系（可搬型）、計測制御装置及び非常用ガス処理系へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用交流電源設備のうち高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、高圧炉心スプレイ系及び計測制御装置へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の燃料は、軽油タンクより非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプを用いて補給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2 設計方針 非常用交流電源設備は、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.1.2.1 悪影響防止 非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>10.1 非常用電源設備 10.1.2 重大事故等時 10.1.2.1 非常用交流電源設備 10.1.2.1.1 概要 非常用交流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>非常用交流電源設備のうちディーゼル発電機は、原子炉出力抑制（自動）、原子炉出力抑制（手動）、ほう酸水注入、1次冷却系のフィードアンドブリード、蒸気発生器2次側からの除熱、炉心注水、代替炉心注水、再循環運転、代替再循環運転、格納容器スプレイ、代替格納容器スプレイ、余熱除去設備、低圧注入系、格納容器内自然対流冷却、原子炉格納容器下部への注水、水素濃度制御設備、水素濃度監視設備、アニュラス空気浄化設備による水素排出、アニュラス部の水素濃度監視、使用済燃料ピットの監視、計測制御装置、中央制御室空調装置、可搬型照明（SA）、放射性物質の濃度低減、通信連絡設備へ電力を供給できる設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽よりディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いて補給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.1.2 設計方針 非常用交流電源設備は、「1.1.10 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.1.2.1 悪影響防止 非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による給電対象設備の相違 ・D/Gから電源を供給する設備の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・大飯はD/Gより電源を供給する機器名称を記載している。 ・泊は女川と同様に手段名称を記載した。</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（D/G燃料油移送設備）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><内容比較のため再掲(13)> ディーゼル発電機は、重大事故等の収束に必要な容量が設計基準事故対処設備の容量に対して十分であることを確認しているため、設計基準事故対処設備の容量と同仕様の設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.2 容量等 非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンク、軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>10.1.2.1.2.2 容量等 ディーゼル発電機、ディーゼル発電機燃料油サービスタンク、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D/G）</p>
<p><内容比較のため再掲(11-2)> 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等発生後7日間、重大事故等対処設備の運転に必要な燃料に対して十分であることを確認したタンク容量を有する設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.3 環境条件等 非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンクは、原子炉建屋付属棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の操作は、中央制御室から可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.3 環境条件等 ディーゼル発電機及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、ディーゼル発電機建屋内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【女川】 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備） 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p>
<p><内容比較のため再掲(18)> ディーゼル発電機は、重大事故等時における原子炉周辺建屋内の環境条件を考慮した設計とする。 操作は中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.3 環境条件等 非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンクは、原子炉建屋付属棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の操作は、中央制御室から可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.3 環境条件等 ディーゼル発電機の操作は、中央制御室又は設置場所から可能な設計とする。 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの操作は、設置場所から可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【女川】 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>
<p>(参考) 美浜3号炉 燃料油移送ポンプは、重大事故等時における原子炉補助建屋内の環境条件を考慮した設計とする。</p>			
<p><内容比較のため再掲(14-2)> 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	<p>ディーゼル発電機燃料油サービスタンクは、周辺補機棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。 ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、屋外に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p>	
<p><一部、内容比較のため再掲(19)> 空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機を使用した電源系統は、重大事故等が発生した場合でも、通常時の系統から遮断器操作にて速やかに切り替えられる設計とする。遮断器操作は手順どおりでなければ接続できない構造の設計とする。 空冷式非常用発電装置及びディーゼル発電機の操作は、中央制御室及び設置場所で可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.4 操作性の確保 非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、中央制御室の操作スイッチにより操作が可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.2.4 操作性の確保 非常用交流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。 ディーゼル発電機は、中央制御室及び設置場所の操作器により操作が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 設備名称の相違（D/G） 【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違 【女川】 記載の充実（大飯審査実績を参照） 記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>
<p>(参考) 伊方3号炉 ディーゼル発電機を使用した電源系統は、設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用する設計とする。 ディーゼル発電機は、操作スイッチにより中央制御室及び設置場所での操作が可能な設計とする。</p>			<p>【女川】 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ→泊：操作器</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.1.2.1.3 主要設備及び仕様 非常用交流電源設備の主要機器仕様を第10.1-5表に示す。</p> <p>10.1.2.1.4 試験検査 非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。 また、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンクは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認及び弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。 軽油タンクは、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p>	<p>10.1.2.1.3 主要設備及び仕様 非常用交流電源設備の主要仕様を第10.1.3表に示す。</p> <p>10.1.2.1.4 試験検査 ディーゼル発電機は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。 また、発電用原子炉の停止中に分解が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油サービスタンクは、発電用原子炉の運転中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、発電用原子炉の運転中又は停止中に内部の確認及び弁の開閉動作の確認が可能な設計とする。 ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えいの有無の確認が可能な設計とする。 また、発電用原子炉の停止中に内部の確認が可能な設計とする。 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び漏えいの有無の確認が可能な設計とする。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p>

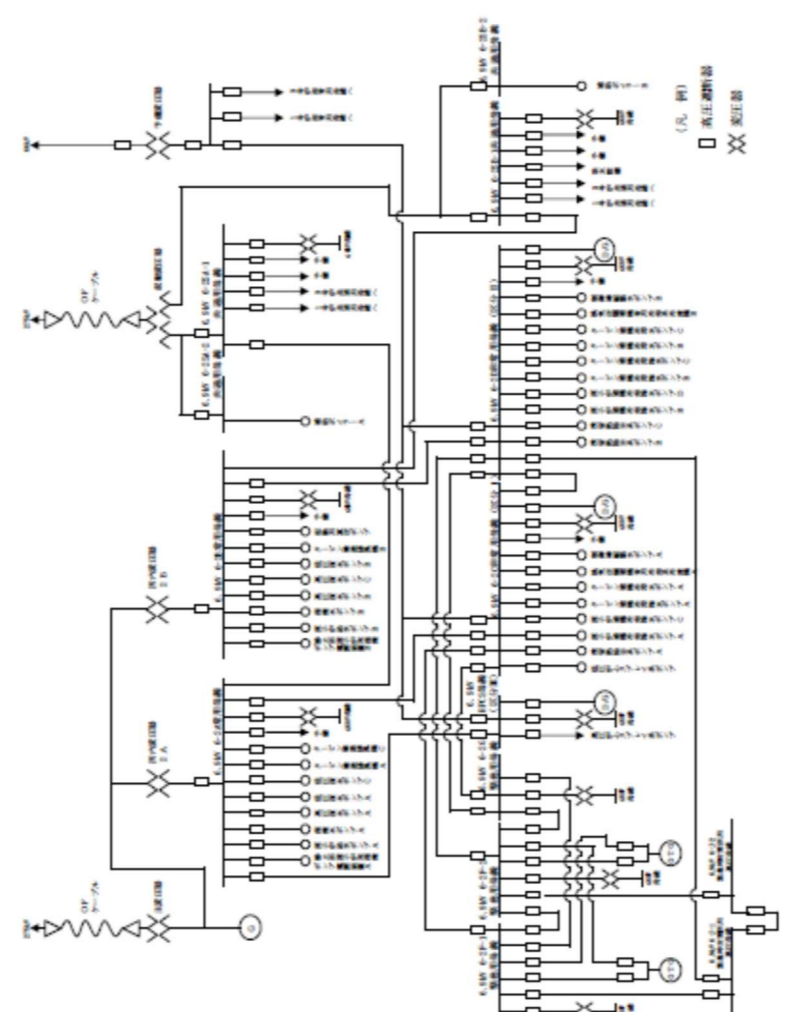
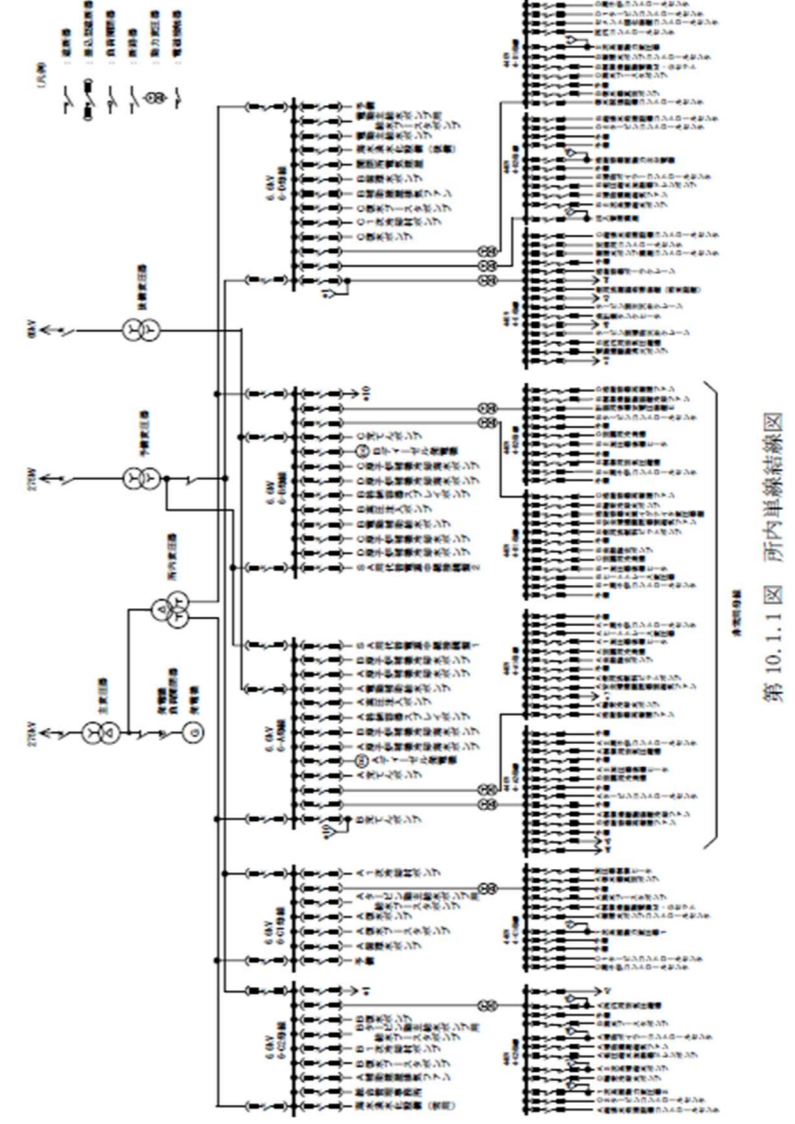
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.1.2.2 非常用直流電源設備</p> <p>10.1.2.2.1 概要</p> <p>非常用直流電源設備は、想定される重大事故等時において、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>非常用直流電源設備である125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hは、全交流動力電源喪失から8時間にわたり電力を供給できる設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2 設計方針</p> <p>非常用直流電源設備は、「1.1.7 重大事故等対処設備に関する基本方針」のうち、多様性、位置的分散を除く設計方針を適用して設計を行う。</p> <p>10.1.2.2.2.1 悪影響防止</p> <p>非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で、重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.2 容量等</p> <p>125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hは、設計基準事故時に使用する場合の容量が、重大事故等の収束に必要な容量に対して十分であることから、設計基準事故対処設備と同仕様で設計する。</p> <p>10.1.2.2.2.3 環境条件等</p> <p>125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2H並びにそれに充電する125V充電器2A、125V充電器2B及び125V充電器2Hは、制御建屋内又は原子炉建屋付属棟内に設置し、想定される重大事故等時における環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>10.1.2.2.2.4 操作性の確保</p> <p>非常用直流電源設備は、設計基準事故対処設備として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備（設計基準拡張）として使用する。</p> <p>10.1.2.2.3 主要設備及び仕様</p> <p>非常用直流電源設備の主要機器仕様を第10.1-3表に示す。</p> <p>10.1.2.2.4 試験検査</p> <p>125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2H並びに125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hに充電する充電器は、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能及び外観の確認が可能な設計とする。</p>		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（設計基準拡張）</p>

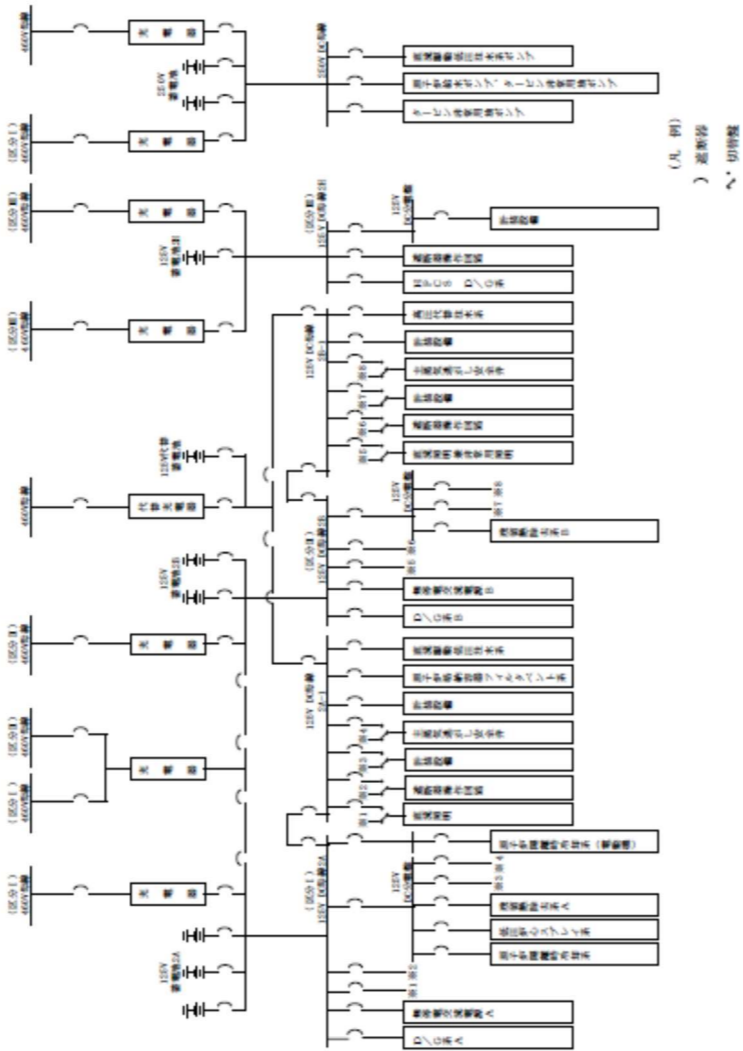
灰色：女川2号炉の記載のうち，BWR固有の設備や対応手段であり，泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第10.1-1図 所内単線結線図</p>	 <p>第10.1.1図 所内単線結線図</p>	<p>【大飯，女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが，重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・電源設備の構成に相違はあるが，既許可・既工認の内容を踏まえた記載としていふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち，BWR固有の設備や対応手段であり，泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第10.1-3図 直流電源単線結線図</p>		<p>【女川】 設備・運用の相違（設計基準拡張）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>10.7 補機駆動用燃料設備（非常用発電設備及び加熱蒸気系に係るものを除く。）</p> <p>10.7.1 概要</p> <p>重大事故等に対処するために使用する可搬型又は常設設備の動作に必要な駆動燃料を貯蔵及び補給する燃料設備として軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリを設ける。</p> <p>軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリについては、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>10.7 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラに係るものを除く。）</p> <p>10.7.1 概要</p> <p>重大事故等に対処するために使用する可搬型又は常設設備の動作に必要な駆動燃料を貯蔵及び補給する燃料設備としてディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク(SA)、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリを設ける。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク(SA)、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリについては、「10.2 代替電源設備」に記載する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>【大飯、女川】 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																												
	<p>関係する主要機器仕様については、「33条 保安電源設備」より抜粋して添付する。</p> <p>第10.1-1表 メタルクラッド開閉装置（高圧母線）の主要機器仕様</p> <p>構成及び仕様</p> <table border="1" data-bbox="914 443 1605 674"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>受電盤</th> <th>母線連絡盤</th> <th>負荷盤</th> <th>計器用変圧器盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a)種類</td> <td colspan="4">閉鎖配電盤</td> </tr> <tr> <td>(b)個数</td> <td colspan="4">57</td> </tr> <tr> <td>(c)定格電圧</td> <td colspan="4">6.9kV</td> </tr> <tr> <td>(d)電気方式</td> <td colspan="4">50Hz 3相 3線 10A 接地系（変圧器と抵抗器の組合せによる接地方式）</td> </tr> <tr> <td>(e)電源引込方式</td> <td colspan="4">バスダクト又はケーブルによる</td> </tr> <tr> <td>(f)フィーダ引出方式</td> <td colspan="4">ケーブルによる</td> </tr> <tr> <td>(g)母線電流容量</td> <td colspan="4">約3,000A, 約1,200A</td> </tr> </tbody> </table> <p>遮断器</p> <table border="1" data-bbox="914 730 1605 1058"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>受電用</th> <th>母線連絡用</th> <th>負荷用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a)種類</td> <td colspan="3">真空遮断器</td> </tr> <tr> <td>(b)個数</td> <td>9</td> <td>24</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>(c)極数</td> <td colspan="3">3極</td> </tr> <tr> <td>(d)操作方式</td> <td colspan="3">電動バネ又はソレノイド投入操作(DC125V)</td> </tr> <tr> <td>(e)絶縁等級</td> <td colspan="3">6号A</td> </tr> <tr> <td>(f)定格電圧</td> <td colspan="3">7.2kV</td> </tr> <tr> <td>(g)定格電流</td> <td colspan="3">約3,000A, 約1,200A</td> </tr> <tr> <td>(h)定格遮断電流</td> <td colspan="3">63kA</td> </tr> <tr> <td>(i)定格遮断時間</td> <td colspan="3">5サイクル</td> </tr> <tr> <td>(j)引きはずし方式</td> <td colspan="3">電気式, 機械式</td> </tr> <tr> <td>(k)投入方式</td> <td colspan="3">電動バネ又はソレノイド</td> </tr> </tbody> </table>	項目	受電盤	母線連絡盤	負荷盤	計器用変圧器盤	(a)種類	閉鎖配電盤				(b)個数	57				(c)定格電圧	6.9kV				(d)電気方式	50Hz 3相 3線 10A 接地系（変圧器と抵抗器の組合せによる接地方式）				(e)電源引込方式	バスダクト又はケーブルによる				(f)フィーダ引出方式	ケーブルによる				(g)母線電流容量	約3,000A, 約1,200A				項目	受電用	母線連絡用	負荷用	(a)種類	真空遮断器			(b)個数	9	24	55	(c)極数	3極			(d)操作方式	電動バネ又はソレノイド投入操作(DC125V)			(e)絶縁等級	6号A			(f)定格電圧	7.2kV			(g)定格電流	約3,000A, 約1,200A			(h)定格遮断電流	63kA			(i)定格遮断時間	5サイクル			(j)引きはずし方式	電気式, 機械式			(k)投入方式	電動バネ又はソレノイド			<p>関係する主要仕様については、「33条 保安電源設備」より抜粋して添付する。</p> <p>第10.1.1表 メタルクラッド開閉装置の主要仕様（1/2）</p> <p>構成及び仕様</p> <table border="1" data-bbox="1679 407 2407 749"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>受電盤</th> <th>き電盤</th> <th>計器用変圧器盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>型式</td> <td colspan="3">屋内用鋼板製単位閉鎖垂直自立型</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>16</td> <td>51</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>定格電圧</td> <td colspan="3">7.2kV</td> </tr> <tr> <td>電気方式</td> <td colspan="3">50Hz 3相 3線 変圧器接地式</td> </tr> <tr> <td>電源引込方式</td> <td colspan="3">バスダクト又はケーブルによる</td> </tr> <tr> <td>フィーダ引出方式</td> <td colspan="3">ケーブルによる</td> </tr> <tr> <td>母線電流容量</td> <td>3,150A</td> <td>2,000A</td> <td>1,200A</td> </tr> </tbody> </table> <p>遮断器</p> <table border="1" data-bbox="1679 783 2407 1323"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>受電用</th> <th>き電用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>型式</td> <td colspan="2">真空遮断器</td> </tr> <tr> <td>台数</td> <td>16</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>極数</td> <td colspan="2">3極</td> </tr> <tr> <td>操作方式</td> <td colspan="2">バネ投入操作(DC125V)</td> </tr> <tr> <td>定格耐電圧</td> <td colspan="2">定格雷インパルス耐電圧：60kV 定格短時間商用周波耐電圧：22kV</td> </tr> <tr> <td>定格電圧</td> <td colspan="2">7.2kV</td> </tr> <tr> <td>定格電流</td> <td>3,150A</td> <td>2,000A, 1,200A</td> </tr> <tr> <td>定格遮断電流</td> <td colspan="2">44kA</td> </tr> <tr> <td>定格遮断時間</td> <td colspan="2">5サイクル</td> </tr> <tr> <td>引きはずし自由方式</td> <td colspan="2">電氣的, 機械的</td> </tr> <tr> <td>投入方式</td> <td colspan="2">バネ式</td> </tr> </tbody> </table>	項目	受電盤	き電盤	計器用変圧器盤	型式	屋内用鋼板製単位閉鎖垂直自立型			台数	16	51	10	定格電圧	7.2kV			電気方式	50Hz 3相 3線 変圧器接地式			電源引込方式	バスダクト又はケーブルによる			フィーダ引出方式	ケーブルによる			母線電流容量	3,150A	2,000A	1,200A	項目	受電用	き電用	型式	真空遮断器		台数	16	51	極数	3極		操作方式	バネ投入操作(DC125V)		定格耐電圧	定格雷インパルス耐電圧：60kV 定格短時間商用周波耐電圧：22kV		定格電圧	7.2kV		定格電流	3,150A	2,000A, 1,200A	定格遮断電流	44kA		定格遮断時間	5サイクル		引きはずし自由方式	電氣的, 機械的		投入方式	バネ式		<p>【大飯, 女川】 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが, 重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・電源設備の構成に相違はあるが, 既許可・既工認の内容を踏まえた記載としていふ点において同等である。</p>
項目	受電盤	母線連絡盤	負荷盤	計器用変圧器盤																																																																																																																																																											
(a)種類	閉鎖配電盤																																																																																																																																																														
(b)個数	57																																																																																																																																																														
(c)定格電圧	6.9kV																																																																																																																																																														
(d)電気方式	50Hz 3相 3線 10A 接地系（変圧器と抵抗器の組合せによる接地方式）																																																																																																																																																														
(e)電源引込方式	バスダクト又はケーブルによる																																																																																																																																																														
(f)フィーダ引出方式	ケーブルによる																																																																																																																																																														
(g)母線電流容量	約3,000A, 約1,200A																																																																																																																																																														
項目	受電用	母線連絡用	負荷用																																																																																																																																																												
(a)種類	真空遮断器																																																																																																																																																														
(b)個数	9	24	55																																																																																																																																																												
(c)極数	3極																																																																																																																																																														
(d)操作方式	電動バネ又はソレノイド投入操作(DC125V)																																																																																																																																																														
(e)絶縁等級	6号A																																																																																																																																																														
(f)定格電圧	7.2kV																																																																																																																																																														
(g)定格電流	約3,000A, 約1,200A																																																																																																																																																														
(h)定格遮断電流	63kA																																																																																																																																																														
(i)定格遮断時間	5サイクル																																																																																																																																																														
(j)引きはずし方式	電気式, 機械式																																																																																																																																																														
(k)投入方式	電動バネ又はソレノイド																																																																																																																																																														
項目	受電盤	き電盤	計器用変圧器盤																																																																																																																																																												
型式	屋内用鋼板製単位閉鎖垂直自立型																																																																																																																																																														
台数	16	51	10																																																																																																																																																												
定格電圧	7.2kV																																																																																																																																																														
電気方式	50Hz 3相 3線 変圧器接地式																																																																																																																																																														
電源引込方式	バスダクト又はケーブルによる																																																																																																																																																														
フィーダ引出方式	ケーブルによる																																																																																																																																																														
母線電流容量	3,150A	2,000A	1,200A																																																																																																																																																												
項目	受電用	き電用																																																																																																																																																													
型式	真空遮断器																																																																																																																																																														
台数	16	51																																																																																																																																																													
極数	3極																																																																																																																																																														
操作方式	バネ投入操作(DC125V)																																																																																																																																																														
定格耐電圧	定格雷インパルス耐電圧：60kV 定格短時間商用周波耐電圧：22kV																																																																																																																																																														
定格電圧	7.2kV																																																																																																																																																														
定格電流	3,150A	2,000A, 1,200A																																																																																																																																																													
定格遮断電流	44kA																																																																																																																																																														
定格遮断時間	5サイクル																																																																																																																																																														
引きはずし自由方式	電氣的, 機械的																																																																																																																																																														
投入方式	バネ式																																																																																																																																																														

灰色：女川2号炉の記載のうち，BWR固有の設備や対応手段であり，泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																															
	<p style="text-align: center;">第10.1-3表 直流電源設備の主要機器仕様</p> <p>(1) 蓄電池</p> <p>非常用</p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td></td><td>鉛蓄電池</td></tr> <tr><td>組数</td><td></td><td>3</td></tr> <tr><td>セル数</td><td>A系</td><td>60</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>60</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>60</td></tr> <tr><td>電圧</td><td>A系</td><td>125V</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>125V</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>125V</td></tr> <tr><td>容量</td><td>A系</td><td>約8,000Ah</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>約6,000Ah</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>約400Ah</td></tr> </table> <p>常用</p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td></td><td>鉛蓄電池</td></tr> <tr><td>組数</td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>セル数</td><td></td><td>116</td></tr> <tr><td>電圧</td><td></td><td>250V</td></tr> <tr><td>容量</td><td></td><td>約6,000Ah</td></tr> </table> <p>(2) 充電器</p> <p>非常用（予備充電器は常用）</p> <table border="0"> <tr><td>種類</td><td></td><td>シリコン整流器</td></tr> <tr><td>個数</td><td>A系</td><td>1</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>1</td></tr> <tr><td></td><td>(予備)</td><td>1</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>1（予備1）</td></tr> <tr><td>充電方式</td><td></td><td>浮動</td></tr> <tr><td>冷却方式</td><td></td><td>自然通風</td></tr> <tr><td>交流入力</td><td>A系</td><td>3相 50Hz 440V</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>3相 50Hz 440V</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>3相 50Hz 440V</td></tr> <tr><td>容量</td><td>A系</td><td>約118kW</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>約118kW</td></tr> <tr><td></td><td>(予備)</td><td>約118kW</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>約10kW</td></tr> <tr><td>直流出力電圧</td><td>A系</td><td>133.8V</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>133.8V</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>129V</td></tr> <tr><td>直流出力電流</td><td>A系</td><td>約700A</td></tr> <tr><td></td><td>B系</td><td>約700A</td></tr> <tr><td></td><td>(予備)</td><td>約700A</td></tr> <tr><td></td><td>HPCS系</td><td>約50A</td></tr> </table>	種類		鉛蓄電池	組数		3	セル数	A系	60		B系	60		HPCS系	60	電圧	A系	125V		B系	125V		HPCS系	125V	容量	A系	約8,000Ah		B系	約6,000Ah		HPCS系	約400Ah	種類		鉛蓄電池	組数		1	セル数		116	電圧		250V	容量		約6,000Ah	種類		シリコン整流器	個数	A系	1		B系	1		(予備)	1		HPCS系	1（予備1）	充電方式		浮動	冷却方式		自然通風	交流入力	A系	3相 50Hz 440V		B系	3相 50Hz 440V		HPCS系	3相 50Hz 440V	容量	A系	約118kW		B系	約118kW		(予備)	約118kW		HPCS系	約10kW	直流出力電圧	A系	133.8V		B系	133.8V		HPCS系	129V	直流出力電流	A系	約700A		B系	約700A		(予備)	約700A		HPCS系	約50A		<p>【女川】 設備・運用の相違（設計基準拡張）</p>
種類		鉛蓄電池																																																																																																																
組数		3																																																																																																																
セル数	A系	60																																																																																																																
	B系	60																																																																																																																
	HPCS系	60																																																																																																																
電圧	A系	125V																																																																																																																
	B系	125V																																																																																																																
	HPCS系	125V																																																																																																																
容量	A系	約8,000Ah																																																																																																																
	B系	約6,000Ah																																																																																																																
	HPCS系	約400Ah																																																																																																																
種類		鉛蓄電池																																																																																																																
組数		1																																																																																																																
セル数		116																																																																																																																
電圧		250V																																																																																																																
容量		約6,000Ah																																																																																																																
種類		シリコン整流器																																																																																																																
個数	A系	1																																																																																																																
	B系	1																																																																																																																
	(予備)	1																																																																																																																
	HPCS系	1（予備1）																																																																																																																
充電方式		浮動																																																																																																																
冷却方式		自然通風																																																																																																																
交流入力	A系	3相 50Hz 440V																																																																																																																
	B系	3相 50Hz 440V																																																																																																																
	HPCS系	3相 50Hz 440V																																																																																																																
容量	A系	約118kW																																																																																																																
	B系	約118kW																																																																																																																
	(予備)	約118kW																																																																																																																
	HPCS系	約10kW																																																																																																																
直流出力電圧	A系	133.8V																																																																																																																
	B系	133.8V																																																																																																																
	HPCS系	129V																																																																																																																
直流出力電流	A系	約700A																																																																																																																
	B系	約700A																																																																																																																
	(予備)	約700A																																																																																																																
	HPCS系	約50A																																																																																																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>常用</p> <p>種類 シリコン整流器</p> <p>個数 1</p> <p>(予備 1)</p> <p>充電方式 浮動</p> <p>冷却方式 自然通風</p> <p>交流入力 3相 50Hz 440V</p> <p>容量 約130kW</p> <p>直流出力電圧 258.7V</p> <p>直流出力電流 約400A</p> <p>(3) 直流母線</p> <p>非常用</p> <p>個数 3</p> <p>電圧 A系 125V</p> <p>B系 125V</p> <p>HPCS系 125V</p> <p>常用</p> <p>個数 1</p> <p>電圧 250V</p>		<p>【女川】</p> <p>設備・運用の相違（設計基準拡張）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																								
<p style="text-align: center;"><内容比較のため再掲(24)></p> <p>(5) ディーゼル発電機（重大事故等時のみ3号及び4号炉共用）兼用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源設備 ・代替電源設備 <p>エンジン</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">台数</td> <td style="width: 15%;">4</td> <td style="width: 15%;">出力</td> <td style="width: 15%;">約7,100kW（1台当たり）</td> <td style="width: 15%;">起動方式</td> <td style="width: 15%;">圧縮空気起動</td> <td style="width: 15%;">使用燃料</td> <td style="width: 15%;">A重油</td> </tr> </table> <p>発電機</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">台数</td> <td style="width: 15%;">4</td> <td style="width: 15%;">型式</td> <td style="width: 15%;">横置回転界磁3同期発電機</td> <td style="width: 15%;">容量</td> <td style="width: 15%;">約8,875kVA（1台当たり）</td> <td style="width: 15%;">力率</td> <td style="width: 15%;">0.8（遅れ）</td> <td style="width: 15%;">電圧</td> <td style="width: 15%;">6,900V</td> <td style="width: 15%;">周波数</td> <td style="width: 15%;">60Hz</td> </tr> </table>	台数	4	出力	約7,100kW（1台当たり）	起動方式	圧縮空気起動	使用燃料	A重油	台数	4	型式	横置回転界磁3同期発電機	容量	約8,875kVA（1台当たり）	力率	0.8（遅れ）	電圧	6,900V	周波数	60Hz	<p>第10.1-5表 非常用ディーゼル発電機（高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を含む。）の主要機器仕様</p> <p>(1) エンジン</p> <p>a. 非常用ディーゼル発電機</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">種類</td> <td style="width: 15%;">4サイクルたて形18気筒ディーゼル機関</td> <td style="width: 15%;">台数</td> <td style="width: 15%;">2</td> <td style="width: 15%;">出力</td> <td style="width: 15%;">約6,100kW（1台当たり）</td> <td style="width: 15%;">回転数</td> <td style="width: 15%;">500rpm</td> <td style="width: 15%;">起動方式</td> <td style="width: 15%;">圧縮空気起動</td> <td style="width: 15%;">起動時間</td> <td style="width: 15%;">約10秒</td> <td style="width: 15%;">使用燃料</td> <td style="width: 15%;">軽油</td> </tr> </table> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">種類</td> <td style="width: 15%;">4サイクルたて形18気筒ディーゼル機関</td> <td style="width: 15%;">台数</td> <td style="width: 15%;">1</td> <td style="width: 15%;">出力</td> <td style="width: 15%;">約3,000kW</td> <td style="width: 15%;">回転数</td> <td style="width: 15%;">1,000rpm</td> <td style="width: 15%;">起動方式</td> <td style="width: 15%;">圧縮空気起動</td> <td style="width: 15%;">起動時間</td> <td style="width: 15%;">約13秒</td> <td style="width: 15%;">使用燃料</td> <td style="width: 15%;">軽油</td> </tr> </table> <p>(2) 発電機</p> <p>a. 非常用ディーゼル発電機</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">種類</td> <td style="width: 15%;">横軸回転界磁三同期発電機</td> <td style="width: 15%;">台数</td> <td style="width: 15%;">2</td> <td style="width: 15%;">容量</td> <td style="width: 15%;">約7,625kVA（1台当たり）</td> <td style="width: 15%;">力率</td> <td style="width: 15%;">0.80（遅れ）</td> <td style="width: 15%;">電圧</td> <td style="width: 15%;">6.9kV</td> <td style="width: 15%;">周波数</td> <td style="width: 15%;">50Hz</td> <td style="width: 15%;">回転数</td> <td style="width: 15%;">500rpm</td> </tr> </table> <p>b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">種類</td> <td style="width: 15%;">横軸回転界磁三同期発電機</td> <td style="width: 15%;">台数</td> <td style="width: 15%;">1</td> <td style="width: 15%;">容量</td> <td style="width: 15%;">約3,750kVA</td> <td style="width: 15%;">力率</td> <td style="width: 15%;">0.80（遅れ）</td> <td style="width: 15%;">電圧</td> <td style="width: 15%;">6.9kV</td> <td style="width: 15%;">周波数</td> <td style="width: 15%;">50Hz</td> <td style="width: 15%;">回転数</td> <td style="width: 15%;">1,000rpm</td> </tr> </table>	種類	4サイクルたて形18気筒ディーゼル機関	台数	2	出力	約6,100kW（1台当たり）	回転数	500rpm	起動方式	圧縮空気起動	起動時間	約10秒	使用燃料	軽油	種類	4サイクルたて形18気筒ディーゼル機関	台数	1	出力	約3,000kW	回転数	1,000rpm	起動方式	圧縮空気起動	起動時間	約13秒	使用燃料	軽油	種類	横軸回転界磁三同期発電機	台数	2	容量	約7,625kVA（1台当たり）	力率	0.80（遅れ）	電圧	6.9kV	周波数	50Hz	回転数	500rpm	種類	横軸回転界磁三同期発電機	台数	1	容量	約3,750kVA	力率	0.80（遅れ）	電圧	6.9kV	周波数	50Hz	回転数	1,000rpm	<p>第10.1.3表 ディーゼル発電機設備の主要仕様</p> <p>(1) エンジン</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">型式</td> <td style="width: 15%;">4サイクルたて形16気筒ディーゼル機関</td> <td style="width: 15%;">台数</td> <td style="width: 15%;">2</td> <td style="width: 15%;">出力</td> <td style="width: 15%;">約5,600kW（1台当たり）</td> <td style="width: 15%;">回転速度</td> <td style="width: 15%;">約750min⁻¹</td> <td style="width: 15%;">起動方式</td> <td style="width: 15%;">圧縮空気起動</td> <td style="width: 15%;">起動時間</td> <td style="width: 15%;">約10秒</td> <td style="width: 15%;">使用燃料</td> <td style="width: 15%;">軽油</td> </tr> </table> <p>(2) 発電機</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">型式</td> <td style="width: 15%;">横置・回転界磁形・三同期発電機</td> <td style="width: 15%;">台数</td> <td style="width: 15%;">2</td> <td style="width: 15%;">容量</td> <td style="width: 15%;">約7,000kVA（1台当たり）</td> <td style="width: 15%;">力率</td> <td style="width: 15%;">0.8（遅れ）</td> <td style="width: 15%;">電圧</td> <td style="width: 15%;">6.9kV</td> <td style="width: 15%;">周波数</td> <td style="width: 15%;">50Hz</td> <td style="width: 15%;">回転速度</td> <td style="width: 15%;">約750min⁻¹</td> </tr> </table>	型式	4サイクルたて形16気筒ディーゼル機関	台数	2	出力	約5,600kW（1台当たり）	回転速度	約750min ⁻¹	起動方式	圧縮空気起動	起動時間	約10秒	使用燃料	軽油	型式	横置・回転界磁形・三同期発電機	台数	2	容量	約7,000kVA（1台当たり）	力率	0.8（遅れ）	電圧	6.9kV	周波数	50Hz	回転速度	約750min ⁻¹	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯，女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としていふ点において同等である。
台数	4	出力	約7,100kW（1台当たり）	起動方式	圧縮空気起動	使用燃料	A重油																																																																																																				
台数	4	型式	横置回転界磁3同期発電機	容量	約8,875kVA（1台当たり）	力率	0.8（遅れ）	電圧	6,900V	周波数	60Hz																																																																																																
種類	4サイクルたて形18気筒ディーゼル機関	台数	2	出力	約6,100kW（1台当たり）	回転数	500rpm	起動方式	圧縮空気起動	起動時間	約10秒	使用燃料	軽油																																																																																														
種類	4サイクルたて形18気筒ディーゼル機関	台数	1	出力	約3,000kW	回転数	1,000rpm	起動方式	圧縮空気起動	起動時間	約13秒	使用燃料	軽油																																																																																														
種類	横軸回転界磁三同期発電機	台数	2	容量	約7,625kVA（1台当たり）	力率	0.80（遅れ）	電圧	6.9kV	周波数	50Hz	回転数	500rpm																																																																																														
種類	横軸回転界磁三同期発電機	台数	1	容量	約3,750kVA	力率	0.80（遅れ）	電圧	6.9kV	周波数	50Hz	回転数	1,000rpm																																																																																														
型式	4サイクルたて形16気筒ディーゼル機関	台数	2	出力	約5,600kW（1台当たり）	回転速度	約750min ⁻¹	起動方式	圧縮空気起動	起動時間	約10秒	使用燃料	軽油																																																																																														
型式	横置・回転界磁形・三同期発電機	台数	2	容量	約7,000kVA（1台当たり）	力率	0.8（遅れ）	電圧	6.9kV	周波数	50Hz	回転速度	約750min ⁻¹																																																																																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 軽油タンク</p> <p>種類 横置円筒形</p> <p>基数 6（1系列につき3基） 1（1系列につき1基）</p> <p>容量 約110kL（1基当たり） 約170kL</p> <p>使用燃料 軽油</p>	<p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>型式 横置円筒形</p> <p>基数 4</p> <p>容量 約146kL（1基当たり）</p> <p>使用燃料 軽油</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>台数 2</p> <p>容量 約26kL/h（1台当たり）</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備名称の相違（D/G）</p> <p>【女川】 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>【大飯，女川】 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 ・電源設備の構成に相違はあるが、既許可・既工認の内容を踏まえた記載としているという点において同等である。 <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3.14 電源設備【57 条】</p> <p style="text-align: center;">< 添付資料 目次 ></p> <p>3.14 電源設備</p> <p>3.14.1 設置許可基準規則第 57 条への適合方針</p> <p>(1) 可搬型代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 a） i）及び iii））</p> <p>(2) 常設代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 a） ii）及び iii））</p> <p>(3) 所内常設蓄電式直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 b））</p> <p>(4) 常設代替直流電源設備</p> <p>(5) 可搬型代替直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 c）並びに a） i）及び iii））</p> <p>(6) 号炉間電力融通設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 d））</p> <p>(7) 代替所内電気設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 e））</p> <p>(8) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 非常用交流電源設備</p> <p style="padding-left: 20px;">(ii) 非常用直流電源設備</p> <p>(9) 燃料補給設備</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 燃料補給設備</p> <p>(10) 自主対策設備の整備</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 125V 代替充電器用電源車接続設備</p> <p style="padding-left: 20px;">(ii) 号炉間電力融通設備</p>	<p>2.14 電源設備【57 条】</p> <p style="text-align: center;">< 添付資料 目次 ></p> <p>2.14 電源設備</p> <p>2.14.1 設置許可基準規則第 57 条への適合方針</p> <p>(1) 可搬型代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 a） i）及び iii））</p> <p>(2) 常設代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 a） ii）及び iii））</p> <p>(3) 所内常設蓄電式直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 b））</p> <p>(4) 可搬型代替直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 c）並びに a） i）及び iii））</p> <p>(5) 号炉間電力融通設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 d））</p> <p>(6) 代替所内電気設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 e））</p> <p>(7) 重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 非常用交流電源設備</p> <p>(8) 燃料補給設備</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 燃料補給設備</p> <p>(9) 自主対策設備の整備</p> <p style="padding-left: 20px;">(i) 後備変圧器</p> <p style="padding-left: 20px;">(ii) 号炉間電力融通設備</p> <p style="padding-left: 20px;">(iii) 開閉所設備</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は添付資料を作成していないため、女川との相違理由を記載する。（次ページ以降は本記載を省略する。） <p>項目番号の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：3.14→泊：2.14（以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。） <p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p> <p>設備・運用の相違（設計基準拡張）</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は電源車から代替所内電気設備を経由して 125V 充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から 125V 代替充電器に給電する手段を整備している。 ・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。 <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に 66kV（大飯は 77kV）送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。 <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に号機間電力融通設備以外の自主対策設備（開閉所設備）により、他号炉のディーゼル発電機から給電する手段を整備する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2 重大事故等対処設備</p> <p>3.14.2.1 可搬型代替交流電源設備</p> <p>3.14.2.1.1 設備概要</p> <p>3.14.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 電源車</p> <p>(2) 軽油タンク</p> <p>(3) ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>(4) タンクローリ</p> <p>3.14.2.1.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3.14.2.1.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.1.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.14.2.1.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.14.2.1.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>2.14.2 重大事故等対処設備</p> <p>2.14.2.1 可搬型代替交流電源設備</p> <p>2.14.2.1.1 設備概要</p> <p>2.14.2.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型代替電源車</p> <p>(2) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(3) 燃料タンク (SA)</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>(5) 可搬型タンクローリ</p> <p>(6) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>2.14.2.1.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2.14.2.1.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.2.1.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.14.2.1.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.14.2.1.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.2 常設代替交流電源設備</p> <p>3.14.2.2.1 設備概要</p> <p>3.14.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) ガスタービン発電機</p> <p>(2) ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>(3) ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>(4) 軽油タンク</p> <p>(5) タンクローリ</p> <p>3.14.2.2.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3.14.2.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.14.2.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.14.2.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>2.14.2.2 常設代替交流電源設備</p> <p>2.14.2.2.1 設備概要</p> <p>2.14.2.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 代替非常用発電機</p> <p>(2) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(3) 燃料タンク (SA)</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>(5) 可搬型タンクローリ</p> <p>(6) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>2.14.2.2.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2.14.2.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.2.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.14.2.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.14.2.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3. 14. 2. 3 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>3. 14. 2. 3. 1 設備概要</p> <p>3. 14. 2. 3. 2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 125V 蓄電池 2A</p> <p>(2) 125V 蓄電池 2B</p> <p>(3) 125V 充電器 2A</p> <p>(4) 125V 充電器 2B</p> <p>3. 14. 2. 3. 3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3. 14. 2. 3. 4 設置許可基準規則第 43 条への適合方針</p> <p>3. 14. 2. 3. 4. 1 設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第六号）</p> <p>3. 14. 2. 3. 4. 2 設置許可基準規則第 43 条第 2 項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第三号）</p> <p>3. 14. 2. 4 常設代替直流電源設備</p> <p>3. 14. 2. 4. 1 設備概要</p> <p>3. 14. 2. 4. 2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 125V 代替蓄電池</p> <p>(2) 250V 蓄電池</p> <p>3. 14. 2. 4. 3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3. 14. 2. 4. 4 設置許可基準規則第 43 条への適合方針</p> <p>3. 14. 2. 4. 4. 1 設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第六号）</p> <p>3. 14. 2. 4. 4. 2 設置許可基準規則第 43 条第 2 項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第三号）</p>	<p>2. 14. 2. 3 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>2. 14. 2. 3. 1 設備概要</p> <p>2. 14. 2. 3. 2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 蓄電池（非常用）</p> <p>(2) 後備蓄電池</p> <p>(3) A 充電器</p> <p>(4) B 充電器</p> <p>2. 14. 2. 3. 3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2. 14. 2. 3. 4 設置許可基準規則第 43 条への適合方針</p> <p>2. 14. 2. 3. 4. 1 設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第六号）</p> <p>2. 14. 2. 3. 4. 2 設置許可基準規則第 43 条第 2 項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第三号）</p>	<p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.5 可搬型代替直流電源設備</p> <p>3.14.2.5.1 設備概要</p> <p>3.14.2.5.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 125V 代替蓄電池</p> <p>(2) 250V 蓄電池</p> <p>(3) 電源車</p> <p>(4) 125V 代替充電器</p> <p>(5) 250V 充電器</p> <p>(6) 軽油タンク</p> <p>(7) ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>(8) タンクローリ</p> <p>3.14.2.5.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3.14.2.5.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.5.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.14.2.5.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.14.2.5.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>2.14.2.4 可搬型代替直流電源設備</p> <p>2.14.2.4.1 設備概要</p> <p>2.14.2.4.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 可搬型直流電源用発電機</p> <p>(2) 可搬型直流変換器</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(4) 燃料タンク (SA)</p> <p>(5) 可搬型タンクローリー</p> <p>2.14.2.4.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2.14.2.4.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.2.4.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.14.2.4.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.14.2.4.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.6 代替所内電気設備</p> <p>3.14.2.6.1 設備概要</p> <p>3.14.2.6.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) ガスタービン発電機接続盤</p> <p>(2) 緊急用高圧母線 2F系</p> <p>(3) 緊急用高圧母線 2G系</p> <p>(4) 緊急用動力変圧器 2G系</p> <p>(5) 緊急用低圧母線 2G系</p> <p>(6) 緊急用交流電源切替盤 2G系</p> <p>(7) 緊急用交流電源切替盤 2C系</p> <p>(8) 緊急用交流電源切替盤 2D系</p> <p>(9) 非常用高圧母線 2C系</p> <p>(10) 非常用高圧母線 2D系</p> <p>3.14.2.6.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3.14.2.6.4 所内電気設備への接近性の確保</p> <p>3.14.2.6.5 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.6.5.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.14.2.6.5.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p>	<p>2.14.2.5 代替所内電気設備</p> <p>2.14.2.5.1 設備概要</p> <p>2.14.2.5.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 代替非常用発電機</p> <p>(2) 可搬型代替電源車</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(4) 燃料タンク (SA)</p> <p>(5) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>(6) 可搬型タンクローリー</p> <p>(7) 代替所内電気設備変圧器</p> <p>(8) 代替所内電気設備分電盤</p> <p>(9) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>2.14.2.5.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2.14.2.5.4 所内電気設備への接近性の確保</p> <p>2.14.2.5.5 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.2.5.5.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.14.2.5.5.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.14.2.5.5.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>設備・運用の相違（代替炉心注水等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.3 重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>3.14.3.1 非常用交流電源設備</p> <p>3.14.3.1.1 設備概要</p> <p>3.14.3.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 非常用ディーゼル発電機</p> <p>(2) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機</p> <p>(3) 非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク</p> <p>(4) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンク</p> <p>(5) 軽油タンク</p> <p>(6) 非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>(7) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>3.14.3.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.3.2 非常用直流電源設備</p> <p>3.14.3.2.1 設備概要</p> <p>3.14.3.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 125V蓄電池2A</p> <p>(2) 125V蓄電池2B</p> <p>(3) 125V蓄電池2H</p> <p>(4) 125V充電器2A</p> <p>(5) 125V充電器2B</p> <p>(6) 125V充電器2H</p> <p>3.14.3.2.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p>	<p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>2.14.3 重大事故等対処設備（設計基準拡張）</p> <p>2.14.3.1 非常用交流電源設備</p> <p>2.14.3.1.1 設備概要</p> <p>2.14.3.1.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) ディーゼル発電機</p> <p>(2) ディーゼル発電機燃料油サービスタンク</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>2.14.3.1.3 設置許可基準規則第43条への適合方針</p>	<p>相違理由</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備名称の相違（D/G燃料油移送設備）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（設計基準拡張）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.3.3 燃料補給設備</p> <p>3.14.3.3.1 設備概要</p> <p>3.14.3.3.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) 軽油タンク</p> <p>(2) ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>(3) タンクローリ</p> <p>3.14.3.3.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>3.14.3.3.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.3.3.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>3.14.3.3.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>3.14.3.3.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>2.14.3.2 燃料補給設備</p> <p>2.14.3.2.1 設備概要</p> <p>2.14.3.2.2 主要設備の仕様</p> <p>(1) ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>(2) 燃料タンク (SA)</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>(4) 可搬型タンクローリ</p> <p>2.14.3.2.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>2.14.3.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.3.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号）</p> <p>2.14.3.2.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>2.14.3.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号）</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第43条第3項第四号）</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p>	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3.14 電源設備【57 条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (電源設備) 第五十七条 発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、第三十三条第二項の規定により設置される非常用電源設備及び前項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈) 1 第 1 項に規定する「必要な電力を確保するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。 a) 代替電源設備を設けること。 i) 可搬型代替電源設備（電源車及びバッテリー等）を配備すること。 ii) 常設代替電源設備として交流電源設備を設置すること。 iii) 設計基準事故対処設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図ること。 b) 所内常設蓄電式直流電源設備は、負荷切り離しを行わずに 8 時間、電気の供給が可能であること。ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。その後、必要な負荷以外を切り離して残り 16 時間の合計 24 時間にわたり、電気の供給を行うことが可能であること。 c) 24 時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気（直流）の供給を行うことが可能である可搬型直流電源設備を整備すること。 d) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようあらかじめケーブル等を敷設し、手動で接続できること。 e) 所内電気設備（モーターコントロールセンター（MCC）、パワーセンター（P/C）及び金属閉鎖配電盤（メタクラ）（MC）等）は、代替所内電気設備を設けることなどにより共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。</p>	<p>2.14 電源設備【57 条】</p> <p>【設置許可基準規則】 (電源設備) 第五十七条 発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、第三十三条第二項の規定により設置される非常用電源設備及び前項の規定により設置される電源設備のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するための常設の直流電源設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈) 1 第 1 項に規定する「必要な電力を確保するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。 a) 代替電源設備を設けること。 i) 可搬型代替電源設備（電源車及びバッテリー等）を配備すること。 ii) 常設代替電源設備として交流電源設備を設置すること。 iii) 設計基準事故対処設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図ること。 b) 所内常設蓄電式直流電源設備は、負荷切り離しを行わずに 8 時間、電気の供給が可能であること。ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。その後、必要な負荷以外を切り離して残り 16 時間の合計 24 時間にわたり、電気の供給を行うことが可能であること。 c) 24 時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気（直流）の供給を行うことが可能である可搬型直流電源設備を整備すること。 d) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようあらかじめケーブル等を敷設し、手動で接続できること。 e) 所内電気設備（モーターコントロールセンター（MCC）、パワーセンター（P/C）及び金属閉鎖配電盤（メタクラ）（MC）等）は、代替所内電気設備を設けることなどにより共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2 第2項に規定する「常設の直流電源設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備とする。</p> <p>a) 更なる信頼性を向上するため、負荷切り離し（原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）を行わずに8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うことが可能であるもう1系統の特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3系統目）を整備すること。</p>	<p>2 第2項に規定する「常設の直流電源設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備とする。</p> <p>a) 更なる信頼性を向上するため、負荷切り離し（原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の切り離しを行う場合を含まない。）を行わずに8時間、その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うことが可能であるもう1系統の特に高い信頼性を有する所内常設直流電源設備（3系統目）を整備すること。</p>	

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3.14 電源設備</p> <p>3.14.1 設置許可基準規則第 57 条への適合方針</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために可搬型代替交流電源設備、常設代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける設計とする。</p> <p>(1) 可搬型代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 a) i) 及び iii)）</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失並びに非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、可搬型代替交流電源設備を設ける。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、電源車を運転することで、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備への電源供給が可能な設計とする。</p> <p>電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリを用いて燃料を運搬し、補給可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料移送系に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>2.14 電源設備</p> <p>2.14.1 設置許可基準規則第 57 条への適合方針</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、必要な電力を確保するために可搬型代替交流電源設備、常設代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び代替所内電気設備を設ける設計とする。</p> <p>(1) 可搬型代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 a) i) 及び iii)）</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（外部電源喪失並びにディーゼル発電機の故障（以下「全交流動力電源喪失」という。））した場合、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、可搬型代替交流電源設備を設ける。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替電源車を運転することで、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤への電源供給が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) より可搬型タンクローリ (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。) を用いて燃料を運搬し、補給可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料油設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>記載の充実（美浜審査実績を参照）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・女川：燃料移送系→泊：燃料油設備</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(2) 常設代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 a）ii）及び iii））</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、常設代替交流電源設備を設ける。</p> <p>常設代替交流電源設備は、ガスタービン発電機を外部電源喪失時に自動起動し、非常用所内電気設備の非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系又は代替所内電気設備の緊急用高圧母線 2G 系を操作することで、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備に電源供給する設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電機の燃料は、ガスタービン発電設備軽油タンクよりガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用いて補給可能な設計とし、ガスタービン発電設備軽油タンクの燃料は、軽油タンクよりタンクローリを用いて補給可能な設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料移送系に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(3) 所内常設蓄電式直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 b））</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、所内常設蓄電式直流電源設備を設ける。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失直後に 125V 蓄電池から設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から 1 時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から 8 時間後に、不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から 24 時間必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>なお、所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>(2) 常設代替交流電源設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 a）ii）及び iii））</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、常設代替交流電源設備を設ける。</p> <p>常設代替交流電源設備は、代替非常用発電機を全交流動力電源喪失時に中央制御室の操作にて速やかに起動し、非常用所内電気設備の非常用高圧母線を操作することで、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に電源供給する設計とする。</p> <p>また、代替非常用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）より可搬型タンクローリー（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。）を用いて燃料を運搬し、補給可能な設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料油設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(3) 所内常設蓄電式直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 b））</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、所内常設蓄電式直流電源設備を設ける。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失直後に蓄電池（非常用）から設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から 1 時間以内に中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室において、全交流動力電源喪失から 8 時間後に、不要な負荷の切離しを行い、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を組み合わせることにより全交流動力電源喪失から 24 時間必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>なお、所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法）</p> <p>設備名称の相違（非常用高圧母線）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>記載の充実（美浜審査実績を参照）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・女川：燃料移送系→泊：燃料油設備</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・対応手段の相違（負荷切り離し）</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(4) 常設代替直流電源設備</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合又は交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、常設代替直流電源設備を設ける。</p> <p>常設代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失直後に 125V 代替蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から 8 時間後に、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から 24 時間必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。また、設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失直後又は交流電源及び直流電源の喪失直後に 250V 蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から 1 時間後に中央制御室において、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から 24 時間必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>(5) 可搬型代替直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 c）並びに a） i）及び iii））</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、可搬型代替直流電源設備を設ける。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、125V 代替蓄電池及び 250V 蓄電池から必要な負荷に電源供給し、その後、可搬型代替交流電源設備から代替所内電気設備を経由して、125V 代替充電器及び 250V 充電器を受電することにより、24 時間以上必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備及び 125V 充電器に電源を供給する非常用交流電源設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>(4) 可搬型代替直流電源設備（設置許可基準規則解釈の第 1 項 c）並びに a） i）及び iii））</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失（全交流動力電源喪失及び蓄電池（非常用）の枯渇）した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、可搬型代替直流電源設備を設ける。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型直流電源用発電機を運転し、可搬型直流変換器を経由して、A 直流母線又は B 直流母線へ接続することにより、24 時間以上必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機の燃料は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）より可搬型タンクローリーを用いて燃料を運搬し、補給可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備並びに A 充電器及び B 充電器に電源を供給する非常用交流電源設備及びその燃料油設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図る設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p> <p>記載の充実（大飯審査実績を参照）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(6) 号炉間電力融通設備（設置許可基準規則解釈の第1項d）） 号炉間電力融通設備については、単独号炉申請であるため、自主対策設備として設ける設計とする。</p> <p>(7) 代替所内電気設備（設置許可基準規則解釈の第1項e）） 設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が喪失した場合、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、代替所内電気設備を設ける。 代替所内電気設備は、ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線、緊急用動力変圧器、緊急用低圧母線及び緊急用交流電源切替盤により、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と、重大事故等が発生した場合において、共通要因である地震、津波、火災及び溢水により、同時に機能喪失せず、また、非常用所内電気設備を含めて少なくとも1系統は人の接近性を確保する設計とする。</p> <p>(8) 重大事故等対処設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設であるが、想定される重大事故等時においてその機能を考慮するため、以下の設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付ける。</p> <p>(i) 非常用交流電源設備 外部電源が喪失した場合、非常用所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、非常用交流電源設備を設ける設計とする。</p> <p>(ii) 非常用直流電源設備 全交流動力電源が喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、非常用直流電源設備を設ける設計とする。</p>	<p>(5) 号炉間電力融通設備（設置許可基準規則解釈の第1項d）） 号炉間電力融通設備については、単独号炉申請であるため、自主対策設備として設ける設計とする。</p> <p>(6) 代替所内電気設備（設置許可基準規則解釈の第1項e）） 設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が喪失した場合、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車から必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、代替所内電気設備を設ける。</p> <p>代替所内電気設備は、代替非常用発電機を起動又は可搬型代替電源車を運転し、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤により、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と、重大事故等が発生した場合において、共通要因である地震、津波、火災及び溢水により、同時に機能喪失せず、また、非常用所内電気設備を含めて少なくとも1系統は人の接近性を確保する設計とする。</p> <p>(7) 重大事故等対処設備（設計基準拡張） 設計基準対象施設であるが、想定される重大事故等時においてその機能を考慮するため、以下の設備を重大事故等対処設備（設計基準拡張）と位置付ける。</p> <p>(i) 非常用交流電源設備 外部電源が喪失した場合、非常用所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として、非常用交流電源設備を設ける設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等） 設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備・運用の相違（設計基準拡張）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(9) 燃料補給設備 重大事故等発生時に重大事故等対処設備の補機駆動用に軽油を補給するために、以下を整備する。</p> <p>(i) 燃料補給設備 燃料補給設備は、重大事故等発生時に重大事故等対処設備で使用する軽油が、枯渇をすることを防止するため、補機駆動用の軽油を補給することを目的として使用する。</p> <p>(10) 自主対策設備の整備 電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(i) 125V 代替充電器用電源車接続設備 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、125V 代替充電器用電源車接続設備を設ける。 125V 代替充電器用電源車接続設備は、可搬型代替交流電源設備が代替所内電気設備を経由せずに直接 125V 代替充電器を受電することにより、必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p>	<p>(8) 燃料補給設備 重大事故等発生時に重大事故等対処設備の補機駆動用に軽油を補給するために、以下を整備する。</p> <p>(i) 燃料補給設備 燃料補給設備は、重大事故等発生時に重大事故等対処設備で使用する軽油が、枯渇をすることを防止するため、補機駆動用の軽油を補給することを目的として使用する。</p> <p>(9) 自主対策設備の整備 電源設備の自主対策設備として、以下を整備する。</p> <p>(i) 後備変圧器 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、66kV 送電線から非常用所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、後備変圧器を設ける。 後備変圧器は、66kV 送電線から受電し、非常用所内電気設備の非常用高圧母線を操作することで、非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は電源車から代替所内電気設備を経由して 125V 充電器へ給電する手段とは別に、自主対策設備として代替所内電気設備を経由せずに電源車から 125V 代替充電器に給電する手段を整備している。 ・泊は可搬型代替直流電源設備専用の発電機から専用の電路を経由して可搬型直流変換器へ給電する手段を整備する。 <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に 66kV（大飯は 77kV）送電線から後備変圧器を経由して給電する手段を整備する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii) 号炉間電力融通設備</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、3号炉から号炉間電力融通ケーブル（常設）又は号炉間電力融通ケーブル（可搬型）に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、号炉間電力融通設備を設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間電力融通ケーブル（常設）を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線（緊急用電気品建屋側）及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給し、また、号炉間電力融通ケーブル（可搬型）を2号炉の代替所内電気設備である緊急用高圧母線（原子炉建屋側）及び3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に手動で接続後、遮断器の手動操作で接続することで、2号炉の非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p>	<p>(ii) 号炉間電力融通設備</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、1号又は2号炉から号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルに電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、号炉間電力融通設備を設ける。</p> <p>号炉間電力融通設備は、号炉間連絡ケーブルを接続し、3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線及び1号又は2号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に遮断器の手動操作で接続することで、3号炉の非常用所内電気設備に電源供給し、また、号炉間連絡予備ケーブルを敷設し、3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線及び1号又は2号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に手動で接続後、遮断器の手動操作で接続することで、3号炉の非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p> <p>(iii) 開閉所設備</p> <p>設計基準事故対処設備の交流電源が喪失（全交流動力電源喪失）した場合、1号又は2号炉から開閉所設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、開閉所設備を設ける。</p> <p>開閉所設備は、開閉所設備を3号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線及び1号又は2号炉の非常用所内電気設備である非常用高圧母線に遮断器の手動操作で接続することで、3号炉の非常用所内電気設備に電源供給する設計とする。</p>	<p>設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：号炉間電力融通ケーブル（常設） →泊：号炉間連絡ケーブル ・女川：号炉間電力融通ケーブル（可搬型） →泊：号炉間連絡予備ケーブル <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給電ルートは異なるが、他号炉のディーゼル発電機から自号炉の非常用所内電気設備に号炉間電力融通できるという点において同等である。 <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は大飯と同様に号機間電力融通設備以外の自主対策設備（開閉所設備）により、他号炉のディーゼル発電機から給電する手段を整備する。

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3. 14. 2 重大事故等対処設備</p> <p>3. 14. 2. 1 可搬型代替交流電源設備</p> <p>3. 14. 2. 1. 1 設備概要</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として配備するものである。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電気系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「電源車」、電源車を接続する「電源車接続口（原子炉建屋西側）」及び「電源車接続口（原子炉建屋東側）」並びに代替所内電気設備として電路を構成する「緊急用高圧母線 2G 系」及び「緊急用動力変圧器 2G 系」並びに電源供給先である「非常用高圧母線 2C 系」、「非常用高圧母線 2D 系」及び「緊急用低圧母線 2G 系」で構成する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料移送系は、燃料を保管する「軽油タンク」及び「ガスタービン発電設備軽油タンク」並びに軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクから電源車まで燃料を運搬する「タンクローリ」で構成する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、電源車を非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系又は緊急用低圧母線 2G 系に接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図 3. 14-1~6 に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表 3. 14-1 に示す。</p> <p>本系統は、電源車を所定の接続先（電源車接続口（原子炉建屋西側）又は電源車接続口（原子炉建屋東側））に接続し、緊急用高圧母線 2G 系、非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系の系統構成を行った後、電源車の操作ボタンにより起動し、運転を行う。</p>	<p>2. 14. 2 重大事故等対処設備</p> <p>2. 14. 2. 1 可搬型代替交流電源設備</p> <p>2. 14. 2. 1. 1 設備概要</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電気系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「可搬型代替電源車」、可搬型代替電源車を接続する「A-可搬型代替電源接続盤」及び「B-可搬型代替電源接続盤」並びに電源供給先である「非常用高圧母線（6-A）」、「非常用高圧母線（6-B）」及び「代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤」で構成する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料油設備は、燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油貯油槽」及び「燃料タンク（SA）」、「ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）」から可搬型代替電源車まで燃料を運搬する「可搬型タンクローリ」及び「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」で構成する。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、可搬型代替電源車を非常用高圧母線（6-A）、非常用高圧母線（6-B）及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図 2. 14. 1~5 に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表 2. 14. 1 に示す。</p> <p>本系統は、可搬型代替電源車を所定の接続先（A-可搬型代替電源接続盤又は B-可搬型代替電源接続盤）に接続し、可搬型代替電源車の操作器により起動し、非常用高圧母線（6-A）、非常用高圧母線（6-B）及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に接続することで電力を供給できる設計とする。</p>	<p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：電源車接続口（原子炉建屋西側）、電源車接続口（原子炉建屋東側）→泊：A-可搬型代替電源接続盤、B-可搬型代替電源接続盤 <p>非常用高圧母線名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：2C 系、2D 系→泊：6-A、6-B <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：燃料移送系→泊：燃料油設備 <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>図表番号の付番の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：●、▲、■→泊：●、▲、■ （以降、同様の箇所の相違理由の記載は省略する。） <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は系統構成を行った後に電源車を起動するが、泊は可搬型代替電源車を起動した後に非常用高圧母線に接続する。給電順序は異なるが非常用高圧母線に給電するという点において同等である。 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：操作ボタン→泊：操作器

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>電源車は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリを用いて燃料を電源車に補給することで電源車の運転を継続する。</p> <p>また、タンクローリは、電源車だけでなく、ガスタービン発電設備軽油タンク、大容量送水ポンプ(タイプ I) 及び熱交換器ユニットに対しても燃料補給を行う。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、3.14.2.1.3 項に詳細を示す。</p> <p>なお、大容量送水ポンプ(タイプ I) については、「3.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備(設置許可基準規則 47 条に対する方針を示す章)」、「3.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備(設置許可基準規則 48 条に対する方針を示す章)」、「3.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備(設置許可基準規則 49 条に対する方針を示す章)」、「3.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備(設置許可基準規則 50 条に対する方針を示す章)」、「3.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備(設置許可基準規則 51 条に対する方針を示す章)」、「3.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備(設置許可基準規則 52 条に対する方針を示す章)」、「3.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備(設置許可基準規則 54 条に対する方針を示す章)」及び「3.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備(設置許可基準規則 56 条に対する方針を示す章)」並びに熱交換器ユニットについては、「3.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備(設置許可基準規則 48 条に対する方針を示す章)」、「3.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備(設置許可基準規則 50 条に対する方針を示す章)」、「3.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備(設置許可基準規則 51 条に対する方針を示す章)」及び「3.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備(設置許可基準規則 54 条に対する方針を示す章)」で示す。</p>	<p>可搬型代替電源車は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)より可搬型タンクローリ(ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。)を用いて燃料を可搬型代替電源車に補給することで可搬型代替電源車の運転を継続する。</p> <p>また、可搬型タンクローリは、可搬型代替電源車だけでなく、代替非常用発電機、可搬型直流電源用発電機及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車に対しても燃料補給を行う。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、2.14.2.1.3 項に詳細を示す。</p> <p>なお、緊急時対策所用発電機については、「2.18 緊急時対策所の居住性等に関する設備(設置許可基準規則第 61 条に対する方針を示す章)」で、可搬型大型送水ポンプ車については、「2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備(設置許可基準規則第 47 条に対する方針を示す章)」、「2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備(設置許可基準規則第 48 条に対する方針を示す章)」、「2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備(設置許可基準規則第 49 条に対する方針を示す章)」、「2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備(設置許可基準規則第 50 条に対する方針を示す章)」、「2.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備(設置許可基準規則第 52 条に対する方針を示す章)」、「2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備(設置許可基準規則第 54 条に対する方針を示す章)」、「2.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(設置許可基準規則第 55 条に対する方針を示す章)」及び「2.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備(設置許可基準規則第 56 条に対する方針を示す章)」で、可搬型大容量海水送水ポンプ車については、「2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備(設置許可基準規則第 54 条に対する方針を示す章)」、「2.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(設置許可基準規則第 55 条に対する方針を示す章)」及び「2.13 重大事故等の収束に必要な水の供給設備(設置許可基準規則第 56 条に対する方針を示す章)」で示す。</p>	<p>設備名称の相違(可搬型代替電源車) 設備名称の相違(燃料油貯油槽) 設備・運用の相違(燃料貯蔵設備) 設備名称の相違(タンクローリ) 記載の充実(美浜審査実績を参照) 設備・運用の相違(可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ) 燃料補給対象設備の相違</p> <p>燃料補給対象設備の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

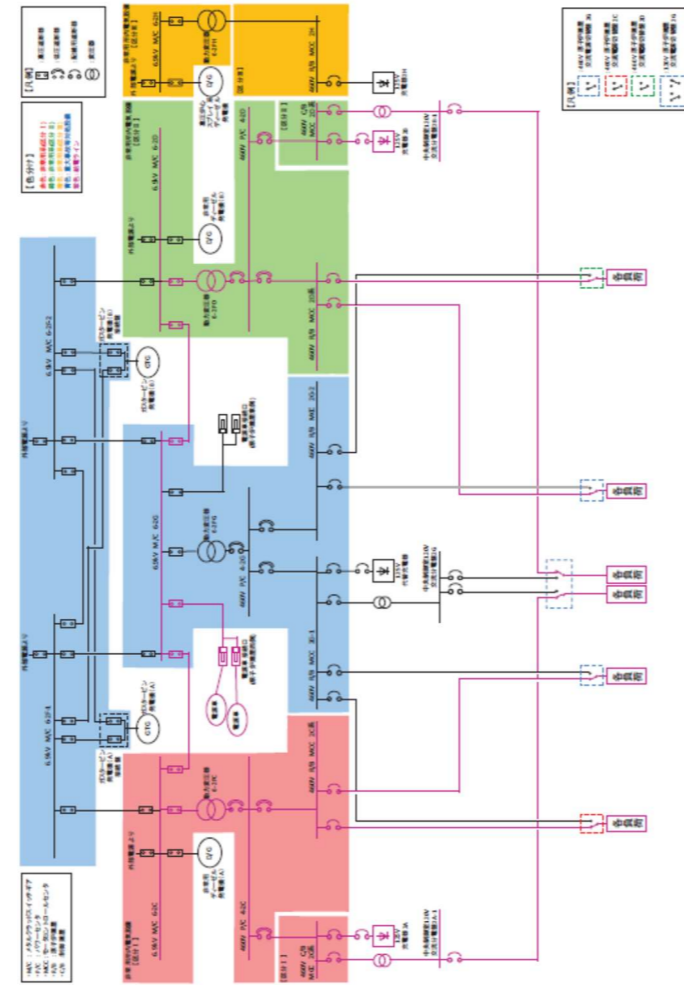


図3.14-1 可搬型代替交流電源設備系統図
 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側)
 ～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路)

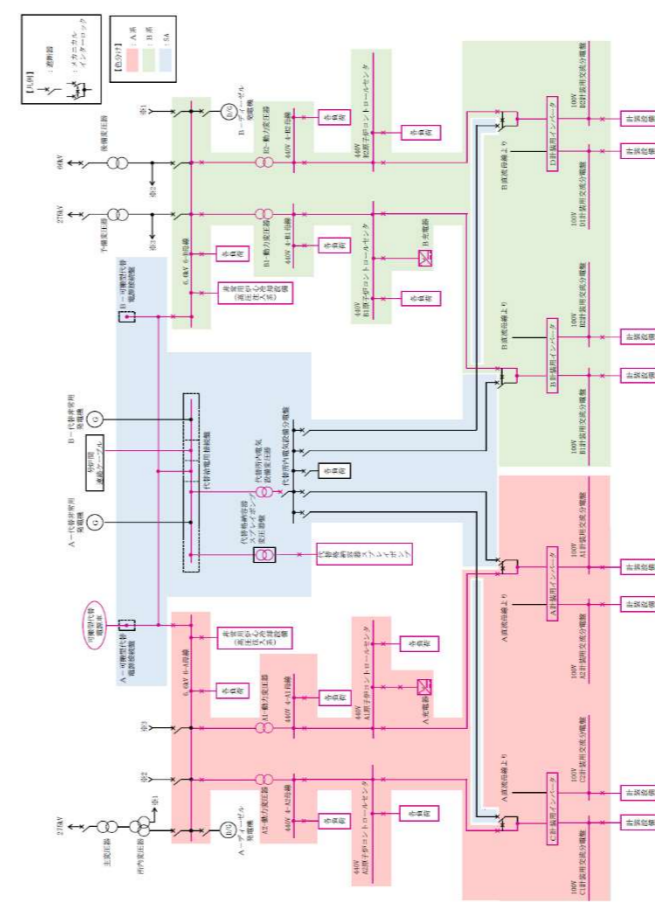


図2.14.1 可搬型代替交流電源設備系統図
 (可搬型代替電源車～A-可搬型代替電源接続統盤～非常用高圧母線(6-A),
 非常用高圧母線(6-B)及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤)

設備の相違

- ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

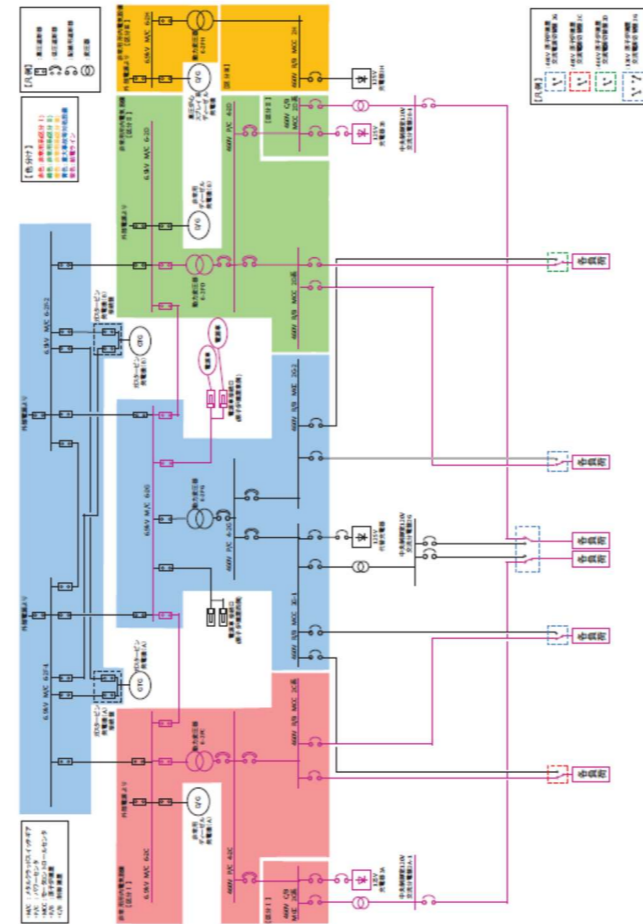


図3.14-2 可搬型代替交流電源設備系統図
 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側)
 ～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路)

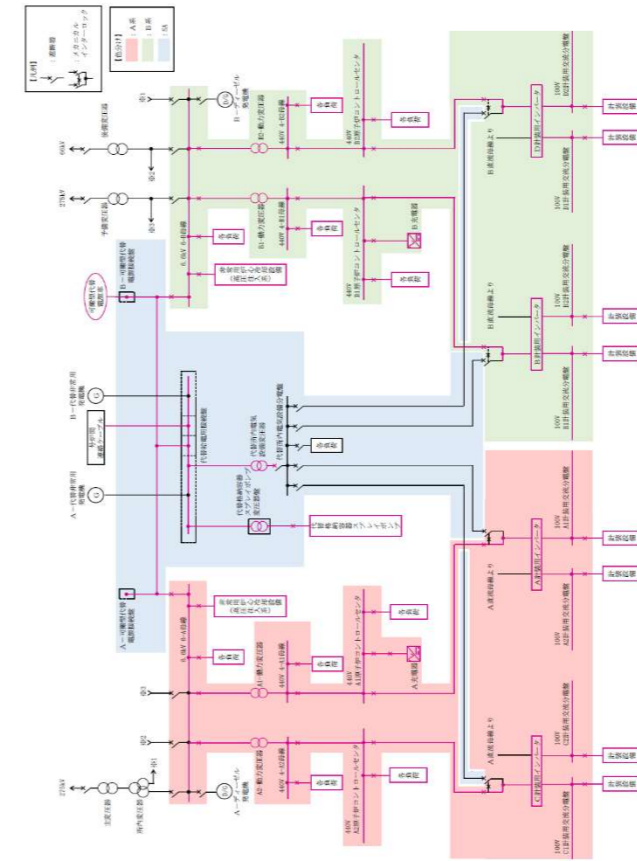


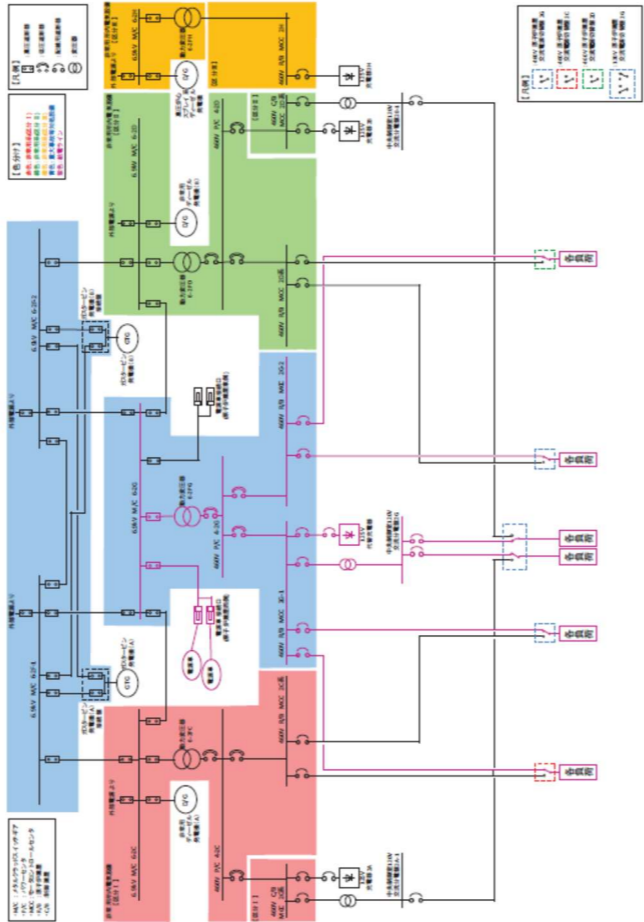
図2.14.2 可搬型代替交流電源設備系統図
 (可搬型代替電源車～B-可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線(6-A),
 非常用高圧母線(6-B)及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤)

設備の相違

- ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="1077 1209 1427 1285">図3.14-3 可搬型代替交流電源設備系統図 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側) ～緊急用低圧母線2G系電路)</p>		<p data-bbox="2427 226 2555 254">設備の相違</p> <ul data-bbox="2436 268 2867 369" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

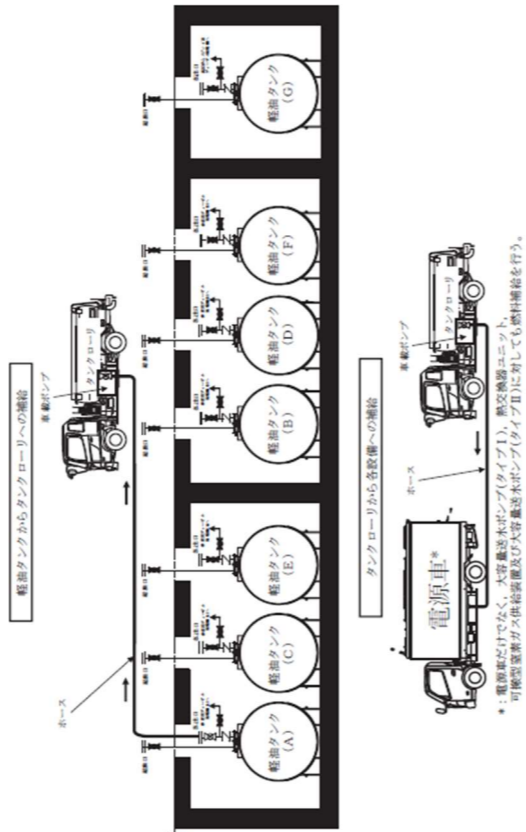
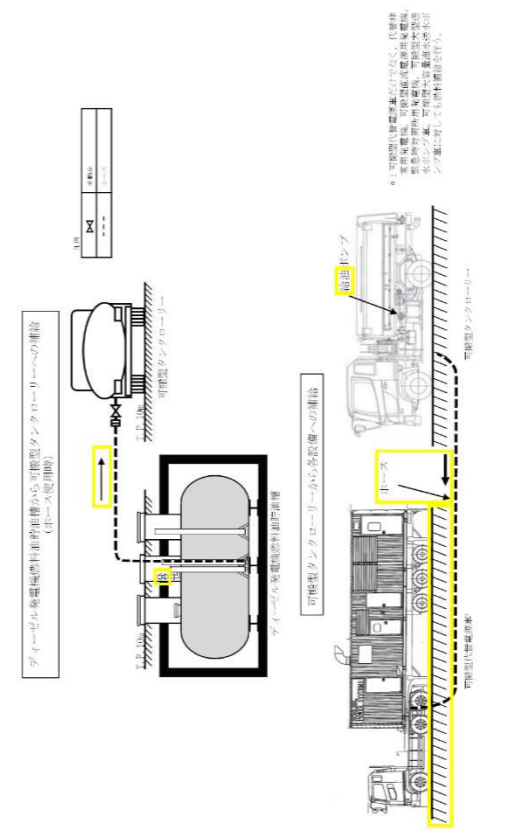
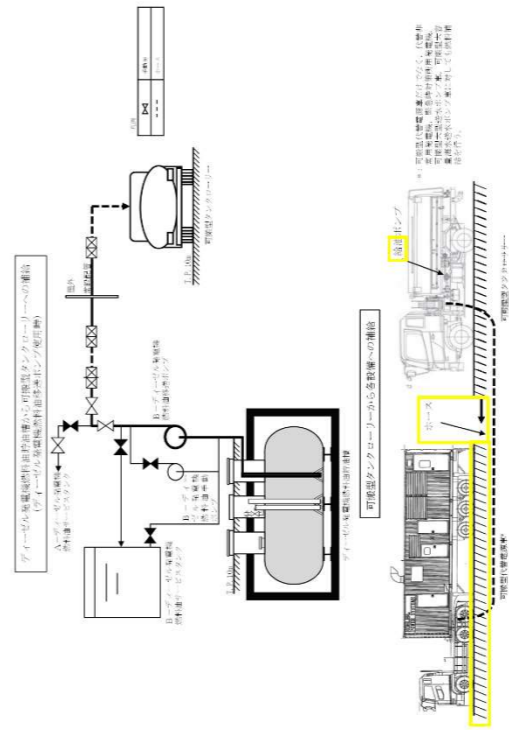
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 3.14-4 可搬型代替交流電源設備系統図 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋東側) ～緊急用低圧母線 2G 系電路)</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-5 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料移送系(軽油タンク))</p>	 <p>図2.14.3 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽(ホース使用時)))</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。
		 <p>図2.14.4 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽(ホース使用時)))</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図3.14-6 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料移送系 (ガスタービン発電設備軽油タンク))</p>	<p>図2.14.5 可搬型代替交流電源設備系統図 (燃料油設備 (燃料タンク (SA) 使用時))</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>表 3.14-1 可搬型代替交流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>電源車【可搬】 軽油タンク*1【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク*2【常設】 タンクローリー【可搬】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>電源車～電源車接続口(原子炉建屋) *3 ～非常用高圧母線 2C 系*4及び非常用高圧母線 2D 系*5電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋) *3電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋) *3 ～非常用高圧母線 2C 系*4及び非常用高圧母線 2D 系*5電路【常設】) 電源車～電源車接続口(原子炉建屋) *3 ～緊急用低圧母線 2G 系*6電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋) *3電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋) *3 ～緊急用低圧母線 2G 系*6電路【常設】)</td> </tr> <tr> <td>計装設備(補助)*7</td> <td>6-2C 母線電圧【常設】 6-2D 母線電圧【常設】 4-2C 母線電圧【常設】 4-2D 母線電圧【常設】</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(A)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(C)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(D)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(E)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(F)及び高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設備軽油タンクにより構成される。 *2：ガスタービン発電設備軽油タンクは、ガスタービン発電設備軽油タンク(A)、ガスタービン発電設備軽油タンク(B)及びガスタービン発電設備軽油タンク(C)により構成される。 *3：電源車接続口(原子炉建屋)は、電源車接続口(原子炉建屋西側1)、電源車接続口(原子炉建屋西側2)、電源車接続口(原子炉建屋東側1)及び電源車接続口(原子炉建屋東側2)により構成される。 *4：非常用高圧母線 2C 系は、6.9kV メタクラ 6-2C により構成される。 *5：非常用高圧母線 2D 系は、6.9kV メタクラ 6-2D により構成される。 *6：緊急用低圧母線 2G 系は、460V パワーセンタ 4-2G、460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2G-1 及び 460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2G-2 により構成される。 *7：計装設備については、「3.15 計装設備(設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	電源車【可搬】 軽油タンク*1【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク*2【常設】 タンクローリー【可搬】	附属設備	—	燃料流路	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】	電路	電源車～電源車接続口(原子炉建屋) *3 ～非常用高圧母線 2C 系*4及び非常用高圧母線 2D 系*5電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋) *3電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋) *3 ～非常用高圧母線 2C 系*4及び非常用高圧母線 2D 系*5電路【常設】) 電源車～電源車接続口(原子炉建屋) *3 ～緊急用低圧母線 2G 系*6電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋) *3電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋) *3 ～緊急用低圧母線 2G 系*6電路【常設】)	計装設備(補助)*7	6-2C 母線電圧【常設】 6-2D 母線電圧【常設】 4-2C 母線電圧【常設】 4-2D 母線電圧【常設】	<p>表 2.14.1 可搬型代替交流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*1【常設】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*2【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 代替格納容器スプレーポンプ変圧器盤【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機設備(燃料油設備)配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤*3～非常用高圧母線(6-A)*4、非常用高圧母線(6-B)*5及び代替格納容器スプレーポンプ変圧器盤電路 (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤電路【可搬】) (可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線(6-A)*4、非常用高圧母線(6-B)*5及び代替格納容器スプレーポンプ変圧器盤電路【常設】)</td> </tr> <tr> <td>計装設備(補助)*6</td> <td>6-A 母線電圧 6-B 母線電圧</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。 *2：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及びB-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより構成される。 *3：可搬型代替電源接続盤は、A-可搬型代替電源接続盤及びB-可搬型代替電源接続盤により構成される。 *4：非常用高圧母線(6-A)は、6-Aメタクラにより構成される。 *5：非常用高圧母線(6-B)は、6-Bメタクラにより構成される。 *6：計装設備については、「2.15 計装設備(設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*1【常設】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*2【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 代替格納容器スプレーポンプ変圧器盤【常設】	附属設備	—	燃料流路	ディーゼル発電機設備(燃料油設備)配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】	電路	可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤*3～非常用高圧母線(6-A)*4、非常用高圧母線(6-B)*5及び代替格納容器スプレーポンプ変圧器盤電路 (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤電路【可搬】) (可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線(6-A)*4、非常用高圧母線(6-B)*5及び代替格納容器スプレーポンプ変圧器盤電路【常設】)	計装設備(補助)*6	6-A 母線電圧 6-B 母線電圧	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。
設備区分	設備名																										
主要設備	電源車【可搬】 軽油タンク*1【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク*2【常設】 タンクローリー【可搬】																										
附属設備	—																										
燃料流路	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧炉心スプレー系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】																										
電路	電源車～電源車接続口(原子炉建屋) *3 ～非常用高圧母線 2C 系*4及び非常用高圧母線 2D 系*5電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋) *3電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋) *3 ～非常用高圧母線 2C 系*4及び非常用高圧母線 2D 系*5電路【常設】) 電源車～電源車接続口(原子炉建屋) *3 ～緊急用低圧母線 2G 系*6電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋) *3電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋) *3 ～緊急用低圧母線 2G 系*6電路【常設】)																										
計装設備(補助)*7	6-2C 母線電圧【常設】 6-2D 母線電圧【常設】 4-2C 母線電圧【常設】 4-2D 母線電圧【常設】																										
設備区分	設備名																										
主要設備	可搬型代替電源車【可搬】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*1【常設】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*2【常設】 可搬型タンクローリー【可搬】 代替格納容器スプレーポンプ変圧器盤【常設】																										
附属設備	—																										
燃料流路	ディーゼル発電機設備(燃料油設備)配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】																										
電路	可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤*3～非常用高圧母線(6-A)*4、非常用高圧母線(6-B)*5及び代替格納容器スプレーポンプ変圧器盤電路 (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤電路【可搬】) (可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線(6-A)*4、非常用高圧母線(6-B)*5及び代替格納容器スプレーポンプ変圧器盤電路【常設】)																										
計装設備(補助)*6	6-A 母線電圧 6-B 母線電圧																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.1.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 電源車 エンジン 台数：4（予備1*） 使用燃料：軽油 発電機 台数：4（予備1*） 種類：三同期発電機 容量：約400kVA（1台当たり） 力率：0.85（遅れ） 電圧：6.9kV 周波数：50Hz 設置場所：屋外 （原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側）</p> <p>保管場所：屋外 （第2保管エリア，第3保管エリア及び第4保管エリア）</p> <p>*：可搬型代替交流電源設備の電源車，可搬型代替直流電源設備の電源車又は緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）として使用する。</p> <p>(2) 軽油タンク 種類：横置円筒形 基数：6（1系列につき3基） ：1（1系列につき1基） 容量：約110kL（1基当たり） ：約170kL 使用燃料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：66℃ 取付箇所：屋外</p> <p>(3) ガスタービン発電設備軽油タンク 種類：横置円筒形 基数：3 容量：約110kL（1基当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：50℃ 取付箇所：屋外</p>	<p>2.14.2.1.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 可搬型代替電源車 エンジン 台数：2（予備2） 使用燃料：軽油 発電機 台数：2（予備2） 型式：回転界磁形同期発電機 容量：約2,200kVA（1台当たり） 力率：0.8（遅れ） 電圧：6.6kV 周波数：50Hz 設置場所：屋外 （3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア）</p> <p>保管場所：屋外 （1号炉西側31mエリア，2号炉東側31mエリア(a)及び展望台行管理道路脇西側60mエリア）</p> <p>(2) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 型式：横置円筒形 基数：4 容量：約146kL（1基当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40℃ 取付箇所：屋外</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが，重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>記載表現の相違 ・女川：種類→泊：型式 （以降，同様の箇所の相違理由の記載は省略する。）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) タンクローリ</p> <p>容量：約4.0kL（1台当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：約24kPa[gage] 最高使用温度：40℃ 台数：2（予備1） 設置場所：屋外 保管場所：屋外 （第2保管エリア，第3保管エリア及び第4保管エリア）</p>	<p>(3) 燃料タンク（SA）</p> <p>型式：横置円筒形 基数：1 容量：約55kL 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40℃ 取付箇所：屋外</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>型式：歯車形 台数：2 容量：約26kL/h（1台当たり） 吐出圧力：約0.3MPa[gage] 最高使用温度：50℃ 原動機出力：約11kW（1台当たり） 取付箇所：ディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m</p> <p>(5) 可搬型タンクローリー</p> <p>容量：約4kL（1台当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：約24kPa[gage] 最高使用温度：40℃ 台数：2（予備2） 設置場所：屋外 保管場所：屋外 （1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)）</p> <p>(6) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>台数：1 冷却：自冷 容量：約1,000kVA 定格電圧：1次側 6,600V 2次側 400V 取付箇所：原子炉補助建屋 T.P. 24.8m</p>	<p>設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3. 14. 2. 1. 3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表 3. 14-2 で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>電源については、電源車を非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と位置的分散された屋外（第 2 保管エリア、第 3 保管エリア及び第 4 保管エリア）に保管し、設置位置についても非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と位置的分散された屋外（原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側）に設置する設計とする。</p> <p>電路については、可搬型代替交流電源設備から非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系を受電する電路を、非常用交流電源設備から同母線及び非常用高圧母線 2H 系を受電する電路に対して、独立した電路で系統構成することにより、共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の水冷式に対して、電源車は空冷式とすることで、多様性を確保する設計とする。</p> <p>燃料源については、非常用ディーゼル発電機は非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンクからの供給であるのに対して、電源車は車載燃料とすることで、位置的分散された設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、表 3. 14-3 で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>2. 14. 2. 1. 3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表 2. 14. 2 で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>電源については、可搬型代替電源車をディーゼル発電機と位置的分散された屋外（1 号炉西側 31m エリア、2 号炉東側 31m エリア (a) 及び展望台行管理道路脇西側 60m エリア）に保管し、設置位置についてもディーゼル発電機と位置的分散された屋外（3 号炉東側 32m エリア及び 3 号炉西側 32m エリア）に設置する設計とする。</p> <p>電路については、可搬型代替交流電源設備から非常用高圧母線 (6-A)、非常用高圧母線 (6-B) 及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤を受電する電路を、非常用交流電源設備から同母線を受電する電路に対して、独立した電路で系統構成することにより、共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については、ディーゼル発電機の水冷式に対して、可搬型代替電源車は空冷式とすることで、多様性を確保する設計とする。</p> <p>燃料源については、ディーゼル発電機はディーゼル発電機燃料油サービスタンクからの供給であるのに対して、可搬型代替電源車は車載燃料とすることで、位置的分散された設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、表 2. 14. 3 で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備名称の相違 (D/G) 炉型による非常用電源設備構成の相違 保管場所の相違 設置場所の相違</p> <p>非常用高圧母線名称の相違 ・女川：2C 系、2D 系→泊：6-A, 6-B 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違 (D/G 燃料油移送設備)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
	<p>表 3.14-2 可搬型代替交流電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)></td> <td>電源車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線2C系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線2D系電路 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2H系電路</td> <td>電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ～非常用高圧母線2C系及び 非常用高圧母線2D系電路 電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ～緊急用低圧母線2G系電路</td> </tr> <tr> <td>電源供給先</td> <td>非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 非常用高圧母線2H系 <いずれも原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)></td> <td>非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 <いずれも原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用低圧母線2G系 <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)></td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料デイトンク 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料デイトンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)></td> <td>軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備軽油タンク <屋外> 電源車(車載燃料) <屋外></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外></td> <td>タンクローリ <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	電源	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>	電源車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>	電路	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線2C系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線2D系電路 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2H系電路	電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ～非常用高圧母線2C系及び 非常用高圧母線2D系電路 電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ～緊急用低圧母線2G系電路	電源供給先	非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 非常用高圧母線2H系 <いずれも原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>	非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 <いずれも原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用低圧母線2G系 <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)>	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料デイトンク 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料デイトンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)>	軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備軽油タンク <屋外> 電源車(車載燃料) <屋外>	燃料流路	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外>	タンクローリ <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>	<p>表 2.14.2 可搬型代替交流電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10. 3m></td> <td>可搬型代替電源車 <屋外(1号炉西側31mエリ ア、2号炉東側31mエリ ア)及び展望台管理道路脇西側 60mエリ)></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-A)電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-B)電路</td> <td>可搬型代替電源車～ 可搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線(6-A)、 非常用高圧母線(6-B)及び 代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤電路</td> </tr> <tr> <td>電源供給先</td> <td>非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m></td> <td>非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> 代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m></td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P. 17. 8m></td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m></td> <td>可搬型タンクローリ <屋外(1号炉西側31mエリ ア及び2号炉東側31m エリ)ア(b)> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	電源	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10. 3m>	可搬型代替電源車 <屋外(1号炉西側31mエリ ア、2号炉東側31mエリ ア)及び展望台管理道路脇西側 60mエリ)>	電路	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-A)電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-B)電路	可搬型代替電源車～ 可搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線(6-A)、 非常用高圧母線(6-B)及び 代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤電路	電源供給先	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m>	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> 代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m>	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P. 17. 8m>	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外>	燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m>	可搬型タンクローリ <屋外(1号炉西側31mエリ ア及び2号炉東側31m エリ)ア(b)> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m>	<p>設備名称の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																																														
	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																															
電源	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>	電源車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>																																															
電路	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線2C系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線2D系電路 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2H系電路	電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ～非常用高圧母線2C系及び 非常用高圧母線2D系電路 電源車～電源車接続口(原子炉建屋) ～緊急用低圧母線2G系電路																																															
電源供給先	非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 非常用高圧母線2H系 <いずれも原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>	非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 <いずれも原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用低圧母線2G系 <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)>																																															
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																															
燃料源	軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料デイトンク 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料デイトンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)>	軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備軽油タンク <屋外> 電源車(車載燃料) <屋外>																																															
燃料流路	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外>	タンクローリ <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>																																															
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																															
	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																															
電源	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10. 3m>	可搬型代替電源車 <屋外(1号炉西側31mエリ ア、2号炉東側31mエリ ア)及び展望台管理道路脇西側 60mエリ)>																																															
電路	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-A)電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線(6-B)電路	可搬型代替電源車～ 可搬型代替電源接続盤～ 非常用高圧母線(6-A)、 非常用高圧母線(6-B)及び 代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤電路																																															
電源供給先	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m>	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> 代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m>																																															
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																															
燃料源	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P. 17. 8m>	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外>																																															
燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m>	可搬型タンクローリ <屋外(1号炉西側31mエリ ア及び2号炉東側31m エリ)ア(b)> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m>																																															
	<p>表 3.14-3 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)	<p>表 2.14.3 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>可搬型代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備	共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)																			
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																																														
	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																															
共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																															
	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管及び屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																															
	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)																																															
	溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)																																															
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																															
	非常用交流電源設備	可搬型代替交流電源設備																																															
共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																															
	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																															
	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)																																															
	溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)																																															

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																												
	<p>3.14.2.1.4 設置許可基準規則第 43 条への適合方針</p> <p>3.14.2.1.4.1 設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 電源車 可搬型代替交流電源設備の電源車は、可搬型で屋外の第 2 保管エリア、第 3 保管エリア及び第 4 保管エリアに保管し、重大事故等時は、屋外（原子炉建屋西側又は東側）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-4 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" data-bbox="952 1031 1555 1339"> <caption>表 3.14-4 想定する環境条件及び荷重条件(電源車)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>2.14.2.1.4 設置許可基準規則第 43 条への適合方針</p> <p>2.14.2.1.4.1 設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 可搬型代替電源車 可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、可搬型で屋外の 1 号炉西側 31m エリア、2 号炉東側 31m エリア(a)及び展望台行管理道路脇西側 60m エリアに保管し、重大事故等時は、屋外（3 号炉東側 32m エリア及び 3 号炉西側 32m エリア）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.4 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" data-bbox="1688 1016 2383 1373"> <caption>表 2.14.4 想定する環境条件及び荷重条件（可搬型代替電源車）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>保管場所の相違</p> <p>設置場所の相違</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。																														
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																														
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>b. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備の軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-5に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-5 想定する環境条件及び荷重条件(軽油タンク)</p> <table border="1" data-bbox="943 478 1605 800"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-6に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-6 想定する環境条件及び荷重条件(ガスタービン発電設備軽油タンク)</p> <table border="1" data-bbox="943 1171 1605 1493"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.5に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.5 想定する環境条件及び荷重条件（ディーゼル発電機燃料油貯油槽）</p> <table border="1" data-bbox="1685 478 2386 835"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
		<p>c. 燃料タンク (SA)</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.6 に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表 2.14.6 想定する環境条件及び荷重条件 (燃料タンク (SA))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>風 (台風) ・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、常設でディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、ディーゼル発電機建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.7 に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表 2.14.7 想定する環境条件及び荷重条件 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>風 (台風) ・積雪</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	風 (台風) ・積雪	屋外の地下に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	風 (台風) ・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p>設備・運用の相違 (可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ)</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																														
風 (台風) ・積雪	屋外の地下に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする (詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																														
風 (台風) ・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風 (台風) 及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>d. タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のタンクローリは、可搬型で屋外の第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアに保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-7に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>表3.14-7 想定する環境条件及び荷重条件(タンクローリ)</p> <table border="1" data-bbox="952 548 1605 863"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>e. 可搬型タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリは、可搬型で屋外の1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)に保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.8に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表2.14.8 想定する環境条件及び荷重条件(可搬型タンクローリ)</p> <table border="1" data-bbox="1685 541 2386 877"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>可搬型代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、常設で原子炉補助建屋T.P.24.8mに設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.9に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表2.14.9 想定する環境条件及び荷重条件(代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤)</p> <table border="1" data-bbox="1685 1251 2386 1612"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。	風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違(タンクローリ)</p> <p>保管場所の相違</p> <p>設備・運用の相違(常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先)</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。																																												
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																																												
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す)。																																												
風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																				
	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の操作が必要な燃料移送系の各機器並びに電源車、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備の各遮断器については、設置場所又は中央制御室で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表 3.14-8～11 に操作対象機器の操作場所を示す。 (57-2, 57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-8 操作対象機器 (軽油タンク～電源車流路)</p> <table border="1" data-bbox="943 846 1567 1493"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>D/G(A)軽油タンク(A)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(A)軽油タンク(C)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(A)軽油タンク(E)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(B)軽油タンク(B)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(B)軽油タンク(D)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(B)軽油タンク(F)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>HPCS D/G軽油タンク出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(A)軽油タンク(A)払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(A)軽油タンク(C)払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(A)軽油タンク(E)払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(B)軽油タンク(B)払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(B)軽油タンク(D)払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(B)軽油タンク(F)払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>HPCS D/G軽油タンク払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>車載ポンプ</td><td>停止→運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr><td>吐出弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	D/G(A)軽油タンク(A)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(A)軽油タンク(C)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(A)軽油タンク(E)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(B)軽油タンク(B)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(B)軽油タンク(D)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(B)軽油タンク(F)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		HPCS D/G軽油タンク出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(A)軽油タンク(A)払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		D/G(A)軽油タンク(C)払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		D/G(A)軽油タンク(E)払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		D/G(B)軽油タンク(B)払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		D/G(B)軽油タンク(D)払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		D/G(B)軽油タンク(F)払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		HPCS D/G軽油タンク払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		車載ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	スイッチ操作		吐出弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第43条第1項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の操作が必要な燃料油設備の各機器並びに可搬型代替電源車及び非常用所内電気設備の各遮断器については、設置場所で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表 2.14.10～14 に操作対象機器の操作場所を示す。 (57-2, 57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.10 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1" data-bbox="1685 835 2383 1245"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は B1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口</td> <td>閉止→開放</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー給油ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は B1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作		可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：燃料移送系→泊：燃料油設備 <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>操作場所の相違</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設置場所、操作場所、操作方法の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																		
D/G(A)軽油タンク(A)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(A)軽油タンク(C)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(A)軽油タンク(E)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(B)軽油タンク(B)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(B)軽油タンク(D)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(B)軽油タンク(F)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
HPCS D/G軽油タンク出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(A)軽油タンク(A)払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(A)軽油タンク(C)払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(A)軽油タンク(E)払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(B)軽油タンク(B)払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(B)軽油タンク(D)払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(B)軽油タンク(F)払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
HPCS D/G軽油タンク払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
車載ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																			
吐出弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																		
A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は B1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																			
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																															
	<p>表 3.14-9 操作対象機器 (ガスタービン発電設備軽油タンク～電源車流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GTG 軽油タンク (A) 出口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>GTG 軽油タンク (B) 出口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>GTG 軽油タンク (C) 出口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>GTG 軽油タンク (A) 払出口止め弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>GTG 軽油タンク (B) 払出口止め弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>GTG 軽油タンク (C) 払出口止め弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車載ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吐出弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-10 操作対象機器 (電源車～電源車接続口 (原子炉建屋西側) 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側)～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電源車</td> <td>発電機</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外 (原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)</td> <td>屋外 (原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遮断器</td> <td>切→入</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>設置場所からの手動投入操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2C 用)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>設置場所からの手動投入操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2D 用)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>設置場所からの手動投入操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>設置場所からの手動投入操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>設置場所からの手動投入操作も可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-11 操作対象機器 (電源車～電源車接続口 (原子炉建屋西側) 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側)～緊急用低圧母線 2G 系電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電源車</td> <td>発電機</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外 (原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)</td> <td>屋外 (原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遮断器</td> <td>切→入</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>設置場所からの手動投入操作も可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、可搬型代替交流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	GTG 軽油タンク (A) 出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク (B) 出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク (C) 出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク (A) 払出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク (B) 払出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク (C) 払出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		車載ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	スイッチ操作		吐出弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	電源車	発電機	停止→運転	屋外 (原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)	屋外 (原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)	スイッチ操作		遮断器	切→入	同上	同上	同上		6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切→入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2C 用)	切→入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2D 用)	切→入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)	切→入	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)	切→入	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	電源車	発電機	停止→運転	屋外 (原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)	屋外 (原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)	スイッチ操作		遮断器	切→入	同上	同上	同上		6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切→入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能	<p>表 2.14.11 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ出口 A側連絡弁 又は 燃料油移送ポンプ出口 B側連絡弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A-燃料油 サービスタンク入口弁 又は B-燃料油 サービスタンク入口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A-燃料油 サービスタンク油面制御弁 又は B-燃料油 サービスタンク油面制御弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Aディーゼル発電機 コントロールセンタ遮断器 (A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ) 又は Bディーゼル発電機 コントロールセンタ遮断器 (B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)</td> <td>切→入</td> <td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td> <td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリーマンホール</td> <td>閉止→開放</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m～屋外</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m及び屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.12 操作対象機器 (燃料タンク (SA) ～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料タンク (SA) 給油口</td> <td>閉止→開放</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー給油ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.13 操作対象機器 (可搬型タンクローリー～可搬型代替電源車流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー給油ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース引出し</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.14 操作対象機器 (可搬型代替電源車～A-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可搬型代替電源車</td> <td>発電機</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外 (3号炉東側 32m エリア又は3号炉西側 32m エリア)</td> <td>屋外 (3号炉東側 32m エリア又は3号炉西側 32m エリア)</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遮断器</td> <td>切→入</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6-A 母線遮断器 (SA 用代替電源受電)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6-B 母線遮断器 (SA 用代替電源受電)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、可搬型代替交流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁	全開→全閉	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		燃料油移送ポンプ出口 A側連絡弁 又は 燃料油移送ポンプ出口 B側連絡弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		A-燃料油 サービスタンク入口弁 又は B-燃料油 サービスタンク入口弁	全開→全閉	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		A-燃料油 サービスタンク油面制御弁 又は B-燃料油 サービスタンク油面制御弁	全開→全閉	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		Aディーゼル発電機 コントロールセンタ遮断器 (A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ) 又は Bディーゼル発電機 コントロールセンタ遮断器 (B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)	切→入	周辺補機棟 T.P. 10.3m	周辺補機棟 T.P. 10.3m	操作器操作		可搬型タンクローリーマンホール	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.P. 17.8m～屋外	周辺補機棟 T.P. 17.8m及び屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料タンク (SA) 給油口	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作		可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース引出し	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	可搬型代替電源車	発電機	停止→運転	屋外 (3号炉東側 32m エリア又は3号炉西側 32m エリア)	屋外 (3号炉東側 32m エリア又は3号炉西側 32m エリア)	操作器操作		遮断器	切→入	同上	同上	同上		6-A 母線遮断器 (SA 用代替電源受電)	切→入	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	操作器操作		6-B 母線遮断器 (SA 用代替電源受電)	切→入	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	操作器操作		<p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																													
GTG 軽油タンク (A) 出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																														
GTG 軽油タンク (B) 出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																														
GTG 軽油タンク (C) 出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																														
GTG 軽油タンク (A) 払出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																														
GTG 軽油タンク (B) 払出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																														
GTG 軽油タンク (C) 払出口止め弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																														
車載ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																																																																																																																																														
吐出弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																														
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																														
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																													
電源車	発電機	停止→運転	屋外 (原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)	屋外 (原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)	スイッチ操作																																																																																																																																																																																																																																																													
	遮断器	切→入	同上	同上	同上																																																																																																																																																																																																																																																													
6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切→入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																																																																																																													
6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2C 用)	切→入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																																																																																																													
6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2D 用)	切→入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																																																																																																													
6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)	切→入	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																																																																																																													
6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)	切→入	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																																																																																																													
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																													
電源車	発電機	停止→運転	屋外 (原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)	屋外 (原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)	スイッチ操作																																																																																																																																																																																																																																																													
	遮断器	切→入	同上	同上	同上																																																																																																																																																																																																																																																													
6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切→入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																																																																																																													
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																													
燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁	全開→全閉	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																														
燃料油移送ポンプ出口 A側連絡弁 又は 燃料油移送ポンプ出口 B側連絡弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																														
A-燃料油 サービスタンク入口弁 又は B-燃料油 サービスタンク入口弁	全開→全閉	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																														
A-燃料油 サービスタンク油面制御弁 又は B-燃料油 サービスタンク油面制御弁	全開→全閉	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																														
Aディーゼル発電機 コントロールセンタ遮断器 (A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ) 又は Bディーゼル発電機 コントロールセンタ遮断器 (B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)	切→入	周辺補機棟 T.P. 10.3m	周辺補機棟 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																																																																																																																														
可搬型タンクローリーマンホール	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																														
ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.P. 17.8m～屋外	周辺補機棟 T.P. 17.8m及び屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																														
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																													
燃料タンク (SA) 給油口	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																														
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																																																																																																														
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																														
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																													
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																																																																																																														
ホース	ホース引出し	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																																														
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																																													
可搬型代替電源車	発電機	停止→運転	屋外 (3号炉東側 32m エリア又は3号炉西側 32m エリア)	屋外 (3号炉東側 32m エリア又は3号炉西側 32m エリア)	操作器操作																																																																																																																																																																																																																																																													
	遮断器	切→入	同上	同上	同上																																																																																																																																																																																																																																																													
6-A 母線遮断器 (SA 用代替電源受電)	切→入	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																																																																																																																														
6-B 母線遮断器 (SA 用代替電源受電)	切→入	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																																																																																																																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>a. 電源車 可搬型代替交流電源設備の電源車は、原子炉建屋に設置する電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。 また、電源車は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。 電源車の現場操作パネルは、誤操作防止のために名称を明記することで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>電源車のケーブルは、コネクタ接続が可能な設計とし、あらかじめ足場を設けることで電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)に容易に接続及び敷設可能な設計とする。 また、電源車は2台同期運転が可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>b. 軽油タンク 可搬型代替交流電源設備の軽油タンクは、D/G軽油タンク出口弁及びHPCS D/G軽油タンク出口弁並びにD/G軽油タンク払出口止め弁及びHPCS D/G軽油タンク払出口止め弁を手動弁とすることで、設置場所ですべて確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>c. ガスタービン発電設備軽油タンク 可搬型代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、GTG軽油タンク出口弁及びGTG軽油タンク払出口止め弁を手動弁とすることで、設置場所ですべて確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p>	<p>a. 可搬型代替電源車 可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、屋外に設置するA-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。 また、可搬型代替電源車は、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とする。 可搬型代替電源車の現場操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 可搬型代替電源車のケーブルは、ボルト・ネジ接続が可能な設計とし、一般的に用いられる工具を用いることでA-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤に容易に接続及び敷設可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口の手動操作により、設置場所ですべて確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>c. 燃料タンク (SA) 可搬型代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、燃料タンク (SA) 給油口の手動操作により、設置場所ですべて確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違 (可搬型代替電源車) 設置場所の相違 設備名称の相違 ・女川：電源車接続口(原子炉建屋西側)、電源車接続口(原子炉建屋東側)→泊：A-可搬型代替電源接続盤、B-可搬型代替電源接続盤 記載表現の相違 (車輪止め) 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ、操作パネル→泊：操作器 識別に係る記載表現の相違 設備・運用の相違 (ケーブルの接続方法) 設備・運用の相違 ・泊の可搬型代替電源車は1台で給電可能な設計とする。</p> <p>設備名称の相違 (燃料油貯油槽) 設備名称の相違 (D/G) 炉型による非常用電源設備構成の相違 操作対象の相違</p> <p>設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p> <p>設備・運用の相違 (燃料貯蔵設備)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>d. タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のタンクローリは、設置場所にて付属の操作スイッチからのスイッチ操作で起動する設計とする。</p> <p>タンクローリは付属の操作スイッチを操作するにあたり、運転員のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、それぞれの操作対象については銘板をつけることで識別可能とし、運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</p> <p>タンクローリは、D/G 軽油タンク払出口止め弁及び HPCS D/G 軽油タンク払出口止め弁並びに GTG 軽油タンク払出口止め弁まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、専用の接続方式である専用金具にすることにより、容易かつ確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設置場所での操作器により操作が可能な設計とし、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁及び燃料油サービスタンク入口弁の手動操作により、設置場所ですべて確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>e. 可搬型タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリは、設置場所にて付属の操作器からの操作器操作で起動する設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリは付属の操作器を操作するにあたり、操作者のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、それぞれの操作対象については名称等により識別可能とし、操作者の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリは、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び T.P. 10.3m 原子炉補助建屋海側燃料油移送配管屋外接続口並びに燃料タンク (SA) まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、簡便な接続方法により、容易かつ確実に操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>可搬型代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は操作不要である。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・女川：操作スイッチ、スイッチ操作→泊：操作器</p> <p>・女川：運転員→泊：操作者</p> <p>識別に係る記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違 (D/G)</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>操作対象箇所の相違</p> <p>記載表現の相違（車輪止め）</p> <p>記載表現の相違（大飯資産実績を参照）</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																	
	<p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車は，表 3.14-12 に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験，特性試験，分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>また，電源車は車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>電源車は，運転性能の確認として，発電機の運転状態として電圧，電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また，電源車の部品状態の確認として，目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷，腐食等がないことを確認する分解検査又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また，電源車ケーブルの絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <div style="text-align: center;"> <p>表 3.14-12 電源車の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="926 856 1593 1346"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>電源車の出力性能（電圧，電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査，手入れ，清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>電源車の出力性能（電圧，電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査，手入れ，清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> </div>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧，電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査，手入れ，清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認	停止中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧，電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査，手入れ，清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認	<p>a. 可搬型代替電源車</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は，表 2.14.15 に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験，特性試験，分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また，可搬型代替電源車は車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車は，運転性能の確認として，発電機の運転状態として電圧，電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また，可搬型代替電源車の部品状態の確認として，目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷，腐食等がないことを確認する分解点検又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また，可搬型代替電源車ケーブルの絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <div style="text-align: center;"> <p>表 2.14.15 可搬型代替電源車の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1682 856 2371 1127"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>可搬型代替電源車の出力性能（電圧，電流及び周波数）の確認 可搬型代替電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検，手入れ，清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 可搬型代替電源車外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> </div>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	可搬型代替電源車の出力性能（電圧，電流及び周波数）の確認 可搬型代替電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解点検	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検，手入れ，清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 可搬型代替電源車外観の確認	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧，電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査，手入れ，清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認																																		
停止中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧，電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査，手入れ，清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認																																		
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	可搬型代替電源車の出力性能（電圧，電流及び周波数）の確認 可搬型代替電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解点検	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検，手入れ，清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 可搬型代替電源車外観の確認																																		

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																										
	<p>b. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備の軽油タンクは，表 3.14-13 に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし，発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>軽油タンク内面の確認として，目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷，腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり，内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また，軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <table border="1" data-bbox="943 850 1596 1144"> <caption>表 3.14-13 軽油タンクの試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは，表 3.14-14 に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし，発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク内面の確認として，目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷，腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり，内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また，ガスタービン発電設備軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は，表 2.14.16 に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検，漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の確認として，目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷，腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり，内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また，ディーゼル発電機燃料油貯油槽の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <table border="1" data-bbox="1685 850 2380 1054"> <caption>表 2.14.16 ディーゼル発電機燃料油貯油槽の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>開放点検</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認		開放点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																											
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																											
停止中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																											
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																											
	開放検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																											
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																											
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																											
	開放点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
	<p style="text-align: center;">表 3.14-14 ガスタービン発電設備軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="943 247 1596 529"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>c. 燃料タンク (SA)</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、表 2.14.17 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) 内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、燃料タンク (SA) の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.17 燃料タンク (SA) の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1685 1222 2386 1419"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																										
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																										
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																										
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																										
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																										
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																										
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																										
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																										
	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>d. タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のタンクローリは、表 3.14-15 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解検査又は取替え並びに外観検査が可能な設計とする。</p> <p>また、タンクローリは車両として運転状態の確認及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、タンクローリは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリ付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観検査として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	<p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、表 2.14.18 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、漏えい試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、運転性能の確認として、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの吐出圧力、ポンプ周りの振動、異音、異臭等の確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的には、試験用の系統を構成することにより機能・性能試験が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.18 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1694 764 2386 963"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>e. 可搬型タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリは、表 2.14.19 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解点検又は取替え並びに外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型タンクローリは車両として運転状態の確認及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、可搬型タンクローリは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリ付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観点検として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>記載表現の相違 ・女川：検査→泊：点検</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認													
	漏えい試験	漏えいの有無の確認													
	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え													
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																									
	<p style="text-align: center;">表 3.14-15 タンクローリーの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="937 239 1596 718"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認	停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認	<p style="text-align: center;">表 2.14.19 可搬型タンクローリーの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1694 239 2383 508"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 20px;">f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 可搬型代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は，表 2.14.20 に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に特性試験及び外観点検が可能な設計とする。 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤の外観点検として，目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。 (57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.20 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1694 1184 2398 1310"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	<p>記載表現の相違 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																										
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																										
	分解検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																										
	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認																																										
停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																										
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																										
	分解検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																										
	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認																																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																										
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																										
	分解点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																										
	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認																																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																																										
	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な可搬型代替交流電源設備の操作の対象機器は表3.14-8~11と同様である。</p> <p>非常用交流電源設備から可搬型代替交流電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から非常用交流電源設備の隔離及び可搬型代替交流電源設備の接続として、非常用高圧母線2C系、非常用高圧母線2D系及び緊急用高圧母線2G系の遮断器を設けることにより、速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>また、必要な燃料系統の操作は、D/G軽油タンク出口弁、D/G軽油タンク払出口止め弁、HPCS D/G軽油タンク出口弁、HPCS D/G軽油タンク払出口止め弁、GTG軽油タンク出口弁及びGTG軽油タンク払出口止め弁を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>これにより、図3.14-7~10で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な可搬型代替交流電源設備の操作の対象機器は表2.14.10~14と同様である。</p> <p>非常用交流電源設備から可搬型代替交流電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から非常用交流電源設備の隔離及び可搬型代替交流電源設備の接続として、非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)の遮断器を設けることにより、速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>また、必要な燃料油設備の操作は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁及び燃料油サービスタンク入口弁を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>これにより、図2.14.6~10で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	<p>非常用高圧母線名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：2C系，2D系→泊：6-A，6-B <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：燃料系統→泊：燃料油設備 <p>操作対象の相違</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>新規に設置する燃料タンク（SA）は、重大事故等に必要燃料を発電所内に保有するための専用タンクであるため、切替えには該当しないものと整理した。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

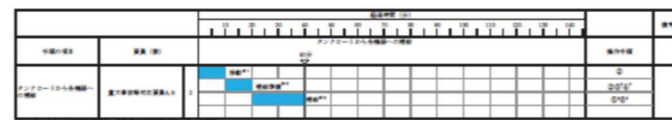
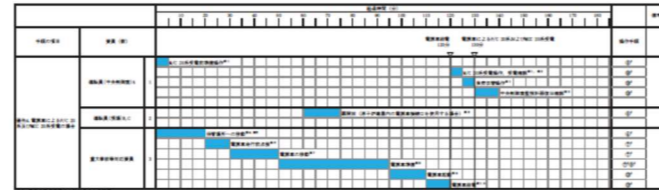
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート

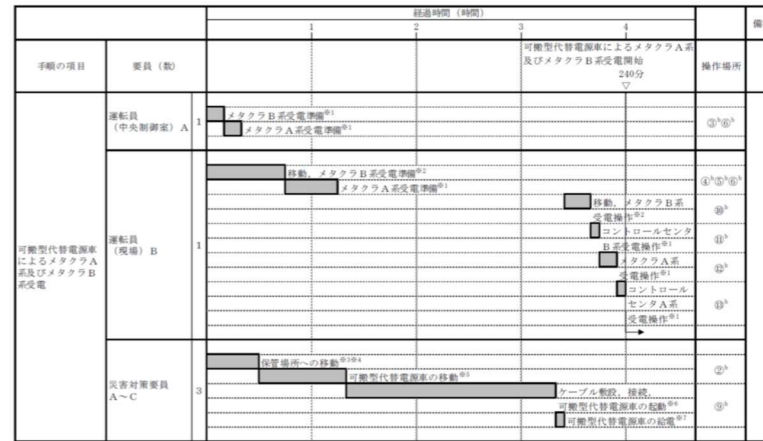


図 2.14.6 可搬型代替電源車による非常用高圧母線（6-A）及び非常用高圧母線（6-B）受電のタイムチャート*

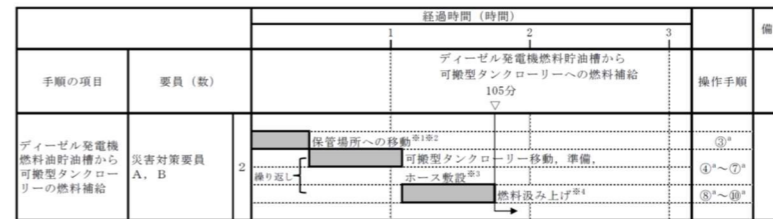
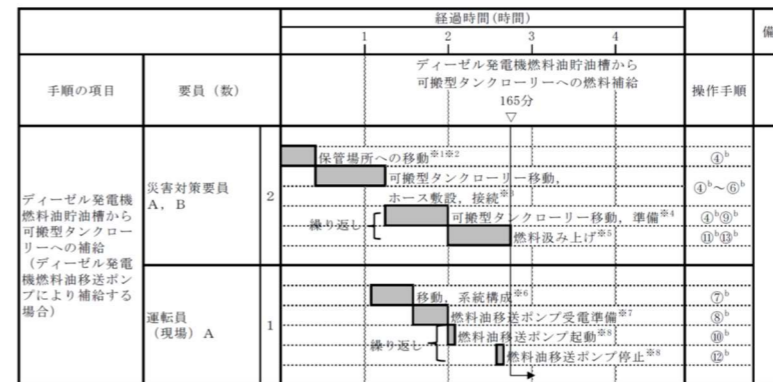


図 2.14.7 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート（ホース使用時）*



※1：可搬型タンクローリーの保管場所は1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(h)、ホースの保管場所は原子炉建屋内
 ※2：緊急時対策所から1号炉西側31mエリアまでの移動時間に余裕を見込んだ時間
 ※3：可搬型タンクローリーの移動時間として、1号炉西側31mエリアから原子炉補助建屋付近までを想定した移動時間及びホース敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間
 ※4：可搬型タンクローリーの移動時間として原子炉補助建屋付近から3号出入管理室横通路までを想定した移動時間、可搬型タンクローリーの給油準備実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間
 ※5：可搬型タンクローリーの燃料汲み上げを想定した作業時間に余裕を見込んだ時間
 ※6：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間
 ※7：燃料油移送ポンプ受電準備に余裕を見込んだ時間
 ※8：機器の操作時間に余裕を見込んだ時間

図 2.14.8 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時）*

タイムチャートの相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																						
		<div data-bbox="1673 241 2383 436"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">経過時間（時間）</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>手順の項目</th> <th>要員（数）</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーの燃料補給</td> <td>災害対策要員 A, B</td> <td>2</td> <td>燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの燃料補給 105分</td> <td></td> <td>操作手順</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>保管場所への移動^{※1}</td> <td></td> <td>②[※]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>ホース敷設^{※3}</td> <td></td> <td>④[※]～⑤[※]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃料汲み上げ^{※4}</td> <td></td> <td>⑥[※]～⑦[※]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：可搬型タンクローリーの保管場所は1号炉西側31aエリア及び2号炉東側31aエリア(b) ※2：緊急時対策所から1号炉西側31aエリアまでの移動時間に余裕を見込んだ時間 ※3：可搬型タンクローリーの移動時間として、1号炉西側31aエリアから燃料タンク（SA）までを想定した移動時間及びホース敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 ※4：可搬型タンクローリーの燃料汲み上げを想定した作業時間に余裕を見込んだ時間</p> </div> <div data-bbox="1673 529 2383 556"> <p>図 2.14.9 燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート</p> </div> <div data-bbox="1673 625 2383 793"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="3">経過時間（時間）</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>手順の項目</th> <th>要員（数）</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替電源車への補給</td> <td>災害対策要員 A, B</td> <td>2</td> <td>60分 燃料補給完了</td> <td></td> <td>操作手順</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>移動^{※1}</td> <td></td> <td>②[※]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>燃料補給準備^{※2}</td> <td></td> <td>②[※]～④[※]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型代替電源車への補給^{※2}</td> <td></td> <td>⑤[※]～⑦[※]</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：可搬型タンクローリーの移動時間は、可搬型代替電源車までの移動距離に応じた時間 ※2：可搬型代替電源車への補給は類似作業の実績に余裕を見込んだ想定時間</p> </div> <div data-bbox="1762 829 2309 877"> <p>図 2.14.10 可搬型タンクローリーから可搬型代替電源車への燃料補給のタイムチャート*</p> </div> <div data-bbox="1673 907 2383 982"> <p>*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p> </div>			経過時間（時間）			備考	手順の項目	要員（数）	1	2	3	燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーの燃料補給	災害対策要員 A, B	2	燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの燃料補給 105分		操作手順				保管場所への移動 ^{※1}		② [※]				ホース敷設 ^{※3}		④ [※] ～⑤ [※]				燃料汲み上げ ^{※4}		⑥ [※] ～⑦ [※]			経過時間（時間）			備考	手順の項目	要員（数）	1	2	3	可搬型代替電源車への補給	災害対策要員 A, B	2	60分 燃料補給完了		操作手順				移動 ^{※1}		② [※]				燃料補給準備 ^{※2}		② [※] ～④ [※]				可搬型代替電源車への補給 ^{※2}		⑤ [※] ～⑦ [※]	タイムチャートの相違
		経過時間（時間）			備考																																																																				
手順の項目	要員（数）	1	2	3																																																																					
燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーの燃料補給	災害対策要員 A, B	2	燃料タンク（SA）から可搬型タンクローリーへの燃料補給 105分		操作手順																																																																				
			保管場所への移動 ^{※1}		② [※]																																																																				
			ホース敷設 ^{※3}		④ [※] ～⑤ [※]																																																																				
			燃料汲み上げ ^{※4}		⑥ [※] ～⑦ [※]																																																																				
		経過時間（時間）			備考																																																																				
手順の項目	要員（数）	1	2	3																																																																					
可搬型代替電源車への補給	災害対策要員 A, B	2	60分 燃料補給完了		操作手順																																																																				
			移動 ^{※1}		② [※]																																																																				
			燃料補給準備 ^{※2}		② [※] ～④ [※]																																																																				
			可搬型代替電源車への補給 ^{※2}		⑤ [※] ～⑦ [※]																																																																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、表3.14-16に示すように、通常時は電源となる電源車を代替所内電気設備と切り離し、また、タンクローリを軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ並びにガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプと切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>電源車及びタンクローリは、輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-3, 57-7)</p>	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、表2.14.21に示すように、通常時は電源となる可搬型代替電源車を非常用所内電気設備と切り離し、また、可搬型タンクローリをディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び燃料タンク(SA)と切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリは、車輪止めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、可搬型代替電源車は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-4, 57-6)</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） 設備名称の相違（タンクローリ） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（D/G燃料油移送設備） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>記載表現の相違（車輪止め）</p> <p>記載の充実（大飯伊方実績を参照）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

女川原子力発電所 2 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

表 3.14-16 他系統との隔離

取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態
代替所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用)	電気作動	通常時切
代替所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	電気作動	通常時切
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(A) 払出口止め弁	手動	通常時切離し
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(C) 払出口止め弁	手動	通常時切離し
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(E) 払出口止め弁	手動	通常時切離し
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時切離し
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時切離し
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(E) 入口弁	手動	通常時切離し
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(B) 払出口止め弁	手動	通常時切離し
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 払出口止め弁	手動	通常時切離し
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(F) 払出口止め弁	手動	通常時切離し
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時切離し
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 入口弁	手動	通常時切離し
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(F) 入口弁	手動	通常時切離し
非常用交流電源設備	HPCS D/G 軽油タンク 払出口止め弁	手動	通常時切離し
非常用交流電源設備	HPCS D/G 軽油タンク 入口弁	手動	通常時切離し

取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態
常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(A) 払出口止め弁	手動	通常時切離し
常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(B) 払出口止め弁	手動	通常時切離し
常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(C) 払出口止め弁	手動	通常時切離し
常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時切離し
常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時切離し
常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時切離し

(6) 設置場所（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第六号）

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。

可搬型代替交流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 3.14-8～11 に示す。

これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、屋外、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内で操作可能な設計とする。

(57-2)

表 2.14.21 他系統との隔離

取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態
常設代替交流電源設備	A-可搬型代替電源接続盤	手動	通常時切離し
	B-可搬型代替電源接続盤	手動	通常時切離し
非常用交流電源設備	A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止
	A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止
	B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止
	B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止
	燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁	手動	通常時切離し
	常設代替交流電源設備	燃料タンク (SA) 給油口	手動

(6) 設置場所（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第六号）

(i) 要求事項

想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。

可搬型代替交流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 2.14.10～14 に示す。

これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、屋外、周辺補機棟又は原子炉補助建屋で操作可能な設計とする。

(57-2)

他系統との隔離箇所の相違

操作場所の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.1.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>a. 軽油タンク 可搬型代替交流電源設備の軽油タンクは、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要な燃料量約108kLを上回る、容量約830kLを有する設計とする。 (57-5)</p> <p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク 可搬型代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要な燃料量約108kLを上回る、容量約330kLを有する設計とする。 (57-5)</p>	<p>2.14.2.1.4.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第2項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>a. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要な燃料量約118.7kLを上回る、容量約540kLを有する設計とする。 (57-5)</p> <p>b. 燃料タンク (SA) 可搬型代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要な燃料量約44.2kLを上回る、容量約50kLを有する設計とする。 (57-5)</p> <p>c. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 可搬型代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、可搬型代替電源車の燃料消費量を上回る、容量約26kL/h/台、吐出圧力約0.3MPa及び原動機出力約11kW/台を2台有する設計とする。 (57-5)</p>	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備のうち、電源車接続口（原子炉建屋西側）及び電源車接続口（原子炉建屋東側）から、非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系並びに緊急用低圧母線 2G 系までの常設の電路は、代替所内電気設備を経由する。 代替所内電気設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能と同時に機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備の各機器と多様性及び位置的分散を図る設計とする。 電路については、代替所内電気設備を非常用所内電気設備に対して、独立した電路で系統構成することにより、共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。 これらの詳細については、3.14.2.6.5.2(3)項に記載のとおりである。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料油設備に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p> <p>これらの詳細については、2.14.2.1.3 項に記載のとおりである。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は代替所内電気設備の電路を経由しないため常設代替交流電源設備を同様の記載とした。

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3. 14. 2. 1. 4. 3 設置許可基準規則第 43 条第 3 項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え，十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については，「2. 3. 2 容量等」に示す。</p> <p>a. 電源車 可搬型代替交流電源設備の電源車は，想定される重大事故等時において，最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを 1 セット 2 台使用する。 保有数は 2 セット 4 台に加えて，故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として 1 台の合計 5 台を分散して保管する。 なお，バックアップ用の 1 台は，可搬型代替交流電源設備の電源車，可搬型代替直流電源設備の電源車又は緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）の予備として使用する。 具体的には，電源車は，常設代替交流電源設備が使用できない場合，低圧代替注水系に関連する設備等に電源供給する。</p> <p>電源車から非常用所内電気設備又は代替所内電気設備を受電する場合は，原子炉建屋外から電力を供給する可搬型代替交流電源設備に該当するため，必要設備を 2 セットに加えて予備を配備する。 必要となる負荷は，最大負荷約 671kW 及び連続負荷約 670kW であり，約 400kVA (340kW) / 台の電源車が 2 台必要である。</p> <p>また，電源車は，軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリを用いて燃料を電源車に補給する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p>	<p>2. 14. 2. 1. 4. 3 設置許可基準規則第 43 条第 3 項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え，十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については，「1. 1. 10. 2 容量等」に示す。</p> <p>a. 可搬型代替電源車 可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は，想定される重大事故等時において，最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを 1 セット 1 台使用する。 保有数は 2 セット 2 台に加えて，故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として 2 台の合計 4 台を分散して保管する。</p> <p>具体的には，可搬型代替電源車は，常設代替交流電源設備が使用できない場合，代替炉心注水に関連する設備等に電源供給する。</p> <p>可搬型代替電源車から非常用所内電気設備を受電する場合は，原子炉建屋外から電力を供給する可搬型代替交流電源設備に該当するため，必要設備を 2 セットに加えて予備を配備する。 必要となる負荷は，最大負荷約 788kW 及び連続負荷約 553kW であり，約 2, 200kVA (1, 760kW) / 台の可搬型代替電源車が 1 台必要である。</p> <p>また，可搬型代替電源車は，ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) よりディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリを用いて燃料を可搬型代替電源車に補給する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車）</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備・運用の相違 ・女川はバックアップ用の電源車を電源車（緊急時対策所用）としても使用する。</p> <p>炉型による給電対象設備の相違 ・女川：低圧代替注水系→泊：代替炉心注水</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備の相違 ・設備の容量に差異があるが，重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備のタンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットの連続運転が可能な燃料を、それぞれ電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットに供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を分散して保管する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の接続に必要な電源車ケーブル及びタンクローリホースは、現場で容易に接続可能な設計とする。</p> <p>表 3.14-17~20 に対象機器の接続場所を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3, 57-8)</p>	<p>b. 可搬型タンクローリ</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される可搬型代替電源車及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車の連続運転が可能な燃料を、それぞれ可搬型代替電源車及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車に供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の接続に必要な可搬型代替電源車ケーブル及び可搬型タンクローリホース（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時は配管・弁類を含む。）は、現場で容易に接続可能な設計とする。</p> <p>表 2.14.22~25 に対象機器の接続場所を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-8)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 燃料補給対象の可搬型設備の相違</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備名称の相違（タンクローリ） 記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																				
	<p>表 3.14-17 接続対象機器設置場所 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路)</p> <table border="1" data-bbox="952 296 1599 417"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td> <td>電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)</td> <td>屋外(原子炉建屋西側)又は原子炉建屋東側)</td> <td>コネクタ接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-18 接続対象機器設置場所 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)～緊急用低圧母線2G系電路)</p> <table border="1" data-bbox="952 522 1599 644"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td> <td>電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)</td> <td>屋外(原子炉建屋西側)又は原子炉建屋東側)</td> <td>コネクタ接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-19 接続対象機器設置場所 (軽油タンク～電源車流路)</p> <table border="1" data-bbox="952 711 1599 787"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>軽油タンク</td> <td>屋外</td> <td>専用金具接続</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-20 接続対象機器設置場所 (ガスタービン発電設備軽油タンク～電源車流路)</p> <table border="1" data-bbox="952 854 1599 959"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>ガスタービン発電設備軽油タンク</td> <td>屋外</td> <td>専用金具接続</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、可搬型代替交流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. 電源車 可搬型代替交流電源設備の電源車は、あらかじめ足場を設けることで電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)へコネクタ接続すること及び接続状態を目視で確認できることから、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-8)</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	電源車	電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)	屋外(原子炉建屋西側)又は原子炉建屋東側)	コネクタ接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	電源車	電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)	屋外(原子炉建屋西側)又は原子炉建屋東側)	コネクタ接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	タンクローリ	軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリ	電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	タンクローリ	ガスタービン発電設備軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリ	電源車	屋外	ノズル接続	<p>表 2.14.22 接続対象機器設置場所 (可搬型代替電源車～A-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤～非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)電路)</p> <table border="1" data-bbox="1694 275 2377 401"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替電源車</td> <td>A-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤</td> <td>屋外(3号炉東側32mエリア又は3号炉西側32mエリア)</td> <td>ボルト・ネジ接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.23 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型代替電源車流路)</p> <table border="1" data-bbox="1694 468 2377 569"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>可搬型代替電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.24 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ～可搬型代替電源車流路)</p> <table border="1" data-bbox="1694 653 2377 829"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングライン</td> <td>屋外 原子炉補助建屋 T.P.17.8m 周辺補機棟 T.P.17.8m</td> <td>継手接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>可搬型代替電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.25 接続対象機器設置場所 (燃料タンク(SA)～可搬型代替電源車流路)</p> <table border="1" data-bbox="1694 888 2377 989"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>燃料タンク(SA)</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>可搬型代替電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、可搬型代替交流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. 可搬型代替電源車 可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、一般的に用いられる工具を用いることでA-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤へボルト・ネジ接続すること及び接続状態を目視で確認できることから、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-8)</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型代替電源車	A-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤	屋外(3号炉東側32mエリア又は3号炉西側32mエリア)	ボルト・ネジ接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリ	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリ	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリ	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングライン	屋外 原子炉補助建屋 T.P.17.8m 周辺補機棟 T.P.17.8m	継手接続	可搬型タンクローリ	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリ	燃料タンク(SA)	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリ	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続	<p>設備名称の相違(可搬型代替電源車) 設備名称の相違 ・女川：電源車接続口(原子炉建屋西側)、電源車接続口(原子炉建屋東側)→泊：A-可搬型代替電源接続盤、B-可搬型代替電源接続盤 設備・運用の相違(ケーブルの接続方法)</p>
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																				
電源車	電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)	屋外(原子炉建屋西側)又は原子炉建屋東側)	コネクタ接続																																																																																				
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																				
電源車	電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)	屋外(原子炉建屋西側)又は原子炉建屋東側)	コネクタ接続																																																																																				
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																				
タンクローリ	軽油タンク	屋外	専用金具接続																																																																																				
タンクローリ	電源車	屋外	ノズル接続																																																																																				
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																				
タンクローリ	ガスタービン発電設備軽油タンク	屋外	専用金具接続																																																																																				
タンクローリ	電源車	屋外	ノズル接続																																																																																				
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																				
可搬型代替電源車	A-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤	屋外(3号炉東側32mエリア又は3号炉西側32mエリア)	ボルト・ネジ接続																																																																																				
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																				
可搬型タンクローリ	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続																																																																																				
可搬型タンクローリ	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続																																																																																				
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																				
可搬型タンクローリ	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングライン	屋外 原子炉補助建屋 T.P.17.8m 周辺補機棟 T.P.17.8m	継手接続																																																																																				
可搬型タンクローリ	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続																																																																																				
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																																																				
可搬型タンクローリ	燃料タンク(SA)	屋外	ホース挿入による接続																																																																																				
可搬型タンクローリ	可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続																																																																																				

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. タンクローリ 可搬型代替交流電源設備のタンクローリと軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクの接続については、燃料ホースを接続するために、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクの払出口に特別な工具を要しない専用金具にて接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号） (i) 要求事項 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. 電源車 可搬型代替交流電源設備の電源車は、非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系又は緊急用低圧母線2G系へ電源供給する場合それぞれにおいて、原子炉建屋の異なる面に位置的分散を図った二箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>b. タンクローリ 可搬型代替交流電源設備のタンクローリを接続する軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクは、100m以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	<p>b. 可搬型タンクローリ 可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリとディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)の接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)の給油口を開放して給油口内にホースを挿入して接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリとディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインの接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインにホースを簡便な接続方法で接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第43条第3項第三号） (i) 要求事項 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. 可搬型代替電源車 可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車は、非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)へ電源供給する場合において、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面に位置的分散を図った2箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>b. 可搬型タンクローリ 可搬型代替交流電源設備の可搬型タンクローリを接続するディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)は、100m以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリ） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 非常用高圧母線名称の相違 ・女川：2C系、2D系→泊：6-A, 6-B 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） 設置場所の相違</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け，及び常設設備と接続することができるよう，放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定，設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については，「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリーの接続場所は，表 3.14-17～20 と同様である。 これらの接続場所は，想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため，接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震，津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響，設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については，「2.3.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリーは，地震，津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響，設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し，非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備と 100m 以上の離隔で位置的分散を図り，第 2 保管エリア，第 3 保管エリア及び第 4 保管エリアの複数個所に分散して保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p>	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け，及び常設設備と接続することができるよう，放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定，設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については，「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーの接続場所は，表 2.14.22～25 と同様である。 これらの接続場所は，想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため，接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震，津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響，設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については，「1.1.10.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーは，地震，津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響，設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し，非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備と 100m 以上の離隔で位置的分散を図り，1 号炉西側 31m エリア，2 号炉東側 31m エリア(a)，2 号炉東側 31m エリア(b)及び展望台行管理道路脇西側 60m エリアの複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>保管場所の相違</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の電源車及びタンクローリは、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確認する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p style="text-align: right;">(57-6)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備のうち、電源車から非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系又は緊急用低圧母線 2G 系を電源供給する系統並びに軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクから電源車まで燃料移送する系統は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備又は重大事故等対処設備である常設代替交流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表 3.14-21 で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリは、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確認する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p style="text-align: right;">(57-7)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替交流電源設備のうち、可搬型代替電源車から非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) へ電源供給する系統並びにディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク (SA) から可搬型代替電源車まで燃料移送する設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備又は重大事故等対処設備である常設代替交流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表 2.14.26 で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>設備名称の相違（可搬型代替電源車） 非常用高圧母線名称の相違 ・女川：2C 系、2D 系→泊：6-A, 6-B 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 記載表現の相違 ・女川：燃料移送する系統→泊：燃料移送する設備</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表3.14-21 可搬型代替交流電源設備の多様性及び位置的分散

項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備
電源	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋 地上1階 (原子炉建屋付風枠内)>	ガスタービン発電機 <屋外(緊急用電気品建屋 地上1階)>	電源車 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>
電路	非常用ディーゼル発電機(A) ~非常用高圧母線2C系電路	ガスタービン発電機 ~非常用高圧母線2C系及び 非常用高圧母線2D系電路	電源車~電源車接続口 (原子炉建屋) ~非常用高圧母線2C系及び 非常用高圧母線2D系電路
	非常用ディーゼル発電機(B) ~非常用高圧母線2D系電路	ガスタービン発電機 ~緊急用高圧母線2G系電路	電源車~電源車接続口 (原子炉建屋) ~緊急用低圧母線2G系電路
電源供給先	非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 非常用高圧母線2H系 <いずれも原子炉建屋 地下1階 (原子炉建屋付風枠内)>	非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 <いずれも原子炉建屋 地下1階 (原子炉建屋付風枠内)>	非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 <いずれも原子炉建屋 地下1階 (原子炉建屋付風枠内)>
		緊急用低圧母線2G系 <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付風枠内)>	緊急用低圧母線2G系 <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付風枠内)>
駆動方式	ディーゼル	ガスタービン	ディーゼル
電源の冷却方式	水冷式	空冷式	空冷式

項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備
燃料源	軽油タンク <屋外>	軽油タンク <屋外>	軽油タンク <屋外>
	非常用ディーゼル発電設備 燃料デイトンク 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料デイトンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付風枠内)>	ガスタービン発電設備 軽油タンク <屋外>	ガスタービン発電設備 軽油タンク <屋外>
燃料流路	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外>	タンクローリ <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>	タンクローリ <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>
		ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ <屋外>	

表2.14.26 可搬型代替交流電源設備の多様性及び位置的分散

項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備
電源	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建 屋 T.P.10.3m>	代替非常用発電機 <屋外(3号炉東側 32m エリア)>	可搬型代替電源車 <屋外(1号炉西側 31m エリア、2号炉東 側31m エリア(a)及び 展望台行管理道路脇西 側60m エリア)>
電路	A-ディーゼル発電機 ~非常用高圧母線 (6-A) 電路	代替非常用発電機~非 常用高圧母線(6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路	可搬型代替電源車~可 搬型代替電源接続盤~ 非常用高圧母線(6- A) 及び非常用高圧母 線(6-B) 電路
	B-ディーゼル発電機 ~非常用高圧母線 (6-B) 電路		
電源供給先	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B) <いずれも原子炉補助 建屋 T.P.10.3m>	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B)	非常用高圧母線 (6-A) 非常用高圧母線 (6-B)
		<いずれも原子炉補助 建屋 T.P.10.3m>	<いずれも原子炉補助 建屋 T.P.10.3m>
電源の冷却方式	水冷式	空冷式	空冷式

項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備
燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外>
	ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P.17.8m>	燃料タンク(SA) <屋外>	燃料タンク(SA) <屋外>
燃料流路		代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外>	可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>
	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P.6.2m>	可搬型タンクローリ <屋外(1号炉西側 31m エリア 及び2号炉東側31m エリア(b))>	可搬型タンクローリ <屋外(1号炉西側 31m エリア 及び2号炉東側31m エリア(b))>
		ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P.6.2m>	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P.6.2m>

設備名称の相違

設備の相違

- ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等
対処設備として必要な設備を設けると
いう点において同等である。

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3. 14. 2. 2 常設代替交流電源設備</p> <p>3. 14. 2. 2. 1 設備概要</p> <p>常設代替交流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、非常用所内電気設備又は代替所内電気設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、ガスタービン及び発電機を搭載した「ガスタービン発電機」、ガスタービン発電機の燃料を保管する「軽油タンク」、軽油タンクからガスタービン発電設備軽油タンクまで燃料を運搬する「タンクローリ」、ガスタービン発電機の近傍で燃料を保管する「ガスタービン発電設備軽油タンク」及びガスタービン発電設備軽油タンクからガスタービン発電機に燃料を補給する「ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ」並びに代替所内電気設備として回路を構成する「ガスタービン発電機接続盤」、「緊急用高圧母線 2F 系」、「緊急用高圧母線 2G 系」及び「緊急用動力変圧器 2G 系」並びに電源供給先である「非常用高圧母線 2C 系」、「非常用高圧母線 2D 系」及び「緊急用低圧母線 2G 系」で構成する。</p> <p>なお、ガスタービン発電機は、ガスタービン発電機発電機車とガスタービン発電機発電機車を制御するガスタービン発電機制御車により構成されるが、以下、ガスタービン発電機発電機車とガスタービン発電機制御車を合わせてガスタービン発電機と称す。</p> <p>本系統の概要図を図 3. 14-11～15 に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表 3. 14-22 に示す。</p> <p>本系統は、外部電源の喪失時にガスタービン発電機を自動起動し、全交流動力電源喪失した場合に、緊急用高圧母線 2F 系を介して非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系又は緊急用低圧母線 2G 系に接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>なお、ガスタービン発電機は、中央制御室からの遠隔操作又は設置場所からの操作も可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機の運転中は、ガスタービン発電設備軽油タンクからガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用いて自動で燃料補給を行う。</p> <p>なお、ガスタービン発電機の起動に際しては、ガスタービン発電機車載燃料を用いて起動し、その後はガスタービン発電機自身が発電した電力にてガスタービン発電設備燃料移送ポンプを運転し、継続的に燃料を補給する。</p> <p>また、軽油タンクからタンクローリにより燃料をガスタービン発電設備軽油タンクに補給することでガスタービン発電機の運転を継続する。</p> <p>常設代替交流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、3. 14. 2. 2. 3 項に詳細を示す。</p>	<p>2. 14. 2. 2 常設代替交流電源設備</p> <p>2. 14. 2. 2. 1 設備概要</p> <p>常設代替交流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、非常用所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「代替非常用発電機」、代替非常用発電機の燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油貯油槽」及び「燃料タンク (SA)」、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から代替非常用発電機まで燃料を運搬する「可搬型タンクローリ」及び「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」並びに電源供給先である「非常用高圧母線 (6-A)」、「非常用高圧母線 (6-B)」及び「代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤」で構成する。</p> <p>本系統の概要図を図 2. 14. 11～14 に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表 2. 14. 27 に示す。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失時に代替非常用発電機を中央制御室の操作にて速やかに起動し、非常用高圧母線 (6-A)、非常用高圧母線 (6-B) 及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>なお、代替非常用発電機は、中央制御室からの遠隔操作及び設置場所からの操作が可能な設計とする。</p> <p>代替非常用発電機は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) より可搬型タンクローリ (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。) を用いて燃料を代替非常用発電機に補給することで代替非常用発電機の運転を継続する。</p> <p>常設代替交流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、2. 14. 2. 2. 3 項に詳細を示す。</p>	<p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） 設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備の相違 ・女川：ガスタービン→泊：ディーゼルエンジン 設備名称の相違（代替非常用発電機） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ） 設備名称の相違（タンクローリ） 非常用高圧母線名称の相違 ・女川：2C 系、2D 系→泊：6-A、6-B 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

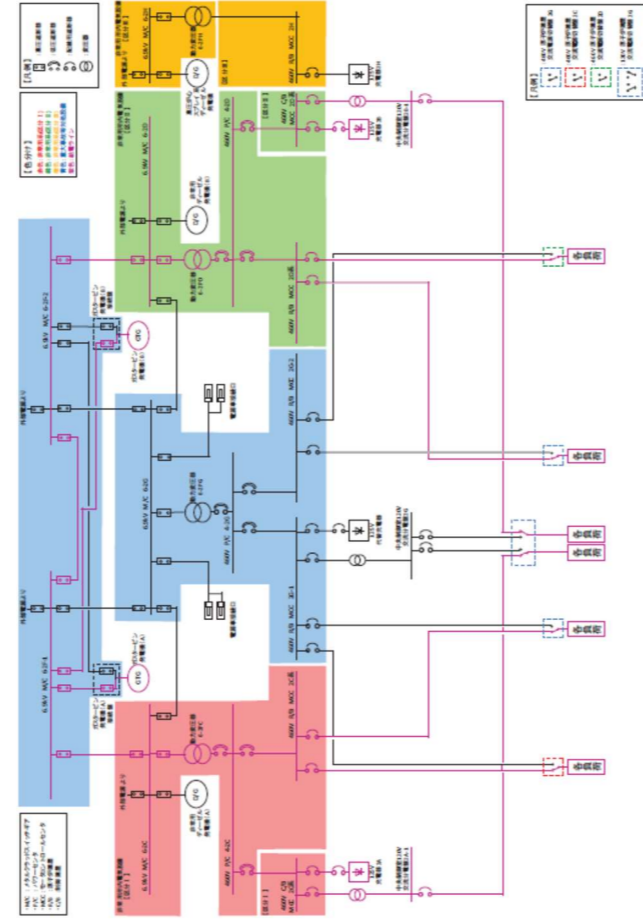


図3.14-11 常設代替交流電源設備系統図
 (ガスタービン発電機～非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路)

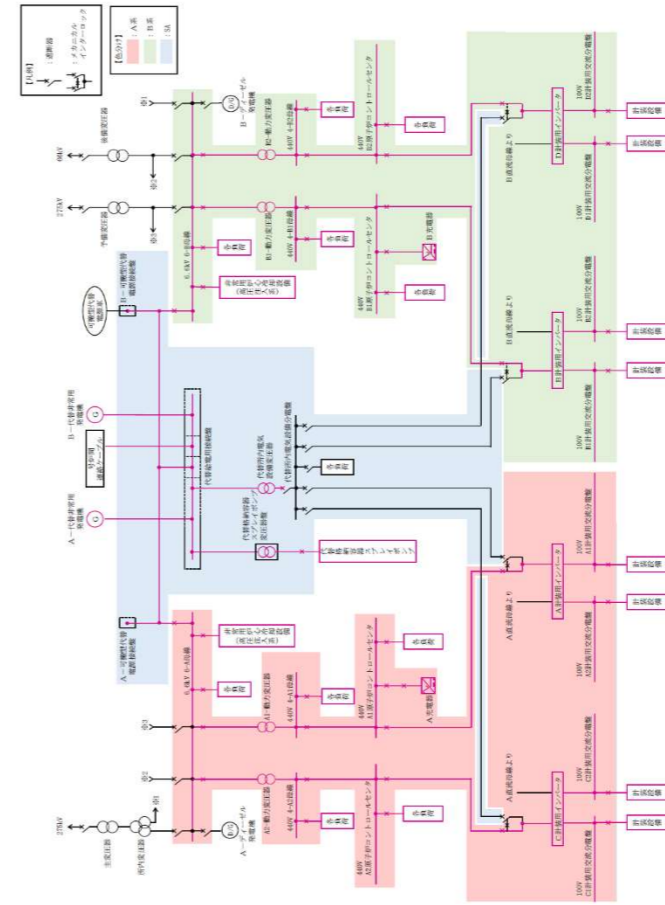
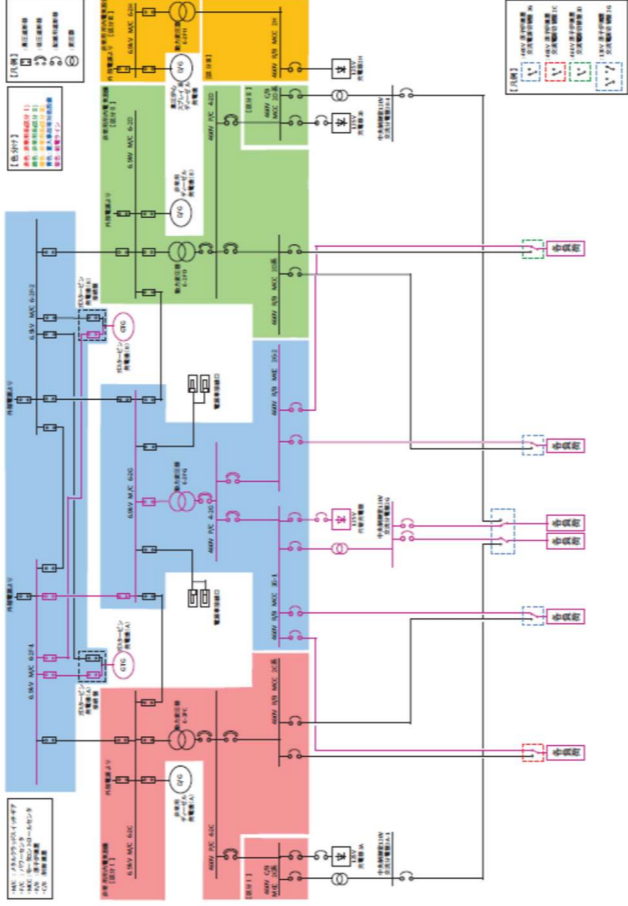


図2.14.11 常設代替交流電源設備系統図
 (代替非非常用発電機～非常用高圧母線(6-A), 非常用高圧母線(6-B)及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤)

設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-12 常設代替交流電源設備系統図 (ガスタービン発電機～緊急用低圧母線2G系電路)</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

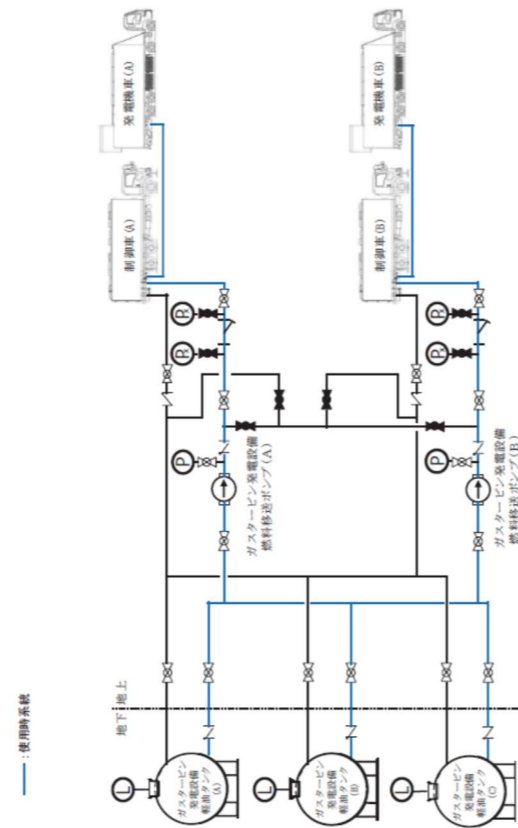


図3.14-13 常設代替交流電源設備系統図
 (ガスタービン発電設備燃料移送系)

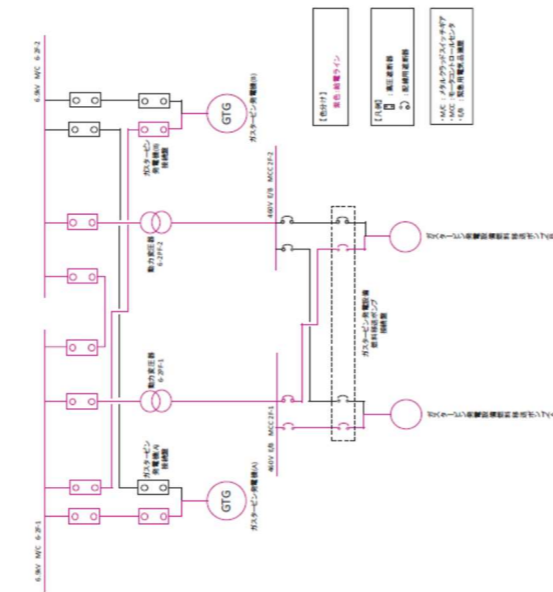


図3.14-14 常設代替交流電源設備系統図
 (ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ電源)

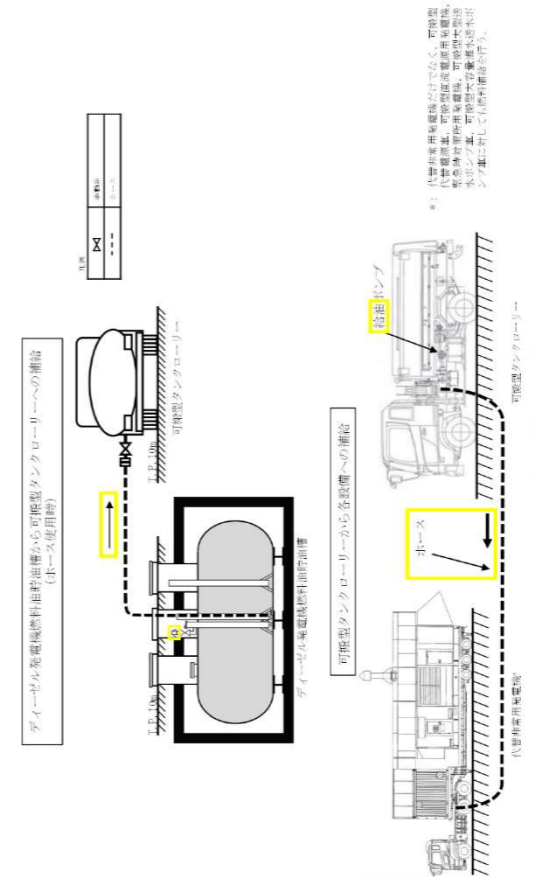


図2.14.12 常設代替交流電源設備系統図
 (燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料油貯槽 (ホース使用時)))

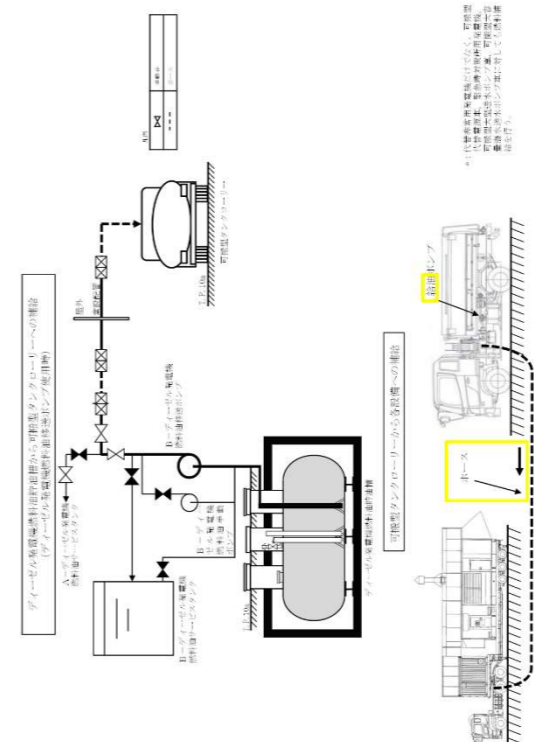


図2.14.13 常設代替交流電源設備系統図
 (燃料油設備 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時))

設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等
 対処設備として必要な設備を設けると
 いう点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図3.14-15 常設代替交流電源設備系統図 (燃料系統)</p> <p>この図は、常設代替交流電源設備の燃料系統を示しています。タンクローリーからガスタービン発電機を経由してタンクローリーへの補給が行われます。また、移動後補給も示されています。タンクローリーからタンクローリーへの補給も示されています。タンクローリーは(A)から(G)まであり、それぞれ異なる容量と形状を持っています。</p>	<p>図2.14.14 常設代替交流電源設備系統図 (燃料油設備)</p> <p>この図は、常設代替交流電源設備の燃料油設備を示しています。燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの補給が行われます。また、可搬型タンクローリーから各設備への補給も行われます。燃料タンク(SA)はイメージと実機とがあり、イメージの方が容量が大きいことが示されています。</p>	<p>相違理由</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>表 3.14-22 常設代替交流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="943 247 1590 659"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>ガスタービン発電機*1【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク*2【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ*3【常設】 軽油タンク*4【常設】 タンクローリ【可搬】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>ガスタービン発電機 ～非常用高压母線 2C 系*5及び非常用高压母線 2D 系*6電路【常設】 ガスタービン発電機 ～緊急用低压母線 2G 系*7電路【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備（補助）**</td> <td>6-2F-1 母線電圧【常設】 6-2F-2 母線電圧【常設】 6-2C 母線電圧【常設】 6-2D 母線電圧【常設】 4-2C 母線電圧【常設】 4-2D 母線電圧【常設】</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：ガスタービン発電機は、ガスタービン発電機発電機車(A)及びガスタービン発電機制御車(B)並びにガスタービン発電機発電機車(B)及びガスタービン発電機制御車(B)により構成される。 *2：ガスタービン発電設備軽油タンクは、ガスタービン発電設備軽油タンク(A)、ガスタービン発電設備軽油タンク(B)及びガスタービン発電設備軽油タンク(C)により構成される。 *3：ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ(A)及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプ(B)により構成される。 *4：軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(A)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(C)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(D)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(E)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(F)及び高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクにより構成される。 *5：非常用高压母線 2C 系は、6.9kV メタクラ 6-2C により構成される。 *6：非常用高压母線 2D 系は、6.9kV メタクラ 6-2D により構成される。 *7：緊急用低压母線 2G 系は、460V パワーセンタ 4-2G、460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2G-1 及び 460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2G-2 により構成される。 *8：計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	ガスタービン発電機*1【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク*2【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ*3【常設】 軽油タンク*4【常設】 タンクローリ【可搬】	附属設備	—	燃料流路	ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】	電路	ガスタービン発電機 ～非常用高压母線 2C 系*5及び非常用高压母線 2D 系*6電路【常設】 ガスタービン発電機 ～緊急用低压母線 2G 系*7電路【常設】	計装設備（補助）**	6-2F-1 母線電圧【常設】 6-2F-2 母線電圧【常設】 6-2C 母線電圧【常設】 6-2D 母線電圧【常設】 4-2C 母線電圧【常設】 4-2D 母線電圧【常設】	<p>表 2.14.27 常設代替交流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="1670 247 2386 625"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>代替非常用発電機*1【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*2【常設】 燃料タンク (SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*3【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>代替非常用発電機*1～非常用高压母線 (6-A) *4、非常用高压母線 (6-B) *5 及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備（補助）*6</td> <td>6-A 母線電圧 6-B 母線電圧</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：代替非常用発電機は、A-代替非常用発電機及びB-代替非常用発電機により構成される。 *2：ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。 *3：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及びB-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより構成される。 *4：非常用高压母線 (6-A) は、6-A メタクラにより構成される。 *5：非常用高压母線 (6-B) は、6-B メタクラにより構成される。 *6：計装設備については、「2.15 計装設備（設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	代替非常用発電機*1【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*2【常設】 燃料タンク (SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*3【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】	附属設備	—	燃料流路	ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】	電路	代替非常用発電機*1～非常用高压母線 (6-A) *4、非常用高压母線 (6-B) *5 及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】	計装設備（補助）*6	6-A 母線電圧 6-B 母線電圧	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。
設備区分	設備名																										
主要設備	ガスタービン発電機*1【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク*2【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ*3【常設】 軽油タンク*4【常設】 タンクローリ【可搬】																										
附属設備	—																										
燃料流路	ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高压炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】																										
電路	ガスタービン発電機 ～非常用高压母線 2C 系*5及び非常用高压母線 2D 系*6電路【常設】 ガスタービン発電機 ～緊急用低压母線 2G 系*7電路【常設】																										
計装設備（補助）**	6-2F-1 母線電圧【常設】 6-2F-2 母線電圧【常設】 6-2C 母線電圧【常設】 6-2D 母線電圧【常設】 4-2C 母線電圧【常設】 4-2D 母線電圧【常設】																										
設備区分	設備名																										
主要設備	代替非常用発電機*1【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*2【常設】 燃料タンク (SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*3【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】																										
附属設備	—																										
燃料流路	ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】																										
電路	代替非常用発電機*1～非常用高压母線 (6-A) *4、非常用高压母線 (6-B) *5 及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】																										
計装設備（補助）*6	6-A 母線電圧 6-B 母線電圧																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.2.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) ガスタービン発電機 ガスタービン 台数：2 使用燃料：軽油 出力：約3,600kW（1台当たり） 発電機 台数：2 種類：三相同期発電機 容量：約4,500kVA（1台当たり） （連続定格：約3,791kVA（1台当たり）） 力率：0.80（遅れ） 電圧：6.9kV 周波数：50Hz 取付箇所：屋外（緊急用電気品建屋地上1階）</p> <p>(2) ガスタービン発電設備軽油タンク 種類：横置円筒形 基数：3 容量：約110kL（1基当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：50℃ 取付箇所：屋外</p> <p>(3) ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ 種類：スクリュー式 台数：2 容量：約3.0m³/h（1台当たり） 全圧力：約0.5MPa[gage] 最高使用圧力：約0.95MPa[gage] 最高使用温度：50℃ 原動機出力：約1.5kW（1台当たり） 取付箇所：屋外</p>	<p>2.14.2.2.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 代替非常用発電機 エンジン 台数：2 使用燃料：軽油 出力：約1,450kW（1台当たり） 発電機 台数：2 型式：防滴保護，空気冷却自己自由通風型 容量：約1,725kVA（1台当たり） 力率：0.8（遅れ） 電圧：6.6kV 周波数：50Hz 取付箇所：屋外（3号炉東側32mエリア）</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 軽油タンク 種類：横置円筒形 基数：6（1系列につき3基） ：1（1系列につき1基） 容量：約110kL（1基当たり） ：約170kL 使用燃料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：66℃ 取付箇所：屋外</p> <p>(5) タンクローリ 容量：約4.0kL（1台当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：約24kPa[gage] 最高使用温度：40℃ 台数：2（予備1） 設置場所：屋外 保管場所：屋外 （第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア）</p>	<p>(2) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 型式：横置円筒形 基数：4 容量：約146kL（1基当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40℃ 取付箇所：屋外</p> <p>(3) 燃料タンク（SA） 型式：横置円筒形 基数：1 容量：約55kL 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40℃ 取付箇所：屋外</p> <p>(4) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 型式：歯車形 台数：2 容量：約26kL/h（1台当たり） 吐出圧力：約0.3MPa[gage] 最高使用温度：50℃ 原動機出力：約11kW（1台当たり） 取付箇所：ディーゼル発電機建屋 T. P. 6. 2m</p> <p>(5) 可搬型タンクローリー 容量：約4kL（1台当たり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：約24kPa[gage] 最高使用温度：40℃ 台数：2（予備2） 設置場所：屋外 保管場所：屋外 （1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)）</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるという点において同等である。 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3. 14. 2. 2. 3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>常設代替交流電源設備は，設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれないことがないよう，表 3. 14-23 で示すとおり，位置的分散を図った設計とする。</p> <p>電源については，ガスタービン発電機を非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と位置的分散された屋外（緊急用電気品建屋地上 1 階）に設置する設計とする。</p> <p>電路については，常設代替交流電源設備から非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系を受電する電路を，非常用交流電源設備から同母線及び非常用高圧母線 2H 系を受電する電路に対して，独立した電路で系統構成することにより，共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については，非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の水冷式に対して，ガスタービン発電機は空冷式とすることで，多様性を確保する設計とする。</p> <p>電源の駆動方式については，非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機のディーゼルエンジン駆動に対して，ガスタービン発電機はガスタービン駆動とすることで，多様性を確保する設計とする。</p> <p>燃料源については，非常用ディーゼル発電機は非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンクからの供給であるのに対して，ガスタービン発電機はガスタービン発電設備軽油タンクからの供給とすることで，位置的分散された設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は，表 3. 14-24 で示すとおり，地震，津波，火災及び溢水により同時に故障することを防止するため，非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>(6) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>台 数：1</p> <p>冷 却：自冷</p> <p>容 量：約 1, 000kVA</p> <p>定 格 電 圧：1 次側 6, 600V 2 次側 400V</p> <p>取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T. P. 24. 8m</p> <p>2. 14. 2. 2. 3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>常設代替交流電源設備は，設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれないことがないよう，表 2. 14. 28 で示すとおり，位置的分散を図った設計とする。</p> <p>電源については，代替非常用発電機をディーゼル発電機と位置的分散された屋外（3 号炉東側 32m エリア）に設置する設計とする。</p> <p>電路については，常設代替交流電源設備から非常用高圧母線（6-A），非常用高圧母線（6-B）及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤を受電する電路を，非常用交流電源設備から同母線を受電する電路に対して，独立した電路で系統構成することにより，共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については，ディーゼル発電機の水冷式に対して，代替非常用発電機は空冷式とすることで，多様性を有する設計とする。</p> <p>燃料源については，ディーゼル発電機はディーゼル発電機燃料油サービスタンクからの供給であるのに対して，代替非常用発電機は発電機搭載燃料とすることで，位置的分散された設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備は，表 2. 14. 29 で示すとおり，地震，津波，火災及び溢水により同時に故障することを防止するため，非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが，重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設置場所の相違</p> <p>非常用高圧母線名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：2C 系，2D 系→泊：6-A，6-B <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川はガスタービン発電機の駆動方式により非常用ディーゼル発電機に対して多様性を有する。 ・泊は大飯と同様に代替非常用発電機の冷却方式によりディーゼル発電機に対して多様性を有する。 <p>設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
	<p>表 3.14-23 常設代替交流電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)></td> <td>ガスタービン発電機 <屋外(緊急用電気品建屋地上1階)></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>非常用ディーゼル発電機(A) ~非常用高圧母線2C系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ~非常用高圧母線2D系電路 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 ~非常用高圧母線2H系電路</td> <td>ガスタービン発電機 ~非常用高圧母線2C系及び 非常用高圧母線2D系電路 ガスタービン発電機 ~緊急用低圧母線2G系電路</td> </tr> <tr> <td>電源供給先</td> <td>非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 非常用高圧母線2H系 <いずれも原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)></td> <td>非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 <いずれも原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用低圧母線2G系 <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)></td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料デイトンク 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料デイトンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)></td> <td>軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備軽油タンク <屋外></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外></td> <td>タンクローリ <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)> ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ <屋外></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	電源	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>	ガスタービン発電機 <屋外(緊急用電気品建屋地上1階)>	電路	非常用ディーゼル発電機(A) ~非常用高圧母線2C系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ~非常用高圧母線2D系電路 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 ~非常用高圧母線2H系電路	ガスタービン発電機 ~非常用高圧母線2C系及び 非常用高圧母線2D系電路 ガスタービン発電機 ~緊急用低圧母線2G系電路	電源供給先	非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 非常用高圧母線2H系 <いずれも原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>	非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 <いずれも原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用低圧母線2G系 <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)>	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料デイトンク 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料デイトンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)>	軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備軽油タンク <屋外>	燃料流路	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外>	タンクローリ <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)> ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ <屋外>	<p>表 2.14.28 常設代替交流電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T. P. 10. 3m></td> <td>代替非常用発電機 <屋外(3号炉東側32mエリ ア)></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>A-ディーゼル発電機~ 非常用高圧母線(6-A)電路 B-ディーゼル発電機~ 非常用高圧母線(6-B)電路</td> <td>代替非常用発電機~ 非常用高圧母線(6-A), 非常用高圧母線(6-B) 及び代替格納容器スプレイポン プ変圧器盤電路</td> </tr> <tr> <td>電源供給先</td> <td>非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T. P. 10. 3m></td> <td>非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T. P. 10. 3m> 代替格納容器スプレイポン プ変圧器盤 <原子炉補助建屋 T. P. 24. 8m></td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T. P. 17. 8m></td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 代替非常用発電機(発電機搭載 燃料) <屋外></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T. P. 6. 2m></td> <td>可搬型タンクローリ <屋外(1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T. P. 6. 2m></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	電源	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T. P. 10. 3m>	代替非常用発電機 <屋外(3号炉東側32mエリ ア)>	電路	A-ディーゼル発電機~ 非常用高圧母線(6-A)電路 B-ディーゼル発電機~ 非常用高圧母線(6-B)電路	代替非常用発電機~ 非常用高圧母線(6-A), 非常用高圧母線(6-B) 及び代替格納容器スプレイポン プ変圧器盤電路	電源供給先	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T. P. 10. 3m>	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T. P. 10. 3m> 代替格納容器スプレイポン プ変圧器盤 <原子炉補助建屋 T. P. 24. 8m>	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T. P. 17. 8m>	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 代替非常用発電機(発電機搭載 燃料) <屋外>	燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T. P. 6. 2m>	可搬型タンクローリ <屋外(1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T. P. 6. 2m>	<p>設備名称の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																																														
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備																																															
電源	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>	ガスタービン発電機 <屋外(緊急用電気品建屋地上1階)>																																															
電路	非常用ディーゼル発電機(A) ~非常用高圧母線2C系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ~非常用高圧母線2D系電路 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 ~非常用高圧母線2H系電路	ガスタービン発電機 ~非常用高圧母線2C系及び 非常用高圧母線2D系電路 ガスタービン発電機 ~緊急用低圧母線2G系電路																																															
電源供給先	非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 非常用高圧母線2H系 <いずれも原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>	非常用高圧母線2C系 非常用高圧母線2D系 <いずれも原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用低圧母線2G系 <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)>																																															
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																															
燃料源	軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料デイトンク 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料デイトンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)>	軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備軽油タンク <屋外>																																															
燃料流路	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外>	タンクローリ <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)> ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ <屋外>																																															
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																															
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備																																															
電源	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T. P. 10. 3m>	代替非常用発電機 <屋外(3号炉東側32mエリ ア)>																																															
電路	A-ディーゼル発電機~ 非常用高圧母線(6-A)電路 B-ディーゼル発電機~ 非常用高圧母線(6-B)電路	代替非常用発電機~ 非常用高圧母線(6-A), 非常用高圧母線(6-B) 及び代替格納容器スプレイポン プ変圧器盤電路																																															
電源供給先	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T. P. 10. 3m>	非常用高圧母線(6-A) 非常用高圧母線(6-B) <いずれも原子炉補助建屋 T. P. 10. 3m> 代替格納容器スプレイポン プ変圧器盤 <原子炉補助建屋 T. P. 24. 8m>																																															
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																															
燃料源	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T. P. 17. 8m>	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 代替非常用発電機(発電機搭載 燃料) <屋外>																																															
燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T. P. 6. 2m>	可搬型タンクローリ <屋外(1号炉西側31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T. P. 6. 2m>																																															
	<p>表 3.14-24 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)	<p>表 2.14.29 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>常設代替交流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)	溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)																			
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																																														
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備																																															
共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																															
	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																															
	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)																																															
	溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)																																															
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																															
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備																																															
共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																															
	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																															
	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。)																																															
	溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする(「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。)																																															

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>3.14.2.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. ガスタービン発電機 常設代替交流電源設備のガスタービン発電機は、屋外（緊急用電気品建屋地上1階）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-25に示す設計とする。 (57-2)</p> <table border="1" data-bbox="943 888 1605 1226"> <caption>表3.14-25 想定する環境条件及び荷重条件(ガスタービン発電機)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク 常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-26に示す設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <table border="1" data-bbox="943 1577 1605 1906"> <caption>表3.14-26 想定する環境条件及び荷重条件(ガスタービン発電設備軽油タンク)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>2.14.2.2.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>2.14.2.2.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 代替非常用発電機 常設代替交流電源設備の代替非常用発電機は、屋外（3号炉東側32mエリア）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.30に示す設計とする。 (57-2)</p> <table border="1" data-bbox="1688 888 2377 1262"> <caption>表2.14.30 想定する環境条件及び荷重条件（代替非常用発電機）</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（代替非常用発電機） 設置場所の相違</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>c. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-27に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表3.14-27 想定する環境条件及び荷重条件(ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ)</p> <table border="1" data-bbox="926 474 1596 798"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 軽油タンク</p> <p>常設代替交流電源設備の軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-28に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>表3.14-28 想定する環境条件及び荷重条件(軽油タンク)</p> <table border="1" data-bbox="926 1171 1596 1495"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.31に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表2.14.31 想定する環境条件及び荷重条件（ディーゼル発電機燃料油貯油槽）</p> <table border="1" data-bbox="1685 1161 2389 1526"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																												
		<p>c. 燃料タンク (SA)</p> <p>常設代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は，常設で屋外に設置する設備であることから，その機能を期待される重大事故等時における，屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し，表 2. 14. 32 に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表 2. 14. 32 想定する環境条件及び荷重条件 (燃料タンク (SA))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため，風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは，常設でディーゼル発電機建屋 T. P. 6. 2m に設置する設備であることから，その機能を期待される重大事故等時における，ディーゼル発電機建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し，表 2. 14. 33 に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表 2. 14. 33 想定する環境条件及び荷重条件 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>ディーゼル発電機建屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため，天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため，風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため，風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため，天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため，風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため，風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため，天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため，風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>e. タンクローリ</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリは、可搬型で屋外の第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアに保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-29に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>表3.14-29 想定する環境条件及び荷重条件(タンクローリ)</p> <table border="1" data-bbox="893 554 1620 907"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>e. 可搬型タンクローリ</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリは、可搬型で屋外の1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)に保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.34に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表2.14.34 想定する環境条件及び荷重条件(可搬型タンクローリ)</p> <table border="1" data-bbox="1694 548 2377 879"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>常設代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、常設で原子炉補助建屋T.P.24.8mに設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.35に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表2.14.35 想定する環境条件及び荷重条件(代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤)</p> <table border="1" data-bbox="1694 1268 2377 1629"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)	風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違(タンクローリ)</p> <p>保管場所の相違</p> <p>設備・運用の相違(常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先)</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。																																												
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																																												
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																												
風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																																																				
	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の操作が必要な燃料移送系の各機器及び非常用所内電気設備の各遮断器については、設置場所又は中央制御室で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>なお、ガスタービン発電機及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプは自動起動並びに代替所内電気設備の緊急用高圧母線 2F 系の遮断器は自動投入するが、ガスタービン発電機及び緊急用高圧母線 2F 系は中央制御室又は設置場所において並びにガスタービン発電設備燃料移送ポンプは設置場所においても容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表 3.14-30~33 に操作対象機器の操作場所を示す。 (57-2, 57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-30 操作対象機器 (軽油タンク～タンクローリ流路)</p> <table border="1" data-bbox="943 1031 1587 1696"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>D/G(A)軽油タンク(A)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(A)軽油タンク(C)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(A)軽油タンク(E)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(B)軽油タンク(B)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(B)軽油タンク(D)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(B)軽油タンク(F)出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>HPCS D/G 軽油タンク 出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(A)軽油タンク(A) 払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(A)軽油タンク(C) 払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(A)軽油タンク(E) 払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(B)軽油タンク(B) 払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(B)軽油タンク(D) 払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>D/G(B)軽油タンク(F) 払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>HPCS D/G 軽油タンク 払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>車載ポンプ</td><td>停止→運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr><td>吐出弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	D/G(A)軽油タンク(A)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(A)軽油タンク(C)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(A)軽油タンク(E)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(B)軽油タンク(B)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(B)軽油タンク(D)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(B)軽油タンク(F)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		HPCS D/G 軽油タンク 出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		D/G(A)軽油タンク(A) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		D/G(A)軽油タンク(C) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		D/G(A)軽油タンク(E) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		D/G(B)軽油タンク(B) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		D/G(B)軽油タンク(D) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		D/G(B)軽油タンク(F) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		HPCS D/G 軽油タンク 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		車載ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	スイッチ操作		吐出弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の操作が必要な燃料油設備の各機器及び非常用所内電気設備の各遮断器については、設置場所又は中央制御室で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>また、代替非常用発電機は、中央制御室及び設置場所で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表 2.14.36~40 に操作対象機器の操作場所を示す。 (57-2, 57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.36 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型タンクローリ流路)</p> <table border="1" data-bbox="1685 1018 2383 1425"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>閉止→開放</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリ 給油ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作		可搬型タンクローリ 給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：燃料移送系→泊：燃料油設備 <p>設備名称の相違</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法）</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設置場所、操作場所、操作方法の相違</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																		
D/G(A)軽油タンク(A)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(A)軽油タンク(C)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(A)軽油タンク(E)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(B)軽油タンク(B)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(B)軽油タンク(D)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(B)軽油タンク(F)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
HPCS D/G 軽油タンク 出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(A)軽油タンク(A) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(A)軽油タンク(C) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(A)軽油タンク(E) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(B)軽油タンク(B) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(B)軽油タンク(D) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
D/G(B)軽油タンク(F) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
HPCS D/G 軽油タンク 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
車載ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																			
吐出弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																		
A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			
可搬型タンクローリ 給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																			
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																				
	<p>表 3.14-31 操作対象機器 (タンクローリー～ガスタービン発電設備軽油タンク流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>GTG 軽油タンク(A)入口弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>GTG 軽油タンク(B)入口弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>GTG 軽油タンク(C)入口弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車載ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>吐出弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-32 操作対象機器 (ガスタービン発電機～非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガスタービン発電機(A)</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)</td> <td>-</td> <td>操作不要 (自動起動)</td> <td>中央制御室又は設置場所からの手動起動操作も可能</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機(B)</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)</td> <td>-</td> <td>操作不要 (自動起動)</td> <td>中央制御室又は設置場所からの手動起動操作も可能</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)</td> <td>切→入</td> <td>緊急用電気品建屋地下1階</td> <td>-</td> <td>操作不要 (自動投入)</td> <td>中央制御室又は設置場所からの手動投入操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)</td> <td>切→入</td> <td>緊急用電気品建屋地下1階</td> <td>-</td> <td>操作不要 (自動投入)</td> <td>中央制御室又は設置場所からの手動投入操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2C 用)</td> <td>切→入</td> <td>緊急用電気品建屋地下1階</td> <td>-</td> <td>操作不要 (自動投入)</td> <td>中央制御室又は設置場所からの手動投入操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2F-2 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2D 用)</td> <td>切→入</td> <td>緊急用電気品建屋地下1階</td> <td>-</td> <td>操作不要 (自動投入)</td> <td>中央制御室又は設置場所からの手動投入操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1 用)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>設置場所からの手動投入操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-2 用)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>設置場所からの手動投入操作も可能</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ(A)</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外</td> <td>-</td> <td>操作不要 (自動起動)</td> <td>設置場所からの手動起動操作も可能</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ(B)</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外</td> <td>-</td> <td>操作不要 (自動起動)</td> <td>設置場所からの手動起動操作も可能</td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	GTG 軽油タンク(A)入口弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(B)入口弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク(C)入口弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		車載ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	スイッチ操作		吐出弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	ガスタービン発電機(A)	停止→運転	屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)	-	操作不要 (自動起動)	中央制御室又は設置場所からの手動起動操作も可能	ガスタービン発電機(B)	停止→運転	屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)	-	操作不要 (自動起動)	中央制御室又は設置場所からの手動起動操作も可能	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要 (自動投入)	中央制御室又は設置場所からの手動投入操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要 (自動投入)	中央制御室又は設置場所からの手動投入操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2C 用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要 (自動投入)	中央制御室又は設置場所からの手動投入操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2F-2 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2D 用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要 (自動投入)	中央制御室又は設置場所からの手動投入操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1 用)	切→入	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-2 用)	切→入	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ(A)	停止→運転	屋外	-	操作不要 (自動起動)	設置場所からの手動起動操作も可能	ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ(B)	停止→運転	屋外	-	操作不要 (自動起動)	設置場所からの手動起動操作も可能	<p>表 2.14.37 操作対象機器 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ出口A側連絡弁又は燃料油移送ポンプ出口B側連絡弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A-燃料油サービスタンク入口弁又はB-燃料油サービスタンク入口弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A-燃料油サービスタンク油面制御元弁又はB-燃料油サービスタンク油面制御元弁</td> <td>全開→全閉</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Aディーゼル発電機コントロールセンタ遮断器 (A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)又はBディーゼル発電機コントロールセンタ遮断器 (B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)</td> <td>切→入</td> <td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td> <td>周辺補機棟 T.P. 10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリーマンホール</td> <td>閉止→開放</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m～屋外</td> <td>周辺補機棟 T.P. 17.8m及び屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.38 操作対象機器 (燃料タンク (SA) ～可搬型タンクローリー流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料タンク (SA) 給油口</td> <td>閉止→開放</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー給油ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース接続</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.39 操作対象機器 (可搬型タンクローリー～代替非常用発電機流路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー給油ポンプ</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホース</td> <td>ホース引出し</td> <td>屋外</td> <td>屋外</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.40 操作対象機器 (代替非常用発電機～非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A-代替非常用発電機及びB-代替非常用発電機</td> <td>停止→運転 切→入</td> <td>屋外 (3号炉東側32mエリア)</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器操作</td> <td>設置場所からの手動投入操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6-A母線遮断器(SA用代替電源受電)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6-B母線遮断器(SA用代替電源受電)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		燃料油移送ポンプ出口A側連絡弁又は燃料油移送ポンプ出口B側連絡弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		A-燃料油サービスタンク入口弁又はB-燃料油サービスタンク入口弁	全開→全閉	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		A-燃料油サービスタンク油面制御元弁又はB-燃料油サービスタンク油面制御元弁	全開→全閉	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作		Aディーゼル発電機コントロールセンタ遮断器 (A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)又はBディーゼル発電機コントロールセンタ遮断器 (B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)	切→入	周辺補機棟 T.P. 10.3m	周辺補機棟 T.P. 10.3m	操作器操作		可搬型タンクローリーマンホール	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.P. 17.8m～屋外	周辺補機棟 T.P. 17.8m及び屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	燃料タンク (SA) 給油口	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作		可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作		ホース	ホース引出し	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A-代替非常用発電機及びB-代替非常用発電機	停止→運転 切→入	屋外 (3号炉東側32mエリア)	中央制御室	操作器操作	設置場所からの手動投入操作も可能	6-A母線遮断器(SA用代替電源受電)	切→入	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	操作器操作		6-B母線遮断器(SA用代替電源受電)	切→入	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	操作器操作		<p>設備名称の相違 設置場所, 操作場所, 操作方法の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																		
GTG 軽油タンク(A)入口弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
GTG 軽油タンク(B)入口弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
GTG 軽油タンク(C)入口弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
車載ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																																																																																																																			
吐出弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																		
ガスタービン発電機(A)	停止→運転	屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)	-	操作不要 (自動起動)	中央制御室又は設置場所からの手動起動操作も可能																																																																																																																																																																																																																																		
ガスタービン発電機(B)	停止→運転	屋外 (緊急用電気品建屋地上1階)	-	操作不要 (自動起動)	中央制御室又は設置場所からの手動起動操作も可能																																																																																																																																																																																																																																		
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																		
6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(A)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要 (自動投入)	中央制御室又は設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																																																																																		
6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(B)接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要 (自動投入)	中央制御室又は設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																																																																																		
6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2C 用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要 (自動投入)	中央制御室又は設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																																																																																		
6.9kV メタクラ 6-2F-2 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2D 用)	切→入	緊急用電気品建屋地下1階	-	操作不要 (自動投入)	中央制御室又は設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																																																																																		
6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1 用)	切→入	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																																																																																		
6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-2 用)	切→入	原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																																																																																		
ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ(A)	停止→運転	屋外	-	操作不要 (自動起動)	設置場所からの手動起動操作も可能																																																																																																																																																																																																																																		
ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ(B)	停止→運転	屋外	-	操作不要 (自動起動)	設置場所からの手動起動操作も可能																																																																																																																																																																																																																																		
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																		
燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
燃料油移送ポンプ出口A側連絡弁又は燃料油移送ポンプ出口B側連絡弁	全閉→全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
A-燃料油サービスタンク入口弁又はB-燃料油サービスタンク入口弁	全開→全閉	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
A-燃料油サービスタンク油面制御元弁又はB-燃料油サービスタンク油面制御元弁	全開→全閉	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
Aディーゼル発電機コントロールセンタ遮断器 (A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)又はBディーゼル発電機コントロールセンタ遮断器 (B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)	切→入	周辺補機棟 T.P. 10.3m	周辺補機棟 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																																																																																																			
可搬型タンクローリーマンホール	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.P. 17.8m～屋外	周辺補機棟 T.P. 17.8m及び屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																		
燃料タンク (SA) 給油口	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																																																																																			
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																		
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作																																																																																																																																																																																																																																			
ホース	ホース引出し	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																																																																																			
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																																																																																		
A-代替非常用発電機及びB-代替非常用発電機	停止→運転 切→入	屋外 (3号炉東側32mエリア)	中央制御室	操作器操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																																																																																																																																																																																																																		
6-A母線遮断器(SA用代替電源受電)	切→入	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																																																																																																			
6-B母線遮断器(SA用代替電源受電)	切→入	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																																																																																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
	<p style="text-align: center;">表 3.14-33 操作対象機器 (ガスタービン発電機～緊急用低圧母線 2G 系電路)</p> <table border="1" data-bbox="926 268 1593 1010"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガスタービン発電機(A)</td> <td>停止 →運転</td> <td>屋外 (緊急用 電気品建屋 地上1階)</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動 起動)</td> <td>中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電機(B)</td> <td>停止 →運転</td> <td>屋外 (緊急用 電気品建屋 地上1階)</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動 起動)</td> <td>中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 (A)接続盤用)</td> <td>切 →入</td> <td>緊急用 電気品建屋 地下1階</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動 投入)</td> <td>中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 (B)接続盤用)</td> <td>切 →入</td> <td>緊急用 電気品建屋 地下1階</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動 投入)</td> <td>中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1 用)</td> <td>切 →入</td> <td>原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>中央 制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td>設置場所 からの 手動投入 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(A)</td> <td>停止 →運転</td> <td>屋外</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動 起動)</td> <td>設置場所 からの 手動起動 操作も可能</td> </tr> <tr> <td>ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(B)</td> <td>停止 →運転</td> <td>屋外</td> <td>—</td> <td>操作不要 (自動 起動)</td> <td>設置場所 からの 手動起動 操作も可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、常設代替交流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. ガスタービン発電機 常設代替交流電源設備のガスタービン発電機は、外部電源の喪失時に自動起動するため重大事故等時に操作を必要としない。 なお、中央制御室又は設置場所の操作スイッチでも起動可能な設計とし、操作スイッチは、誤操作防止のために名称を明記することで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク 常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、GTG 軽油タンク入口弁を手動弁とすることで、設置場所ですらに操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	ガスタービン発電機(A)	停止 →運転	屋外 (緊急用 電気品建屋 地上1階)	—	操作不要 (自動 起動)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能	ガスタービン発電機(B)	停止 →運転	屋外 (緊急用 電気品建屋 地上1階)	—	操作不要 (自動 起動)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 (A)接続盤用)	切 →入	緊急用 電気品建屋 地下1階	—	操作不要 (自動 投入)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 (B)接続盤用)	切 →入	緊急用 電気品建屋 地下1階	—	操作不要 (自動 投入)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能	6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1 用)	切 →入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(A)	停止 →運転	屋外	—	操作不要 (自動 起動)	設置場所 からの 手動起動 操作も可能	ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(B)	停止 →運転	屋外	—	操作不要 (自動 起動)	設置場所 からの 手動起動 操作も可能	<p>以下に、常設代替交流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 代替非常用発電機 常設代替交流電源設備の代替非常用発電機は、全交流動力電源喪失時に中央制御室の操作にて速やかに起動可能な設計とする。 なお、中央制御室及び設置場所の操作器等により操作が可能な設計とし、操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能な設計とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p>	<p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機） 設備・運用の相違（代替非常用発電機の起動方法） 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ→泊：操作器</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																														
ガスタービン発電機(A)	停止 →運転	屋外 (緊急用 電気品建屋 地上1階)	—	操作不要 (自動 起動)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能																																														
ガスタービン発電機(B)	停止 →運転	屋外 (緊急用 電気品建屋 地上1階)	—	操作不要 (自動 起動)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動起動 操作も可能																																														
6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 (A)接続盤用)	切 →入	緊急用 電気品建屋 地下1階	—	操作不要 (自動 投入)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																														
6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 (B)接続盤用)	切 →入	緊急用 電気品建屋 地下1階	—	操作不要 (自動 投入)	中央制御室 又は 設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																														
6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1 用)	切 →入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能																																														
ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(A)	停止 →運転	屋外	—	操作不要 (自動 起動)	設置場所 からの 手動起動 操作も可能																																														
ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ(B)	停止 →運転	屋外	—	操作不要 (自動 起動)	設置場所 からの 手動起動 操作も可能																																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>c. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ 常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、ガスタービン発電機の起動後に自動起動するため重大事故等時に操作を必要としない。なお、設置場所の操作スイッチでも起動可能な設計とし、操作スイッチは、誤操作防止のために名称を明記することで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>d. 軽油タンク 常設代替交流電源設備の軽油タンクは、D/G軽油タンク出口弁及びHPCS D/G軽油タンク出口弁並びにD/G軽油タンク払出口止め弁及びHPCS D/G軽油タンク払出口止め弁を手動弁とすることで、設置場所で確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p>	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>c. 燃料タンク (SA) 常設代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、燃料タンク (SA) 給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設置場所での操作器により操作が可能な設計とし、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁及び燃料油サービスタンク入口弁の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p>	<p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違 (D/G) 炉型による非常用電源設備構成の相違 操作対象の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>e. タンクローリ 常設代替交流電源設備のタンクローリは，設置場所にて付属の操作スイッチからのスイッチ操作で起動する設計とする。 タンクローリは付属の操作スイッチを操作するにあたり，運転員のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。 また，それぞれの操作対象については銘板をつけることで識別可能とし，運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。 タンクローリは，D/G 軽油タンク払出口止め弁及び HPCS D/G 軽油タンク払出口止め弁並びに GTG 軽油タンク入口弁まで移動可能な車両設計とするとともに，設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。</p> <p>ホースの接続に当たっては，特殊な工具及び技量は必要とせず，専用の接続方式である専用金具にすることにより，容易かつ確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため，発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については，「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>e. 可搬型タンクローリ 常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリは，設置場所にて付属の操作器からの操作器操作で起動する設計とする。 可搬型タンクローリは付属の操作器を操作するにあたり，操作者のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。 また，それぞれの操作対象については名称等により識別可能とし，操作者の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。 可搬型タンクローリは，ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び T.P. 10. 3m 原子炉補助建屋海側燃料油移送配管屋外接続口並びに燃料タンク (SA)まで移動可能な車両設計とするとともに，設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。 ホースの接続に当たっては，特殊な工具及び技量は必要とせず，簡便な接続方法により，容易かつ確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>f. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 常設代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は操作不要である。 (57-2, 57-4)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため，発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については，「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリ） 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ，スイッチ操作→泊：操作器 ・女川：運転員→泊：操作者</p> <p>識別に係る記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違 (D/G) 炉型による非常用電源設備構成の相違 操作対象箇所の相違 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 記載表現の相違（車輪止め）</p> <p>記載表現の相違（大飯審査実績を参照）</p> <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<p>a. ガスタービン発電機</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電機は、表 3.14-34 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機の運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、発電機の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解検査が可能な設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電機ケーブルについて、絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-34 ガスタービン発電機の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="946 783 1561 1230"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部の絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、表 3.14-35 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ガスタービン発電設備軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>ガスタービン発電設備軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認	特性試験	搭載機器部の絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>a. 代替非常用発電機</p> <p>常設代替交流電源設備の代替非常用発電機は、表 2.14.41 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替非常用発電機の運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、発電機の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検が可能な設計とする。</p> <p>また、代替非常用発電機ケーブルについて、絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.41 代替非常用発電機の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1688 779 2383 1003"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>代替非常用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 代替非常用発電機の運転状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部の絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>搭載機器部の各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	代替非常用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 代替非常用発電機の運転状態の確認	特性試験	搭載機器部の絶縁抵抗の確認	分解点検	搭載機器部の各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中	機能・性能試験	ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部の絶縁抵抗の確認																																		
	分解検査	搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																		
停止中	機能・性能試験	ガスタービン発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 ガスタービン発電機の運転状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解検査	搭載機器部の各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																		
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	代替非常用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 代替非常用発電機の運転状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部の絶縁抵抗の確認																																		
	分解点検	搭載機器部の各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p style="text-align: center;">表 3.14-35 ガスタービン発電設備軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="946 245 1605 535"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ 常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、表 3.14-36 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、漏えい試験、分解検査及び外観検査が可能な設計とする。 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、運転性能の確認として、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの吐出圧力、ポンプ周りの振動、異音、異臭等の確認が可能な設計とする。具体的には、試験用の系統を構成することにより機能・性能試験が可能な設計とする。 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解検査が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-36 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="958 1236 1593 1614"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	分解検査	各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	分解検査	各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		<p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																					
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																					
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																					
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																					
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																					
	開放検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																					
発電用原子炉の状態	項目	内容																																					
運転中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認																																					
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																					
	分解検査	各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																					
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																					
停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認																																					
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																					
	分解検査	各部の分解並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																					
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち，BWR固有の設備や対応手段であり，泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
	<p>d. 軽油タンク</p> <p>常設代替交流電源設備の軽油タンクは，表 3.14-37 に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし，発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>軽油タンク内面の確認として，目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷，腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり，内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また，軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <table border="1" data-bbox="937 852 1605 1136"> <caption>表 3.14-37 軽油タンクの試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は，表 2.14.42 に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検，漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の確認として，目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷，腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり，内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また，ディーゼル発電機燃料油貯油槽の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <table border="1" data-bbox="1694 831 2392 1045"> <caption>表 2.14.42 ディーゼル発電機燃料油貯油槽の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放点検</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 燃料タンク (SA)</p> <p>常設代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は，表 2.14.43 に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検，漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) 内面の確認として，目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷，腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり，内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また，燃料タンク (SA) の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																										
運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																										
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																										
停止中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																										
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																										
	開放検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																										
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																										
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																										
	開放点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																										

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																						
		<p>表 2.14.43 燃料タンク (SA) の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放点検</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは，表 2.14.44 に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験，漏えい試験，分解点検及び外観点検が可能な設計とする。 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは，運転性能の確認として，ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの吐出圧力，ポンプ周りの振動，異音，異臭等の確認が可能な設計とする。 具体的には，試験用の系統を構成することにより機能・性能試験が可能な設計とする。 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの部品状態の確認として，目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷，腐食等がないことを確認する分解点検が可能な設計とする。 (57-3)</p> <p>表 2.14.44 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>試運転を行い，振動，異音，異臭等の有無を確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>各部の分解並びに各部の点検，手入れ，清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い，振動，異音，異臭等の有無を確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	分解点検	各部の分解並びに各部の点検，手入れ，清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																							
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																							
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																							
	開放点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																							
発電用原子炉の状態	項目	内容																							
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い，振動，異音，異臭等の有無を確認																							
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																							
	分解点検	各部の分解並びに各部の点検，手入れ，清掃及び消耗部品の取替え																							
	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
	<p>e. タンクローリ</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリは、表 3.14-38 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解検査又は取替え並びに外観検査が可能な設計とする。</p> <p>また、タンクローリは車両として運転状態の確認及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、タンクローリは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリ付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観検査として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-38 タンクローリの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="943 926 1596 1409"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認	停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認	<p>e. 可搬型タンクローリ</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリは、表 2.14.45 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解点検又は取替え並びに外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型タンクローリは車両として運転状態の確認及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、可搬型タンクローリは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリ付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観点検として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.45 可搬型タンクローリの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1685 919 2377 1192"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリ外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>i. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>常設代替交流電源設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、表 2.14.46 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に特性試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤の外観点検として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.46 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1670 1759 2398 1892"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリ外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																										
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																										
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																										
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認																																										
停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																										
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																										
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																										
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリ外観の確認																																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																										
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																																										
	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																																										
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリ外観の確認																																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																																										
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な常設代替交流電源設備の操作の対象機器は表3.14-30~33と同様である。</p> <p>非常用交流電源設備から常設代替交流電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から非常用交流電源設備の隔離及び常設代替交流電源設備の接続として、非常用高圧母線2C系、非常用高圧母線2D系及び緊急用高圧母線2F系の遮断器を設けることにより、速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>また、必要な燃料系統の操作は、D/G軽油タンク出口弁、D/G軽油タンク払出口止め弁、HPCS D/G軽油タンク出口弁、HPCS D/G軽油タンク払出口止め弁及びGTG軽油タンク入口弁を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>これにより図3.14-16~18で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、必要な常設代替交流電源設備の操作の対象機器は表2.14.36~40と同様である。</p> <p>非常用交流電源設備から常設代替交流電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から非常用交流電源設備の隔離及び常設代替交流電源設備の接続として、非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)の遮断器を設けることにより、速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>また、必要な燃料油設備の操作は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁及び燃料油サービスタンク入口弁を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>これにより、図2.14.15~19で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	<p>非常用高圧母線名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：2C系，2D系→泊：6-A，6-B <p>設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：燃料系統→泊：燃料油設備 <p>操作対象の相違</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>新規に設置する燃料タンク（SA）は、重大事故等に必要な燃料を発電所内に保有するための専用タンクであるため、切替えには該当しないものと整理した。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



図 3.14-16 ガスタービン発電機による非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系受電のタイムチャート*



図 3.14-17 軽油タンクからタンクローリへの燃料補給のタイムチャート*

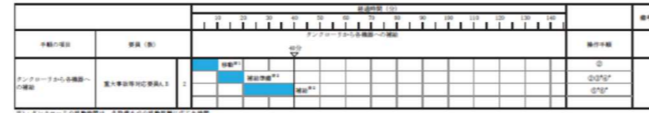


図 3.14-18 タンクローリから GTG タンクへの燃料補給のタイムチャート*

*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート

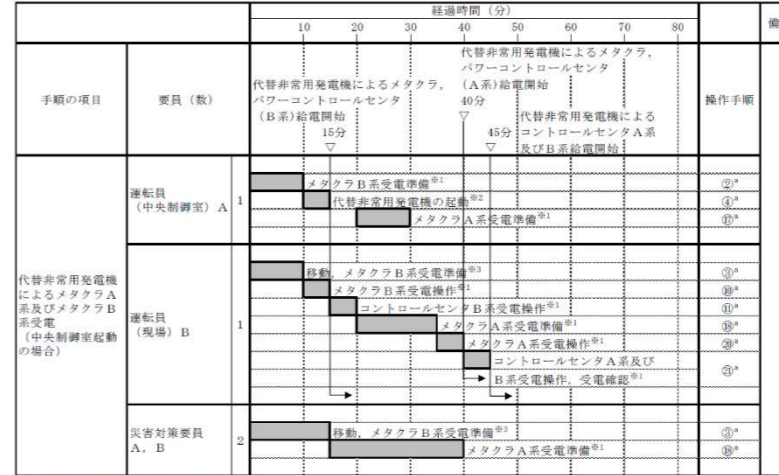


図 2.14.15 代替非常用発電機による非常用高圧母線（6-A）及び非常用高圧母線（6-B）受電のタイムチャート*

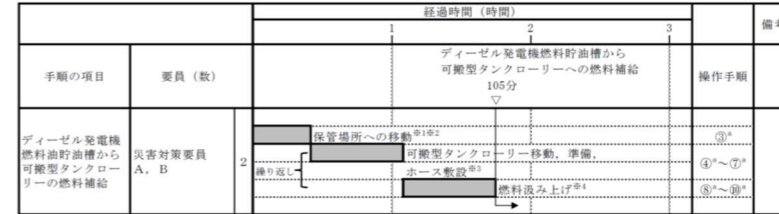


図 2.14.16 可搬型タンクローリによる代替非常用発電機への燃料補給のタイムチャート*（ホース使用時）

タイムチャートの相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

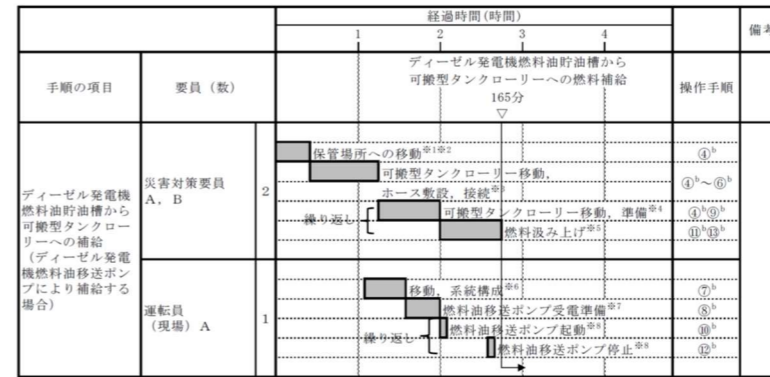
大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

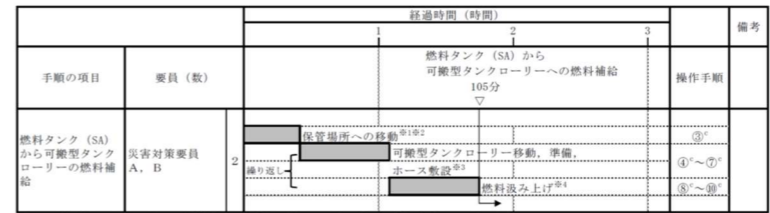
相違理由

タイムチャートの相違



- ※1：可搬型タンクローリーの保管場所は1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(h)。
- ※2：緊急時対策所から1号炉西側31mエリアまでの移動時間に余裕を見込んだ時間
- ※3：可搬型タンクローリーの移動時間として、1号炉西側31mエリアから原子炉補助建屋付近までを想定した移動時間及びホース敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間
- ※4：可搬型タンクローリーの移動時間として原子炉補助建屋付近から3号出入管理室横通路までを想定した移動時間、可搬型タンクローリーの給油準備実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間
- ※5：可搬型タンクローリーの燃料油移送ポンプ受電準備を想定した作業時間に余裕を見込んだ時間
- ※6：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間
- ※7：燃料油移送ポンプ受電準備に余裕を見込んだ時間
- ※8：機器の操作時間に余裕を見込んだ時間

図 2.14.17 可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機への燃料補給のタイムチャート* (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時)



- ※1：可搬型タンクローリーの保管場所は1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(h)。
- ※2：緊急時対策所から1号炉西側31mエリアまでの移動時間に余裕を見込んだ時間
- ※3：可搬型タンクローリーの移動時間として、1号炉西側31mエリアから燃料タンク(SA)までを想定した移動時間及びホース敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間
- ※4：可搬型タンクローリーの燃料油移送ポンプ受電準備を想定した作業時間に余裕を見込んだ時間

図 2.14.18 燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート*



- ※1：可搬型タンクローリーの移動時間は、代替非常用発電機までの移動距離に応じた時間
- ※2：代替非常用発電機への補給は類似作業の実績に余裕を見込んだ想定時間

図 2.14.19 可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機への燃料補給のタイムチャート*

*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、表 3.14-39 に示すように、通常時は電源となるガスタービン発電機を代替所内電気設備と切り離し、また、タンクローリを軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ並びにガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプと切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>タンクローリは、輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、ガスタービン発電機の運転中にタービン翼が破損したとしても、ガスタービン発電機周りへ防護壁を設置することで、タービン翼が防護壁内に留まり、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とし、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3, 57-7)</p>	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、表 2.14.47 に示すように、通常時は電源となる代替非常用発電機を非常用所内電気設備と切り離し、また、可搬型タンクローリをディーゼル発電機燃料油貯油槽、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び燃料タンク(SA)と切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリは、車輪止めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお、代替非常用発電機は、飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4, 57-6)</p>	<p>設備名称の相違（代替非常用発電機） 設備・運用の相違（常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先） 設備名称の相違（タンクローリ） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（D/G 燃料油移送設備） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給） 記載表現の相違（車輪止め） 設備の相違 ・女川：ガスタービン→泊：ディーゼルエンジン</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち，BWR固有の設備や対応手段であり，泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																							
	<p>表 3.14-39 他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(A) 接続盤用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(B) 接続盤用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>6.9kV メタクラ6-2F-2 遮断器 (ガスタービン発電機(A) 接続盤用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>6.9kV メタクラ6-2F-2 遮断器 (ガスタービン発電機(B) 接続盤用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(A) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(C) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(E) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(A) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(C) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(E) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(B) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(D) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(F) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(B) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(D) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(F) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>HPCS D/G軽油タンク 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>HPCS D/G軽油タンク 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>GTG 軽油タンク(A) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>GTG 軽油タンク(B) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>GTG 軽油タンク(C) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>GTG 軽油タンク(A) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>GTG 軽油タンク(B) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>GTG 軽油タンク(C) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> </tbody> </table>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(A) 接続盤用)	電気作動	通常時切	代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(B) 接続盤用)	電気作動	通常時切	代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-2 遮断器 (ガスタービン発電機(A) 接続盤用)	電気作動	通常時切	代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-2 遮断器 (ガスタービン発電機(B) 接続盤用)	電気作動	通常時切	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(A) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(C) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(E) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(E) 入口弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(B) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(F) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 入口弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(F) 入口弁	手動	通常時切離し	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用交流電源設備	HPCS D/G軽油タンク 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	HPCS D/G軽油タンク 入口弁	手動	通常時切離し	可搬型代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(A) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	可搬型代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(B) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	可搬型代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(C) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	可搬型代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時切離し	可搬型代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時切離し	可搬型代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時切離し	<p>表 2.14.47 他系統との隔離</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">非常用高圧母線</td> <td>6-Aメタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>6-Bメタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">非常用交流電源設備</td> <td>A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替交流電源設備</td> <td>燃料タンク (SA) 給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> </tbody> </table>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用高圧母線	6-Aメタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切	6-Bメタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切	非常用交流電源設備	A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁	手動	通常時切離し	可搬型代替交流電源設備	燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時閉止	<p>他系統との隔離箇所の相違</p>
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																																							
代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(A) 接続盤用)	電気作動	通常時切																																																																																																																																							
代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機(B) 接続盤用)	電気作動	通常時切																																																																																																																																							
代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-2 遮断器 (ガスタービン発電機(A) 接続盤用)	電気作動	通常時切																																																																																																																																							
代替所内電気設備	6.9kV メタクラ6-2F-2 遮断器 (ガスタービン発電機(B) 接続盤用)	電気作動	通常時切																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(A) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(C) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(E) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(E) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(B) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(F) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(F) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	HPCS D/G軽油タンク 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	HPCS D/G軽油タンク 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
可搬型代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(A) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
可搬型代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(B) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
可搬型代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(C) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
可搬型代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
可搬型代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
可搬型代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																																							
非常用高圧母線	6-Aメタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切																																																																																																																																							
	6-Bメタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切																																																																																																																																							
非常用交流電源設備	A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																																																																							
	A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																																																																							
	B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																																																																							
	B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																																																																							
	燃料油移送ポンプ 出口連絡サンプリング弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																							
可搬型代替交流電源設備	燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時閉止																																																																																																																																							

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 3.14-30~33 に示す。 これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、屋外、中央制御室、緊急用電気品建屋又は原子炉建屋付属棟内で操作可能な設計とする。 (57-2)</p> <p>3.14.2.2.4.2 設置許可基準規則第 43 条第 2 項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>a. ガスタービン発電機 常設代替交流電源設備のガスタービン発電機は、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、必要となる最大負荷約 4,615kW 及び連続負荷約 3,220kW よりも十分な余裕を有する、非常用短時間仕様約 3,600kW/台及び常用連続運用仕様約 3,033kW/台（力率 0.8 において非常用短時間仕様約 4,500kVA/台及び常用連続運用仕様約 3,791kVA/台）を 2 台有する設計とし、約 6,066kW を確保する設計とする。 (57-5)</p>	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 2.14.36~40 に示す。 これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、屋外、中央制御室、周辺補機棟又は原子炉補助建屋内で操作可能な設計とする。 (57-2)</p> <p>2.14.2.2.4.2 設置許可基準規則第 43 条第 2 項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>a. 代替非常用発電機 常設代替交流電源設備の代替非常用発電機は、想定される重大事故等時において、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために、必要となる最大負荷約 2,139kW 及び連続負荷約 1,645kW よりも十分な余裕を有する、約 1,380kW/台（力率 0.8 において約 1,725kVA/台）を 2 台有する設計とし、約 2,760kW を確保する設計とする。 (57-5)</p>	<p>操作場所の相違</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機）</p> <p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>b. ガスタービン発電設備軽油タンク 常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することを要求されるガスタービン発電機が7日間連続運転する場合に必要な燃料量約414kLより、軽油タンクからタンクローリにより燃料をガスタービン発電設備軽油タンクに補給する燃料量約160kLを差し引いた約254kLを上回る、容量約330kLを有する設計とする。 (57-5)</p> <p>c. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ 常設代替交流電源設備のガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、ガスタービン発電機2台の燃料消費量を上回る、容量約3.0m³/h/個、全圧力約0.5MPa及び原動機出力約1.5kW/個を2台有する設計とする。 (57-5)</p> <p>d. 軽油タンク 常設代替交流電源設備の軽油タンクは、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要な燃料量約234kLを上回る、容量約830kLを有する設計とする。 (57-5)</p>	<p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要な燃料量約182.3kLを上回る、容量約540kLを有する設計とする。 (57-5)</p> <p>c. 燃料タンク (SA) 常設代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7日間連続運転する場合に必要な燃料量約44.2kLを上回る、容量約50kLを有する設計とする。 (57-5)</p> <p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 常設代替交流電源設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、代替非常用発電機の燃料消費量を上回る、容量約26kL/h/台、吐出圧力約0.3MPa及び原動機出力約11kW/台を2台有する設計とする。 (57-5)</p>	<p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備の相違 ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料移送系に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。 これらの詳細については、3.14.2.2.3項に記載のとおりである。</p> <p>(57-2, 5-3, 57-9)</p> <p>3.14.2.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p>	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備及びその燃料油設備に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。 これらの詳細については、2.14.2.2.3項に記載のとおりである。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-9)</p> <p>2.14.2.2.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p>	<p>記載表現の相違 ・女川：燃料移送系→泊：燃料油設備</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p>a. タンクローリ</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求されるガスタービン発電機、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットの連続運転が可能な燃料を、それぞれガスタービン発電設備軽油タンク、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットに供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を分散して保管する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の接続に必要なタンクローリホースは、現場で容易に接続可能な設計とする。</p> <p>表 3.14-40 に対象設備の接続場所を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p> <table border="1" data-bbox="964 1533 1602 1680"> <caption>表 3.14-40 接続対象機器設置場所 (軽油タンク～ガスタービン発電設備軽油タンク流路)</caption> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>軽油タンク</td> <td>屋外</td> <td>専用金具接続</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>ガスタービン発電設備軽油タンク</td> <td>屋外</td> <td>専用金具接続</td> </tr> </tbody> </table>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	タンクローリ	軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリ	ガスタービン発電設備軽油タンク	屋外	専用金具接続	<p>a. 可搬型タンクローリ</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される代替非常用発電機及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車の連続運転が可能な燃料を、それぞれ代替非常用発電機及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車に供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の接続に必要な可搬型タンクローリホース（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時は配管・弁類を含む。）は、現場で容易に接続可能な設計とする。</p> <p>表 2.14.48～50 に対象機器の接続場所を示す。</p> <table border="1" data-bbox="1691 1470 2389 1627"> <caption>表 2.14.48 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～代替非常用発電機流路)</caption> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>代替非常用発電機</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1691 1711 2389 1900"> <caption>表 2.14.49 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ～代替非常用発電機流路)</caption> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングライン</td> <td>屋外 原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>継手接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>代替非常用発電機</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリ	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリ	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリ	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングライン	屋外 原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 周辺補機棟 T.P. 17.8m	継手接続	可搬型タンクローリ	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続	<p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>設備名称の相違（代替非常用発電機） 燃料補給対象の可搬型設備の相違</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ） 記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																				
タンクローリ	軽油タンク	屋外	専用金具接続																																				
タンクローリ	ガスタービン発電設備軽油タンク	屋外	専用金具接続																																				
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																				
可搬型タンクローリ	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続																																				
可搬型タンクローリ	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続																																				
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																				
可搬型タンクローリ	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングライン	屋外 原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 周辺補機棟 T.P. 17.8m	継手接続																																				
可搬型タンクローリ	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続																																				

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由												
	<p>以下に，常設代替交流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. タンクローリ 常設代替交流電源設備のタンクローリと軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクの接続については，燃料ホースを接続するために，軽油タンクの払出口及びガスタービン発電設備軽油タンクの給油口に特別な工具を要しない専用金具にて接続することにより，容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第三号） (i) 要求事項 常設設備と接続するものにあつては，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については，「2.3.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. タンクローリ 常設代替交流電源設備のタンクローリを接続する軽油タンクの D/G 軽油タンク払出口及び HPCS D/G 軽油タンク払出口並びにガスタービン発電設備軽油タンクの GTG 軽油タンク給油口は，複数箇所設置し，軽油タンクの各々の接続箇所及びガスタービン発電設備軽油タンクの各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	<p>表 2.14.50 接続対象機器設置場所 (燃料タンク (SA) ~代替非常用発電機流路)</p> <table border="1" data-bbox="1700 254 2386 352"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>燃料タンク (SA)</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>代替非常用発電機</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に，常設代替交流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. 可搬型タンクローリ 常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリとディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) の接続については，ホースを接続するために，ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) の給油口を開放して給油口内にホースを挿入して接続することにより，容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリとディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインの接続については，ホースを接続するために，ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインにホースを簡便な接続方法で接続することにより，容易かつ確実に接続可能な設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第三号） (i) 要求事項 常設設備と接続するものにあつては，共通要因によって接続することができなくなることを防止するため，可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については，「1.1.10.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. 可搬型タンクローリ 常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリを接続するディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) は，100m 以上離隔を確保し，各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリ	燃料タンク (SA)	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリ	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続	<p>設備名称の相違（タンクローリ） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給）</p>
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法												
可搬型タンクローリ	燃料タンク (SA)	屋外	ホース挿入による接続												
可搬型タンクローリ	代替非常用発電機	屋外	ノズル接続												

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備のタンクローリーの接続場所は、表 3.14-40 と同様である。これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型設備であるタンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備と 100m 以上の離隔で位置的分散を図り、第 2 保管エリア、第 3 保管エリア及び第 4 保管エリアの複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型タンクローリーの接続場所は、表 2.14.48~50 と同様である。これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型設備である可搬型タンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備と 100m 以上の離隔で位置的分散を図り、1 号炉西側 31m エリア及び 2 号炉東側 31m エリア (b) の複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>保管場所の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型設備であるタンクローリは、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確認する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p style="text-align: right;">(57-6)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備のうち、軽油タンクからガスタービン発電設備軽油タンクまで燃料移送する系統は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備又は重大事故等対処設備である可搬型代替交流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表3.14-41で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p>	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備の可搬型設備である可搬型タンクローリは、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確認する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p style="text-align: right;">(57-7)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性（設置許可基準規則第43条第3項第七号）</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替交流電源設備のうち、ディーゼル発電機燃料油貯蔵槽及び燃料タンク(SA)から代替非常用発電機まで燃料移送する設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表2.14.51で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯蔵槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給） 記載表現の相違 ・女川：燃料移送する系統→泊：燃料移送する設備</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表 3.14-41 常設代替交流電源設備の多様性及び位置的分散

項目	設計基準事故対処設備		
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備
燃料源	軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料デイトンク 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料デイトンク <いずれも原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)>	軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備 軽油タンク <屋外>	軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備 軽油タンク <屋外> 電源車(車載燃料) <屋外>
燃料流路	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外>	タンクローリ <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)> ガスタービン発電設備 燃料移送ポンプ <屋外>	タンクローリ <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア及び 第4保管エリア)>

表 2.14.51 常設代替交流電源設備の多様性及び位置的分散

項目	設計基準事故対処設備		
	非常用交流電源設備	常設代替交流電源設備	可搬型代替交流電源設備
燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P.17.8m>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 代替非常用発電機 (発電機搭載燃料) <屋外>	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 可搬型代替電源車 (車載燃料) <屋外>
燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P.6.2m>	可搬型タンクローリ <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P.6.2m>	可搬型タンクローリ <屋外(1号炉西側 31mエリア 及び2号炉東側31m エリア(b))> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P.6.2m>

設備名称の相違

設備の相違

・設備の仕様に差異があるが、重大事故等
 対処設備として必要な設備を設けると
 いう点において同等である。

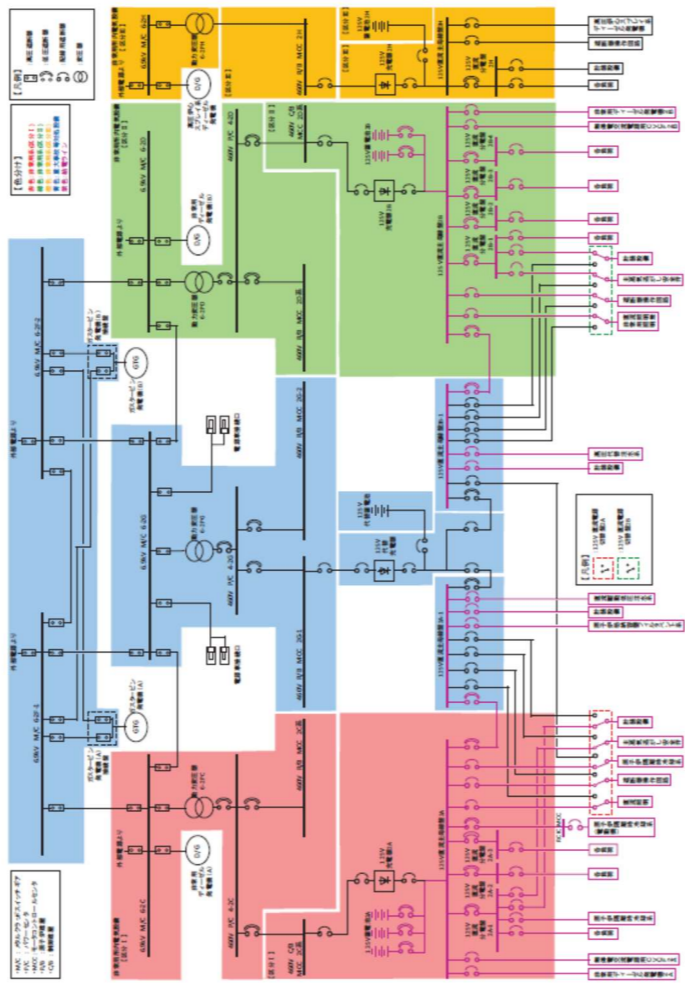
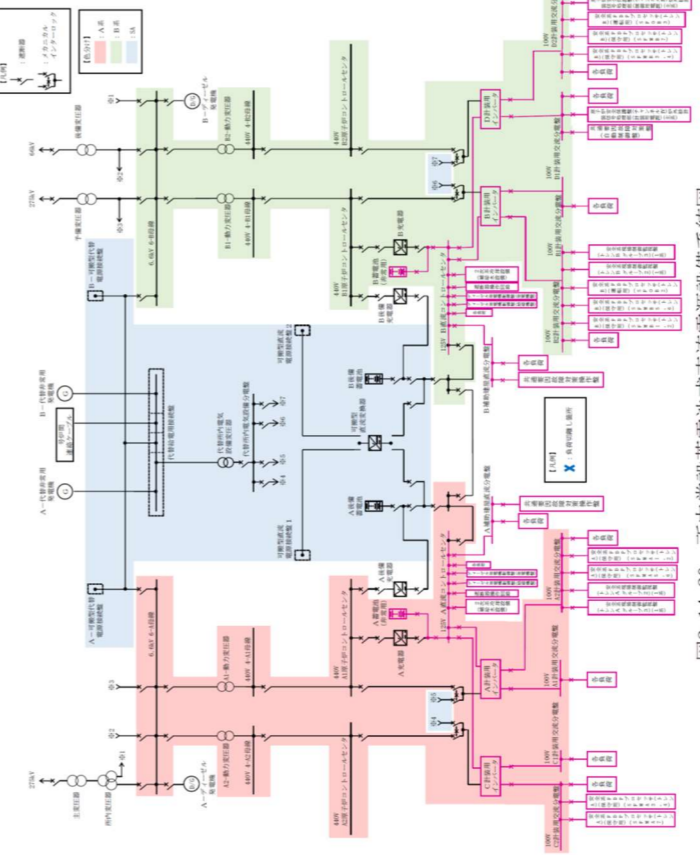
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.3 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>3.14.2.3.1 設備概要</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失時に直流電源が必要な設備に電源供給する「125V蓄電池2A」及び「125V蓄電池2B」並びに交流電源復旧後に直流電源が必要な設備に電源供給する「125V充電器2A」及び「125V充電器2B」で構成する。</p> <p>本系統の概要図を図3.14-19～21に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表3.14-42に示す。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失直後に125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bから設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電源供給することが可能である。</p> <p>なお、交流電源である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の復旧後に、交流電源を125V充電器2A及び125V蓄電池2A並びに125V充電器2B及び125V蓄電池2Bを経由して125V直流主母線盤2A及び125V直流主母線盤2A-1並びに125V直流主母線盤2B及び125V直流主母線盤2B-1に接続することで、電力を供給できる設計とする。</p>	<p>2.14.2.3 所内常設蓄電式直流電源設備</p> <p>2.14.2.3.1 設備概要</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失時に直流電源が必要な設備に電源供給する「蓄電池（非常用）」及び「後備蓄電池」並びに交流電源復旧後に直流電源が必要な設備に電源供給する「A充電器」及び「B充電器」で構成する。</p> <p>本系統の概要図を図2.14.20～24に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表2.14.52に示す。</p> <p>本系統は、全交流動力電源喪失直後に蓄電池（非常用）から設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切離しを行い、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を組み合わせることにより全交流動力電源喪失から24時間必要な負荷に電力を供給することが可能である。</p> <p>なお、交流電源である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の復旧後に、交流電源をA充電器、B充電器及び蓄電池（非常用）を経由してA直流母線及びB直流母線に接続することで、電力を供給できる設計とする。</p>	<p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用）） 設備・運用の相違（蓄電池の構成） 設備名称の相違（充電器）</p> <p>設備・対応手段の相違（負荷切り離し）</p> <p>設備名称の相違（直流母線） 設備・運用の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備に電力を供給するという点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-19 所内常設蓄電式直流電源設備系統図 (全交流動力電源喪失直後～1時間以内)</p>	 <p>図2.14.20 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (A蓄電池～A直流母線及びB蓄電池～B直流母線) (全交流動力電源喪失直後～1時間以内)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

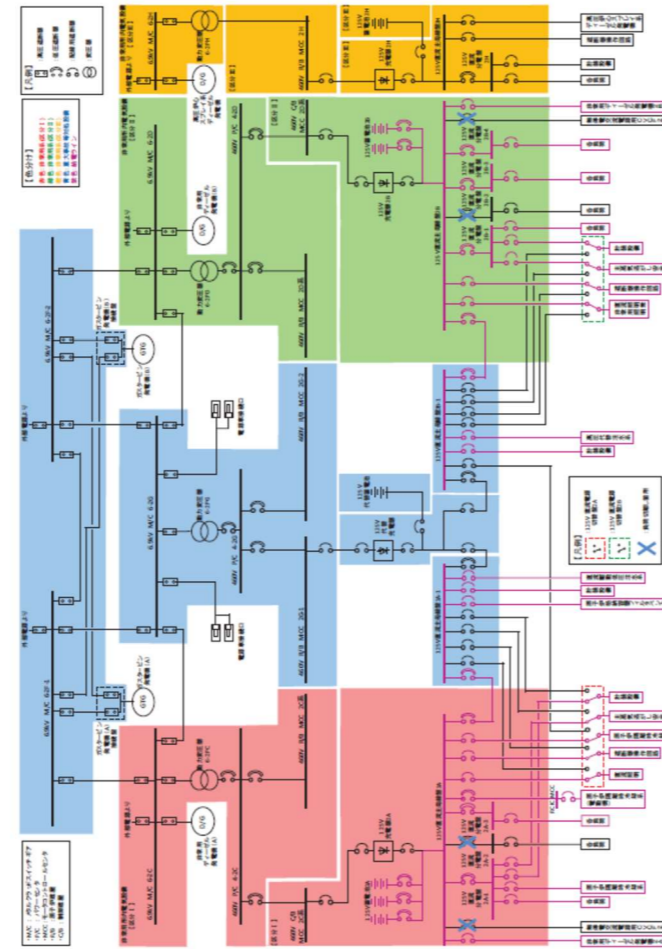


図3.14-20 所内常設蓄電式直流電源設備系統図
 (全交流動力電源喪失1時間後～8時間後)

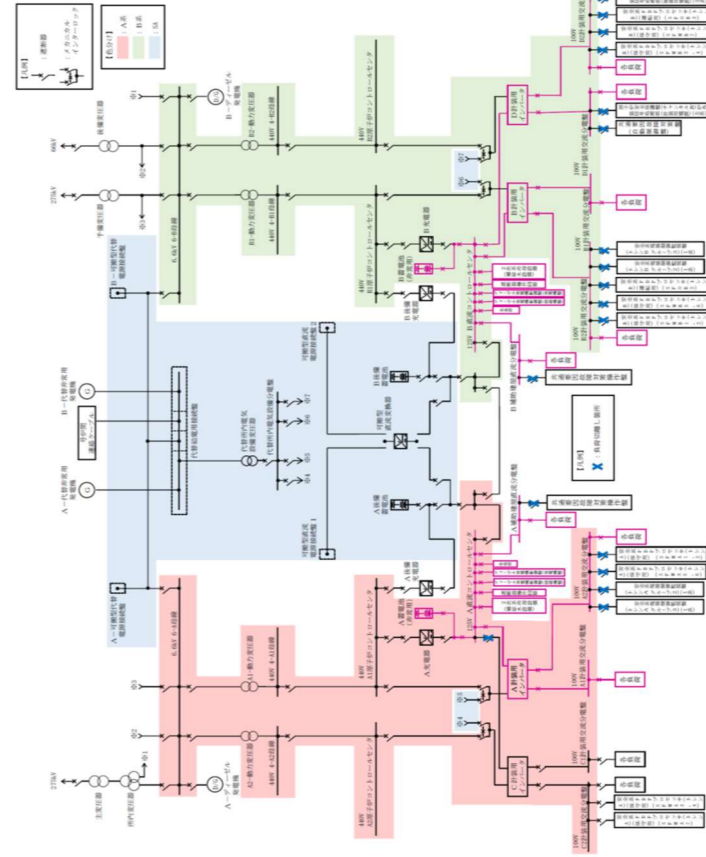
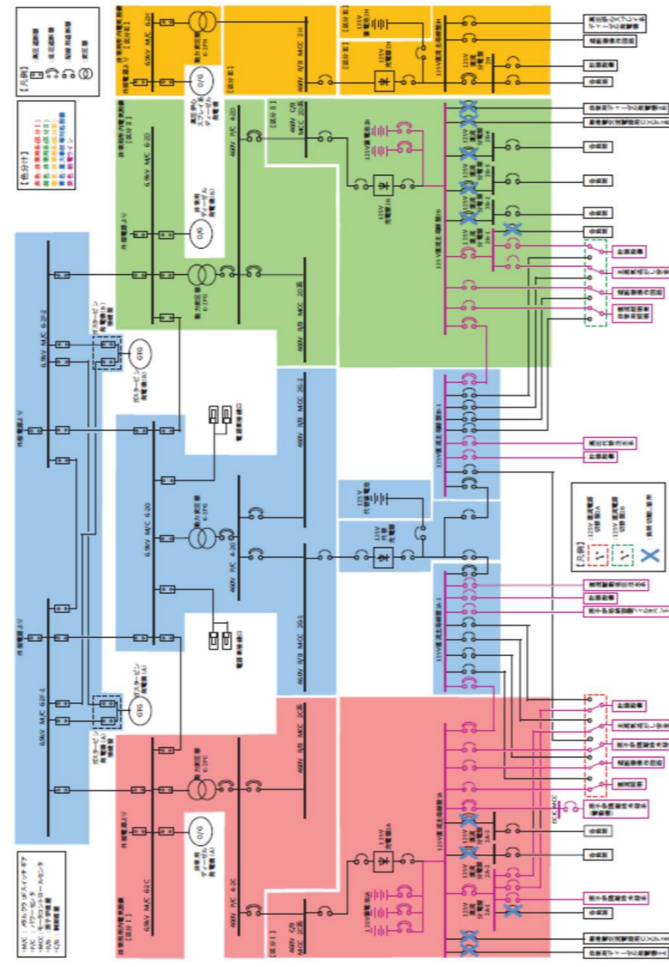
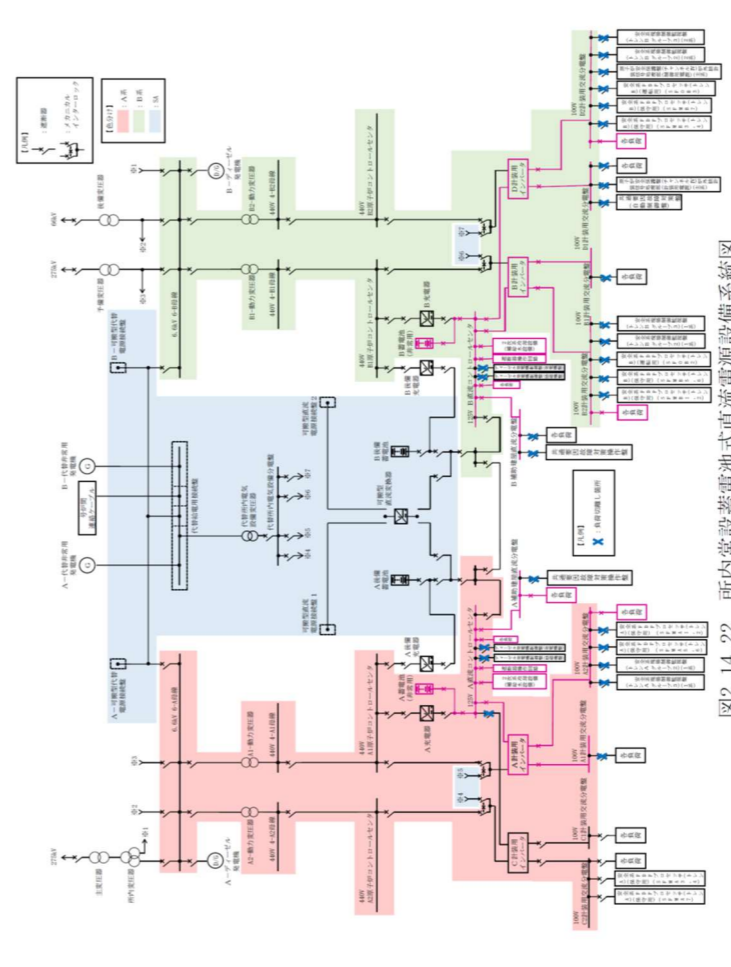


図2.14.21 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図
 (A蓄電池～A直流母線及びB蓄電池～B直流母線)
 (全交流動力電源喪失1時間後～8時間後)

設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等
 対処設備として必要な設備を設けると
 いう点において同等である。

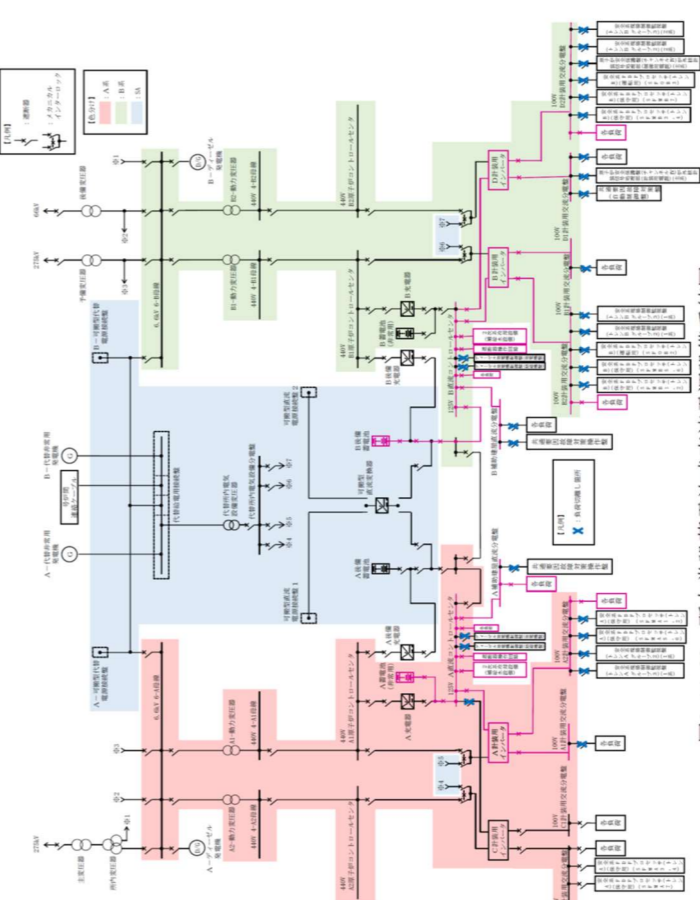
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-21 所内常設蓄電式直流電源設備系統図 (全交流動力電源喪失8時間後~24時間後)</p>	 <p>図2.14.22 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (A蓄電池~A直流母線及びB蓄電池~B直流母線) (全交流動力電源喪失8時間後~13時間後)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

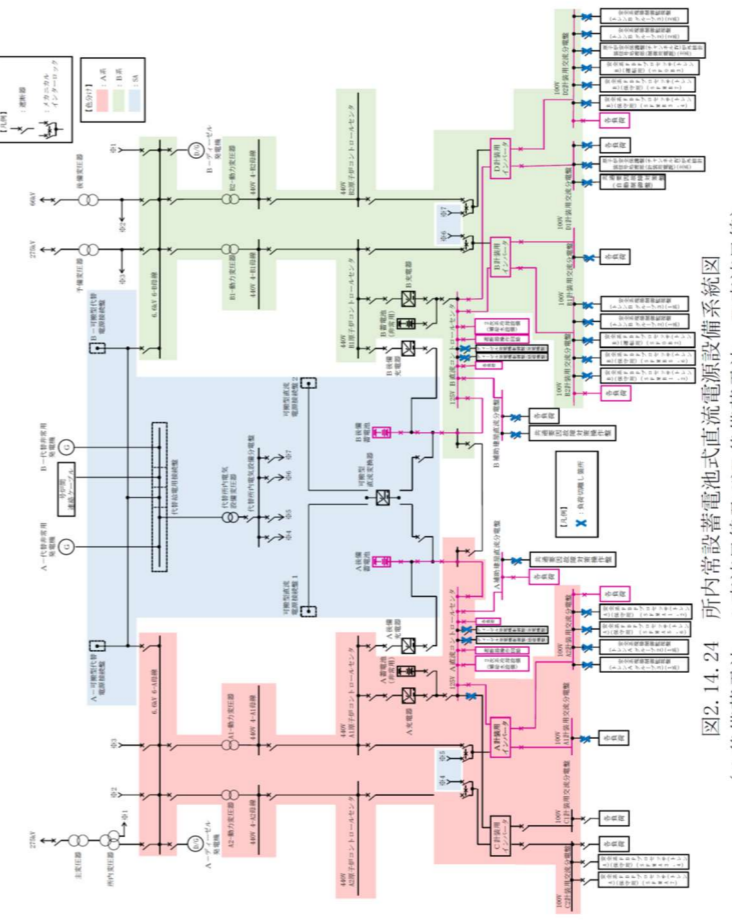
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>図2.14.23 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (A蓄電池～A直流母線及びB後備蓄電池～B直流母線) (全交流動力電源喪失13時間後～17時間後)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p style="text-align: center;">図2.14.24 所内常設蓄電池式直流電源設備系統図 (A後備蓄電池～A直流母線及びB後備蓄電池～B直流母線) (全交流動力電源喪失17時間後～24時間後)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>表 3.14-42 所内常設蓄電式直流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="946 268 1584 621"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>125V蓄電池2A【常設】 125V蓄電池2B【常設】 125V充電器2A【常設】 125V充電器2B【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>125V蓄電池2A及び125V充電器2A ～125V直流主母線盤2A、125V直流主母線盤2A-1及び 125V直流電源切替盤2A電路【常設】 125V蓄電池2B及び125V充電器2B ～125V直流主母線盤2B、125V直流主母線盤2B-1及び 125V直流電源切替盤2B電路【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備（補助）*1</td> <td>125V直流主母線2A電圧【常設】 125V直流主母線2B電圧【常設】 125V直流主母線2A-1電圧【常設】 125V直流主母線2B-1電圧【常設】</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	125V蓄電池2A【常設】 125V蓄電池2B【常設】 125V充電器2A【常設】 125V充電器2B【常設】	附属設備	—	燃料流路	—	電路	125V蓄電池2A及び125V充電器2A ～125V直流主母線盤2A、125V直流主母線盤2A-1及び 125V直流電源切替盤2A電路【常設】 125V蓄電池2B及び125V充電器2B ～125V直流主母線盤2B、125V直流主母線盤2B-1及び 125V直流電源切替盤2B電路【常設】	計装設備（補助）*1	125V直流主母線2A電圧【常設】 125V直流主母線2B電圧【常設】 125V直流主母線2A-1電圧【常設】 125V直流主母線2B-1電圧【常設】	<p>表 2.14.52 所内常設蓄電式直流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="1670 268 2395 680"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>蓄電池（非常用）*1【常設】 後備蓄電池*2【常設】 A充電器【常設】 B充電器【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>A蓄電池及びA充電器～A直流母線*3電路【常設】 B蓄電池及びB充電器～B直流母線*4電路【常設】 A後備蓄電池～A直流母線電路*3【常設】 B後備蓄電池～B直流母線電路*4【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備（補助）*5</td> <td>6-A母線電圧 6-B母線電圧 A直流コントロールセンタ母線電圧 B直流コントロールセンタ母線電圧</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：蓄電池（非常用）は、A蓄電池及びB蓄電池により構成される。 *2：後備蓄電池は、A後備蓄電池及びB後備蓄電池により構成される。 *3：A直流母線は、A直流コントロールセンタにより構成される。 *4：B直流母線は、B直流コントロールセンタにより構成される。 *5：計装設備については、「2.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	蓄電池（非常用）*1【常設】 後備蓄電池*2【常設】 A充電器【常設】 B充電器【常設】	附属設備	—	燃料流路	—	電路	A蓄電池及びA充電器～A直流母線*3電路【常設】 B蓄電池及びB充電器～B直流母線*4電路【常設】 A後備蓄電池～A直流母線電路*3【常設】 B後備蓄電池～B直流母線電路*4【常設】	計装設備（補助）*5	6-A母線電圧 6-B母線電圧 A直流コントロールセンタ母線電圧 B直流コントロールセンタ母線電圧	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。
設備区分	設備名																										
主要設備	125V蓄電池2A【常設】 125V蓄電池2B【常設】 125V充電器2A【常設】 125V充電器2B【常設】																										
附属設備	—																										
燃料流路	—																										
電路	125V蓄電池2A及び125V充電器2A ～125V直流主母線盤2A、125V直流主母線盤2A-1及び 125V直流電源切替盤2A電路【常設】 125V蓄電池2B及び125V充電器2B ～125V直流主母線盤2B、125V直流主母線盤2B-1及び 125V直流電源切替盤2B電路【常設】																										
計装設備（補助）*1	125V直流主母線2A電圧【常設】 125V直流主母線2B電圧【常設】 125V直流主母線2A-1電圧【常設】 125V直流主母線2B-1電圧【常設】																										
設備区分	設備名																										
主要設備	蓄電池（非常用）*1【常設】 後備蓄電池*2【常設】 A充電器【常設】 B充電器【常設】																										
附属設備	—																										
燃料流路	—																										
電路	A蓄電池及びA充電器～A直流母線*3電路【常設】 B蓄電池及びB充電器～B直流母線*4電路【常設】 A後備蓄電池～A直流母線電路*3【常設】 B後備蓄電池～B直流母線電路*4【常設】																										
計装設備（補助）*5	6-A母線電圧 6-B母線電圧 A直流コントロールセンタ母線電圧 B直流コントロールセンタ母線電圧																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.3.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 125V 蓄電池 2A 個 数：1 電 圧：125V 容 量：約 8,000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地下2階、制御建屋地下1階及び 制御建屋地下中1階</p> <p>(2) 125V 蓄電池 2B 個 数：1 電 圧：125V 容 量：約 6,000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地下1階</p> <p>(3) 125V 充電器 2A 個 数：1 直流出力電圧：133.8V 直流出力電流：約 700A 取 付 箇 所：制御建屋地下1階</p> <p>(4) 125V 充電器 2B 個 数：1 直流出力電圧：133.8V 直流出力電流：約 700A 取 付 箇 所：制御建屋地下1階</p>	<p>2.14.2.3.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 蓄電池（非常用） 組 数：2 電 圧：約 130V 容 量：約 2,400Ah（1組当たり） 取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m</p> <p>(2) 後備蓄電池 組 数：2 電 圧：約 130V 容 量：約 2,400Ah（1組当たり） 取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T.P. 14. 2m</p> <p>(3) A 充電器 台 数：1 直流出力電圧：129V 直流出力電流：約 700A 取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m</p> <p>(4) B 充電器 台 数：1 直流出力電圧：129V 直流出力電流：約 700A 取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3. 14. 2. 3. 3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表 3. 14-43 で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B は、125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B に直流電源を給電することで、非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流電源からの給電に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B は、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機と異なる制御建屋内に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B を使用した代替電源系統は、125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B から 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B までの電源系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B までの電源系統に対して、独立した設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、表 3. 14-44 で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。 (57-2, 57-3, 57-10)</p>	<p>2. 14. 2. 3. 3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表 2. 14. 53 で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>蓄電池（非常用）は、A 直流母線及び B 直流母線に直流電源を給電することで、ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流電源からの給電に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>後備蓄電池は、A 直流母線及び B 直流母線に直流電源を給電することで、ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた直流電源からの給電に対して、多様性を有する設計とする。</p> <p>蓄電池（非常用）及び後備蓄電池は、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機と異なる原子炉補助建屋内に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>また、後備蓄電池は、原子炉補助建屋内の蓄電池（非常用）と異なる区画に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を使用した代替電源系統は、蓄電池（非常用）から A 直流母線及び B 直流母線までの電源系統並びに後備蓄電池から A 直流母線及び B 直流母線までの電源系統において、独立した電路で系統構成することにより、ディーゼル発電機の交流を直流に変換する電路を用いた A 直流母線及び B 直流母線までの電源系統に対して、独立した設計とする。</p> <p>また、後備蓄電池を使用した代替電源系統は、後備蓄電池から A 直流母線及び B 直流母線までの電源系統において、独立した電路で系統構成することにより、蓄電池（非常用）から A 直流母線及び B 直流母線までの電源系統に対して、独立した設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、表 2. 14. 54 で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用交流電源設備との独立性を確保する設計とする。 (57-2, 57-4, 57-10)</p>	<p>設備名称の相違（蓄電池（非常用）） 設備名称の相違（直流母線） 設備名称の相違（D/G）</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設置場所の相違 炉型による非常用電源設備構成の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																		
	<p>表 3.14-43 所内常設蓄電式直流電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>所内常設蓄電式直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)></td> <td>125V蓄電池2A <制御建屋地下2階, 制御建屋地下1階 及び制御建屋地下中1階> 125V充電器2A <制御建屋地下1階> 125V蓄電池2B <制御建屋地下1階> 125V充電器2B <制御建屋地下1階></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線2C系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線2D系電路 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2H系電路</td> <td>125V蓄電池2A及び125V充電器2A ～125V直流主母線盤2A, 125V直流主母線盤2A-1及び 125V直流電源切替盤2A電路 125V蓄電池2B及び125V充電器2B ～125V直流主母線盤2B, 125V直流主母線盤2B-1及び 125V直流電源切替盤2B電路</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-44 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>所内常設蓄電式直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	電源	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>	125V蓄電池2A <制御建屋地下2階, 制御建屋地下1階 及び制御建屋地下中1階> 125V充電器2A <制御建屋地下1階> 125V蓄電池2B <制御建屋地下1階> 125V充電器2B <制御建屋地下1階>	電路	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線2C系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線2D系電路 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2H系電路	125V蓄電池2A及び125V充電器2A ～125V直流主母線盤2A, 125V直流主母線盤2A-1及び 125V直流電源切替盤2A電路 125V蓄電池2B及び125V充電器2B ～125V直流主母線盤2B, 125V直流主母線盤2B-1及び 125V直流電源切替盤2B電路	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	<p>表 2.14.53 所内常設蓄電式直流電源設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>所内常設蓄電式直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10. 3m></td> <td>A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 14. 2m></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-A) 電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-B) 電路</td> <td>A蓄電池及びA充電器～ A直流母線電路 B蓄電池及びB充電器～ B直流母線電路 A後備蓄電池～A直流母線電路 B後備蓄電池～B直流母線電路</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.54 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用交流電源設備</th> <th>所内常設蓄電式直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	電源	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10. 3m>	A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 14. 2m>	電路	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-A) 電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-B) 電路	A蓄電池及びA充電器～ A直流母線電路 B蓄電池及びB充電器～ B直流母線電路 A後備蓄電池～A直流母線電路 B後備蓄電池～B直流母線電路	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	<p>設備名称の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																																																		
	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備																																																			
電源	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>	125V蓄電池2A <制御建屋地下2階, 制御建屋地下1階 及び制御建屋地下中1階> 125V充電器2A <制御建屋地下1階> 125V蓄電池2B <制御建屋地下1階> 125V充電器2B <制御建屋地下1階>																																																			
電路	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線2C系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線2D系電路 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線2H系電路	125V蓄電池2A及び125V充電器2A ～125V直流主母線盤2A, 125V直流主母線盤2A-1及び 125V直流電源切替盤2A電路 125V蓄電池2B及び125V充電器2B ～125V直流主母線盤2B, 125V直流主母線盤2B-1及び 125V直流電源切替盤2B電路																																																			
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																			
	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備																																																			
共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																																			
	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付属棟内及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																																			
	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																																			
	溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。																																																			
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																			
	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備																																																			
電源	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10. 3m>	A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 14. 2m>																																																			
電路	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-A) 電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線 (6-B) 電路	A蓄電池及びA充電器～ A直流母線電路 B蓄電池及びB充電器～ B直流母線電路 A後備蓄電池～A直流母線電路 B後備蓄電池～B直流母線電路																																																			
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																																			
	非常用交流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備																																																			
共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																																			
	津波	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																																			
	火災	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																																			
	溢水	設計基準事故対処設備の非常用交流電源設備及び重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。																																																			

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																										
	<p>3. 14. 2. 3. 4 設置許可基準規則第 43 条への適合方針</p> <p>3. 14. 2. 3. 4. 1 設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 125V 蓄電池 2A 所内常設蓄電式直流電源設備の 125V 蓄電池 2A は、制御建屋地下 2 階、制御建屋地下 1 階及び制御建屋地下中 1 階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3. 14-45 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" data-bbox="926 945 1581 1281"> <caption>表 3. 14-45 想定する環境条件及び荷重条件(125V 蓄電池 2A)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 125V 蓄電池 2B 所内常設蓄電式直流電源設備の 125V 蓄電池 2B は、制御建屋地下 1 階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3. 14-46 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" data-bbox="937 1575 1593 1911"> <caption>表 3. 14-46 想定する環境条件及び荷重条件(125V 蓄電池 2B)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>2. 14. 2. 3. 4 設置許可基準規則第 43 条への適合方針</p> <p>2. 14. 2. 3. 4. 1 設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1. 1. 10. 3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 蓄電池（非常用） 所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）は、原子炉補助建屋 T. P. 10. 3mに設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2. 14. 55 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" data-bbox="1694 945 2383 1323"> <caption>表 2. 14. 55 想定する環境条件及び荷重条件（蓄電池（非常用））</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（蓄電池（非常用）） 設置場所の相違</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用）） 設置場所の相違</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>c. 125V 充電器 2A</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の125V 充電器 2Aは、制御建屋地下1階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3. 14-47 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 3. 14-47 想定する環境条件及び荷重条件(125V 充電器 2A)</p> <table border="1" data-bbox="914 1249 1561 1564"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>b. 後備蓄電池</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、原子炉補助建屋 T. P. 14. 2m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2. 14. 56 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 2. 14. 56 想定する環境条件及び荷重条件（後備蓄電池）</p> <table border="1" data-bbox="1694 451 2383 808"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. A 充電器</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備のA 充電器は、原子炉補助建屋 T. P. 10. 8m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2. 14. 57 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 2. 14. 57 想定する環境条件及び荷重条件（A 充電器）</p> <table border="1" data-bbox="1679 1239 2368 1596"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設備名称の相違（充電器） 設置場所の相違</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																												
	<p>d. 125V 充電器 2B</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の 125V 充電器 2B は、制御建屋地下 1 階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-48 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 3.14-48 想定する環境条件及び荷重条件(125V 充電器 2B)</p> <table border="1" data-bbox="931 485 1596 810"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の全交流動力電源喪失から 1 時間以内に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室にて容易に操作可能な設計とし、全交流動力電源喪失から 8 時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、設置場所にて容易に操作可能な設計とする。表 3.14-49 及び表 3.14-50 に操作対象機器を示す。</p> <p>(57-3)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>d. B 充電器</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の B 充電器は、原子炉補助建屋 T.P. 10.8mに設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.58 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 2.14.58 想定する環境条件及び荷重条件（B 充電器）</p> <table border="1" data-bbox="1688 474 2383 842"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の全交流動力電源喪失から 1 時間以内に簡易な操作で負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室にて容易に操作可能な設計とし、全交流動力電源喪失から 8 時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室以外の場所で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池を A 直流母線及び B 直流母線に接続する遮断器は、中央制御室にて容易に操作可能な設計とする。表 2.14.59~62 に操作対象機器を示す。</p> <p>(57-4)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（充電器） 設置場所の相違</p> <p>操作場所の相違</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																						
	<p>表 3.14-49 操作対象機器 (全交流動力電源喪失から1時間を経過する前までの負荷切り離し操作)</p> <table border="1" data-bbox="914 247 1584 516"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A 遮断器 (無停電交流電源用 CVCF 2A 用)</td> <td>入 → 一切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A 遮断器 (125V 直流分電盤 2A-2 用)</td> <td>入 → 一切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (無停電交流電源用 CVCF 2B 用)</td> <td>入 → 一切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (125V 直流分電盤 2B-2 用)</td> <td>入 → 一切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流主母線盤 2A 遮断器 (無停電交流電源用 CVCF 2A 用)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流主母線盤 2A 遮断器 (125V 直流分電盤 2A-2 用)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (無停電交流電源用 CVCF 2B 用)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (125V 直流分電盤 2B-2 用)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ 操作		<p>表 2.14.59 操作対象機器 (全交流動力電源喪失から1時間を経過する前までの負荷切り離し操作)</p> <table border="1" data-bbox="1745 231 2356 1054"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全系 FDP プロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA1, 2) 遮断器 (AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系 FDP プロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA3, 4) 遮断器 (AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系 FDP プロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA5, 6) 遮断器 (AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系 FDP プロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA7) 遮断器 (AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系現場制御監視盤 (トレンAグループ2) 遮断器 (AC100V (1系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系現場制御監視盤 (トレンAグループ3) 遮断器 (AC100V (1系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系 FDP プロセッサ (トレンB) (保守用) (SFMB1, 2) 遮断器 (AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系 FDP プロセッサ (トレンB) (保守用) (SFMB3, 4) 遮断器 (AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系 FDP プロセッサ (トレンB) (保守用) (SFMB5, 6) 遮断器 (AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1745 1066 2356 1915"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全系 FDP プロセッサ (トレンB) (保守用) (SFMB7) 遮断器 (AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系 FDP プロセッサ (トレンB) (運転用) (SFOB2) 遮断器 (AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系 FDP プロセッサ (トレンB) (運転用) (SFOB3) 遮断器 (AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ2) 遮断器 (AC100V (1系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ2) 遮断器 (AC100V (2系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ3) 遮断器 (AC100V (1系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ3) 遮断器 (AC100V (2系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉安全保護盤 (チャンネルIV) 炉外核計装信号処理部遮断器 (計装用電源 AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>原子炉安全保護盤 (チャンネルIV) 炉外核計装信号処理部遮断器 (制御用電源 AC100V (主系))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	安全系 FDP プロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA1, 2) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系 FDP プロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA3, 4) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系 FDP プロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA5, 6) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系 FDP プロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA7) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系現場制御監視盤 (トレンAグループ2) 遮断器 (AC100V (1系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系現場制御監視盤 (トレンAグループ3) 遮断器 (AC100V (1系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系 FDP プロセッサ (トレンB) (保守用) (SFMB1, 2) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系 FDP プロセッサ (トレンB) (保守用) (SFMB3, 4) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系 FDP プロセッサ (トレンB) (保守用) (SFMB5, 6) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	安全系 FDP プロセッサ (トレンB) (保守用) (SFMB7) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系 FDP プロセッサ (トレンB) (運転用) (SFOB2) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系 FDP プロセッサ (トレンB) (運転用) (SFOB3) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ2) 遮断器 (AC100V (1系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ2) 遮断器 (AC100V (2系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ3) 遮断器 (AC100V (1系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ3) 遮断器 (AC100V (2系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		原子炉安全保護盤 (チャンネルIV) 炉外核計装信号処理部遮断器 (計装用電源 AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		原子炉安全保護盤 (チャンネルIV) 炉外核計装信号処理部遮断器 (制御用電源 AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		<p>設備名称の相違 設置場所, 操作場所, 操作方法の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																				
125V 直流主母線盤 2A 遮断器 (無停電交流電源用 CVCF 2A 用)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																					
125V 直流主母線盤 2A 遮断器 (125V 直流分電盤 2A-2 用)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																					
125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (無停電交流電源用 CVCF 2B 用)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																					
125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (125V 直流分電盤 2B-2 用)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																																																																																					
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																				
安全系 FDP プロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA1, 2) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系 FDP プロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA3, 4) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系 FDP プロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA5, 6) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系 FDP プロセッサ (トレンA) (保守用) (SFMA7) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系現場制御監視盤 (トレンAグループ2) 遮断器 (AC100V (1系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系現場制御監視盤 (トレンAグループ3) 遮断器 (AC100V (1系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系 FDP プロセッサ (トレンB) (保守用) (SFMB1, 2) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系 FDP プロセッサ (トレンB) (保守用) (SFMB3, 4) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系 FDP プロセッサ (トレンB) (保守用) (SFMB5, 6) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																				
安全系 FDP プロセッサ (トレンB) (保守用) (SFMB7) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系 FDP プロセッサ (トレンB) (運転用) (SFOB2) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系 FDP プロセッサ (トレンB) (運転用) (SFOB3) 遮断器 (AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ2) 遮断器 (AC100V (1系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ2) 遮断器 (AC100V (2系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ3) 遮断器 (AC100V (1系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
安全系現場制御監視盤 (トレンBグループ3) 遮断器 (AC100V (2系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
原子炉安全保護盤 (チャンネルIV) 炉外核計装信号処理部遮断器 (計装用電源 AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					
原子炉安全保護盤 (チャンネルIV) 炉外核計装信号処理部遮断器 (制御用電源 AC100V (主系))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																					

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																												
	<p>表 3.14-50 操作対象機器 (全交流動力電源喪失から8時間を経過した時点の負荷切離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入 → 一切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A 遮断器 (125V 直流分電盤 2A-3 用)</td> <td>入 → 一切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流分電盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入 → 一切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入 → 一切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (125V 直流分電盤 2B-3 用)</td> <td>入 → 一切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (125V 直流分電盤 2B-4 用)</td> <td>入 → 一切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流分電盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入 → 一切</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>制御建屋 地下1階</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流主母線盤 2A 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V 直流主母線盤 2A 遮断器 (125V 直流分電盤 2A-3 用)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V 直流分電盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (125V 直流分電盤 2B-3 用)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (125V 直流分電盤 2B-4 用)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		125V 直流分電盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作		<p>泊発電所3号炉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通要因故障対策盤 (自動制御盤) 遮断器 (AC100V)</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m</td> <td>安全系 計装盤室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A 直流コントロール センタ遮断器 (C 計装用インバータ)</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A 補助建屋直流 分電盤遮断器 (A-共通要因故障 対策操作盤)</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B 補助建屋直流 分電盤遮断器 (B-共通要因故障 対策操作盤)</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.60 操作対象機器 (全交流動力電源喪失から8時間を経過した時点の負荷切り離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 直流コントロール センタ遮断器 (A-ディーゼル発電 機制御盤 (発電機 盤))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A 直流コントロール センタ遮断器 (A-ディーゼル発電 機制御盤 (励磁機 盤))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B 直流コントロール センタ遮断器 (B-ディーゼル発電 機制御盤 (発電機 盤))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B 直流コントロール センタ遮断器 (B-ディーゼル発電 機制御盤 (励磁機 盤))</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A1 計装用交流分電盤 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B1 計装用交流分電盤 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D1 計装用交流分電盤 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B 補助建屋直流分電盤 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.61 操作対象機器 (A 後備蓄電池～A 直流母線電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 直流コントロール センタ電源盤遮断器 (A 後備蓄電池接続盤)</td> <td>切 → 入</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.62 操作対象機器 (B 後備蓄電池～B 直流母線電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B 直流コントロール センタ電源盤遮断器 (B 後備蓄電池接続盤)</td> <td>切 → 入</td> <td>原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m</td> <td>中央制御室</td> <td>操作器 操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	共通要因故障対策盤 (自動制御盤) 遮断器 (AC100V)	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作		A 直流コントロール センタ遮断器 (C 計装用インバータ)	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	中央制御室	操作器 操作		A 補助建屋直流 分電盤遮断器 (A-共通要因故障 対策操作盤)	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	中央制御室	操作器 操作		B 補助建屋直流 分電盤遮断器 (B-共通要因故障 対策操作盤)	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	中央制御室	操作器 操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A 直流コントロール センタ遮断器 (A-ディーゼル発電 機制御盤 (発電機 盤))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	操作器 操作		A 直流コントロール センタ遮断器 (A-ディーゼル発電 機制御盤 (励磁機 盤))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	操作器 操作		B 直流コントロール センタ遮断器 (B-ディーゼル発電 機制御盤 (発電機 盤))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	操作器 操作		B 直流コントロール センタ遮断器 (B-ディーゼル発電 機制御盤 (励磁機 盤))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	操作器 操作		A1 計装用交流分電盤 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	操作器 操作		B1 計装用交流分電盤 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	操作器 操作		D1 計装用交流分電盤 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	操作器 操作		B 補助建屋直流分電盤 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	操作器 操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	A 直流コントロール センタ電源盤遮断器 (A 後備蓄電池接続盤)	切 → 入	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	中央制御室	操作器 操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	B 直流コントロール センタ電源盤遮断器 (B 後備蓄電池接続盤)	切 → 入	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	中央制御室	操作器 操作		<p>相違理由</p> <p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																										
125V 直流主母線盤 2A 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																																																																											
125V 直流主母線盤 2A 遮断器 (125V 直流分電盤 2A-3 用)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																																																																											
125V 直流分電盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																																																																											
125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																																																																											
125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (125V 直流分電盤 2B-3 用)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																																																																											
125V 直流主母線盤 2B 遮断器 (125V 直流分電盤 2B-4 用)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																																																																											
125V 直流分電盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	制御建屋 地下1階	制御建屋 地下1階	手動操作																																																																																																																																																											
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																										
共通要因故障対策盤 (自動制御盤) 遮断器 (AC100V)	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	安全系 計装盤室	操作器 操作																																																																																																																																																											
A 直流コントロール センタ遮断器 (C 計装用インバータ)	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	中央制御室	操作器 操作																																																																																																																																																											
A 補助建屋直流 分電盤遮断器 (A-共通要因故障 対策操作盤)	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	中央制御室	操作器 操作																																																																																																																																																											
B 補助建屋直流 分電盤遮断器 (B-共通要因故障 対策操作盤)	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 17. 8m	中央制御室	操作器 操作																																																																																																																																																											
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																										
A 直流コントロール センタ遮断器 (A-ディーゼル発電 機制御盤 (発電機 盤))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	操作器 操作																																																																																																																																																											
A 直流コントロール センタ遮断器 (A-ディーゼル発電 機制御盤 (励磁機 盤))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	操作器 操作																																																																																																																																																											
B 直流コントロール センタ遮断器 (B-ディーゼル発電 機制御盤 (発電機 盤))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	操作器 操作																																																																																																																																																											
B 直流コントロール センタ遮断器 (B-ディーゼル発電 機制御盤 (励磁機 盤))	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	操作器 操作																																																																																																																																																											
A1 計装用交流分電盤 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	操作器 操作																																																																																																																																																											
B1 計装用交流分電盤 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	操作器 操作																																																																																																																																																											
D1 計装用交流分電盤 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	操作器 操作																																																																																																																																																											
B 補助建屋直流分電盤 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	操作器 操作																																																																																																																																																											
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																										
A 直流コントロール センタ電源盤遮断器 (A 後備蓄電池接続盤)	切 → 入	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	中央制御室	操作器 操作																																																																																																																																																											
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																										
B 直流コントロール センタ電源盤遮断器 (B 後備蓄電池接続盤)	切 → 入	原子炉補助 建屋 T.P. 10. 3m	中央制御室	操作器 操作																																																																																																																																																											

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>以下に，所内常設蓄電式直流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 125V 蓄電池 2A 所内常設蓄電式直流電源設備の 125V 蓄電池 2A は操作不要である。 (57-3)</p> <p>b. 125V 蓄電池 2B 所内常設蓄電式直流電源設備の 125V 蓄電池 2B は操作不要である。 (57-3)</p> <p>c. 125V 充電器 2A 所内常設蓄電式直流電源設備の 125V 充電器 2A は操作不要である。 (57-3)</p> <p>d. 125V 充電器 2B 所内常設蓄電式直流電源設備の 125V 充電器 2B は操作不要である。 (57-3)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため，発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については，「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>以下に，所内常設蓄電式直流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 蓄電池（非常用） 所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）は操作不要である。 (57-4)</p> <p>b. 後備蓄電池 所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は，中央制御室又は設置場所での操作器により操作が可能な設計とし，誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し，かつ，十分な操作空間を確保することで，容易に操作可能な設計とする。 (57-4)</p> <p>c. A 充電器 所内常設蓄電式直流電源設備の A 充電器は操作不要である。 (57-4)</p> <p>d. B 充電器 所内常設蓄電式直流電源設備の B 充電器は操作不要である。 (57-4)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため，発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については，「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
	<p>a. 125V 蓄電池 2A</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の125V蓄電池2Aは、表3.14-51に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、125V蓄電池2Aの単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p>また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-51 125V 蓄電池 2A の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="952 625 1596 806"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 125V 蓄電池 2B</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の125V蓄電池2Bは、表3.14-52に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、125V蓄電池2Bの単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p>また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-52 125V 蓄電池 2B の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="940 1276 1584 1465"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>a. 蓄電池（非常用）</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）は、表2.14.63に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、蓄電池（非常用）の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p>また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.63 蓄電池（非常用）の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1694 625 2386 743"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。
発電用原子炉の状態	項目	内容																																			
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																																			
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																			
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																																			
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																			
発電用原子炉の状態	項目	内容																																			
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																																			
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																			
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																																			
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																			
発電用原子炉の状態	項目	内容																																			
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																																			
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
	<p>c. 125V 充電器 2A</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の125V 充電器 2A は、表 3. 14-53 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に特性試験が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、125V 充電器 2A の盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>125V 充電器 2A の出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <table border="1" data-bbox="952 1333 1581 1570"> <caption>表 3. 14-53 125V 充電器 2A の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>充電器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>充電器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>b. 後備蓄電池</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、表 2. 14. 64 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、後備蓄電池の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p>また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <table border="1" data-bbox="1697 619 2380 745"> <caption>表 2. 14. 64 後備蓄電池の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. A 充電器</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備のA 充電器は、表 2. 14. 65 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、外観点検及び特性試験が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、A 充電器の盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>A 充電器の出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <table border="1" data-bbox="1682 1333 2380 1474"> <caption>表 2. 14. 65 A 充電器の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>充電器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																		
停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																		
	特性試験	絶縁抵抗の確認																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																		
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																																		
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																		
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																		
	特性試験	絶縁抵抗の確認																																		
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																		

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																										
	<p>d. 125V 充電器 2B</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の 125V 充電器 2B は，表 3. 14－54 に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とし，発電用原子炉の停止中に特性試験が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として，125V 充電器 2B の盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと，電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>125V 充電器 2B の出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57－4)</p> <table border="1" data-bbox="943 682 1576 913"> <caption>表 3. 14－54 125V 充電器 2B の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>充電器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>充電器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては，通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については，「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は，通常時において本来の用途である設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備として電源供給しており，所内常設蓄電式直流電源設備として電源供給元を切り替える操作を行うことなく，継続して 24 時間にわたり電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の負荷切離し操作の対象機器は表 3. 14－49 及び表 3. 14－50 と同様である。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認		外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	<p>d. B 充電器</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の B 充電器 は，表 2. 14. 66 に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験，外観点検及び特性試験が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として，B 充電器 の盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと，電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>B 充電器 の出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57－3)</p> <table border="1" data-bbox="1685 682 2383 823"> <caption>表 2. 14. 66 B 充電器の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中又は停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>充電器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては，通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については，「1. 1. 10. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）は，通常時において本来の用途である設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備として電源供給しており，所内常設蓄電式直流電源設備として電源供給元を切り替える操作を行うことなく，継続して電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は，本来の用途以外の用途には使用しない。後備蓄電池から電源を供給するために必要な電源系統の操作は，想定される重大事故等時において，速やかな電源供給が可能な設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は，蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を組み合わせることにより，24 時間にわたり電源供給することが可能な設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の負荷切離し操作の対象機器は表 2. 14. 59～60 と同様であり，後備蓄電池による電源供給操作の対象機器は表 2. 14. 61～62 と同様である。</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中又は停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（充電器）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																											
	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																											
停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																											
	特性試験	絶縁抵抗の確認																											
	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																											
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中又は停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																											
	特性試験	絶縁抵抗の確認																											
	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																											

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由												
	<p>これにより図 3.14-22 で示すタイムチャートのとおり速やかに不要直流負荷切離しが可能である。</p> <p>(57-3)</p> <p>図 3.14-22 所内常設蓄電式直流電源設備による電源供給 (全交流動力電源喪失から 1 時間以内及び 8 時間後の負荷切離し操作のタイムチャート) *</p> <p>*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、通常時は設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備として電源供給し、重大事故等時に系統構成を変更することなく、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備として電源供給することで、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-3, 57-7)</p>	<p>これにより図 2.14.25 で示すタイムチャートのとおり速やかに不要な負荷の切り離し及び後備蓄電池による電源供給が可能である。</p> <p>(57-4)</p> <p>図 2.14.25 所内常設蓄電式直流電源設備による給電のタイムチャート*</p> <p>*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の蓄電池（非常用）は、通常時は設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備として電源供給し、重大事故等時に系統構成を変更することなく、重大事故等対処設備の所内常設蓄電式直流電源設備として電源供給することで、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の後備蓄電池は、表 2.14.67 に示すように、通常時は遮断器により非常用直流電源設備から隔離し、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-4, 57-6)</p> <table border="1" data-bbox="1697 1648 2383 1843"> <caption>表 2.14.67 他系統との隔離</caption> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>A-直流コントロールセンタ電源盤 遮断器 (A 後備蓄電池接続盤)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>B-直流コントロールセンタ電源盤 遮断器 (B 後備蓄電池接続盤)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> </tbody> </table>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用直流電源設備	A-直流コントロールセンタ電源盤 遮断器 (A 後備蓄電池接続盤)	電気作動	通常時切	非常用直流電源設備	B-直流コントロールセンタ電源盤 遮断器 (B 後備蓄電池接続盤)	電気作動	通常時切	<p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>タイムチャートの相違</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>他系統との隔離箇所の相違</p>
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態												
非常用直流電源設備	A-直流コントロールセンタ電源盤 遮断器 (A 後備蓄電池接続盤)	電気作動	通常時切												
非常用直流電源設備	B-直流コントロールセンタ電源盤 遮断器 (B 後備蓄電池接続盤)	電気作動	通常時切												

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 3.14-49 及び表 3.14-50 に示す。 これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、中央制御室又は制御建屋で操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>3.14.2.3.4.2 設置許可基準規則第 43 条第 2 項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失直後に 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B から設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から 1 時間以内に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行う。</p> <p>さらに、全交流動力電源喪失から 8 時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、全交流動力電源喪失から 24 時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、125V 蓄電池 2A は約 8,000Ah、125V 蓄電池 2B は約 6,000Ah を有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	<p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 2.14.59~62 に示す。 これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、中央制御室、安全系計装盤室又は原子炉補助建屋で操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>2.14.2.3.4.2 設置許可基準規則第 43 条第 2 項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、全交流動力電源喪失直後に蓄電池（非常用）から設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に電源供給を行い、全交流動力電源喪失から 1 時間以内に、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室において不要な負荷の切離しを行う。</p> <p>さらに、全交流動力電源喪失から 8 時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池を組み合わせることにより全交流動力電源喪失から 24 時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、蓄電池（非常用）は約 2,400Ah/組を 2 組、後備蓄電池は約 2,400Ah/組を 2 組の合計 4 組を有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	<p>操作場所の相違</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・対応手段の相違（負荷切り離し）</p> <p>設備・運用の相違（蓄電池の構成）</p> <p>設備の相違</p> <p>・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備に対して、位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、3.14.2.3.3項に記載のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3, 57-10)</p>	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第43条第2項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>所内常設蓄電式直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備に対して、位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、2.14.2.3.3項に記載のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-10)</p>	

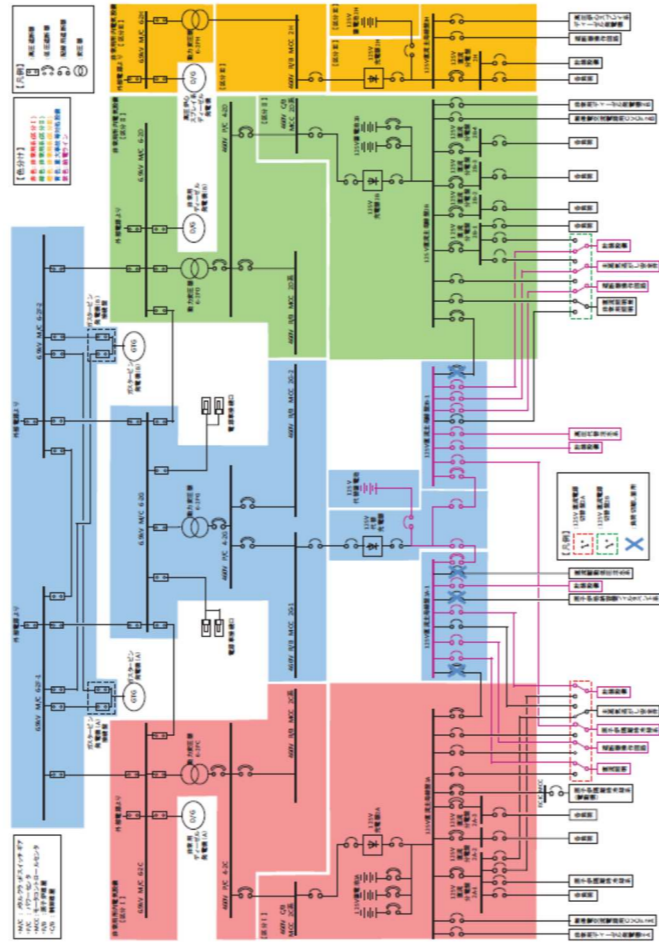
灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3. 14. 2. 4 常設代替直流電源設備</p> <p>3. 14. 2. 4. 1 設備概要</p> <p>常設代替直流電源設備は，設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合又は全交流動力電源喪失した場合，直流電源が必要な設備に電源を供給することにより，重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷，原子炉格納容器の破損，使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は，設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失時に直流電源が必要な設備に電源供給する「125V 代替蓄電池」及び，設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失時又は交流電源及び直流電源の喪失時に，直流電源が必要な設備に電源供給する「250V 蓄電池」で構成する。</p> <p>本系統の概要図を図 3. 14-23～26 に，本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表 3. 14-55 に示す。</p> <p>本系統は，設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失直後に，125V 直流主母線盤 2A-1，125V 直流主母線盤 2B-1，125V 直流電源切替盤 2A 及び 125V 直流電源切替盤 2B を操作して系統構成を行った後，125V 代替蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い，電源供給開始から 8 時間後に，不要な負荷の切離しを行い，電源供給開始から 24 時間必要な負荷に電源供給することが可能である。また，設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失直後又は交流電源及び直流電源の喪失直後に 250V 蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い，電源供給開始から 1 時間後に中央制御室において，不要な負荷の切離しを行い，電源供給開始から 24 時間必要な負荷に電源供給することが可能である。</p> <p>なお，可搬型代替交流電源設備の交流電源を 125V 代替充電器及び 125V 代替蓄電池並びに 250V 充電器及び 250V 蓄電池を経由し，125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 並びに 250V 直流主母線盤に接続することで，可搬型代替直流電源設備として電力を供給できる設計とする。これらの詳細については，3. 14. 2. 5 項に記載する。</p>		<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

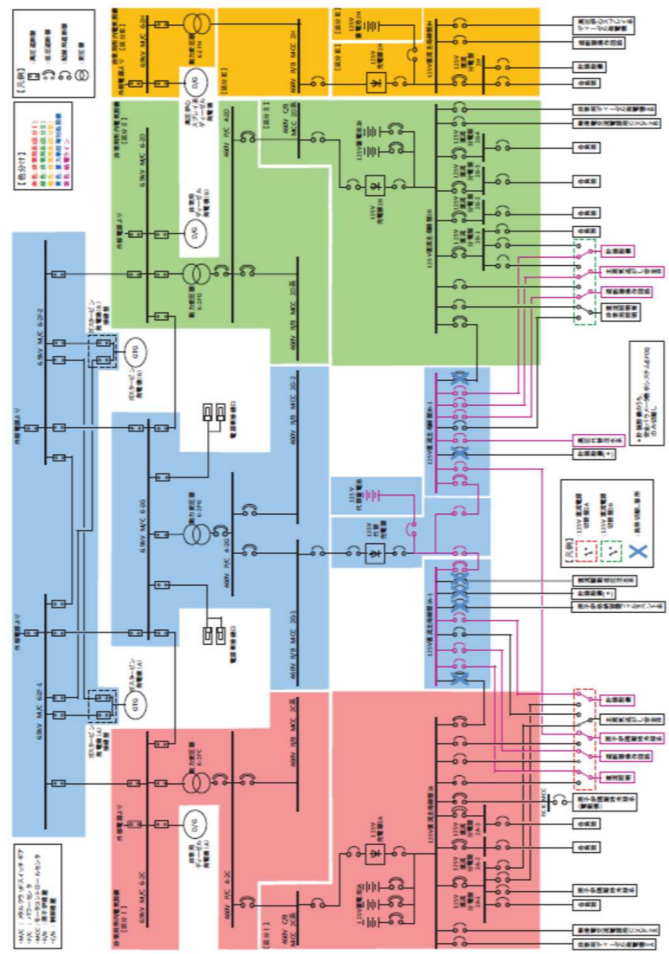
灰色：女川2号炉の記載のうち，BWR固有の設備や対応手段であり，泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="1032 1207 1460 1260">図 3.14-23 常設代替直流電源設備系統図 (125V 系統) (全交流動力電源喪失直後～8 時間後)</p>		<p data-bbox="2427 193 2867 220">設備・運用の相違 (常設代替直流電源設備)</p>

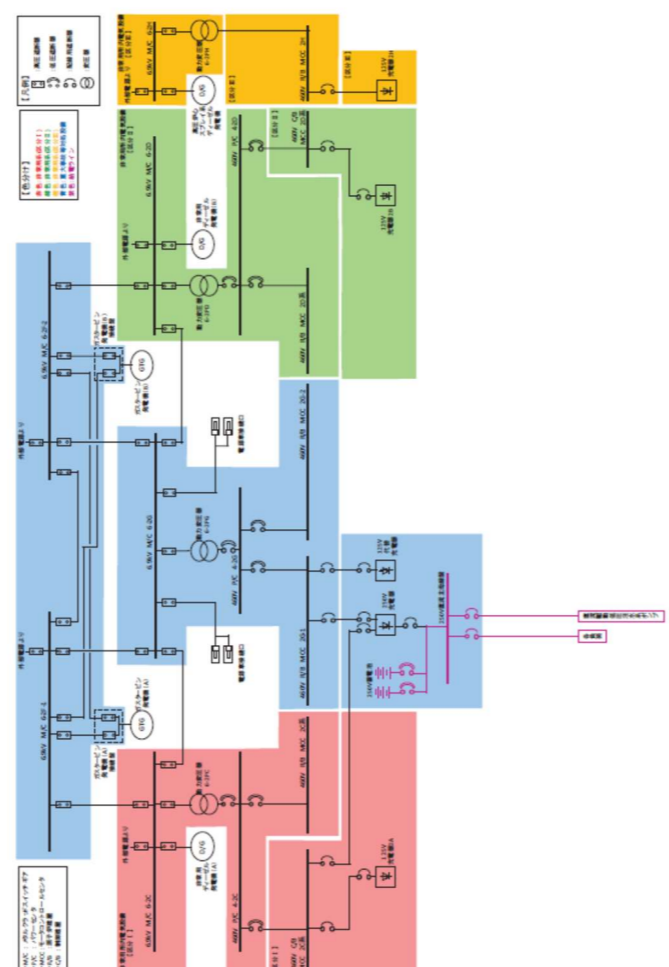
灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p>図 3.14-24 常設代替直流電源設備系統図（125V 系統） （全交流動力電源喪失 8 時間後～24 時間後）</p>		<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

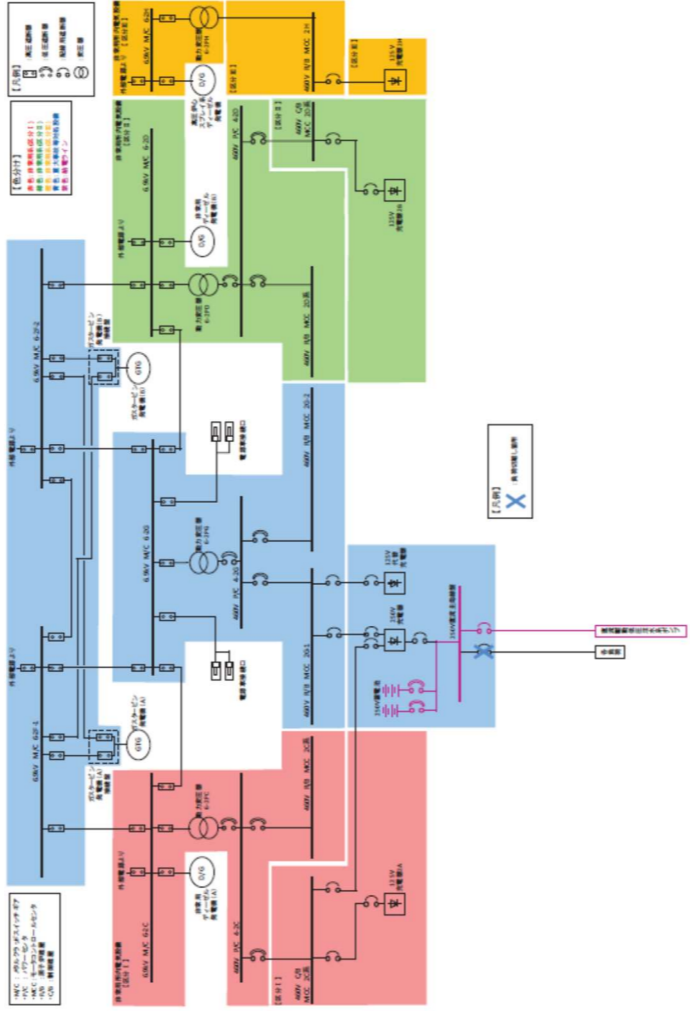
灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p>図 3.14-25 常設代替直流電源設備系統図 (250V 系統) (全交流動力電源喪失直後～1 時間後)</p>		<p>設備・運用の相違 (常設代替直流電源設備)</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p>図 3.14-26 常設代替直流電源設備系統図 (250V 系統) (全交流動力電源喪失 1 時間後～24 時間後)</p>		<p>設備・運用の相違 (常設代替直流電源設備)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち，BWR固有の設備や対応手段であり，泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p>表 3.14-55 常設代替直流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="943 256 1584 541"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>125V 代替蓄電池【常設】 250V 蓄電池【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>125V 代替蓄電池 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路【常設】 250V 蓄電池 ～250V 直流主母線盤電路【常設】</td> </tr> <tr> <td>計装設備（補助）*1</td> <td>125V 直流主母線 2A-1 電圧【常設】 125V 直流主母線 2B-1 電圧【常設】 250V 直流主母線電圧【常設】</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	125V 代替蓄電池【常設】 250V 蓄電池【常設】	附属設備	—	燃料流路	—	電路	125V 代替蓄電池 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路【常設】 250V 蓄電池 ～250V 直流主母線盤電路【常設】	計装設備（補助）*1	125V 直流主母線 2A-1 電圧【常設】 125V 直流主母線 2B-1 電圧【常設】 250V 直流主母線電圧【常設】		<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>
設備区分	設備名														
主要設備	125V 代替蓄電池【常設】 250V 蓄電池【常設】														
附属設備	—														
燃料流路	—														
電路	125V 代替蓄電池 ～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路【常設】 250V 蓄電池 ～250V 直流主母線盤電路【常設】														
計装設備（補助）*1	125V 直流主母線 2A-1 電圧【常設】 125V 直流主母線 2B-1 電圧【常設】 250V 直流主母線電圧【常設】														

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3. 14. 2. 4. 2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 125V 代替蓄電池 個 数：1 電 圧：125V 容 量：約 2, 000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地上 2 階</p> <p>(2) 250V 蓄電池 個 数：1 電 圧：250V 容 量：約 6, 000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地下 2 階</p> <p>3. 14. 2. 4. 3 独立性及び位置的分散の確保 常設代替直流電源設備は，設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備と同時にその機能が損なわれないよう，表 3. 14-56 で示すとおり，位置的分散を図った設計とする。125V 代替蓄電池及び 250V 蓄電池は，制御建屋内又は原子炉建屋付属棟内の非常用直流電源設備と異なる区画又は建屋に設置することで，非常用直流電源設備と位置的分散を図る設計とする。常設代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 までの系統並びに 250V 蓄電池から 250V 直流主母線盤までの系統において，独立した電路で系統構成することにより，非常用直流電源設備の 125V 蓄電池 2A，125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H から 125V 直流主母線盤 2A，125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2H までの系統に対して，独立した設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備は，表 3. 14-57 で示すとおり，地震，津波，火災及び溢水により同時に故障することを防止するため，非常用直流電源設備との独立性を確保する設計とする。 (57-2, 57-3, 57-9, 57-10)</p>		<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
	<p>表 3.14-56 常設代替直流電源設備の位置的分散</p> <table border="1" data-bbox="946 226 1596 739"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備</th> <th colspan="2">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th colspan="2">非常用直流電源設備</th> <th colspan="2">常設代替直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>125V 蓄電池 2A <制御建屋地下2階, 制御建屋地下1階 及び制御建屋地下中1階> 125V 蓄電池 2B <制御建屋地下1階> 125V 蓄電池 2H <原子炉建屋地上中2階 (原子炉建屋付属棟内)></td> <td>125V 代替蓄電池 <制御建屋 地上2階></td> <td>250V 蓄電池 <制御建屋 地下2階></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>125V 蓄電池 2A ～125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路 125V 蓄電池 2B ～125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 125V 蓄電池 2H ～125V 直流主母線盤 2H 電路</td> <td>125V 代替蓄電池 ～125V 直流 主母線盤 2A-1 及び 125V 直流 電源切替盤 2A 並びに 125V 直流 主母線盤 2B-1 及び 125V 直流 電源切替盤 2B 電路</td> <td>250V 蓄電池 ～250V 直流 主母線盤 電路</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-57 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1" data-bbox="946 781 1596 1209"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">設計基準事故対処設備</th> <th colspan="2">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th colspan="2">非常用直流電源設備</th> <th colspan="2">常設代替直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td colspan="3">設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震 S クラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、基準地震動 Ss で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動 Ss が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td colspan="3">設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内に設置し、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td colspan="3">設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td colspan="3">設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備		非常用直流電源設備		常設代替直流電源設備		電源	125V 蓄電池 2A <制御建屋地下2階, 制御建屋地下1階 及び制御建屋地下中1階> 125V 蓄電池 2B <制御建屋地下1階> 125V 蓄電池 2H <原子炉建屋地上中2階 (原子炉建屋付属棟内)>	125V 代替蓄電池 <制御建屋 地上2階>	250V 蓄電池 <制御建屋 地下2階>		電路	125V 蓄電池 2A ～125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路 125V 蓄電池 2B ～125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 125V 蓄電池 2H ～125V 直流主母線盤 2H 電路	125V 代替蓄電池 ～125V 直流 主母線盤 2A-1 及び 125V 直流 電源切替盤 2A 並びに 125V 直流 主母線盤 2B-1 及び 125V 直流 電源切替盤 2B 電路	250V 蓄電池 ～250V 直流 主母線盤 電路		項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備		非常用直流電源設備		常設代替直流電源設備		共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震 S クラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、基準地震動 Ss で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動 Ss が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。			津波	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内に設置し、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。			火災	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。			溢水	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。				<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																																													
	非常用直流電源設備		常設代替直流電源設備																																													
電源	125V 蓄電池 2A <制御建屋地下2階, 制御建屋地下1階 及び制御建屋地下中1階> 125V 蓄電池 2B <制御建屋地下1階> 125V 蓄電池 2H <原子炉建屋地上中2階 (原子炉建屋付属棟内)>	125V 代替蓄電池 <制御建屋 地上2階>	250V 蓄電池 <制御建屋 地下2階>																																													
電路	125V 蓄電池 2A ～125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路 125V 蓄電池 2B ～125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 125V 蓄電池 2H ～125V 直流主母線盤 2H 電路	125V 代替蓄電池 ～125V 直流 主母線盤 2A-1 及び 125V 直流 電源切替盤 2A 並びに 125V 直流 主母線盤 2B-1 及び 125V 直流 電源切替盤 2B 電路	250V 蓄電池 ～250V 直流 主母線盤 電路																																													
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																																													
	非常用直流電源設備		常設代替直流電源設備																																													
共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震 S クラス設計とし、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、基準地震動 Ss で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動 Ss が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																														
	津波	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内に設置し、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																														
	火災	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																														
	溢水	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。																																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>3.14.2.4.4 設置許可基準規則第43条への適合方針</p> <p>3.14.2.4.4.1 設置許可基準規則第43条第1項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第43条第1項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 125V 代替蓄電池</p> <p>常設代替直流電源設備の125V 代替蓄電池は、制御建屋地上2階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-58に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p style="text-align: center;">表3.14-58 想定する環境条件及び荷重条件(125V 代替蓄電池)</p> <table border="1" data-bbox="943 932 1596 1247"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 250V 蓄電池</p> <p>常設代替直流電源設備の250V 蓄電池は、制御建屋地下2階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-59に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p style="text-align: center;">表3.14-59 想定する環境条件及び荷重条件(250V 蓄電池)</p> <table border="1" data-bbox="943 1583 1596 1898"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備の操作に必要な各遮断器については、中央制御室又は設置場所にて容易に操作可能な設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備のうち 125V 系統は、交流電源及び直流電源の喪失から 8 時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室又は設置場所にて容易に操作可能な設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備のうち 250V 系統は、全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源の喪失から 1 時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室にて容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表 3. 14-60～62 に操作対象機器を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>		<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																													
	<p>表 3.14-60 操作対象機器 (125V 代替蓄電池～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2A 用)</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2B 用)</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)</td> <td>切 → 入</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)</td> <td>切 → 入</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">125V 直流電源 切替盤 2A (必要な負荷)</td> <td>125V 直流 主母線盤 2A 側 入 → 一切</td> <td rowspan="3">原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td rowspan="3">中央制御室</td> <td rowspan="3">スイッチ 操作</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>125V 直流 主母線盤 2A-1 側 切 → 入</td> </tr> <tr> <td>125V 直流 主母線盤 2B-1 側 切 → 入</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">125V 直流電源 切替盤 2B (必要な負荷)</td> <td>125V 直流 主母線盤 2B 側 入 → 一切</td> <td rowspan="2">原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td rowspan="2">中央制御室</td> <td rowspan="2">スイッチ 操作</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>125V 直流 主母線盤 2B-1 側 切 → 入</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-61 操作対象機器 (設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源の喪失から1時間を経過した時点の負荷切離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250V 直流主母線盤遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入 → 一切</td> <td>制御建屋 地下2階</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ 操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-62 操作対象機器 (設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から8時間を経過した時点の負荷切離し操作)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2A 用)	入 → 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2B 用)	入 → 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作		125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作		125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	切 → 入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	切 → 入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流電源 切替盤 2A (必要な負荷)	125V 直流 主母線盤 2A 側 入 → 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流 主母線盤 2A-1 側 切 → 入	125V 直流 主母線盤 2B-1 側 切 → 入	125V 直流電源 切替盤 2B (必要な負荷)	125V 直流 主母線盤 2B 側 入 → 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作		125V 直流 主母線盤 2B-1 側 切 → 入	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	250V 直流主母線盤遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	制御建屋 地下2階	中央制御室	スイッチ 操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作		125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作			<p>設備・運用の相違 (常設代替直流電源設備)</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																											
125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2A 用)	入 → 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																												
125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2B 用)	入 → 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																												
125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作																																																																																												
125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作																																																																																												
125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	切 → 入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																												
125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	切 → 入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																												
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																											
125V 直流電源 切替盤 2A (必要な負荷)	125V 直流 主母線盤 2A 側 入 → 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																												
	125V 直流 主母線盤 2A-1 側 切 → 入																																																																																															
	125V 直流 主母線盤 2B-1 側 切 → 入																																																																																															
125V 直流電源 切替盤 2B (必要な負荷)	125V 直流 主母線盤 2B 側 入 → 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																												
	125V 直流 主母線盤 2B-1 側 切 → 入																																																																																															
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																											
250V 直流主母線盤遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	制御建屋 地下2階	中央制御室	スイッチ 操作																																																																																												
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																											
125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作																																																																																												
125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	手動操作																																																																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち，BWR固有の設備や対応手段であり，泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由													
	<p>以下に，常設代替直流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 125V 代替蓄電池 常設代替直流電源設備の125V 代替蓄電池は操作不要である。 (57-3)</p> <p>b. 250V 蓄電池 常設代替直流電源設備の250V 蓄電池は操作不要である。 (57-3)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第43条第1項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため，発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については，「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>a. 125V 代替蓄電池 常設代替直流電源設備の125V 代替蓄電池は，表3.14-63に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。 性能の確認として，125V 代替蓄電池の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし，蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。また，蓄電池単体については，電圧の確認が可能な設計とする。 (57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-63 125V 代替蓄電池の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="937 1392 1590 1566"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認		<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容														
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認														
	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認														
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認														
	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認														


灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由													
	<p>b. 250V 蓄電池</p> <p>常設代替直流電源設備の 250V 蓄電池は，表 3. 14-64 に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として，250V 蓄電池の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし，蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。また，蓄電池単体については，電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 3. 14-64 250V 蓄電池の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="928 583 1581 760"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第四号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては，通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については，「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備のうち 125V 系統は，想定される重大事故等時において，通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備の 125V 系統のうち 125V 代替蓄電池は，本来の用途以外の用途には使用しない。</p> <p>常設代替直流電源設備の 250V 系統のうち 250V 蓄電池は，通常時において本来の用途である常用直流電源設備として電源供給しており，常設代替直流電源設備として電源供給元を切り替える操作は不要とする。</p> <p>常設代替直流電源設備の負荷切離し操作の対象機器は表 3. 14-60~62 と同様である。</p> <p>これにより図 3. 14-27 で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認		<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容														
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認														
	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認														
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認														
	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	 <p>図3.14-27 常設代替直流電源設備による電源供給 (全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源喪失から1時間後及び8時間後の 負荷切離し操作のタイムチャート)*</p> <p>*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p> <p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号） (i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備のうち125V代替蓄電池は、表3.14-65に示すように、通常時は非常用直流電源設備と切り離すことで隔離する系統構成としており、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用直流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備のうち250V蓄電池は、通常時は常用直流電源設備として電源供給し、重大事故等時に系統構成を変更することなく、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備として電源供給することで、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-3, 57-7)</p> <p>表3.14-65 他系統との隔離</p> <table border="1" data-bbox="926 1465 1584 1608"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 設置場所（設置許可基準規則第43条第1項第六号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用直流電源設備	125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時切	非常用直流電源設備	125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時切		設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態												
非常用直流電源設備	125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時切												
非常用直流電源設備	125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時切												

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 3.14-60~62 に示す。これらの操作場所は，想定される重大事故等における放射線量が高くなるおそれが少ないため，中央制御室又は原子炉建屋付属棟内で操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>3.14.2.4.4.2 設置許可基準規則第 43 条第 2 項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池は，設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 8 時間後に，現場において不要な負荷の切離しを行い，設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として，約 2,000Ah を有する設計とする。</p> <p>常設代替直流電源設備の 250V 蓄電池は，設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源の喪失から 1 時間後に，中央制御室において不要な負荷の切離しを行い，設計基準事故対処設備の全交流動力電源喪失又は交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として，約 6,000Ah を有する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。ただし，二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって，同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は，この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p>		<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第57条 電源設備

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>常設代替直流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>常設代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、3.14.2.4.3項に記載のとおりである。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-10)</p>		<p>設備・運用の相違（常設代替直流電源設備）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3. 14. 2. 5 可搬型代替直流電源設備</p> <p>3. 14. 2. 5. 1 設備概要</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、直流電源が必要な設備に電源供給を行う常設代替直流電源設備である「125V 代替蓄電池」及び「250V 蓄電池」並びに代替所内電気設備から受電した交流電源を直流電源に変換する「125V 代替充電器」及び「250V 充電器」並びに代替所内電気設備に電源供給を行う可搬型代替交流電源設備である「電源車」、「軽油タンク」、「ガスタービン発電設備軽油タンク」及び「タンクローリ」並びに電源車を接続する「電源車接続口（原子炉建屋西側）」及び「電源車接続口（原子炉建屋東側）」並びに代替所内電気設備として電路を構成する「緊急用高圧母線 2G 系」、「緊急用動力変圧器 2G 系」及び「緊急用低圧母線 2G 系」で構成する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち 125V 系統は、電源車を代替所内電気設備並びに 125V 代替充電器及び 125V 代替蓄電池を経由し、125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 に接続することで、電力を供給できる設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち 250V 系統は、電源車を代替所内電気設備並びに 250V 充電器及び 250V 蓄電池を経由し、250V 直流主母線盤に接続することで、電力を供給できる設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図 3. 14-28~35 に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表 3. 14-66 に示す。</p> <p>本系統のうち 125V 系統は、125V 直流主母線盤 2A-1、125V 直流主母線盤 2B-1、125V 直流電源切替盤 2A 及び 125V 直流電源切替盤 2B を操作して系統構成を行った後、125V 代替蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から 8 時間後に、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から 24 時間必要な負荷に電源供給し、その後、電源車を所定の接続先である電源車接続口（原子炉建屋西側）又は電源車接続口（原子炉建屋東側）に接続し、電源車の操作ボタンにより起動することで、125V 代替充電器を受電することにより、必要な負荷に合計 24 時間以上、電源供給することが可能である。</p> <p>また、本系統のうち 250V 系統は、250V 蓄電池から重大事故等対処設備に電源供給を行い、電源供給開始から 1 時間後に中央制御室において、不要な負荷の切離しを行い、電源供給開始から 24 時間必要な負荷に電源供給し、その後、電源車から 250V 充電器を受電することにより、必要な負荷に合計 24 時間以上、電源供給することが可能である。</p>	<p>2. 14. 2. 4 可搬型代替直流電源設備</p> <p>2. 14. 2. 4. 1 設備概要</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、直流電源が必要な設備に電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「可搬型直流電源用発電機」、可搬型直流電源用発電機から受電した交流電源を直流電源に変換する「可搬型直流変換器」、可搬型直流電源用発電機の燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油貯油槽」及び「燃料タンク（SA）」、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）から可搬型直流電源用発電機まで燃料を運搬する「可搬型タンクローリ」、可搬型直流電源用発電機を接続する「可搬型直流電源接続盤 1」及び「可搬型直流電源接続盤 2」並びに可搬型直流変換器を接続する「A 後備蓄電池接続盤」及び「B 後備蓄電池接続盤」で構成する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、可搬型直流電源用発電機を可搬型直流変換器を経由し、A 直流母線及び B 直流母線に接続することで、電力を供給できる設計とする。</p> <p>本系統の概要図を図 2. 14. 26~31 に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表 2. 14. 68 に示す。</p> <p>本系統は、可搬型直流電源用発電機を所定の接続先である可搬型直流電源接続盤 1 又は可搬型直流電源接続盤 2 に接続し、可搬型直流変換器を所定の接続先である A 後備蓄電池接続盤又は B 後備蓄電池接続盤に接続した後、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の操作器により起動し、A 直流母線又は B 直流母線に接続することで、必要な負荷に合計 24 時間以上、電源供給することが可能である。</p>	<p>設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>設備名称の相違（直流母線）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>・女川：操作ボタン→泊：操作器</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>電源車は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリを用いて燃料を電源車に補給することで電源車の運転を継続する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、3.14.2.5.3項に詳細を示す。</p>	<p>可搬型直流電源用発電機は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）より可搬型タンクローリを用いて可搬型直流電源用発電機に燃料を補給することで可搬型直流電源用発電機の運転を継続する。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、2.14.2.4.3項に詳細を示す。</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

女川原子力発電所 2 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

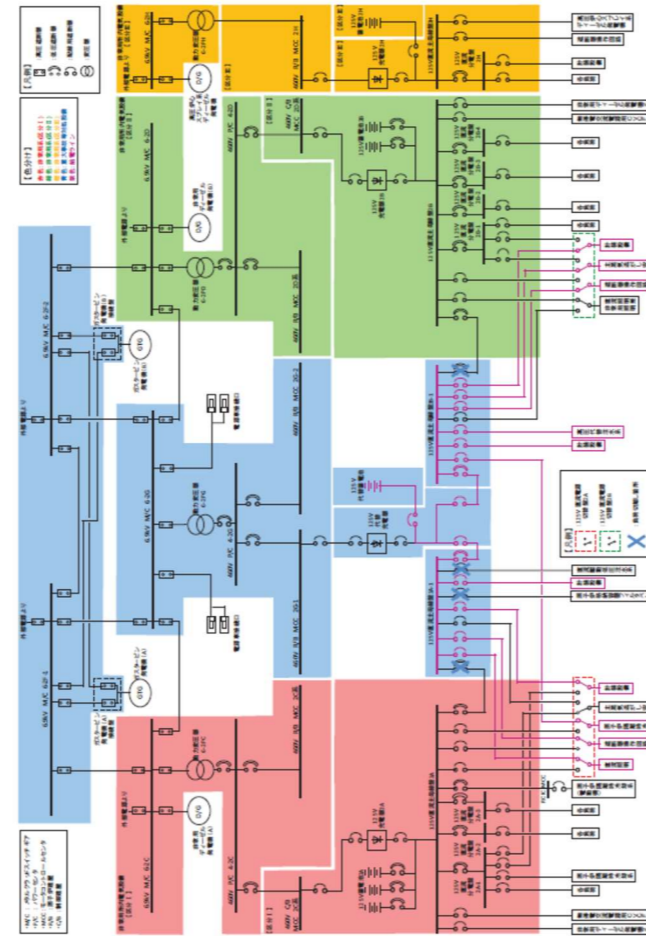


図 3.14-28 可搬型代替直流電源設備系統図 (125V 系統)
 (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電池式直流電源設備喪失直後～8 時間後)

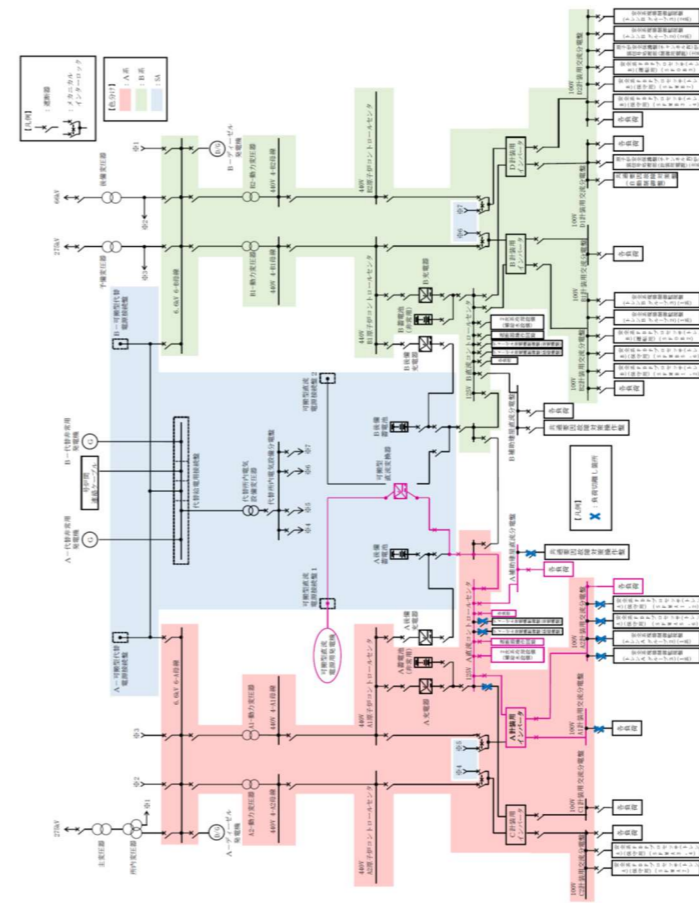


図 2.14.26 可搬型代替直流電源設備系統図
 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤 1～A 直流母線)

設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等
 対処設備として必要な設備を設けると
 いう点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

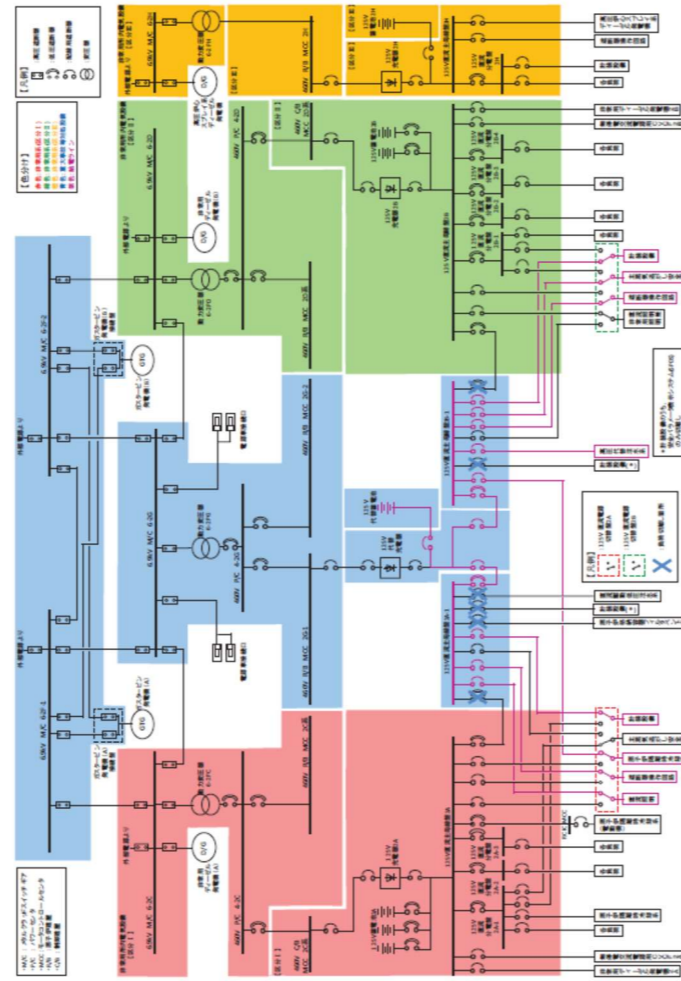


図3.14-29 可搬型代替直流電源設備系統図 (125V系統)
 (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失8時間後～24時間後)

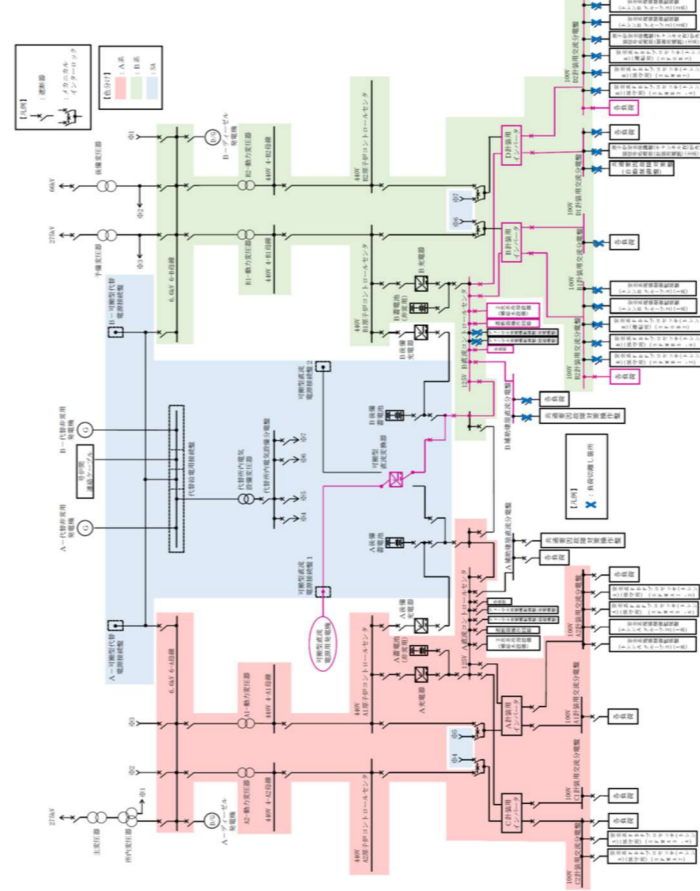
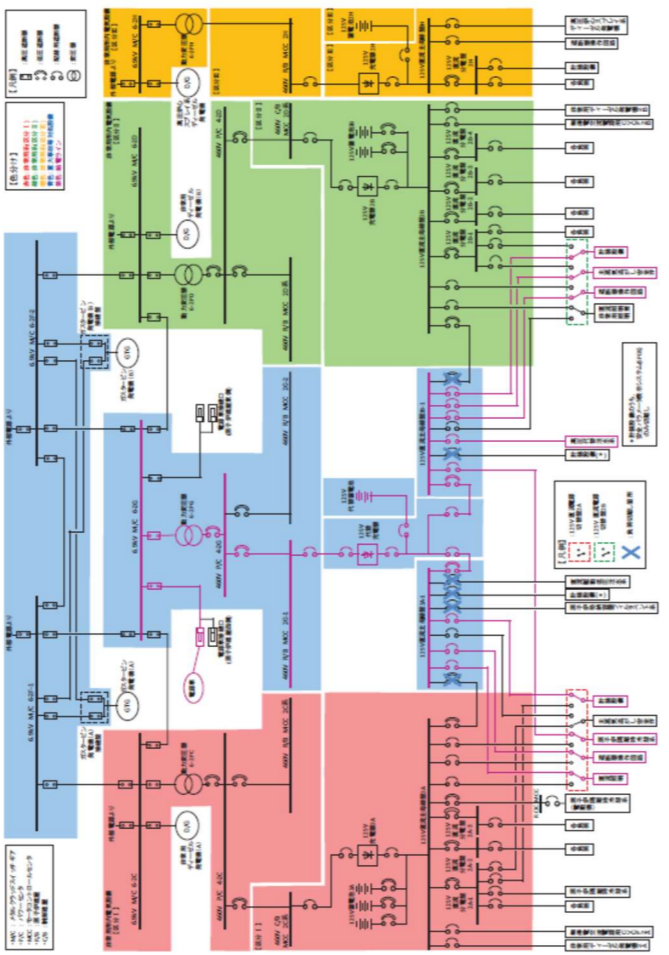
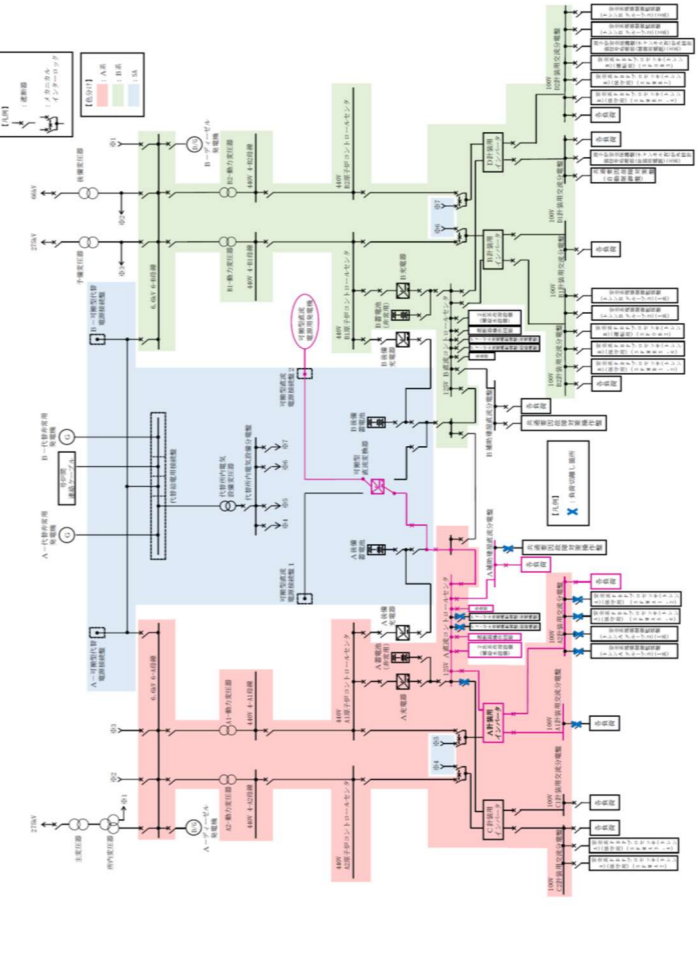


図2.14.27 可搬型代替直流電源設備系統図
 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接統盤1～B直流母線)

設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

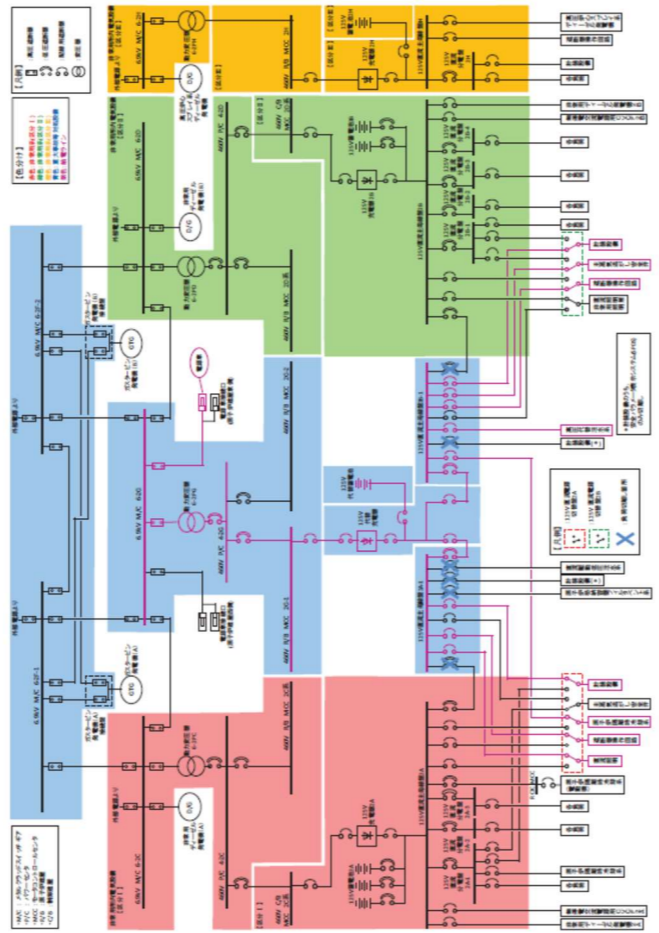
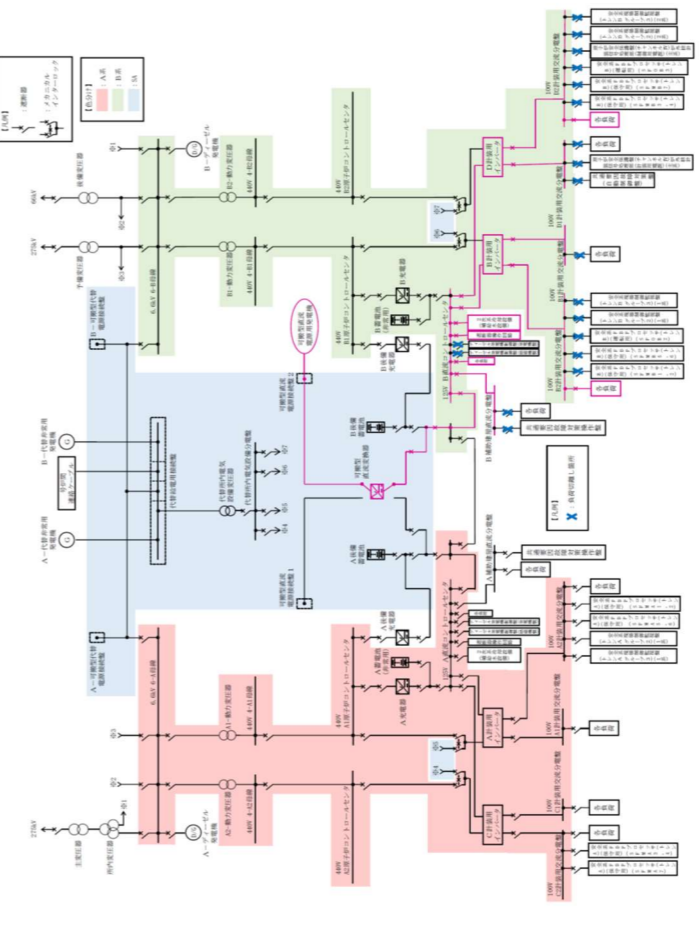
灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p>図 3.14-30 可搬型代替直流電源設備系統図 (125V 系統) (全交流動力電源喪失及び5所内常設蓄電式直流電源設備喪失 24 時間後以降) (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 接続)</p>	 <p>図 2.14.28 可搬型代替直流電源設備系統図 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤 2～A 直流母線)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

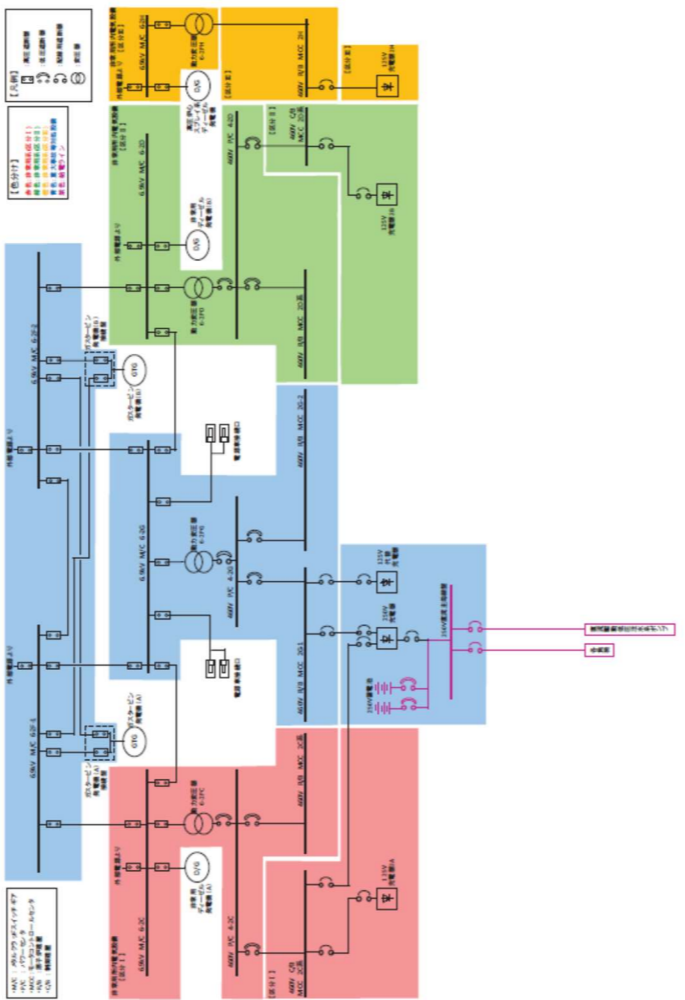
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 3.14-31 可搬型代替直流電源設備系統図 (125V 系統) (全交流動力電源喪失及びB所内常設蓄電式直流電源設備喪失24時間後以降) (電源車接続口(原子炉建屋東側)接続)</p>	 <p>図2.14.29 可搬型代替直流電源設備系統図 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤2～B直流母線)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

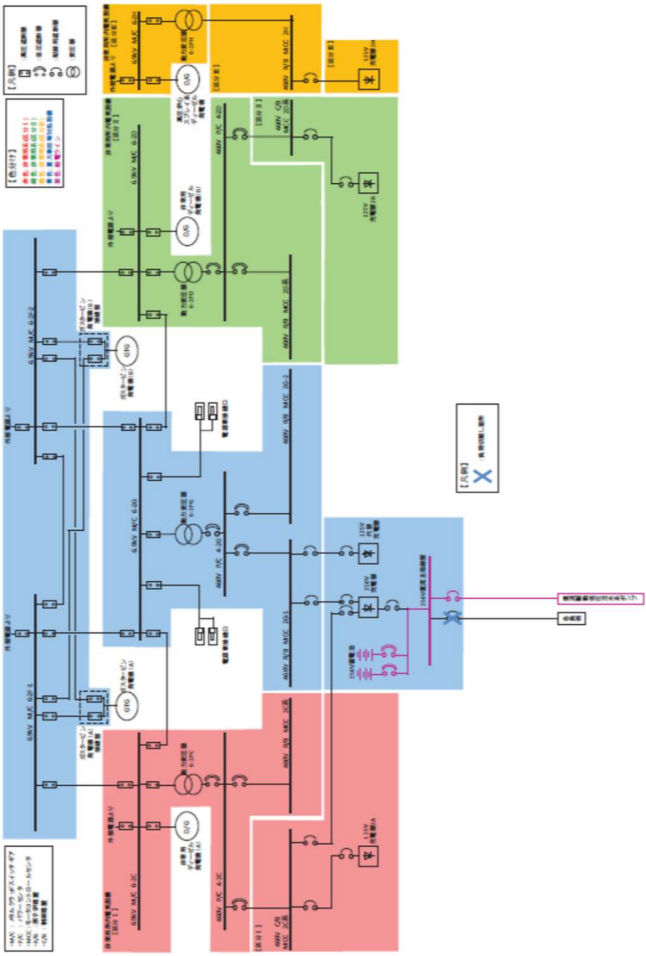
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-32 可搬型代替直流電源設備系統図（250V系統） （全交流動力電源喪失及びび所内常設蓄電式直流電源設備喪失直後～1時間後）</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

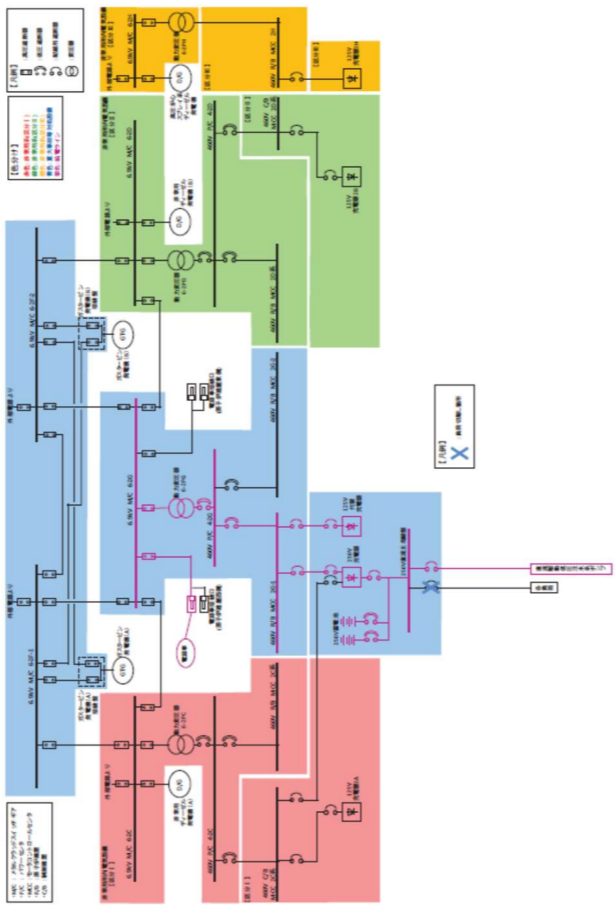
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-33 可搬型代替直流電源設備系統図(250V系統) (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失1時間後～24時間後)</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

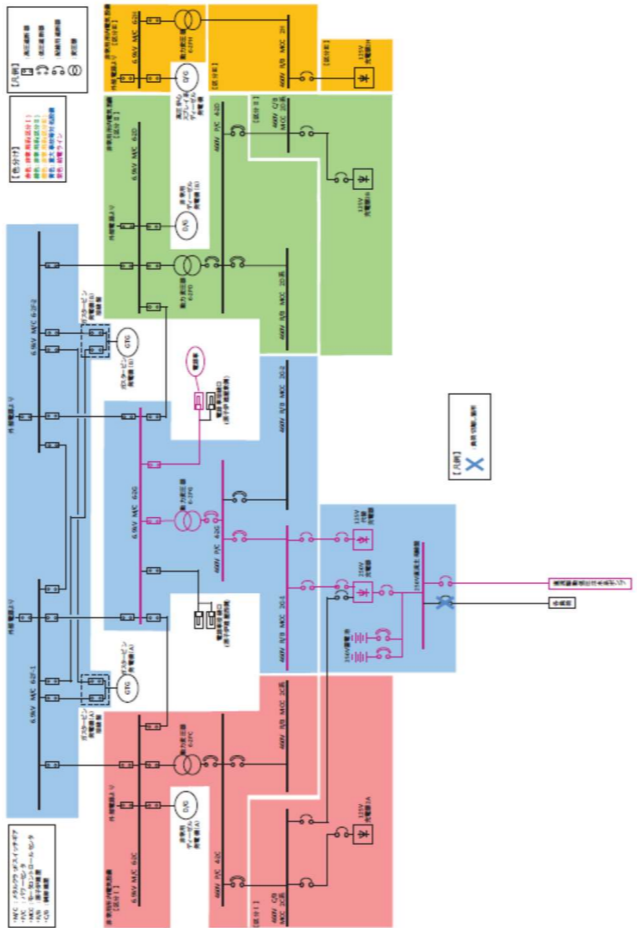
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.14-34 可搬型代替直流電源設備系統図(250V系統) (全交流動力電源喪失及び所内常設蓄電式直流電源設備喪失24時間後以降) (電源車接続口(原子炉建屋西側)接続)</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 3.14-35 可搬型代替直流電源設備系統図 (250V 系統) (全交流動力電源喪失及び屋内常設蓄電式直流電源設備喪失 24 時間後以降) (電源車接続口 (原子炉建屋東側) 接続)</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図2.14.31 可搬型代替直流電源設備系統図 (燃料タンク (SA) 使用時)</p> <p>図2.14.30 可搬型代替直流電源設備系統図 (燃料油設備 (サイセル発電機燃料油貯留槽 (ホース使用時)))</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																														
	<p>表3.14-66 可搬型代替直流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="928 247 1570 1003"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>125V 代替蓄電池【常設】 250V 蓄電池【常設】 電源車【可搬】 125V 代替充電器【常設】 250V 充電器【常設】 軽油タンク*1【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク*2【常設】 タンクローリ【可搬】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>125V 代替蓄電池及び125V 代替充電器 ～125V 直流主母線盤2A-1及び125V 直流電源切替盤2A並びに 125V 直流主母線盤2B-1及び125V 直流電源切替盤2B 電路【常設】</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>250V 蓄電池及び250V 充電器 ～250V 直流主母線盤電路【常設】</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>電源車～電源車接続口(原子炉建屋)*3 ～緊急用低圧母線2G系*4 ～125V 代替充電器 ～125V 直流主母線盤2A-1及び125V 直流電源切替盤2A並びに 125V 直流主母線盤2B-1及び125V 直流電源切替盤2B 電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)*3電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)*3 ～125V 直流主母線盤2A-1及び125V 直流電源切替盤2A並びに 125V 直流主母線盤2B-1及び125V 直流電源切替盤2B 電路 【常設】)</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>電源車～電源車接続口(原子炉建屋)*3 ～緊急用低圧母線2G系*4 ～250V 充電器 ～250V 直流主母線盤電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)*3電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)*3 ～250V 直流主母線盤電路【常設】)</td> </tr> <tr> <td>計装設備(補助)*5</td> <td>125V 直流主母線2A-1 電圧【常設】 125V 直流主母線2B-1 電圧【常設】 250V 直流主母線盤【常設】</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：軽油タンクは、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(A)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(B)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(C)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(D)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(E)、非常用ディーゼル発電設備軽油タンク(F)及び高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備軽油タンクにより構成される。</p> <p>*2：ガスタービン発電設備軽油タンクは、ガスタービン発電設備軽油タンク(A)、ガスタービン発電設備軽油タンク(B)及びガスタービン発電設備軽油タンク(C)により構成される。</p> <p>*3：電源車接続口(原子炉建屋)は、電源車接続口(原子炉建屋西側1)、電源車接続口(原子炉建屋西側2)、電源車接続口(原子炉建屋東側1)及び電源車接続口(原子炉建屋東側2)により構成される。</p> <p>*4：緊急用低圧母線2G系は、460V パワーセンタ4-2G、460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ2G-1及び460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ2G-2により構成される。</p> <p>*5：計装設備については、「3.15 計装設備(設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	125V 代替蓄電池【常設】 250V 蓄電池【常設】 電源車【可搬】 125V 代替充電器【常設】 250V 充電器【常設】 軽油タンク*1【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク*2【常設】 タンクローリ【可搬】	附属設備	—	燃料流路	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】	電路	125V 代替蓄電池及び125V 代替充電器 ～125V 直流主母線盤2A-1及び125V 直流電源切替盤2A並びに 125V 直流主母線盤2B-1及び125V 直流電源切替盤2B 電路【常設】	電路	250V 蓄電池及び250V 充電器 ～250V 直流主母線盤電路【常設】	電路	電源車～電源車接続口(原子炉建屋)*3 ～緊急用低圧母線2G系*4 ～125V 代替充電器 ～125V 直流主母線盤2A-1及び125V 直流電源切替盤2A並びに 125V 直流主母線盤2B-1及び125V 直流電源切替盤2B 電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)*3電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)*3 ～125V 直流主母線盤2A-1及び125V 直流電源切替盤2A並びに 125V 直流主母線盤2B-1及び125V 直流電源切替盤2B 電路 【常設】)	電路	電源車～電源車接続口(原子炉建屋)*3 ～緊急用低圧母線2G系*4 ～250V 充電器 ～250V 直流主母線盤電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)*3電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)*3 ～250V 直流主母線盤電路【常設】)	計装設備(補助)*5	125V 直流主母線2A-1 電圧【常設】 125V 直流主母線2B-1 電圧【常設】 250V 直流主母線盤【常設】	<p>表2.14.68 可搬型代替直流電源設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="1694 247 2377 804"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主要設備</td> <td>可搬型直流電源用発電機【可搬】 可搬型直流変換器【可搬】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*1【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ホース【可搬】</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤*2～可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流母線*3又はB直流母線*4電路 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤*2電路【可搬】) (可搬型直流電源接続盤*2～可搬型直流変換器電路【常設】) (可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤電路【可搬】) (A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流母線*3又はB直流母線*4電路【常設】)</td> </tr> <tr> <td>計装設備(補助)*5</td> <td>6-A母線電圧 6-B母線電圧 A直流コントロールセンタ母線電圧 B直流コントロールセンタ母線電圧</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。</p> <p>*2：可搬型直流電源接続盤は、可搬型直流電源接続盤1及び可搬型直流電源接続盤2により構成される。</p> <p>*3：A直流母線は、A直流コントロールセンタにより構成される。</p> <p>*4：B直流母線は、B直流コントロールセンタにより構成される。</p> <p>*5：計装設備については、「2.15 計装設備(設置許可基準規則第58条に対する設計方針を示す章)」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	可搬型直流電源用発電機【可搬】 可搬型直流変換器【可搬】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*1【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】	附属設備	—	燃料流路	ホース【可搬】	電路	可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤*2～可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流母線*3又はB直流母線*4電路 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤*2電路【可搬】) (可搬型直流電源接続盤*2～可搬型直流変換器電路【常設】) (可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤電路【可搬】) (A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流母線*3又はB直流母線*4電路【常設】)	計装設備(補助)*5	6-A母線電圧 6-B母線電圧 A直流コントロールセンタ母線電圧 B直流コントロールセンタ母線電圧	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。
設備区分	設備名																																
主要設備	125V 代替蓄電池【常設】 250V 蓄電池【常設】 電源車【可搬】 125V 代替充電器【常設】 250V 充電器【常設】 軽油タンク*1【常設】 ガスタービン発電設備軽油タンク*2【常設】 タンクローリ【可搬】																																
附属設備	—																																
燃料流路	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁【常設】 ホース【可搬】																																
電路	125V 代替蓄電池及び125V 代替充電器 ～125V 直流主母線盤2A-1及び125V 直流電源切替盤2A並びに 125V 直流主母線盤2B-1及び125V 直流電源切替盤2B 電路【常設】																																
電路	250V 蓄電池及び250V 充電器 ～250V 直流主母線盤電路【常設】																																
電路	電源車～電源車接続口(原子炉建屋)*3 ～緊急用低圧母線2G系*4 ～125V 代替充電器 ～125V 直流主母線盤2A-1及び125V 直流電源切替盤2A並びに 125V 直流主母線盤2B-1及び125V 直流電源切替盤2B 電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)*3電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)*3 ～125V 直流主母線盤2A-1及び125V 直流電源切替盤2A並びに 125V 直流主母線盤2B-1及び125V 直流電源切替盤2B 電路 【常設】)																																
電路	電源車～電源車接続口(原子炉建屋)*3 ～緊急用低圧母線2G系*4 ～250V 充電器 ～250V 直流主母線盤電路 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋)*3電路【可搬】) (電源車接続口(原子炉建屋)*3 ～250V 直流主母線盤電路【常設】)																																
計装設備(補助)*5	125V 直流主母線2A-1 電圧【常設】 125V 直流主母線2B-1 電圧【常設】 250V 直流主母線盤【常設】																																
設備区分	設備名																																
主要設備	可搬型直流電源用発電機【可搬】 可搬型直流変換器【可搬】 燃料タンク(SA)【常設】 ディーゼル発電機燃料油貯油槽*1【常設】 可搬型タンクローリ【可搬】																																
附属設備	—																																
燃料流路	ホース【可搬】																																
電路	可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤*2～可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流母線*3又はB直流母線*4電路 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤*2電路【可搬】) (可搬型直流電源接続盤*2～可搬型直流変換器電路【常設】) (可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤電路【可搬】) (A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流母線*3又はB直流母線*4電路【常設】)																																
計装設備(補助)*5	6-A母線電圧 6-B母線電圧 A直流コントロールセンタ母線電圧 B直流コントロールセンタ母線電圧																																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.5.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 125V 代替蓄電池 個 数：1 電 圧：125V 容 量：約2,000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地上2階</p> <p>(2) 250V 蓄電池 個 数：1 電 圧：250V 容 量：約6,000Ah 取 付 箇 所：制御建屋地下2階</p> <p>(3) 電源車 エンジン 台 数：4（予備1*） 使 用 燃 料：軽油 発電機 台 数：4（予備1*） 種 類：三相同期発電機 容 量：約400kVA（1台当たり） 力 率：0.85（遅れ） 電 圧：6.9kV 周 波 数：50Hz 設 置 場 所：屋外 （原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側） 保 管 場 所：屋外 （第2保管エリア，第3保管エリア及び第4保管エリア）</p> <p>*：可搬型代替交流電源設備の電源車，可搬型代替直流電源設備の電源車又は緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）として使用する。</p> <p>(4) 125V 代替充電器 個 数：1 直流出力電圧：133.8V 直流出力電流：約700A 取 付 箇 所：制御建屋地下1階</p>	<p>2.14.2.4.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 可搬型直流電源用発電機 エンジン 台 数：2（予備2） 使 用 燃 料：軽油 発電機 台 数：2（予備2） 型 式：突極回転界磁形同期発電機 容 量：約125kVA（1台当たり） 力 率：0.8（遅れ） 電 圧：200V 周 波 数：50Hz 設 置 場 所：屋外 （3号炉東側 32m エリア及び3号炉西側 32m エリア） 保 管 場 所：屋外 （1号炉西側 31m エリア，2号炉東側 31m エリア(a)，2号炉東側 31m エリア(b)及び展望台行管理道路脇西側 60m エリア）</p> <p>(2) 可搬型直流変換器 台 数：1（予備2） 直流出力電圧：150V（使用電圧125V） 直流出力電流：200A 取 付 場 所：原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが，重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器） 設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 250V 充電器 個 数：1 直流出力電圧：258.7V 直流出力電流：約400A 取 付 箇 所：制御建屋地下2階</p> <p>(6) 軽油タンク 種 類：横置円筒形 基 数：6（1系列につき3基） : 1（1系列につき1基） 容 量：約110kL（1基当たり） : 約170kL 使 用 燃 料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：66℃ 取 付 箇 所：屋外</p> <p>(7) ガスタービン発電設備軽油タンク 種 類：横置円筒形 基 数：3 容 量：約110kL（1基当たり） 使 用 燃 料：軽油 最高使用圧力：静水頭 最高使用温度：50℃ 取 付 箇 所：屋外</p>	<p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 型 式：横置円筒形 基 数：4 容 量：約146kL（1基当たり） 使 用 燃 料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40℃ 取 付 場 所：屋外</p> <p>(4) 燃料タンク（SA） 型 式：横置円筒形 基 数：1 容 量：約55kL 使 用 燃 料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40℃ 取 付 箇 所：屋外</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8) タンクローリ</p> <p>容 量：約 4.0kL（1台当たり）</p> <p>使 用 燃 料：軽油</p> <p>最高使用圧力：約 24kPa [gage]</p> <p>最高使用温度：40℃</p> <p>台 数：2（予備1）</p> <p>設 置 場 所：屋外</p> <p>保 管 場 所：屋外</p> <p>（第2保管エリア，第3保管エリア及び第4保管エリア）</p>	<p>(5) 可搬型タンクローリ</p> <p>容 量：約 4kL（1台当たり）</p> <p>使 用 燃 料：軽油</p> <p>最高使用圧力：約 24kPa</p> <p>最高使用温度：40℃</p> <p>台 数：2（予備2）</p> <p>設 置 場 所：屋外</p> <p>保 管 場 所：屋外</p> <p>（1号炉西側 31m エリア及び2号炉東側 31m エリア(b)）</p>	<p>設備名称の相違（タンクローリ）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.5.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表3.14-67で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>125V代替蓄電池、250V蓄電池、125V代替充電器及び250V充電器は、制御建屋内又は原子炉建屋付属棟内の125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2H並びに125V充電器2A、125V充電器2B及び125V充電器2Hと異なる区画又は建屋に設置することで、非常用直流電源設備と位置的分散を図る設計とする。</p> <p>電源車、ガスタービン発電設備軽油タンク及びタンクローリは、屋外の原子炉建屋付属棟から離れた場所に設置又は保管することで、原子炉建屋付属棟内の非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機、非常用ディーゼル発電設備燃料デイトンク及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイトンク並びに原子炉建屋付属棟近傍の非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>125V代替蓄電池及び電源車から125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1までの系統並びに250V蓄電池及び電源車から250V直流主母線盤までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hから125V直流主母線盤2A、125V直流主母線盤2B及び125V直流主母線盤2Hまでの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については、電源車の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷である非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、125V代替充電器及び250V充電器により交流を直流に変換できることで、125V蓄電池2A、125V蓄電池2B及び125V蓄電池2Hを用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、表3.14-68で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用直流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-9, 57-10)</p>	<p>2.14.2.4.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備と同時にその機能が損なわれることがないよう、表2.14.69で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機及び可搬型タンクローリは、屋外のディーゼル発電機建屋から離れた場所に設置又は保管することで、ディーゼル発電機建屋内のディーゼル発電機及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプ並びに周辺補機棟内のディーゼル発電機燃料油サービスタンクと共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器は、原子炉補助建屋内の蓄電池（非常用）と異なる区画に設置又は保管することで、原子炉補助建屋内の蓄電池（非常用）と共通要因によって同時に機能を損なわないよう、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機からA直流母線及びB直流母線までの系統において、独立した電路で系統構成することにより、非常用直流電源設備の蓄電池（非常用）からA直流母線及びB直流母線までの系統に対して、独立性を有する設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については、可搬型直流電源用発電機の冷却方式を空冷とすることで、冷却方式が水冷であるディーゼル発電機から給電する非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>また、可搬型直流変換器により交流を直流に変換できることで、蓄電池（非常用）を用いる非常用直流電源設備に対して多様性を有する設計とする。</p> <p>燃料源については、ディーゼル発電機はディーゼル発電機燃料油サービスタンクからの供給であるのに対して、可搬型直流電源用発電機は発電機搭載燃料とすることで、位置的分散された設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、表2.14.70で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用直流電源設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-9, 57-10)</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>設置場所の相違</p> <p>保管場所の相違</p> <p>設備名称の相違（D/G）</p> <p>炉型による非常用電源設備構成の相違</p> <p>設備名称の相違（D/G燃料油移送設備）</p> <p>設備名称の相違（直流母線）</p> <p>設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表 3.14-67 可搬型代替直流電源設備の位置的分散

項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	
	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	
電源	125V 蓄電池 2A <制御建屋地下2階, 制御建屋地下1階及び制御建屋地下中1階>	125V 代替蓄電池 <制御建屋地上2階>	250V 蓄電池 <制御建屋地下2階>
	125V 蓄電池 2B <制御建屋地下1階> 125V 蓄電池 2H <原子炉建屋地上中2階(原子炉建屋付属棟内)> 125V 充電器 2A 125V 充電器 2B <いずれも制御建屋地下1階*> 125V 充電器 2H <原子炉建屋地下1階(原子炉建屋付属棟内)>	125V 代替充電器 <制御建屋地下1階*>	250V 充電器 <制御建屋地下2階>
電路	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機 <いずれも原子炉建屋地上1階(原子炉建屋付属棟内)>	電源車 <屋外(第2保管エリア, 第3保管エリア及び第4保管エリア)>	電源車 <屋外(第2保管エリア, 第3保管エリア及び第4保管エリア)>
	非常用ディーゼル発電機(A) ~125V 充電器 2A 電路 非常用ディーゼル発電機(B) ~125V 充電器 2B 電路 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機 ~125V 充電器 2H 電路 125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A ~125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路 125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B ~125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 125V 蓄電池 2H 及び 125V 充電器 2H ~125V 直流主母線盤 2H 電路	電源車 ~電源車接続口(原子炉建屋) ~125V 代替充電器 電路 125V 代替蓄電池 及び 125V 代替充電器 ~125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流電源切替盤 2A 並びに 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流電源切替盤 2B 電路	電源車 ~電源車接続口(原子炉建屋) ~250V 充電器 電路 250V 蓄電池 及び 250V 充電器 ~250V 直流主母線盤 電路
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	
	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	
電源方式	蓄電池による給電	蓄電池による給電及び交流電力を直流電力に変換	
電源の冷却方式	水冷式	空冷式	
燃料源	軽油タンク <屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料デイトンク 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備 燃料デイトンク <いずれも原子炉建屋地上2階(原子炉建屋付属棟内)>	軽油タンク <屋外> ガスタービン発電設備軽油タンク <屋外> 電源車(車載燃料) <屋外>	
燃料流路	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ <いずれも屋外>	タンクローリ <屋外(第2保管エリア, 第3保管エリア及び第4保管エリア)>	

*：区分Ⅰである125V充電器2A、区分Ⅱである125V充電器2B及び125V代替充電器は、各区分ごとに区画された部屋にそれぞれ設置することにより、物理的な分離設計とする。

表 2.14.69 可搬型代替直流電源設備の位置的分散

項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備
	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備
電源	A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m>	可搬型直流変換器 <原子炉補助建屋 T.P.10.3m>
	A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助建屋 T.P.10.3m> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P.10.3m>	可搬型直流電源用発電機 <屋外(1号炉西側31mエリア, 2号炉東側31mエリア(a), 2号炉東側31mエリア(b)及び展望台行管理道路脇西側60mエリア)>
電路	A-ディーゼル発電機~A充電器電路 B-ディーゼル発電機~B充電器電路 A蓄電池及びA充電器~A直流母線電路 B蓄電池及びB充電器~B直流母線電路	可搬型直流電源用発電機~可搬型直流電源接続盤~可搬型直流変換器電路 可搬型直流変換器~A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤~A直流母線又はB直流母線電路
	電源方式	蓄電池による給電
電源の冷却方式	水冷式	空冷式

項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備
	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備
燃料源	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P.17.8m>	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 可搬型直流電源用発電機(発電機搭載燃料) <屋外>
燃料流路	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P.6.2m>	可搬型タンクローリ <屋外(1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b))>

設備名称の相違
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p>表 3.14-53 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流電源設備</th> <th>可搬型直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型直流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋に設置し、重大事故等対処設備の可搬型直流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用直流電源設備	可搬型直流電源設備	共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型直流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋に設置し、重大事故等対処設備の可搬型直流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	溢水	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	<p>表 3.14-68 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流電源設備</th> <th>可搬型代替直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置及び第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置及び第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	溢水	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	<p>表 2.14.70 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流電源設備</th> <th>可搬型代替直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	溢水	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	<p>設備名称の相違 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p>
項目		設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																										
	非常用直流電源設備	可搬型直流電源設備																																											
共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型直流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																											
	津波	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋に設置し、重大事故等対処設備の可搬型直流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																											
	火災	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																											
	溢水	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替交流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																											
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																											
	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備																																											
共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																											
	津波	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内及び原子炉建屋付属棟内に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない制御建屋内へ設置及び第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアへ保管することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																											
	火災	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																											
	溢水	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。																																											
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																											
	非常用直流電源設備	可搬型代替直流電源設備																																											
共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																																											
	津波	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備は、基準津波の影響を受けない原子炉補助建屋に設置し、重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ保管及び設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																																											
	火災	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																																											
	溢水	設計基準事故対処設備の非常用直流電源設備及び重大事故等対処設備の可搬型代替直流電源設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。																																											

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																												
	<p>3. 14. 2. 5. 4 設置許可基準規則第 43 条への適合方針</p> <p>3. 14. 2. 5. 4. 1 設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重その他の使用条件において，重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については，「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p> <p>a. 125V 代替蓄電池 可搬型代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池は，制御建屋地上 2 階に設置する設備であることから，その機能を期待される重大事故等時における，制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し，表 3. 14-69 に示す設計とする。 (57-2)</p> <p>表 3. 14-69 想定する環境条件及び荷重条件(125V 代替蓄電池)</p> <table border="1" data-bbox="934 930 1596 1249"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため，天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため，風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 250V 蓄電池 可搬型代替直流電源設備の 250V 蓄電池は，制御建屋地下 2 階に設置する設備であることから，その機能を期待される重大事故等時における，制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し，表 3. 14-70 に示す設計とする。 (57-2)</p> <p>表 3. 14-70 想定する環境条件及び荷重条件(250V 蓄電池)</p> <table border="1" data-bbox="934 1587 1596 1906"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため，天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため，風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため，天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため，風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため，天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため，風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>2. 14. 2. 4. 4 設置許可基準規則第 43 条への適合方針</p> <p>2. 14. 2. 4. 4. 1 設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針</p> <p>(1) 環境条件及び荷重条件（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度，放射線，荷重その他の使用条件において，重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については，「1. 1. 10. 3 環境条件等」に示す。</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため，天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため，風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため，天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため，風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
	<p>c. 電源車</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車は、可搬型で屋外の第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアに保管し、重大事故等時は、屋外（原子炉建屋西側又は東側）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-71に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 3.14-71 想定する環境条件及び荷重条件(電源車)</p> <table border="1" data-bbox="934 625 1617 955"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 125V 代替充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の125V 代替充電器は、制御建屋地下1階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-72に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 3.14-72 想定する環境条件及び荷重条件(125V 代替充電器)</p> <table border="1" data-bbox="934 1354 1617 1684"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風(台風)・積雪	制御建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>a. 可搬型直流電源用発電機</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、可搬型で屋外の1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)及び展望台行管理道路脇西側60mエリアに保管し、重大事故等時は、屋外（3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.71に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 2.14.71 想定する環境条件及び荷重条件(可搬型直流電源用発電機)</p> <table border="1" data-bbox="1685 625 2368 955"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 可搬型直流変換器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、可搬型で原子炉補助建屋 T.P.10.3mに保管及び設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.72に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 2.14.72 想定する環境条件及び荷重条件(可搬型直流変換器)</p> <table border="1" data-bbox="1685 1354 2368 1684"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 保管場所の相違 設置場所の相違</p> <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器） 保管場所の相違 設置場所の相違</p>
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。																																																										
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																																										
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																																										
風(台風)・積雪	制御建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																																																										
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																																																										
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										
環境条件等	対応																																																										
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																																										
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																																										
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																																										
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																																																										
風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。																																																										
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																																										

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p>e. 250V 充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の250V 充電器は、制御建屋地下2階に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、制御建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-73に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-73 想定する環境条件及び荷重条件(250V 充電器)</p> <table border="1" data-bbox="926 472 1602 798"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備の軽油タンクは、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表3.14-74に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-74 想定する環境条件及び荷重条件(軽油タンク)</p> <table border="1" data-bbox="926 1165 1602 1501"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替直流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.73に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.73 想定する環境条件及び荷重条件（ディーゼル発電機燃料油貯油槽）</p> <table border="1" data-bbox="1691 1150 2389 1516"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	制御建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	制御建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	制御建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

灰色：女川2号炉の記載のうち，BWR固有の設備や対応手段であり，泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>g. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは，常設で屋外に設置する設備であることから，その機能を期待される重大事故等時における，屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し，表3.14-75に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>表3.14-75 想定する環境条件及び荷重条件(ガスタービン発電設備軽油タンク)</p> <table border="1" data-bbox="926 478 1584 800"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため，風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため，風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>d. 燃料タンク (SA)</p> <p>可搬型代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は，常設で屋外に設置する設備であることから，その機能を期待される重大事故等時における，屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し，表2.14.74に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表2.14.74 想定する環境条件及び荷重条件（燃料タンク (SA)）</p> <table border="1" data-bbox="1697 1150 2386 1514"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため，風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため，風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため，風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため，風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																												
	<p>h. タンクローリ</p> <p>可搬型代替直流電源設備のタンクローリは、可搬型で屋外の第 2 保管エリア、第 3 保管エリア及び第 4 保管エリアに保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-76 に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3)</p> <p>表 3.14-76 想定する環境条件及び荷重条件(タンクローリ)</p> <table border="1" data-bbox="926 562 1578 877"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の操作に必要な燃料移送系の各機器並びに電源車及び代替所内電気設備の各遮断器については、設置場所又は中央制御室で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち 125V 系統は、交流電源及び直流電源の喪失から 8 時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室又は設置場所にて容易に操作可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち 250V 系統は、交流電源及び直流電源の喪失から 1 時間後に不要な負荷の切離しを行う遮断器は、中央制御室にて容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表 3.14-77~82 に操作対象機器を示す。</p> <p>(57-2, 57-3)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>e. 可搬型タンクローリ</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリは、可搬型で屋外の 1 号炉西側 31m エリア及び 2 号炉東側 31m エリア (b) に保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.75 に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表 2.14.75 想定する環境条件及び荷重条件(可搬型タンクローリ)</p> <table border="1" data-bbox="1694 562 2347 898"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の操作に必要な燃料油設備の各機器並びに可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器、可搬型代替直流電源設備及び非常用直流電源設備の各遮断器については、設置場所で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表 2.14.76~79 に操作対象機器を示す。</p> <p>(57-2, 57-4)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>保管場所の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：燃料移送系→泊：燃料油設備 <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、輪留め等で固定可能な設計とする。																														
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																														
風(台風)・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表 3.14-77 操作対象機器
(軽油タンク～電源車流路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
D/G(A)軽油タンク(A)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作	
D/G(A)軽油タンク(C)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作	
D/G(A)軽油タンク(E)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作	
D/G(B)軽油タンク(B)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作	
D/G(B)軽油タンク(D)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作	
D/G(B)軽油タンク(F)出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作	
HPCS D/G軽油タンク出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作	
D/G(A)軽油タンク(A)払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作	
D/G(A)軽油タンク(C)払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作	
D/G(A)軽油タンク(E)払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作	
D/G(B)軽油タンク(B)払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作	
D/G(B)軽油タンク(D)払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作	
D/G(B)軽油タンク(F)払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作	
HPCS D/G軽油タンク払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作	
車載ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	スイッチ操作	
吐出弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作	
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作	

表 2.14.76 操作対象機器
(ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型タンクローリー流路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は B1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口 又は B2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作	
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作	
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作	

表 2.14.77 操作対象機器
(燃料タンク(SA)～可搬型タンクローリー流路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
燃料タンク(SA)給油口	閉止→開放	屋外	屋外	手動操作	
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作	
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作	

表 2.14.78 操作対象機器
(可搬型タンクローリー～可搬型直流電源用発電機流路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
可搬型タンクローリー給油ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	操作器操作	
ホース	ホース引出し	屋外	屋外	手動操作	

設備名称の相違
 設置場所、操作場所、操作方法の相違
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち，BWR固有の設備や対応手段であり，泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																									
	<p style="text-align: center;">表 3.14-78 操作対象機器 (ガスタービン発電設備軽油タンク～電源車流路)</p> <table border="1" data-bbox="937 281 1596 659"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>GTG 軽油タンク (A) 出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG 軽油タンク (B) 出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG 軽油タンク (C) 出口弁</td><td>全開→全閉</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG 軽油タンク (A) 払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG 軽油タンク (B) 払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>GTG 軽油タンク (C) 払出口止め弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>車載ポンプ</td><td>停止→運転</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr><td>吐出弁</td><td>全閉→全開</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>ホース</td><td>ホース接続</td><td>屋外</td><td>屋外</td><td>手動操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 3.14-79 操作対象機器 (125V 代替蓄電池及び125V 代替充電器～125V 直流主母線盤 2A-1 及び125V 直流主母線盤 2B-1 電路)</p> <table border="1" data-bbox="931 747 1596 1381"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2A 用)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr><td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2B 用)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr><td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)</td><td>入→切</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>手動操作</td><td></td></tr> <tr><td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)</td><td>切→入</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> <tr><td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)</td><td>切→入</td><td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td><td>中央制御室</td><td>スイッチ操作</td><td></td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="931 1407 1596 1738"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">125V 直流電源切替盤 2A (必要な負荷)</td> <td>125V 直流主母線盤 2A 側</td> <td rowspan="3">原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td rowspan="3">中央制御室</td> <td rowspan="3">スイッチ操作</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr><td>125V 直流主母線盤 2A-1 側</td></tr> <tr><td>125V 直流主母線盤 2B-1 側</td></tr> <tr> <td rowspan="2">125V 直流電源切替盤 2B (必要な負荷)</td> <td>125V 直流主母線盤 2B 側</td> <td rowspan="2">原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td rowspan="2">中央制御室</td> <td rowspan="2">スイッチ操作</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr><td>125V 直流主母線盤 2B-1 側</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 3.14-80 操作対象機器 (設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から1時間を経過した時点の負荷切離し操作)</p> <table border="1" data-bbox="931 1818 1596 1906"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250V 直流主母線盤遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入→切</td> <td>制御建屋地下2階</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	GTG 軽油タンク (A) 出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク (B) 出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク (C) 出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク (A) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク (B) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		GTG 軽油タンク (C) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		車載ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	スイッチ操作		吐出弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作		ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2A 用)	入→切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作		125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2B 用)	入→切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作		125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	手動操作		125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	手動操作		125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	切→入	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作		125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	切→入	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流電源切替盤 2A (必要な負荷)	125V 直流主母線盤 2A 側	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作		125V 直流主母線盤 2A-1 側	125V 直流主母線盤 2B-1 側	125V 直流電源切替盤 2B (必要な負荷)	125V 直流主母線盤 2B 側	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作		125V 直流主母線盤 2B-1 側	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	250V 直流主母線盤遮断器 (不要な負荷)	入→切	制御建屋地下2階	中央制御室	スイッチ操作		<p style="text-align: center;">表 2.14.79 操作対象機器 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤～可搬型直流変換器～A 直流母線又はB 直流母線電路)</p> <table border="1" data-bbox="1691 273 2374 911"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可搬型直流電源用発電機</td> <td>発電機</td> <td>停止→運転</td> <td>屋外 (3号炉東側32m エリア又は3号炉西側32m エリア)</td> <td>屋外 (3号炉東側32m エリア又は3号炉西側32m エリア)</td> <td rowspan="2">操作器操作</td> </tr> <tr> <td>遮断器</td> <td>切→入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬型直流変換器</td> <td>停止→運転</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A 後備蓄電池接続盤遮断器 (可搬型直流変換器受電) 又は B 後備蓄電池接続盤遮断器 (可搬型直流変換器受電)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>A 直流コントロールセンタ電源盤遮断器 (A 後備蓄電池接続盤) 又は B 直流コントロールセンタ電源盤遮断器 (B 後備蓄電池接続盤)</td> <td>切→入</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td> <td>原子炉補助建屋 T.P. 10.3m</td> <td>操作器操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	可搬型直流電源用発電機	発電機	停止→運転	屋外 (3号炉東側32m エリア又は3号炉西側32m エリア)	屋外 (3号炉東側32m エリア又は3号炉西側32m エリア)	操作器操作	遮断器	切→入			可搬型直流変換器	停止→運転	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	操作器操作		A 後備蓄電池接続盤遮断器 (可搬型直流変換器受電) 又は B 後備蓄電池接続盤遮断器 (可搬型直流変換器受電)	切→入	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	操作器操作		A 直流コントロールセンタ電源盤遮断器 (A 後備蓄電池接続盤) 又は B 直流コントロールセンタ電源盤遮断器 (B 後備蓄電池接続盤)	切→入	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	操作器操作		<p>設備名称の相違 設置場所，操作場所，操作方法の相違 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが，重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																							
GTG 軽油タンク (A) 出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																								
GTG 軽油タンク (B) 出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																								
GTG 軽油タンク (C) 出口弁	全開→全閉	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																								
GTG 軽油タンク (A) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																								
GTG 軽油タンク (B) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																								
GTG 軽油タンク (C) 払出口止め弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																								
車載ポンプ	停止→運転	屋外	屋外	スイッチ操作																																																																																																																																																																								
吐出弁	全閉→全開	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																								
ホース	ホース接続	屋外	屋外	手動操作																																																																																																																																																																								
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																							
125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2A 用)	入→切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																																								
125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 直流主母線盤 2B 用)	入→切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																																								
125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	手動操作																																																																																																																																																																								
125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入→切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	手動操作																																																																																																																																																																								
125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	切→入	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																																								
125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	切→入	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																																								
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																							
125V 直流電源切替盤 2A (必要な負荷)	125V 直流主母線盤 2A 側	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																																								
	125V 直流主母線盤 2A-1 側																																																																																																																																																																											
	125V 直流主母線盤 2B-1 側																																																																																																																																																																											
125V 直流電源切替盤 2B (必要な負荷)	125V 直流主母線盤 2B 側	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																																								
	125V 直流主母線盤 2B-1 側																																																																																																																																																																											
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																							
250V 直流主母線盤遮断器 (不要な負荷)	入→切	制御建屋地下2階	中央制御室	スイッチ操作																																																																																																																																																																								
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																																																																																																																																																							
可搬型直流電源用発電機	発電機	停止→運転	屋外 (3号炉東側32m エリア又は3号炉西側32m エリア)	屋外 (3号炉東側32m エリア又は3号炉西側32m エリア)	操作器操作																																																																																																																																																																							
	遮断器	切→入																																																																																																																																																																										
可搬型直流変換器	停止→運転	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																																								
A 後備蓄電池接続盤遮断器 (可搬型直流変換器受電) 又は B 後備蓄電池接続盤遮断器 (可搬型直流変換器受電)	切→入	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																																								
A 直流コントロールセンタ電源盤遮断器 (A 後備蓄電池接続盤) 又は B 直流コントロールセンタ電源盤遮断器 (B 後備蓄電池接続盤)	切→入	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	原子炉補助建屋 T.P. 10.3m	操作器操作																																																																																																																																																																								

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																					
	<p>表 3.14-81 操作対象機器 (設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から8時間を経過した時点の負荷切離し操作)</p> <table border="1" data-bbox="926 289 1587 516"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)</td> <td>入 → 一切</td> <td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>手動操作</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-82 操作対象機器 (電源車～電源車接続口 (原子炉建屋西側) 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側)～125V 代替充電器電路)</p> <table border="1" data-bbox="914 636 1605 926"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>設置場所</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電源車</td> <td>発電機</td> <td rowspan="2">屋外 (原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)</td> <td rowspan="2">屋外 (原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)</td> <td rowspan="2">スイッチ操作</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>遮断器</td> </tr> <tr> <td>6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)</td> <td>切 → 入</td> <td>原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)</td> <td>中央制御室</td> <td>スイッチ操作</td> <td>設置場所からの手動投入操作も可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、可搬型代替直流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 125V 代替蓄電池 可搬型代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池は操作不要である。 (57-3)</p> <p>b. 250V 蓄電池 可搬型代替直流電源設備の 250V 蓄電池は操作不要である。 (57-3)</p>	機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	手動操作		125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	手動操作		機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	電源車	発電機	屋外 (原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)	屋外 (原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)	スイッチ操作		遮断器	6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切 → 入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能	<p>以下に、可搬型代替直流電源設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p>	<p>設備名称の相違 設置場所、操作場所、操作方法の相違 設備の相違</p> <p>・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p> <p>設備・運用の相違 (可搬型代替直流電源設備の構成)</p>
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																			
125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	手動操作																																				
125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (不要な負荷)	入 → 一切	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)	手動操作																																				
機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考																																			
電源車	発電機	屋外 (原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)	屋外 (原子炉建屋西側又は原子炉建屋東側)	スイッチ操作																																				
	遮断器																																							
6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切 → 入	原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)	中央制御室	スイッチ操作	設置場所からの手動投入操作も可能																																			

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>c. 電源車 可搬型代替直流電源設備の電源車は、原子炉建屋に設置する電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。 また、電源車は、付属の操作スイッチ等により、設置場所での操作が可能な設計とする。 電源車の現場操作パネルは、誤操作防止のために名称を明記することで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>電源車のケーブルは、コネクタ接続が可能な設計とし、あらかじめ足場を設けることで電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)に容易に接続及び敷設可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p> <p>d. 125V 代替充電器 可搬型代替直流電源設備の 125V 代替充電器は操作不要である。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p>e. 250V 充電器 可搬型代替直流電源設備の 250V 充電器は操作不要である。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p>f. 軽油タンク 可搬型代替直流電源設備の軽油タンクは、D/G 軽油タンク出口弁及び HPCS D/G 軽油タンク出口弁並びに D/G 軽油タンク払出口止め弁及び HPCS D/G 軽油タンク払出口止め弁を手動弁とすることで、設置場所ですべて確実に操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p>	<p>a. 可搬型直流電源用発電機 可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、屋外に設置する可搬型直流電源接続盤 1 又は可搬型直流電源接続盤 2 まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。 また、可搬型直流電源用発電機は、付属の操作器等により設置場所での操作が可能な設計とする。 可搬型直流電源用発電機の現場操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機のケーブルは、ボルト・ネジ接続が可能な設計とし、一般的に用いられる工具を用いることで可搬型直流電源接続盤 1 又は可搬型直流電源接続盤 2 に容易に接続及び敷設可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p>b. 可搬型直流変換器 可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、原子炉補助建屋の設置場所まで移動可能な設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。 また、可搬型直流変換器は、付属の操作器等により設置場所での操作が可能な設計とする。 可搬型直流変換器の現場操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 可搬型直流変換器のケーブルは、ボルト・ネジ接続が可能な設計とし、一般的に用いられる工具を用いることで A 後備蓄電池接続盤又は B 後備蓄電池接続盤に容易に接続及び敷設可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 可搬型代替直流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口の手動操作により、設置場所ですべて確実に操作可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成） 記載表現の相違（車輪止め） 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ、操作パネル→泊：操作器 識別に係る記載表現の相違</p> <p>設備・運用の相違（ケーブルの接続方法）</p> <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器） 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 操作対象の相違</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>g. ガスタービン発電設備軽油タンク 可搬型代替直流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは，GTG 軽油タンク出口弁及び GTG 軽油タンク払出口止め弁を手動弁とすることで，設置場所で確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>h. タンクローリ 可搬型代替直流電源設備のタンクローリは，設置場所にて付属の操作スイッチからのスイッチ操作で起動する設計とする。 タンクローリは付属の操作スイッチを操作するにあたり，運転員のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また，それぞれの操作対象については銘板をつけることで識別可能とし，運転員の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。 タンクローリは，D/G 軽油タンク払出口止め弁及び HPCS D/G 軽油タンク払出口止め弁並びに GTG 軽油タンク払出口止め弁まで移動可能な車両設計とするとともに，設置場所にて輪留めによる固定等が可能な設計とする。 ホースの接続に当たっては，特殊な工具及び技量は必要とせず，専用の接続方式である専用金具にすることにより，容易かつ確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため，発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については，「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>d. 燃料タンク (SA) 可搬型代替交流電源設備の燃料タンク (SA) は，燃料タンク (SA) 給油口の手動操作により，設置場所で確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>e. 可搬型タンクローリー 可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリーは，設置場所にて付属の操作器からの操作器操作で起動する設計とする。 可搬型タンクローリーは付属の操作器を操作するにあたり，操作者のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また，それぞれの操作対象については名称等により識別可能とし，操作者の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。 可搬型タンクローリーは，ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク (SA) まで移動可能な車両設計とするとともに，設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。 ホースの接続に当たっては，特殊な工具及び技量は必要とせず，簡便な接続方法により，容易かつ確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため，発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については，「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー） 記載表現の相違 ・女川：操作スイッチ，スイッチ操作→泊：操作器 ・女川：運転員→泊：操作者</p> <p>識別に係る記載表現の相違</p> <p>設備名称の相違 (D/G) 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 操作対象箇所の相違 記載表現の相違（車輪止め） 記載表現の相違（大飯審査実績を参照）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
	<p>a. 125V 代替蓄電池</p> <p>可搬型代替直流電源設備の125V代替蓄電池は、表3.14-83に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、125V代替蓄電池の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-83 125V 代替蓄電池の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="967 590 1561 751"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 250V 蓄電池</p> <p>可搬型代替直流電源設備の250V蓄電池は、表3.14-84に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、250V蓄電池の単体及び総電圧の確認が可能な設計とし、蓄電池の総電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。また、蓄電池単体については、電圧の確認が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-84 250V 蓄電池の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="952 1199 1581 1373"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>蓄電池の単体及び総電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認		<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																											
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																											
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											
発電用原子炉の状態	項目	内容																											
運転中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																											
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											
停止中	機能・性能試験	蓄電池の単体及び総電圧の確認																											
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																											

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																	
	<p>c. 電源車</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車は、表 3.14-85 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解検査及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>また、電源車は車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>電源車は、運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、電源車の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解検査又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、電源車ケーブルの絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-85 電源車の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="943 892 1596 1348"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解検査</td> <td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 125V 代替充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の125V 代替充電器は、表 3.14-86 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に特性試験が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、125V 代替充電器の盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>125V 代替充電器の出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認	停止中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認	<p>a. 可搬型直流電源用発電機</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、表 2.14.80 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機は、運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型直流電源用発電機の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型直流電源用発電機ケーブルの絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.80 可搬型直流電源用発電機の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1670 892 2407 1157"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>可搬型直流電源用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型直流電源用発電機の運転状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型直流電源用発電機外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 可搬型直流変換器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、表 2.14.81 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、可搬型直流変換器の盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型直流変換器の出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	可搬型直流電源用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型直流電源用発電機の運転状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解点検	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型直流電源用発電機外観の確認	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機の運搬）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備名称の相違（可搬型直流変換器）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認																																		
停止中	機能・性能試験	電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解検査	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の検査、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 電源車外観の確認																																		
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	可搬型直流電源用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型直流電源用発電機の運転状態の確認																																		
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																																		
	分解点検	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																																		
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型直流電源用発電機外観の確認																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
	<p style="text-align: center;">表 3.14-86 125V 代替充電器の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="955 241 1584 447"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>充電器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>充電器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>e. 250V 充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の250V充電器は、表3.14-87に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験及び外観検査が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に特性試験が可能な設計とする。</p> <p>性能の確認として、250V充電器の盤内外部の目視により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと、電気回路の絶縁抵抗に異常がないこと及び運転状態により半導体素子の動作に異常がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>250V充電器の出力電圧の確認を可能とする計器を設けた設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-87 250V 充電器の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="934 1045 1576 1245"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>充電器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>充電器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備の軽油タンクは、表3.14-88に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし、発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p>軽油タンク内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p style="text-align: center;">表 2.14.81 可搬型直流変換器の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1685 231 2386 359"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>可搬型直流変換器の出力電圧の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替直流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、表2.14.82に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯油槽は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	可搬型直流変換器の出力電圧の確認	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。
発電用原子炉の状態	項目	内容																																									
運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																									
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																									
停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																									
	特性試験	絶縁抵抗の確認																																									
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																																									
運転中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																									
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																									
停止中	機能・性能試験	充電器の出力電圧の確認																																									
	特性試験	絶縁抵抗の確認																																									
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																																									
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	可搬型直流変換器の出力電圧の確認																																									
	特性試験	絶縁抵抗の確認																																									
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																																									

灰色：女川2号炉の記載のうち，BWR固有の設備や対応手段であり，泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
	<p style="text-align: center;">表 3.14-88 軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="946 233 1587 491"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red;">g. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p style="color: red;">可搬型代替直流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは，表 3.14-89 に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査及び漏えい試験が可能な設計とし，発電用原子炉の停止中に開放検査が可能な設計とする。</p> <p style="color: red;">ガスタービン発電設備軽油タンク内面の確認として，目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷，腐食等がないことの確認が可能な設計とする。具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり，内面の点検が可能な設計とする。</p> <p style="color: red;">また，ガスタービン発電設備軽油タンクの漏えい試験の実施が可能な設計とする。具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p style="color: red;">ガスタービン発電設備軽油タンクは油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-89 ガスタービン発電設備軽油タンクの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="931 1241 1593 1501"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">停止中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	停止中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	<p style="text-align: center;">表 2.14.82 ディーゼル発電機燃料油貯油槽の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1685 226 2386 430"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放点検</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	<p style="color: green;">記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p style="color: red;">設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																									
運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																									
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																									
停止中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																									
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																									
	開放検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																																									
運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																									
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																									
停止中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																									
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																									
	開放検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 軽油タンク内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																									
発電用原子炉の状態	項目	内容																																									
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																																									
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																																									
	開放点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																									

灰色：女川2号炉の記載のうち，BWR固有の設備や対応手段であり，泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
	<p>h. タンクローリ</p> <p>可搬型代替直流電源設備のタンクローリは，表 3.14-90 に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験，機能・性能試験，分解検査又は取替え並びに外観検査が可能な設計とする。</p> <p>また，タンクローリは車両として運転状態の確認及び外観検査が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリは，油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け，かつ，内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに，タンクローリは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>タンクローリ付ポンプは，通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし，分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観検査として，機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂，腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p>	<p>d. 燃料タンク (SA)</p> <p>可搬型代替直流電源設備の燃料タンク (SA) は，表 2.14.83 に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検，漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) 内面の確認として，目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷，腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり，内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また，燃料タンク (SA) の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.83 燃料タンク (SA) の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1694 800 2389 999"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放点検</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>e. 可搬型タンクローリ</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリは，表 2.14.84 に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験，機能・性能試験，分解点検又は取替え並びに外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また，可搬型タンクローリは車両として運転状態の確認及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリは，油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け，かつ，内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに，可搬型タンクローリは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリ付ポンプは，通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし，分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観点検として，機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂，腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>記載表現の相違 ・女川：検査→泊：点検</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容											
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認											
	漏えい試験	漏えいの有無の確認											
	開放点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷，腐食等の有無を目視等で確認											

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

女川原子力発電所 2 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

表 3.14-90 タンクローリーの試験及び検査

発電用原子炉の状態	項目	内容
運転中	漏えい試験	漏えいの有無の確認
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認
停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認
	分解検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え
	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンクローリー外観の確認

表 2.14.84 可搬型タンクローリーの試験及び検査

発電用原子炉の状態	項目	内容
運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認
	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認

(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第四号）

(i) 要求事項

本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

可搬型代替直流電源設備のうち 125V 系統は、本来の用途以外の用途には使用しない。

なお、必要な可搬型代替直流電源設備のうち 125V 系統の操作の対象機器は表 3.14-77~82 と同様である。

所内常設蓄電式直流電源設備から可搬型代替直流電源設備の 125V 系統へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。

また、必要な燃料系統の操作は、D/G 軽油タンク出口弁、D/G 軽油タンク払出口止め弁、HPCS D/G 軽油タンク出口弁、HPCS D/G 軽油タンク払出口止め弁、GTG 軽油タンク出口弁及び GTG 軽油タンク払出口止め弁を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。

可搬型代替直流電源設備のうち 250V 系統は、通常時において本来の用途である常用直流電源設備として電源供給しており、可搬型代替直流電源設備の 250V 系統として電源供給を行う場合は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。なお、必要な可搬型代替直流電源設備のうち 250V 系統の操作の対象機器は表 3.14-77~82 と同様である。

(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第四号）

(i) 要求事項

本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。

(ii) 適合性

基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。

可搬型代替直流電源設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。

なお、必要な可搬型代替直流電源設備の操作の対象機器は表 2.14.76~79 と同様である。

所内常設蓄電式直流電源設備から可搬型代替直流電源設備へ切り替えるために必要な電源系統の操作は、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。

また、必要な燃料油設備の操作は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口を設けることにより、想定される重大事故等時において、通常時の系統構成から速やかな切替えが可能な設計とする。

記載表現の相違

・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。

設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）

記載表現の相違

・女川：燃料系統→泊：燃料油設備

操作対象の相違

炉型による非常用電源設備構成の相違

設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）

新規に設置する燃料タンク（SA）は、重大事故等に必要燃料を発電所内に保有するための専用タンクであるため、切替えには該当しないものと整理した。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

これにより図 3.14-36~38 で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。

(57-3)

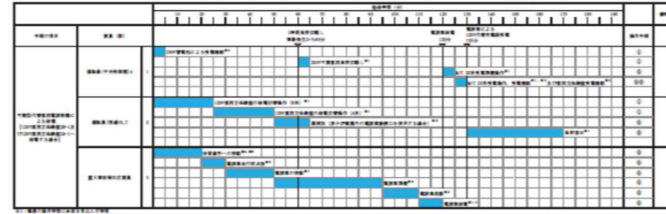


図 3.14-36 可搬型代替直流電源設備による電源供給のタイムチャート*



図 3.14-37 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリーへの燃料補給のタイムチャート*

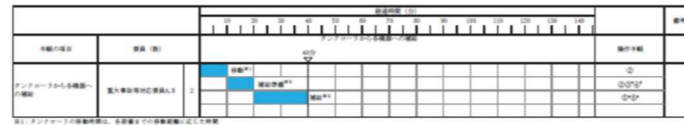
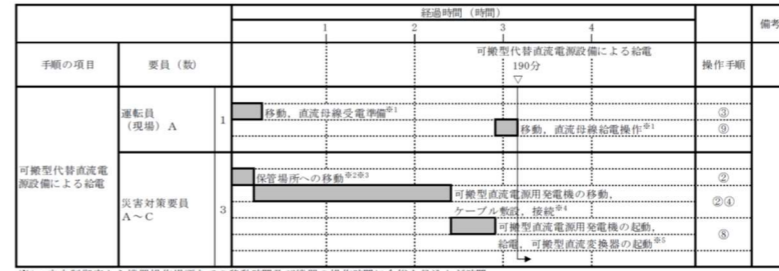


図3.14-38 タンクローリーから各機器への燃料補給のタイムチャート*

*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート

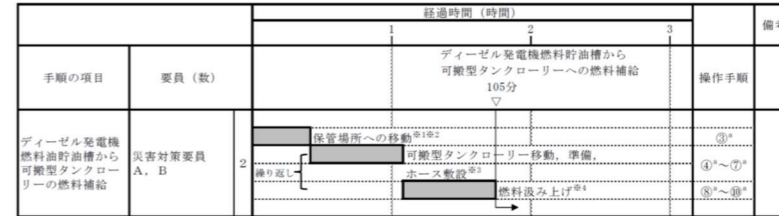
これにより、図 2.14.32~35 で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。

(57-4)



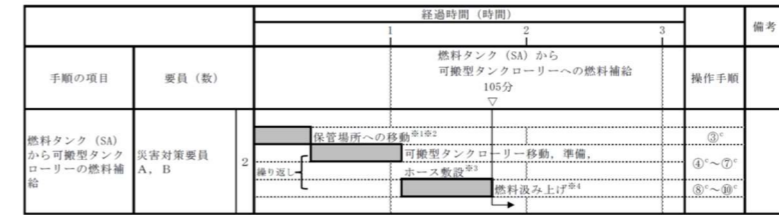
※1：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間
 ※2：可搬型直流電源用発電機の保管場所は1号が西側31mエリア、2号が東側31mエリア(a)及び2号が東側31mエリア(b)
 ※3：中央制御室から1号が西側31mエリアまでの移動を想定した移動時間に余裕を見込んだ時間
 ※4：可搬型直流電源用発電機の移動時間として、1号が西側31mエリアから原子炉補助建屋付近又は原子炉建屋付近までを想定した移動時間及びケーブル敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間
 ※5：可搬型直流電源用発電機の起動、給電及び可搬型直流変換器の起動実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間

図 2.14.32 可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）の給電のタイムチャート*



※1：可搬型タンクローリーの保管場所は1号が西側31mエリア及び2号が東側31mエリア(b)
 ※2：緊急時対策所から1号が西側31mエリアまでの移動時間に余裕を見込んだ時間
 ※3：可搬型タンクローリーの移動時間として、1号が西側31mエリアからディーゼル発電機燃料油貯油槽までを想定した移動時間及びホース敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間
 ※4：可搬型タンクローリーの燃料汲み上げを想定した作業時間に余裕を見込んだ時間

図 2.14.33 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート（ホース使用時）*



※1：可搬型タンクローリーの保管場所は1号が西側31mエリア及び2号が東側31mエリア(b)
 ※2：緊急時対策所から1号が西側31mエリアまでの移動時間に余裕を見込んだ時間
 ※3：可搬型タンクローリーの移動時間として、1号が西側31mエリアから燃料タンク (SA) までを想定した移動時間及びホース敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間
 ※4：可搬型タンクローリーの燃料汲み上げを想定した作業時間に余裕を見込んだ時間

図 2.14.34 燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート*



※1：可搬型タンクローリーの移動時間は、補給対象設備までの移動距離に応じた時間
 ※2：補給対象設備への補給は類似作業の実績に余裕を見込んだ想定時間
 ※3：補給対象設備は可搬型直流電源用発電機、可搬型大型送水ポンプ車及び緊急時対策用発電機

図 2.14.35 可搬型タンクローリーによる可搬型直流電源用発電機への燃料補給のタイムチャート*

*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート

タイムチャートの相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち電源車及びタンクローリは、表3.14-91に示すように、電源となる電源車を代替所内電気設備と切り離し、また、タンクローリを軽油タンク、非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ並びにガスタービン発電設備軽油タンク及びガスタービン発電設備燃料移送ポンプと切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用直流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち125V代替蓄電池及び125V代替充電器は、表3.14-91に示すように、通常時は非常用直流電源設備と切り離すことで隔離する系統構成としており、重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用直流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備のうち250V蓄電池及び250V充電器は、通常時は常用直流電源設備として電源供給し、重大事故等時に系統構成を変更することなく、重大事故等対処設備の常設代替直流電源設備として電源供給することで、他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>電源車及びタンクローリは、輪留めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-3, 57-7)</p>	<p>(5) 悪影響の防止（設置許可基準規則第43条第1項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、表2.14.85に示すように、電源となる可搬型直流電源用発電機を可搬型直流変換器と切り離し、可搬型直流変換器を非常用直流電源設備と切り離し、また、可搬型タンクローリをディーゼル発電機燃料油貯油槽及び燃料タンク(SA)と切り離して保管することで隔離する系統構成としており、重大事故等時に接続、弁操作、遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで、非常用直流電源設備及び所内常設蓄電式直流電源設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器及び可搬型タンクローリは、車輪止めによる固定等を行うことで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>(57-4, 57-6)</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成） 設備名称の相違（タンクローリ） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備名称の相違（D/G） 炉型による非常用電源設備構成の相違 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備名称の相違（蓄電池（非常用））</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 設備名称の相違（可搬型直流変換器） 設備名称の相違（タンクローリ） 記載表現の相違（車輪止め）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																										
	<p style="text-align: center;">表 3.14-91 他系統との隔離</p> <table border="1" data-bbox="934 247 1605 1018"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用直流電源設備</td> <td>125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備</td> <td>6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(A) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(C) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(E) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(A) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(C) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(A)軽油タンク(E) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(B) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(D) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(F) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(B) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(D) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>D/G(B)軽油タンク(F) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="934 1066 1605 1417"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>HPCS D/G 軽油タンク 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>非常用交流電源設備</td> <td>HPCS D/G 軽油タンク 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG 軽油タンク(A) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG 軽油タンク(B) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG 軽油タンク(C) 払出口止め弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG 軽油タンク(A) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG 軽油タンク(B) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備</td> <td>GTG 軽油タンク(C) 入口弁</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6)設置場所(設置許可基準規則第43条第1項第六号) (i)要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。 (ii)適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用直流電源設備	125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時切	非常用直流電源設備	125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時切	代替所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用)	電気作動	通常時切	代替所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	電気作動	通常時切	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(A) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(C) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(E) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(E) 入口弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(B) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(F) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 入口弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(F) 入口弁	手動	通常時切離し	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用交流電源設備	HPCS D/G 軽油タンク 払出口止め弁	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	HPCS D/G 軽油タンク 入口弁	手動	通常時切離し	常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(A) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(B) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(C) 払出口止め弁	手動	通常時切離し	常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時切離し	常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時切離し	常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時切離し	<p style="text-align: center;">表 2.14.85 他系統との隔離</p> <table border="1" data-bbox="1665 247 2398 808"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">非常用直流電源設備</td> <td>可搬型直流電源接続盤 1</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流電源接続盤 2</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>A 後備蓄電池接続盤</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>B 後備蓄電池接続盤</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非常用交流電源設備</td> <td>A 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>A 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>B 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>B 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備</td> <td>燃料タンク (SA) 給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 設置場所 (設置許可基準規則第43条第1項第六号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用直流電源設備	可搬型直流電源接続盤 1	手動	通常時切離し	可搬型直流電源接続盤 2	手動	通常時切離し	A 後備蓄電池接続盤	手動	通常時切離し	B 後備蓄電池接続盤	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	A 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	A 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	B 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	B 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時閉止	<p style="color: green;">他系統との隔離箇所の相違</p>
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																																										
非常用直流電源設備	125V 直流主母線盤 2A-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時切																																																																																																																																										
非常用直流電源設備	125V 直流主母線盤 2B-1 遮断器 (125V 代替充電器用)	電気作動	通常時切																																																																																																																																										
代替所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用)	電気作動	通常時切																																																																																																																																										
代替所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	電気作動	通常時切																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(A) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(C) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(E) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(A)軽油タンク(E) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(B) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(F) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(D) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	D/G(B)軽油タンク(F) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	HPCS D/G 軽油タンク 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	HPCS D/G 軽油タンク 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(A) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(B) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(C) 払出口止め弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(A) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(B) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備	GTG 軽油タンク(C) 入口弁	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																																																										
非常用直流電源設備	可搬型直流電源接続盤 1	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
	可搬型直流電源接続盤 2	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
	A 後備蓄電池接続盤	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
	B 後備蓄電池接続盤	手動	通常時切離し																																																																																																																																										
非常用交流電源設備	A 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																																																																										
	A 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																																																																										
	B 1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																																																																										
	B 2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																																																																										
常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備	燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時閉止																																																																																																																																										

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>可搬型代替直流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 3. 14-77~82 に示す。</p> <p>これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、屋外、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内で操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>3. 14. 2. 5. 4. 2 設置許可基準規則第 43 条第 2 項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2. 3. 2 容量等」に示す。</p> <p>a. 125V 代替蓄電池</p> <p>可搬型代替直流電源設備の 125V 代替蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 8 時間後に、現場において不要な負荷の切離しを行い、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、約 2, 000Ah を有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>b. 250V 蓄電池</p> <p>可搬型代替直流電源設備の 250V 蓄電池は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 1 時間後に、中央制御室において不要な負荷の切離しを行い、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源の喪失から 24 時間必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、約 6, 000Ah を有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>c. 125V 代替充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の 125V 代替充電器は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、125V 代替蓄電池による電源供給の後に、電源車を用いて 125V 代替充電器を受電することにより、必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、直流出力電流約 700A を有する設計とし、125V 代替蓄電池による電源供給と合わせて、合計 24 時間以上必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>(57-5)</p>	<p>可搬型代替直流電源設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 2. 14. 76~79 に示す。</p> <p>これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、屋外又は原子炉補助建屋で操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>2. 14. 2. 4. 4. 2 設置許可基準規則第 43 条第 2 項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1. 1. 10. 2 容量等」に示す。</p>	<p>操作場所の相違</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>d. 250V 充電器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の 250V 充電器は、設計基準事故対処設備の交流電源及び直流電源が喪失した場合、250V 蓄電池による電源供給の後に、電源車を用いて 250V 充電器を受電することにより、必要な負荷に電源供給するために必要な容量として、直流出力電流約 400A を有する設計とし、250V 蓄電池による電源供給と合わせて、合計 24 時間以上必要な負荷に電源供給することを可能な設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>e. 軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備の軽油タンクは、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7 日間連続運転する場合に必要な燃料量約 91kL を上回る、容量約 830kL を有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>f. ガスタービン発電設備軽油タンク</p> <p>可搬型代替直流電源設備のガスタービン発電設備軽油タンクは、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7 日間連続運転する場合に必要な燃料量約 91kL を上回る、容量約 330kL を有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。</p> <p>ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p>	<p>a. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>可搬型代替直流電源設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7 日間連続運転する場合に必要な燃料量約 49.0kL を上回る、容量約 540kL を有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>b. 燃料タンク (SA)</p> <p>可搬型代替直流電源設備の燃料タンク (SA) は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7 日間連続運転する場合に必要な燃料量約 44.2kL を上回る、容量約 50kL を有する設計とする。</p> <p>(57-5)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。</p> <p>ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であって、同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は、この限りでない。</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii)適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、3.14.2.5.3項に記載のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3, 57-10)</p> <p>3.14.2.5.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p>	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第43条第2項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備に対して、多様性及び位置的分散を図り、共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については、2.14.2.4.3項に記載のとおりである。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-10)</p> <p>2.14.2.4.4.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>a. 電源車</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット1台使用する。</p> <p>保有数は2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を分散して保管するが、これは、可搬型代替交流電源設備である電源車と兼用することとする。</p> <p>なお、バックアップ用の1台は、可搬型代替交流電源設備の電源車、可搬型代替直流電源設備の電源車又は緊急時対策所用代替交流電源設備の電源車（緊急時対策所用）の予備として使用する。</p> <p>具体的には、電源車は、125V 代替充電器及び250V 充電器の最大負荷の合計約248kWに対して、十分に余裕な容量を確保するため、約400kVA(340kW) /台の電源車を1台有する設計とする。</p> <p>また、電源車は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリを用いて燃料を電源車に補給する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p>	<p>a. 可搬型直流電源用発電機</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット1台使用する。</p> <p>保有数は2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p>具体的には、可搬型直流電源用発電機は、可搬型直流変換器の最大出力の約30kWに対して、十分に余裕な容量を確保するため、約125kVA(100kW) /台の可搬型直流電源用発電機を1台有する設計とする。</p> <p>また、可搬型直流電源用発電機は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)より可搬型タンクローリを用いて燃料を可搬型直流電源用発電機に補給する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p> <p>b. 可搬型直流変換器</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット1台使用する。</p> <p>保有数は1セット1台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計3台を分散して保管する。</p> <p>具体的には、必要となる負荷は約158.5Aに対して、十分に余裕な容量を確保するため、直流出力約200A /台の可搬型直流変換器が1台必要である。</p> <p style="text-align: right;">(57-5)</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川はバックアップ用の電源車を電源車（緊急時対策所用）としても使用する。 <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p>設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p> <p>設備名称の相違（燃料油貯油槽）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p>b. タンクローリ</p> <p>可搬型代替直流電源設備のタンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットの連続運転が可能な燃料を、それぞれ電源車、大容量送水ポンプ（タイプI）及び熱交換器ユニットに供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として1台の合計3台を分散して保管する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の接続に必要な電源車ケーブル及びタンクローリホースは、現場で容易に接続可能な設計とする。表 3.14-92~94 に対象設備の接続場所を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3, 57-8)</p> <p style="text-align: center;">表 3.14-92 接続対象機器設置場所 (電源車～電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)～125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路)</p> <table border="1" data-bbox="943 1549 1605 1680"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源車</td> <td>電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)</td> <td>屋外(原子炉建屋西側)又は原子炉建屋東側</td> <td>コネクタ接続</td> </tr> </tbody> </table>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	電源車	電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)	屋外(原子炉建屋西側)又は原子炉建屋東側	コネクタ接続	<p>c. 可搬型タンクローリ</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される可搬型直流電源用発電機及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車の連続運転が可能な燃料を、それぞれ可搬型直流電源用発電機及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車に供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p style="text-align: right;">(57-5, 57-11)</p> <p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の接続に必要な可搬型直流電源用発電機ケーブル及び可搬型タンクローリホースは、現場で容易に接続可能な設計とする。表 2.14.86~88 に対象機器の接続場所を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-8)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.86 接続対象機器設置場所 (可搬型直流電源用発電機～可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2～可搬型直流変換器～A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤～A直流母線又はB直流母線電路)</p> <table border="1" data-bbox="1694 1549 2389 1749"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型直流電源用発電機</td> <td>可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2</td> <td>屋外(3号炉東側32mエリア又は3号炉西側32mエリア)</td> <td>ボルト・ネジ接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型直流変換器</td> <td>A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤</td> <td>原子炉補助建屋 T.P.10.3m</td> <td>ボルト・ネジ接続</td> </tr> </tbody> </table>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型直流電源用発電機	可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2	屋外(3号炉東側32mエリア又は3号炉西側32mエリア)	ボルト・ネジ接続	可搬型直流変換器	A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	ボルト・ネジ接続	<p>設備名称の相違（タンクローリ）</p> <p>燃料補給対象の可搬型設備の相違</p> <p>設備・運用の相違（使用数及び保有数）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ）</p>
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																				
電源車	電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)	屋外(原子炉建屋西側)又は原子炉建屋東側	コネクタ接続																				
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																				
可搬型直流電源用発電機	可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2	屋外(3号炉東側32mエリア又は3号炉西側32mエリア)	ボルト・ネジ接続																				
可搬型直流変換器	A後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	ボルト・ネジ接続																				

灰色：女川2号炉の記載のうち，BWR固有の設備や対応手段であり，泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
	<p>表 3.14-93 接続対象機器設置場所 (軽油タンク～電源車流路)</p> <table border="1" data-bbox="937 281 1599 359"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>軽油タンク</td> <td>屋外</td> <td>専用金具接続</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 3.14-94 接続対象機器設置場所 (ガスタービン発電設備軽油タンク～電源車流路)</p> <table border="1" data-bbox="937 428 1599 537"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>ガスタービン発電設備 軽油タンク</td> <td>屋外</td> <td>専用金具接続</td> </tr> <tr> <td>タンクローリ</td> <td>電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に，可搬型代替直流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. 電源車 可搬型代替直流電源設備の電源車は，あらかじめ足場を設けることで電源車接続口(原子炉建屋西側)又は電源車接続口(原子炉建屋東側)へコネクタ接続すること及び接続状態を目視で確認できることから，容易かつ確実に接続可能な設計とする。 (57-2, 57-3, 57-8)</p> <p>b. タンクローリ 可搬型代替直流電源設備のタンクローリと軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクの接続については，燃料ホースを接続するために，軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクの払出口に特別な工具を要しない専用金具にて接続することにより，容易かつ確実に接続可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	タンクローリ	軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリ	電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	タンクローリ	ガスタービン発電設備 軽油タンク	屋外	専用金具接続	タンクローリ	電源車	屋外	ノズル接続	<p>表 2.14.87 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型直流電源用発電機流路)</p> <table border="1" data-bbox="1685 260 2389 386"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油貯油槽</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>可搬型直流電源用 発電機</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.88 接続対象機器設置場所 (燃料タンク (SA) ～可搬型直流電源用発電機流路)</p> <table border="1" data-bbox="1685 455 2389 581"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>燃料タンク (SA)</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリ</td> <td>可搬型直流電源用 発電機</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に，可搬型代替直流電源設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p> <p>a. 可搬型直流電源用発電機 可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は，一般的に用いられる工具を用いることで可搬型直流電源接続盤1又は可搬型直流電源接続盤2へボルト・ネジ接続すること及び接続状態を目視で確認できることから，容易かつ確実に接続可能な設計とする。 (57-2, 57-4, 57-8)</p> <p>b. 可搬型直流変換器 可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は，一般的に用いられる工具を用いることでA後備蓄電池接続盤又はB後備蓄電池接続盤へボルト・ネジ接続すること及び接続状態を目視で確認できることから，容易かつ確実に接続可能な設計とする。 (57-2, 57-4, 57-8)</p> <p>c. 可搬型タンクローリ 可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリとディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) の接続については，ホースを接続するために，ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) の給油口を開放して給油口内にホースを挿入して接続することにより，容易かつ確実に接続可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリ	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリ	可搬型直流電源用 発電機	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリ	燃料タンク (SA)	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリ	可搬型直流電源用 発電機	屋外	ノズル接続	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機）</p> <p>設備・運用の相違（ケーブルの接続方法）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリへの燃料汲み上げ）</p>
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																
タンクローリ	軽油タンク	屋外	専用金具接続																																																
タンクローリ	電源車	屋外	ノズル接続																																																
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																
タンクローリ	ガスタービン発電設備 軽油タンク	屋外	専用金具接続																																																
タンクローリ	電源車	屋外	ノズル接続																																																
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																
可搬型タンクローリ	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続																																																
可搬型タンクローリ	可搬型直流電源用 発電機	屋外	ノズル接続																																																
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																																
可搬型タンクローリ	燃料タンク (SA)	屋外	ホース挿入による接続																																																
可搬型タンクローリ	可搬型直流電源用 発電機	屋外	ノズル接続																																																

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. 電源車 可搬型代替直流電源設備の電源車は、原子炉建屋の異なる面に位置的分散を図った二箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。 (57-2)</p> <p>b. タンクローリ 可搬型代替直流電源設備のタンクローリを接続する軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクは、100m 以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。 (57-2)</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第三号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. 可搬型直流電源用発電機 可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機は、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面に位置的分散を図った2箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。 (57-2)</p> <p>b. 可搬型直流変換器 可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、原子炉補助建屋内の異なる区画に位置的分散を図った2箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。 (57-2)</p> <p>c. 可搬型タンクローリ 可搬型代替直流電源設備の可搬型タンクローリを接続するディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA)は、100m 以上離隔を確保し、各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。 (57-2)</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第四号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 設置場所の相違</p> <p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリ） 設備名称の相違（燃料油貯油槽） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車及びタンクローリーの接続場所は、表3.14-92~94と同様である。これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車及びタンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備と100m以上の離隔で位置的分散を図り、第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリアの複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置</p>	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機、可搬型直流変換器及び可搬型タンクローリーの接続場所は、表2.14.86~88と同様である。これらの接続場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第43条第3項第五号）</p> <p>(i) 要求事項 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機及び可搬型タンクローリーは、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備と、100m以上の離隔で位置的分散を図り、1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)、2号炉東側31mエリア(b)及び展望台行管理道路脇西側60mエリアの複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流変換器は、地震、津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し、蓄電池（非常用）及び後備蓄電池と原子炉補助建屋内の異なる区画に分散して保管する設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>(6) アクセスルートの確保（設置許可基準規則第43条第3項第六号）</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成） 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>設備・運用の相違（可搬型直流電源用発電機） 設備名称の相違（タンクローリー）</p> <p>保管場所の相違 記載表現の相違 女川：複数箇所→泊：複数箇所</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の電源車及びタンクローリは、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確認する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p style="text-align: right;">(57-6)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性(設置許可基準規則第43条第3項第七号)</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備又は重大事故等対処設備である所内常設蓄電式直流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表 3.14-95 で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備の可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器は、想定される重大事故等が発生した場合においても、保管場所から配備場所までの経路について、設備の運搬及び移動に支障をきたすことのないよう、複数のアクセスルートを確認する設計とする（「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照）。</p> <p style="text-align: right;">(57-7)</p> <p>(7) 設計基準事故対処設備及び常設重大事故防止設備との多様性(設置許可基準規則第43条第3項第七号)</p> <p>(i) 要求事項 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>可搬型代替直流電源設備は、共通要因によって、設計基準事故対処設備である非常用直流電源設備又は重大事故等対処設備である所内常設蓄電式直流電源設備と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、表 2.14.89 で示すとおり、多様性及び位置的分散を図る設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備・運用の相違（可搬型代替直流電源設備の構成）</p> <p>設備名称の相違（タンクローリー）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表 3.14-95 可搬型代替直流電源設備の多様性及び位置的分散

項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備	
	非常用直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	
直流電源設備	125V充電器2A 125V充電器2B <いずれも制御建屋地下1階*> 125V充電器2H <原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>	125V充電器2A 125V充電器2B <いずれも制御建屋地下1階*>	125V代替充電器 <制御建屋地下1階*>	250V充電器 <制御建屋地下2階>
電源	非常用ディーゼル発電機 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機 <原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>	125V蓄電池2A <制御建屋地下2階、 制御建屋地下1階*> 及び 制御建屋地下中2階> 125V蓄電池2B <制御建屋地下1階*>	125V代替蓄電池 <制御建屋地上2階> 電源車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4保管エリア)>	250V蓄電池 <制御建屋地下2階> 電源車 <屋外 (第2保管エリア、 第3保管エリア 及び第4保管エリア)>

項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備	
	非常用直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	
電路	非常用ディーゼル発電機(A) ~125V充電器2A電路			
	非常用ディーゼル発電機(B) ~125V充電器2B電路		電源車 ~電源車接続口 (原子炉建屋) ~125V代替充電器電路	
	高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機 ~125V充電器2H電路	125V蓄電池2A及び 125V充電器2A ~125V直流主母線盤 2A、125V直流主母線盤 2A-1及び 125V直流電源切替盤2A 電路	125V代替蓄電池 及び 125V充電器 ~125V直流 主母線盤2A-1 及び 125V直流 電源切替盤2A 並びに 125V直流 主母線盤2B-1 及び 125V直流 電源切替盤2B 電路	電源車 ~電源車接続口 (原子炉建屋) ~250V充電器 電路
	125V蓄電池2A及び 125V充電器2A ~125V直流主母線盤 2A及び 125V直流主母線盤 2A-1電路	125V蓄電池2B及び 125V充電器2B ~125V直流主母線盤 2B、125V直流主母線盤 2B-1及び 125V直流電源切替盤2B 電路		250V蓄電池 及び 250V充電器 ~250V直流 主母線盤 電路
	125V蓄電池2B及び 125V充電器2B ~125V直流主母線盤 2B及び 125V直流主母線盤 2B-1電路			
	125V蓄電池2H及び 125V充電器2H ~125V直流主母線盤 2H電路			

表 2.14.89 可搬型代替直流電源設備の多様性及び位置的分散

項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備	
	非常用直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	
電源	A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補助 建屋 T.P.10.3m> A充電器 B充電器 <いずれも原子炉補助 建屋 T.P.10.3m> ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建 屋 T.P.10.3m>	A蓄電池 B蓄電池 <いずれも原子炉補 助建屋 T.P.10.3m> A後備蓄電池 B後備蓄電池 <いずれも原子炉補 助建屋 T.P.14.2m>	可搬型直流変換器 <原子炉補助建屋 T.P.10.3m> 可搬型直流電源用 発電機 <屋外(1号炉西側 31mエリア、2号炉東 側31mエリア(a)、2 号炉東側31mエリア (b)及び展望台行管理 道路脇西側60mエリ ア)>	
電路	A-ディーゼル発電機 ~A充電器電路	A蓄電池~ A直流母線電路	可搬型直流電源用発電 機~可搬型直流電源接 続盤~可搬型直流変換 器電路	
	B-ディーゼル発電機 ~B充電器電路	B蓄電池~ B直流母線電路		
	A蓄電池及びA充電器 ~A直流母線電路	A後備蓄電池~ A直流母線電路	可搬型直流変換器~A 後備蓄電池接続盤又は B後備蓄電池接続盤~ A直流母線又はB直流 母線電路	
	B蓄電池及びB充電器 ~B直流母線電路	B後備蓄電池~ B直流母線電路		
電源方式	蓄電池による給電	蓄電池による給電	交流電力を直流電力に 変換	

項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備	
	非常用直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	
電源の冷却方式	水冷式	-	空冷式	
燃料源	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタック <周辺補機棟 T.P.17.8m>	-	ディーゼル発電機 燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク(SA) <屋外> 可搬型直流電源用 発電機 (発電機搭載燃料) <屋外>	
燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建 屋 T.P.6.2m>	-	可搬型タンクローリー <屋外(1号炉西側 31mエリア及び2号炉 東側31mエリア(b))>	

設備名称の相違
 設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等
 対処設備として必要な設備を設けると
 いう点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
	<table border="1" data-bbox="943 235 1587 804"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th colspan="2">重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用直流電源設備</th> <th>所内常設蓄電式直流電源設備</th> <th>可搬型代替直流電源設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源方式</td> <td>蓄電池による給電</td> <td>蓄電池による給電</td> <td>蓄電池による給電及び交流電力を直流電力に変換</td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>—</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>軽油タンク<屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料デイトank 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料デイトank<いずれも原子炉建屋地上2階(原子炉建屋付属棟内)></td> <td>—</td> <td>軽油タンク<屋外> ガスタービン発電設備軽油タンク<屋外> 電源車(車載燃料)<屋外></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ<いずれも屋外></td> <td>—</td> <td>タンクローリ<屋外(第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア)></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="943 808 1587 871">*：区分Ⅰである125V蓄電池2A及び125V充電器2A並びに区分Ⅱである125V蓄電池2B及び125V充電器2B並びに125V代替充電器は、各区分ごとに区画された部屋にそれぞれ設置することにより、物理的な分離設計とする。</p>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備		非常用直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	可搬型代替直流電源設備	電源方式	蓄電池による給電	蓄電池による給電	蓄電池による給電及び交流電力を直流電力に変換	電源の冷却方式	水冷式	—	空冷式	燃料源	軽油タンク<屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料デイトank 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料デイトank<いずれも原子炉建屋地上2階(原子炉建屋付属棟内)>	—	軽油タンク<屋外> ガスタービン発電設備軽油タンク<屋外> 電源車(車載燃料)<屋外>	燃料流路	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ<いずれも屋外>	—	タンクローリ<屋外(第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア)>		<p data-bbox="2430 193 2594 218">設備名称の相違</p> <p data-bbox="2430 228 2552 254">設備の相違</p> <ul data-bbox="2430 264 2867 373" style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																							
	非常用直流電源設備	所内常設蓄電式直流電源設備	可搬型代替直流電源設備																							
電源方式	蓄電池による給電	蓄電池による給電	蓄電池による給電及び交流電力を直流電力に変換																							
電源の冷却方式	水冷式	—	空冷式																							
燃料源	軽油タンク<屋外> 非常用ディーゼル発電設備 燃料デイトank 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料デイトank<いずれも原子炉建屋地上2階(原子炉建屋付属棟内)>	—	軽油タンク<屋外> ガスタービン発電設備軽油タンク<屋外> 電源車(車載燃料)<屋外>																							
燃料流路	非常用ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備 燃料移送ポンプ<いずれも屋外>	—	タンクローリ<屋外(第2保管エリア、第3保管エリア及び第4保管エリア)>																							

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3. 14. 2. 6 代替所内電気設備</p> <p>3. 14. 2. 6. 1 設備概要</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が喪失した場合、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から必要な設備に電源を供給するための電路を確保することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、電路を構成する「ガスタービン発電機接続盤」、「緊急用高圧母線 2F 系」、「緊急用高圧母線 2G 系」、「緊急用動力変圧器 2G 系」、「緊急用低圧母線 2G 系」、「緊急用交流電源切替盤 2G 系」、「緊急用交流電源切替盤 2C 系」、「緊急用交流電源切替盤 2D 系」、「非常用高圧母線 2C 系」及び「非常用高圧母線 2D 系」で構成する。</p> <p>本系統の概要図を図 3. 14-39~41 に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表 3. 14-96 に示す。</p> <p>本系統は、緊急用高圧母線 2G 系、緊急用交流電源切替盤 2G 系、緊急用交流電源切替盤 2C 系、緊急用交流電源切替盤 2D 系、非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系を操作して系統構成することにより、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備の電路として使用する。</p> <p>代替所内電気設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、3. 14. 2. 6. 3 項に詳細を示す。 所内電気設備への接近性の確保については 3. 14. 2. 6. 4 項に詳細を示す。</p>	<p>2. 14. 2. 5 代替所内電気設備</p> <p>2. 14. 2. 5. 1 設備概要</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備が喪失した場合、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車から電源を供給することにより、重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止することを目的として設置するものである。</p> <p>本系統は、ディーゼルエンジン及び発電機を搭載した「代替非常用発電機」及び「可搬型代替電源車」、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車の燃料を保管する「ディーゼル発電機燃料油貯油槽」及び「燃料タンク (SA)」、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) から代替非常用発電機及び可搬型代替電源車まで燃料を運搬する「可搬型タンクローリー」及び「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ」、可搬型代替電源車を接続する「A-可搬型代替電源接続盤」及び「B-可搬型代替電源接続盤」並びに電路を構成する「代替所内電気設備変圧器」、「代替所内電気設備分電盤」及び「代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤」で構成する。</p> <p>本系統の概要図を図 2. 14. 36~41 に、本系統に関する重大事故等対処設備一覧を表 2. 14. 90 に示す。</p> <p>本系統は、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車を起動し、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に接続することで電力を供給できる設計とする。</p> <p>代替非常用発電機又は可搬型代替電源車は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) より可搬型タンクローリー (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時を含む。) を用いて代替非常用発電機又は可搬型代替電源車に燃料を補給することで代替非常用発電機又は可搬型代替電源車の運転を継続する。</p> <p>代替所内電気設備の設計基準事故対処設備に対する独立性及び位置的分散については、2. 14. 2. 5. 3 項に詳細を示す。 所内電気設備への接近性の確保については 2. 14. 2. 5. 4 項に詳細を示す。</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等） 設備名称の相違（使用済燃料ピット）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等） 設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替非常用発電機の燃料補給） 設備・運用の相違（燃料貯蔵設備） 設備・運用の相違（可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げ） 記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

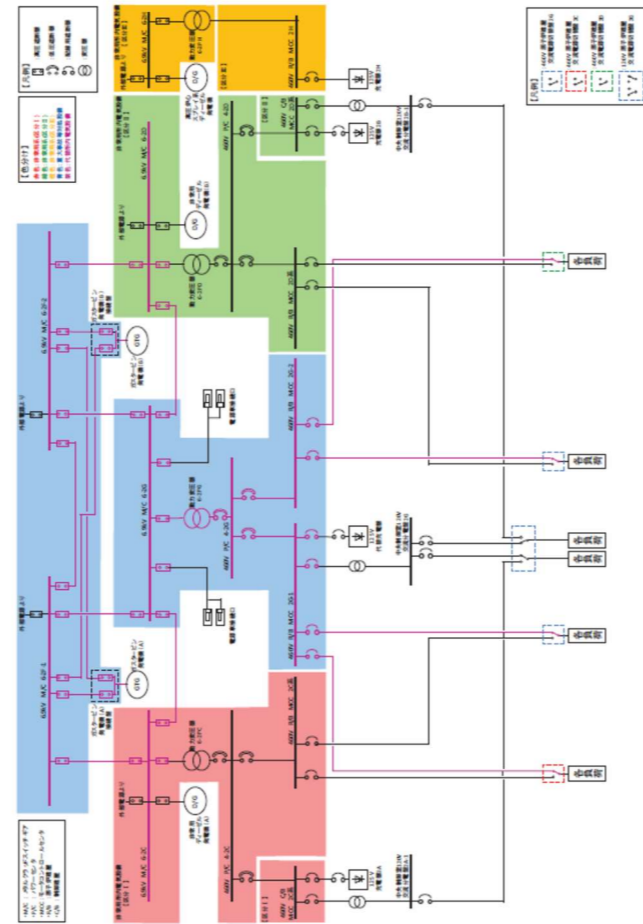


図3.14-39 代替所内電気設備系統図

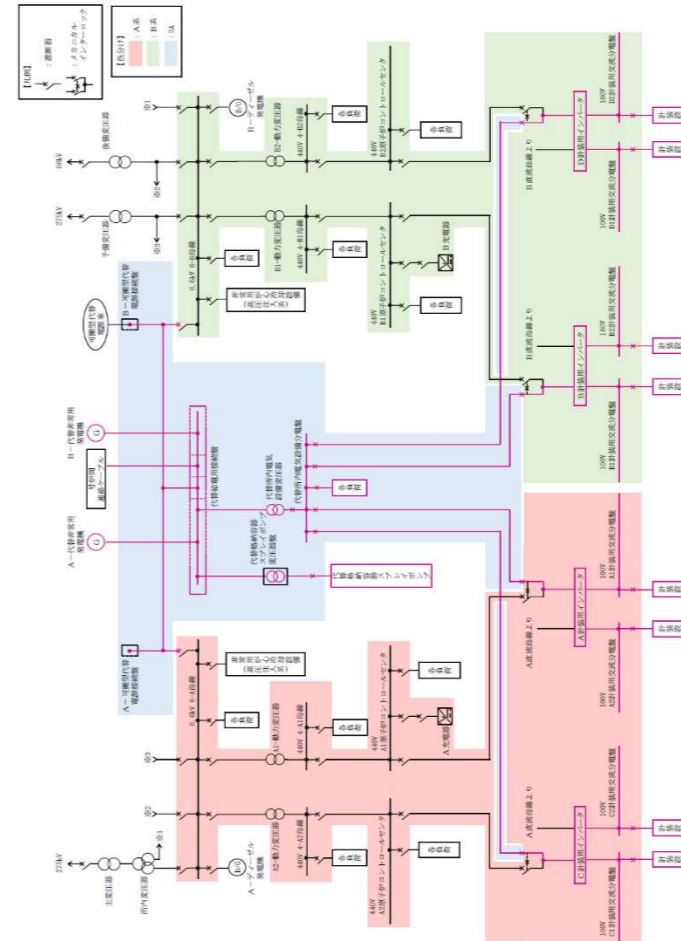


図2.14.36 代替所内電気設備系統図
 (代替非常用発電機～代替所内電気設備及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤)

設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図2.14.37 代替所内電気設備系統図 (可搬型代替電源車～A-可搬型代替電源接続統盤～代替所内電気設備 及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

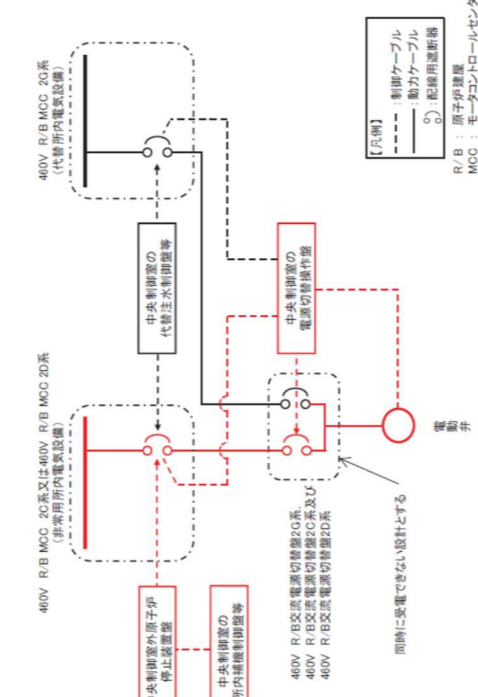
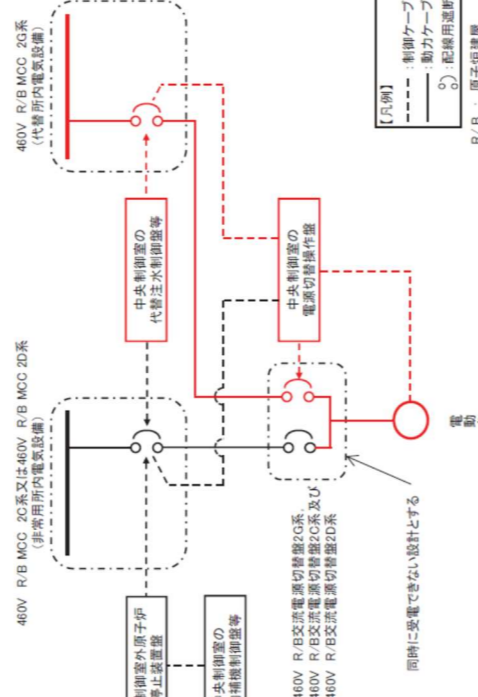
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図2.14.38 代替所内電気設備系統図 (可搬型代替電源車～B-可搬型代替電源接続統盤～代替所内電気設備 及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち，BWR固有の設備や対応手段であり，泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 3.14-40 代替所内電気設備制御回路系統図 (460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2C 系又は 460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2D 系から電源供給時 (低圧代替注水系の例))</p>	 <p>図 3.14-41 代替所内電気設備制御回路系統図 (460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2G 系から電源供給時 (低圧代替注水系の例))</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが，重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図2.14.40 代替所内電気設備系統図 (ディーゼル発電機燃料油貯槽 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時))</p> <p>図2.14.39 代替所内電気設備系統図 (ディーゼル発電機燃料油貯槽 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時))</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>燃料タンク (SA) から可搬型タンクローリーへの補給</p> <p>可搬型タンクローリー</p> <p>燃料タンク (SA) (イスター)</p> <p>燃料タンク (SA) については、今後の検討により変更となる可能性がある。</p> <p>可搬型タンクローリーから各設備への補給</p> <p>ホース</p> <p>図2.14.41 代替所内電気設備系統図 (燃料タンク (SA) 使用時)</p> <p>※ 代替所内電気設備は、可搬型タンクローリーから各設備への補給を行う。可搬型タンクローリーは、燃料タンク (SA) から補給される。可搬型タンクローリーは、燃料タンク (SA) から補給される。</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																									
	<p>表 3.14-96 代替所内電気設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="934 262 1587 604"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">主要設備</td> <td>ガスタービン発電機接続盤*1【常設】</td> </tr> <tr> <td>緊急用高圧母線 2F 系*2【常設】</td> </tr> <tr> <td>緊急用高圧母線 2G 系*3【常設】</td> </tr> <tr> <td>緊急用動力変圧器 2G 系*4【常設】</td> </tr> <tr> <td>緊急用低圧母線 2G 系*5【常設】</td> </tr> <tr> <td>緊急用交流電源切替盤 2G 系*6【常設】</td> </tr> <tr> <td>緊急用交流電源切替盤 2C 系*7【常設】</td> </tr> <tr> <td>緊急用交流電源切替盤 2D 系*8【常設】</td> </tr> <tr> <td>非常用高圧母線 2C 系*9【常設】</td> </tr> <tr> <td>非常用高圧母線 2D 系*10【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計装設備（補助）*11</td> <td>6-2F-1 母線電圧【常設】 6-2F-2 母線電圧【常設】 6-2C 母線電圧【常設】 6-2D 母線電圧【常設】</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：ガスタービン発電機接続盤は、ガスタービン発電機(A)接続盤及びガスタービン発電機(B)接続盤により構成される。 *2：緊急用高圧母線 2F 系は、6.9kV メタクラ 6-2F-1 及び 6.9kV メタクラ 6-2F-2 により構成される。 *3：緊急用高圧母線 2G 系は、6.9kV メタクラ 6-2G により構成される。 *4：緊急用動力変圧器 2G 系は、動力変圧器 6-2PG により構成される。 *5：緊急用低圧母線 2G 系は、460V パワーセンタ 4-2G、460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2G-1 及び 460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ 2G-2 により構成される。 *6：緊急用交流電源切替盤 2G 系は、460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2G および 120V 原子炉建屋交流電源切替盤 2G により構成される。 *7：緊急用交流電源切替盤 2C 系は、460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2C により構成される。 *8：緊急用交流電源切替盤 2D 系は、460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2D により構成される。 *9：非常用高圧母線 2C 系は、6.9kV メタクラ 6-2C により構成される。 *10：非常用高圧母線 2D 系は、6.9kV メタクラ 6-2D により構成される。 *11：計装設備については、「3.15 計装設備（設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	ガスタービン発電機接続盤*1【常設】	緊急用高圧母線 2F 系*2【常設】	緊急用高圧母線 2G 系*3【常設】	緊急用動力変圧器 2G 系*4【常設】	緊急用低圧母線 2G 系*5【常設】	緊急用交流電源切替盤 2G 系*6【常設】	緊急用交流電源切替盤 2C 系*7【常設】	緊急用交流電源切替盤 2D 系*8【常設】	非常用高圧母線 2C 系*9【常設】	非常用高圧母線 2D 系*10【常設】	附属設備	—	燃料流路	—	電路	—	計装設備（補助）*11	6-2F-1 母線電圧【常設】 6-2F-2 母線電圧【常設】 6-2C 母線電圧【常設】 6-2D 母線電圧【常設】	<p>表 2.14.90 代替所内電気設備に関する重大事故等対処設備一覧</p> <table border="1" data-bbox="1662 273 2404 1050"> <thead> <tr> <th>設備区分</th> <th>設備名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">主要設備</td> <td>代替非常用発電機*1【常設】</td> </tr> <tr> <td>可搬型代替電源車【可搬】</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽*2【常設】</td> </tr> <tr> <td>燃料タンク (SA)【常設】</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*3【常設】</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー【可搬】</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備変圧器【常設】</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備分電盤【常設】</td> </tr> <tr> <td>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】</td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>代替非常用発電機*1～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路【常設】 代替非常用発電機*1～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤*4～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤*4～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤*4電路【可搬】) (可搬型代替電源接続盤*4～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路【常設】) (可搬型代替電源接続盤*4～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】)</td> </tr> <tr> <td>計装設備（補助）*5</td> <td>6-A 母線電圧 6-B 母線電圧 A 直流コントロールセンタ母線電圧 B 直流コントロールセンタ母線電圧</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：代替非常用発電機は、A-代替非常用発電機及びB-代替非常用発電機により構成される。 *2：ディーゼル発電機燃料油貯油槽は、A1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、A2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽、B1-ディーゼル発電機燃料油貯油槽及びB2-ディーゼル発電機燃料油貯油槽により構成される。 *3：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及びB-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより構成される。 *4：可搬型代替電源接続盤は、A-可搬型代替電源接続盤及びB-可搬型代替電源接続盤により構成される。 *5：計装設備については、「2.15 計装設備（設置許可基準規則第 58 条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	設備区分	設備名	主要設備	代替非常用発電機*1【常設】	可搬型代替電源車【可搬】	ディーゼル発電機燃料油貯油槽*2【常設】	燃料タンク (SA)【常設】	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*3【常設】	可搬型タンクローリー【可搬】	代替所内電気設備変圧器【常設】	代替所内電気設備分電盤【常設】	代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】	附属設備	—	燃料流路	ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】	電路	代替非常用発電機*1～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路【常設】 代替非常用発電機*1～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤*4～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤*4～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤*4電路【可搬】) (可搬型代替電源接続盤*4～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路【常設】) (可搬型代替電源接続盤*4～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】)	計装設備（補助）*5	6-A 母線電圧 6-B 母線電圧 A 直流コントロールセンタ母線電圧 B 直流コントロールセンタ母線電圧	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。
設備区分	設備名																																											
主要設備	ガスタービン発電機接続盤*1【常設】																																											
	緊急用高圧母線 2F 系*2【常設】																																											
	緊急用高圧母線 2G 系*3【常設】																																											
	緊急用動力変圧器 2G 系*4【常設】																																											
	緊急用低圧母線 2G 系*5【常設】																																											
	緊急用交流電源切替盤 2G 系*6【常設】																																											
	緊急用交流電源切替盤 2C 系*7【常設】																																											
	緊急用交流電源切替盤 2D 系*8【常設】																																											
	非常用高圧母線 2C 系*9【常設】																																											
	非常用高圧母線 2D 系*10【常設】																																											
附属設備	—																																											
燃料流路	—																																											
電路	—																																											
計装設備（補助）*11	6-2F-1 母線電圧【常設】 6-2F-2 母線電圧【常設】 6-2C 母線電圧【常設】 6-2D 母線電圧【常設】																																											
設備区分	設備名																																											
主要設備	代替非常用発電機*1【常設】																																											
	可搬型代替電源車【可搬】																																											
	ディーゼル発電機燃料油貯油槽*2【常設】																																											
	燃料タンク (SA)【常設】																																											
	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ*3【常設】																																											
可搬型タンクローリー【可搬】																																												
代替所内電気設備変圧器【常設】																																												
代替所内電気設備分電盤【常設】																																												
代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤【常設】																																												
附属設備	—																																											
燃料流路	ディーゼル発電機設備（燃料油設備）配管・弁【常設】 ホース・接続口【可搬】																																											
電路	代替非常用発電機*1～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路【常設】 代替非常用発電機*1～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤*4～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤*4～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 (可搬型代替電源車～可搬型代替電源接続盤*4電路【可搬】) (可搬型代替電源接続盤*4～代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路【常設】) (可搬型代替電源接続盤*4～代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路【常設】)																																											
計装設備（補助）*5	6-A 母線電圧 6-B 母線電圧 A 直流コントロールセンタ母線電圧 B 直流コントロールセンタ母線電圧																																											

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.6.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p>	<p>2.14.2.5.2 主要設備の仕様 主要機器の仕様を以下に示す。</p> <p>(1) 代替非常用発電機 エンジン 台 数：2 使用燃料：軽油 出力：約1,450kW（1台あたり） 発電機 台 数：2 型式：防滴保護，空気冷却自己自由通風型 容量：約1,725kVA（1台あたり） 力 率：0.8（遅れ） 電 圧：6.6kV 周 波 数：50Hz 取 付 箇 所：屋外（3号炉東側32mエリア）</p> <p>(2) 可搬型代替電源車 エンジン 台 数：2（予備2） 使用燃料：軽油 発電機 台 数：2（予備2） 型式：回転界磁形同期発電機 容量：約2,200kVA（1台あたり） 力 率：0.8（遅れ） 電 圧：6.6kV 周 波 数：50Hz 設置場所：屋外 （3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア） 保管場所：屋外 （1号炉西側31mエリア，2号炉東側31mエリア(a)及び展望台行管理道路脇西側60mエリア）</p> <p>(3) ディーゼル発電機燃料油貯油槽 型式：横置円筒形 基 数：4 容 量：約146kL（1基あたり） 使用燃料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40℃ 取 付 箇 所：屋外</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) ガスタービン発電機接続盤 個 数：2 定 格 電 圧：7.2kV 定 格 電 流：約1,200A 取 付 箇 所：緊急用電気品建屋地下1階</p> <p>(2) 緊急用高圧母線2F系 個 数：2 定 格 電 圧：7.2kV 定 格 電 流：約1,200A 取 付 箇 所：緊急用電気品建屋地下1階</p>	<p>(4) 燃料タンク (SA) 型 式：横置円筒形 基 数：1 容 量：約55kL 使 用 燃 料：軽油 最高使用圧力：大気圧 最高使用温度：40℃ 取 付 箇 所：屋外</p> <p>(5) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 型 式：歯車形 台 数：2 容 量：約26kL/h（1台あたり） 吐 出 圧 力：約0.3MPa[gage] 最高使用温度：50℃ 原 動 機 出 力：約11kW（1台あたり） 取 付 箇 所：ディーゼル発電機建屋 T. P. 6. 2m</p> <p>(6) 可搬型タンクローリー 容 量：約4kL（1台あたり） 使 用 燃 料：軽油 最高使用圧力：約24kPa 最高使用温度：40℃ 台 数：2（予備2） 設 置 場 所：屋外 保 管 場 所：屋外 （1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)）</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 緊急用高圧母線 2G 系 個 数：1 定 格 電 圧：7.2kV 定 格 電 流：約1,200A 取 付 箇 所：原子炉建屋地上2階（原子炉建屋付属棟内）</p> <p>(4) 緊急用動力変圧器 2G 系 個 数：1 冷 却：自冷 容 量：約750kVA 定 格 電 圧：1次側 6.75kV 2次側 460V 取 付 箇 所：原子炉建屋地上2階（原子炉建屋付属棟内）</p> <p>(5) 緊急用低圧母線 2G 系 個 数：1（460V パワーセンタ） 2（460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ） 定 格 電 圧：600V 定 格 電 流：約3,000A（460V パワーセンタ） 約800A（460V 原子炉建屋モータコントロールセンタ） 取 付 箇 所：原子炉建屋地上2階（原子炉建屋付属棟内）</p> <p>(6) 緊急用交流電源切替盤 2G 系 個 数：1 定 格 電 圧：600V 取 付 箇 所：原子炉建屋地上2階（原子炉建屋付属棟内）</p> <p>(7) 緊急用交流電源切替盤 2C 系 個 数：1 定 格 電 圧：600V 取 付 箇 所：原子炉建屋地上1階（原子炉建屋付属棟内）</p>	<p>(7) 代替所内電気設備変圧器 台 数：1 冷 却：自冷 容 量：約300kVA 定 格 電 圧：1次側 6,600V 2次側 460V 取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T. P. 17. 8m</p> <p>(8) 代替所内電気設備分電盤 台 数：1 定 格 電 圧：440V 定 格 電 流：約600A 取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T. P. 17. 8m</p> <p>(9) 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 台 数：1 冷 却：自冷 容 量：約1,000kVA 定 格 電 圧：1次側 6,600V 2次側 400V 取 付 箇 所：原子炉補助建屋 T. P. 24. 8m</p>	<p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(8) 緊急用交流電源切替盤 2D 系 個 数：1 定 格 電 圧：600V 取 付 箇 所：原子炉建屋地上1階（原子炉建屋付属棟内）</p> <p>(9) 非常用高圧母線 2C 系 個 数：1 定 格 電 圧：6.9kV 定 格 電 流：約1,200A 取 付 箇 所：原子炉建屋地下1階（原子炉建屋付属棟内）</p> <p>(10) 非常用高圧母線 2D 系 個 数：1 定 格 電 圧：6.9kV 定 格 電 流：約1,200A 取 付 箇 所：原子炉建屋地下1階（原子炉建屋付属棟内）</p>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.14.2.6.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時にその機能が損なわれないよう、表3.14-97で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、緊急用高圧母線2G系、緊急用動力変圧器2G系、緊急用低圧母線2G系、緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2C系及び緊急用交流電源切替盤2D系は、設計基準事故対処設備である非常用高圧母線2C系、非常用高圧母線2D系及び非常用高圧母線2H系と位置的分散された緊急用電気品建屋（地下階）又は原子炉建屋付属棟内の異なる区画にそれぞれ配置し、同時に機能が喪失しない設計とする。</p> <p>電路については、代替所内電気設備を、非常用所内電気設備に対して、独立した電路で系統構成することにより、共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、表3.14-98で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用所内電気設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p>(57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>2.14.2.5.3 独立性及び位置的分散の確保</p> <p>代替所内電気設備は、設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備と同時にその機能が損なわれないよう、表2.14.91で示すとおり、位置的分散を図った設計とする。</p> <p>電源については、代替非常用発電機をディーゼル発電機と位置的分散された屋外（3号炉東側32mエリア）に設置する設計とする。</p> <p>また、可搬型代替電源車をディーゼル発電機と位置的分散された屋外（1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び展望台行管理道路脇西側60mエリア）に保管し、設置位置についてもディーゼル発電機と位置的分散された屋外（3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア）に設置する設計とする。</p> <p>電源の冷却方式については、ディーゼル発電機の水冷式に対して、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車は空冷式とすることで、多様性を有する設計とする。</p> <p>燃料源については、ディーゼル発電機はディーゼル発電機燃料油サービスタンクからの供給であるのに対して、代替非常用発電機は発電機搭載燃料とし、可搬型代替電源車は車載燃料とすることで、位置的分散された設計とする。</p> <p>電源盤については、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤を、設計基準事故対処設備である非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)と位置的分散された原子炉補助建屋内の異なる区画にそれぞれ配置し、同時に機能が喪失しない設計とする。</p> <p>電路については、代替所内電気設備を、非常用所内電気設備に対して、独立した電路で系統構成することにより、共通要因によって同時に機能を損なわれないよう独立した設計とする。</p> <p>代替所内電気設備は、表2.14.92で示すとおり、地震、津波、火災及び溢水により同時に故障することを防止するため、非常用所内電気設備との独立性を確保する設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備） 非常用高圧母線名称の相違 ・女川：2C系、2D系→泊：6-A, 6-B 設置場所の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち，BWR固有の設備や対応手段であり，泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
	<p>表 3.14-97 代替所内電気設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用所内電気設備</th> <th>代替所内電気設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源盤</td> <td>非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系 非常用高圧母線 2H 系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)></td> <td>ガスタービン発電機接続盤 緊急用高圧母線 2F 系 <いずれも緊急用電気品建屋地下1階> 緊急用高圧母線 2G 系 緊急用動力変圧器 2G 系 緊急用低圧母線 2G 系 緊急用交流電源切替盤 2G 系 <いずれも 原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用交流電源切替盤 2C 系 緊急用交流電源切替盤 2D 系 <いずれも 原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 2C 系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 2D 系電路 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 2H 系電路</td> <td>電源車 ～非常用高圧母線 2C 系及び 非常用高圧母線 2D 系電路 電源車 ～緊急用低圧母線 2G 系電路 ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線 2C 系及び 非常用高圧母線 2D 系電路 ガスタービン発電機 ～緊急用低圧母線 2G 系電路</td> </tr> <tr> <td>電源供給先</td> <td>非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系 非常用高圧母線 2H 系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)></td> <td>非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用低圧母線 2G 系 <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用所内電気設備	代替所内電気設備	電源盤	非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系 非常用高圧母線 2H 系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>	ガスタービン発電機接続盤 緊急用高圧母線 2F 系 <いずれも緊急用電気品建屋地下1階> 緊急用高圧母線 2G 系 緊急用動力変圧器 2G 系 緊急用低圧母線 2G 系 緊急用交流電源切替盤 2G 系 <いずれも 原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用交流電源切替盤 2C 系 緊急用交流電源切替盤 2D 系 <いずれも 原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>	電路	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 2C 系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 2D 系電路 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 2H 系電路	電源車 ～非常用高圧母線 2C 系及び 非常用高圧母線 2D 系電路 電源車 ～緊急用低圧母線 2G 系電路 ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線 2C 系及び 非常用高圧母線 2D 系電路 ガスタービン発電機 ～緊急用低圧母線 2G 系電路	電源供給先	非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系 非常用高圧母線 2H 系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>	非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用低圧母線 2G 系 <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)>	<p>表 2.14.91 代替所内電気設備の位置的分散</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用所内電気設備</th> <th>代替所内電気設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10. 3m></td> <td>代替非常用発電機 <屋外（3号炉東側 32m エリ ア）> 可搬型代替電源車 <屋外（1号炉西側 31m エリ ア，2号炉東側 31m エリア(a) 及び展望台行政管理道路脇西側 60m エリア）></td> </tr> <tr> <td>電源盤</td> <td>非常用高圧母線（6-A） 非常用高圧母線（6-B） <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m></td> <td>代替所内電気設備変圧器 <原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m> 代替所内電気設備分電盤 <原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m> 代替格納容器スプレィポン プ変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m></td> </tr> <tr> <td>電路</td> <td>A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線（6-A）電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線（6-B）電路</td> <td>代替非常用発電機～代替所内電 気設備変圧器～代替所内電気設 備分電盤電路 代替非常用発電機～代替格納容 器スプレィポンプ変圧器盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替 電源接続盤～代替所内電気設備 変圧器～代替所内電気設備分電 盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替 電源接続盤～代替格納容器スプ レィポンプ変圧器盤電路</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用所内電気設備</th> <th>代替所内電気設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源供給先</td> <td>非常用高圧母線（6-A） 非常用高圧母線（6-B） <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m></td> <td>代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備分電盤 <原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m> 代替格納容器スプレィポン プ変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m></td> </tr> <tr> <td>電源の冷却方式</td> <td>水冷式</td> <td>空冷式</td> </tr> <tr> <td>燃料源</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P. 17. 8m></td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク（SA） <屋外> 代替非常用発電機（発電機搭載 燃料） <屋外> 可搬型代替電源車（車載燃料） <屋外></td> </tr> <tr> <td>燃料流路</td> <td>ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m></td> <td>可搬型タンクローリー <屋外（1号炉西側 31m エリ ア及び2号炉東側 31m エリア(b)）> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m></td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用所内電気設備	代替所内電気設備	電源	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10. 3m>	代替非常用発電機 <屋外（3号炉東側 32m エリ ア）> 可搬型代替電源車 <屋外（1号炉西側 31m エリ ア，2号炉東側 31m エリア(a) 及び展望台行政管理道路脇西側 60m エリア）>	電源盤	非常用高圧母線（6-A） 非常用高圧母線（6-B） <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m>	代替所内電気設備変圧器 <原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m> 代替所内電気設備分電盤 <原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m> 代替格納容器スプレィポン プ変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m>	電路	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線（6-A）電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線（6-B）電路	代替非常用発電機～代替所内電 気設備変圧器～代替所内電気設 備分電盤電路 代替非常用発電機～代替格納容 器スプレィポンプ変圧器盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替 電源接続盤～代替所内電気設備 変圧器～代替所内電気設備分電 盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替 電源接続盤～代替格納容器スプ レィポンプ変圧器盤電路	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用所内電気設備	代替所内電気設備	電源供給先	非常用高圧母線（6-A） 非常用高圧母線（6-B） <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m>	代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備分電盤 <原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m> 代替格納容器スプレィポン プ変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m>	電源の冷却方式	水冷式	空冷式	燃料源	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P. 17. 8m>	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク（SA） <屋外> 代替非常用発電機（発電機搭載 燃料） <屋外> 可搬型代替電源車（車載燃料） <屋外>	燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m>	可搬型タンクローリー <屋外（1号炉西側 31m エリ ア及び2号炉東側 31m エリア(b)）> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが，重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																																													
	非常用所内電気設備	代替所内電気設備																																														
電源盤	非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系 非常用高圧母線 2H 系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>	ガスタービン発電機接続盤 緊急用高圧母線 2F 系 <いずれも緊急用電気品建屋地下1階> 緊急用高圧母線 2G 系 緊急用動力変圧器 2G 系 緊急用低圧母線 2G 系 緊急用交流電源切替盤 2G 系 <いずれも 原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用交流電源切替盤 2C 系 緊急用交流電源切替盤 2D 系 <いずれも 原子炉建屋地上1階 (原子炉建屋付属棟内)>																																														
電路	非常用ディーゼル発電機(A) ～非常用高圧母線 2C 系電路 非常用ディーゼル発電機(B) ～非常用高圧母線 2D 系電路 高圧炉心スプレィ系ディーゼル発電機 ～非常用高圧母線 2H 系電路	電源車 ～非常用高圧母線 2C 系及び 非常用高圧母線 2D 系電路 電源車 ～緊急用低圧母線 2G 系電路 ガスタービン発電機 ～非常用高圧母線 2C 系及び 非常用高圧母線 2D 系電路 ガスタービン発電機 ～緊急用低圧母線 2G 系電路																																														
電源供給先	非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系 非常用高圧母線 2H 系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)>	非常用高圧母線 2C 系 非常用高圧母線 2D 系 <いずれも 原子炉建屋地下1階 (原子炉建屋付属棟内)> 緊急用低圧母線 2G 系 <原子炉建屋地上2階 (原子炉建屋付属棟内)>																																														
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																														
	非常用所内電気設備	代替所内電気設備																																														
電源	ディーゼル発電機 <ディーゼル発電機建屋 T.P. 10. 3m>	代替非常用発電機 <屋外（3号炉東側 32m エリ ア）> 可搬型代替電源車 <屋外（1号炉西側 31m エリ ア，2号炉東側 31m エリア(a) 及び展望台行政管理道路脇西側 60m エリア）>																																														
電源盤	非常用高圧母線（6-A） 非常用高圧母線（6-B） <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m>	代替所内電気設備変圧器 <原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m> 代替所内電気設備分電盤 <原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m> 代替格納容器スプレィポン プ変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m>																																														
電路	A-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線（6-A）電路 B-ディーゼル発電機～ 非常用高圧母線（6-B）電路	代替非常用発電機～代替所内電 気設備変圧器～代替所内電気設 備分電盤電路 代替非常用発電機～代替格納容 器スプレィポンプ変圧器盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替 電源接続盤～代替所内電気設備 変圧器～代替所内電気設備分電 盤電路 可搬型代替電源車～可搬型代替 電源接続盤～代替格納容器スプ レィポンプ変圧器盤電路																																														
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																																														
	非常用所内電気設備	代替所内電気設備																																														
電源供給先	非常用高圧母線（6-A） 非常用高圧母線（6-B） <いずれも原子炉補助建屋 T.P. 10. 3m>	代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備分電盤 <原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m> 代替格納容器スプレィポン プ変圧器盤 <原子炉補助建屋 T.P. 24. 8m>																																														
電源の冷却方式	水冷式	空冷式																																														
燃料源	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> ディーゼル発電機 燃料油サービスタンク <周辺補機棟 T.P. 17. 8m>	ディーゼル発電機燃料油貯油槽 <屋外> 燃料タンク（SA） <屋外> 代替非常用発電機（発電機搭載 燃料） <屋外> 可搬型代替電源車（車載燃料） <屋外>																																														
燃料流路	ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m>	可搬型タンクローリー <屋外（1号炉西側 31m エリ ア及び2号炉東側 31m エリア(b)）> ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ <ディーゼル発電機建屋 T.P. 6. 2m>																																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p style="text-align: center;">表 3.14-98 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用所内電気設備</th> <th>代替所内電気設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付風棟内に設置し、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない緊急用電気品建屋（地下階）及び原子炉建屋付風棟内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用所内電気設備	代替所内電気設備	共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付風棟内に設置し、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない緊急用電気品建屋（地下階）及び原子炉建屋付風棟内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	溢水	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	<p style="text-align: center;">表 2.14.92 設計基準事故対処設備との独立性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>設計基準事故対処設備</th> <th>重大事故等対処設備</th> </tr> <tr> <th>非常用所内電気設備</th> <th>代替所内電気設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">共通要因故障</td> <td>地震</td> <td>設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、原子炉補助建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>溢水</td> <td>設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備	非常用所内電気設備	代替所内電気設備	共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。	津波	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、原子炉補助建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。	火災	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。	溢水	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。
項目	設計基準事故対処設備		重大事故等対処設備																												
	非常用所内電気設備	代替所内電気設備																													
共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準地震動Ssで機能維持可能な設計とすることで、基準地震動Ssが共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																													
	津波	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備は、基準津波の影響を受けない原子炉建屋付風棟内に設置し、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない緊急用電気品建屋（地下階）及び原子炉建屋付風棟内へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																													
	火災	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-7 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																													
	溢水	設計基準事故対処設備の非常用所内電気設備及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。																													
項目	設計基準事故対処設備	重大事故等対処設備																													
	非常用所内電気設備	代替所内電気設備																													
共通要因故障	地震	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、耐震Sクラス設計とし、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準地震動で機能維持可能な設計とすることで、基準地震動が共通要因となり、同時にその機能が損なわれることのない設計とする。																													
	津波	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等は、基準津波の影響を受けないディーゼル発電機建屋、原子炉補助建屋、周辺補機棟及び屋外に設置し、重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、基準津波の影響を受けない屋外及び原子炉補助建屋へ設置することで、津波が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする。																													
	火災	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、火災が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-8 重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針について」に示す。）。																													
	溢水	設計基準事故対処設備の所内電気設備である2系統の非常用母線等及び重大事故等対処設備の代替所内電気設備は、溢水が共通要因となり、同時に故障することのない設計とする（「共-9 重大事故等対処設備の内部溢水に対する防護方針について」に示す。）。																													

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>3. 14. 2. 6. 4 所内電気設備への接近性の確保 基本方針については、「2. 3. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの電力を確保するために、以下のとおり、原子炉建屋地下 1 階(原子炉建屋付属棟内)に設置する非常用所内電気設備へアクセス可能な設計とし、接近性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-6)</p> <p>屋内のアクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事象について評価した結果、問題はない(詳細は、「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照)。</p> <p>(1) 地震時の影響 プラントウォークダウンにて確認した結果、問題なし。</p> <p>(2) 地震随伴火災の影響 アクセスルート近傍に地震随伴火災の火災源となる機器が設置されていないことから問題なし。</p> <p>(3) 地震による内部溢水の影響 原子炉建屋付属棟内に溢水源となる耐震 B,C クラスの機器のうち、基準地震動で破損が生じる機器を考慮しても溢水による影響がないことから問題なし。</p> <p>万が一、非常用所内電気設備の設置場所である原子炉建屋地下 1 階(原子炉建屋付属棟内)への接近性が失われることを考慮して、代替所内電気設備を原子炉建屋地上 1 階(原子炉建屋付属棟内)及び原子炉建屋地上 2 階(原子炉建屋付属棟内)に設置することにより、接近性の向上を図る設計とする。</p> <p>なお、重大事故等時において、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、中央制御室から操作可能な設計とする。</p> <p>3. 14. 2. 6. 5 設置許可基準規則第 43 条への適合方針 3. 14. 2. 6. 5. 1 設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第 43 条第 1 項第一号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2. 3. 3 環境条件等」に示す。</p>	<p>2. 14. 2. 5. 4 所内電気設備への接近性の確保 基本方針については、「1. 1. 10. 4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車からの電力を確保するために、以下のとおり、原子炉補助建屋 T.P. 10. 3mに設置する非常用所内電気設備へアクセス可能な設計とし、接近性を確保する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-7)</p> <p>屋内のアクセスルートに影響を与えるおそれがある以下の事象について評価した結果、問題はない(詳細は、「可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて」参照)。</p> <p>(1) 地震時の影響 プラントウォークダウンにて確認した結果、問題なし。</p> <p>(2) 地震随伴火災の影響 アクセスルート近傍に地震随伴火災の火災源となる機器が設置されていないことから問題なし。</p> <p>(3) 地震による内部溢水の影響 原子炉補助建屋内に溢水源となる耐震 B,C クラスの機器のうち、基準地震動で破損が生じる機器を考慮しても溢水による影響がないことから問題なし。</p> <p>万が一、非常用所内電気設備の設置場所である原子炉補助建屋 T.P. 10. 3mへの接近性が失われることを考慮して、代替所内電気設備を原子炉補助建屋 T.P. 17. 8m及び原子炉補助建屋 T.P. 24. 8mに設置することにより、接近性の向上を図る設計とする。</p> <p>なお、重大事故等時において、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、中央制御室又は設置場所から操作可能な設計とする。</p> <p>2. 14. 2. 5. 5 設置許可基準規則第 43 条への適合方針 2. 14. 2. 5. 5. 1 設置許可基準規則第 43 条第 1 項への適合方針 (1) 環境条件及び荷重条件(設置許可基準規則第 43 条第 1 項第一号) (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1. 1. 10. 3 環境条件等」に示す。</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等） 設置場所の相違</p> <p>設置場所の相違</p> <p>操作場所の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
		<p>a. 代替非常用発電機</p> <p>代替所内電気設備の代替非常用発電機は、屋外（3号炉東側32mエリア）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.93に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表2.14.93 想定する環境条件及び荷重条件（代替非常用発電機）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 可搬型代替電源車</p> <p>代替所内電気設備の可搬型代替電源車は、可搬型で屋外の1号炉西側31mエリア、2号炉東側31mエリア(a)及び展望台行管理道路脇西側60mエリアに保管し、重大事故等時は、屋外（3号炉東側32mエリア及び3号炉西側32mエリア）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.94に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表2.14.94 想定する環境条件及び荷重条件（可搬型代替電源車）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																														
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
		<p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽</p> <p>代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.95に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表2.14.95 想定する環境条件及び荷重条件（ディーゼル発電機燃料油貯油槽）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 燃料タンク (SA)</p> <p>代替所内電気設備の燃料タンク (SA) は、常設で屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表2.14.96に示す設計とする。</p> <p>(57-2, 57-4)</p> <p>表2.14.96 想定する環境条件及び荷重条件（燃料タンク (SA)）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	屋外の地下に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
		<p>e. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、常設でディーゼル発電機建屋 T.P. 6.2m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、ディーゼル発電機建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.97 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.97 想定する環境条件及び荷重条件 (ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ)</p> <table border="1" data-bbox="1703 506 2392 867"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 可搬型タンクローリー 代替所内電気設備の可搬型タンクローリーは、可搬型で屋外の1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)に保管し、重大事故等時は、屋外に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、屋外の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2.14.98 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 2.14.98 想定する環境条件及び荷重条件（可搬型タンクローリー）</p> <table border="1" data-bbox="1703 1329 2392 1665"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。	風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	ディーゼル発電機建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	ディーゼル発電機建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	屋外で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	降水及び凍結により機能を損なうことのないよう防水対策及び凍結対策を行える設計とする。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機器が損傷しないことを確認し、固縛等で固定可能な設計とする。																														
風（台風）・積雪	屋外で想定される風荷重及び積雪荷重を考慮して、機能を損なわない設計とする。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																												
	<p>a. ガスタービン発電機接続盤</p> <p>代替所内電気設備のガスタービン発電機接続盤は，緊急用電気品建屋地下 1 階に設置する設備であることから，その機能を期待される重大事故等時における，緊急用電気品建屋（地下階）の環境条件及び荷重条件を考慮し，表 3. 14-99 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p style="text-align: center;">表 3. 14-99 想定する環境条件及び荷重条件(ガスタービン発電機接続盤)</p> <table border="1" data-bbox="937 533 1593 848"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急用電気品建屋（地下階）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、天候による影響は受けられない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けられない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 緊急用高圧母線 2F 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用高圧母線 2F 系は，緊急用電気品建屋地下 1 階に設置する設備であることから，その機能を期待される重大事故等時における，緊急用電気品建屋（地下階）の環境条件及び荷重条件を考慮し，表 3. 14-100 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p style="text-align: center;">表 3. 14-100 想定する環境条件及び荷重条件(緊急用高圧母線 2F 系)</p> <table border="1" data-bbox="937 1373 1593 1688"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>緊急用電気品建屋（地下階）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、天候による影響は受けられない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けられない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急用電気品建屋（地下階）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、天候による影響は受けられない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けられない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	緊急用電気品建屋（地下階）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、天候による影響は受けられない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けられない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	緊急用電気品建屋（地下階）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、天候による影響は受けられない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けられない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	緊急用電気品建屋（地下階）で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、天候による影響は受けられない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	緊急用電気品建屋（地下階）に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けられない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																										
	<p>c. 緊急用高圧母線 2G 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用高圧母線 2G 系は、原子炉建屋地上 2 階(原子炉建屋付属棟内) に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3. 14-101 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p style="text-align: center;">表 3. 14-101 想定する環境条件及び荷重条件(緊急用高圧母線 2G 系)</p> <table border="1" data-bbox="937 485 1584 800"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 緊急用動力変圧器 2G 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用動力変圧器 2G 系は、原子炉建屋地上 2 階(原子炉建屋付属棟内) に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3. 14-102 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p style="text-align: center;">表 3. 14-102 想定する環境条件及び荷重条件(緊急用動力変圧器 2G 系)</p> <table border="1" data-bbox="937 1241 1584 1556"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。)	風(台風)・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。)	風(台風)・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>g. 代替所内電気設備変圧器</p> <p>代替所内電気設備の代替所内電気設備変圧器は、原子炉補助建屋 T. P. 17. 8m に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2. 14. 99 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p style="text-align: center;">表 2. 14. 99 想定する環境条件及び荷重条件(代替所内電気設備変圧器)</p> <table border="1" data-bbox="1688 1241 2377 1598"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。)</td> </tr> <tr> <td>風(台風)・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。)	風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備・運用の相違(代替所内電気設備の構成等)</p> <p>設備名称の相違(代替所内電気設備設置場所の相違)</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																												
風(台風)・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																												
風(台風)・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする(詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。)																																												
風(台風)・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風(台風)及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																										
	<p>e. 緊急用低圧母線 2G 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用低圧母線 2G 系は、原子炉建屋地上 2 階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3. 14-103 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p style="text-align: center;">表 3. 14-103 想定する環境条件及び荷重条件(緊急用低圧母線 2G 系)</p> <table border="1" data-bbox="914 520 1567 840"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>h. 代替所内電気設備分電盤</p> <p>代替所内電気設備の代替所内電気設備分電盤は、原子炉補助建屋 T. P. 17. 8mに設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2. 14. 100 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p style="text-align: center;">表 2. 14. 100 想定する環境条件及び荷重条件（代替所内電気設備分電盤）</p> <table border="1" data-bbox="1694 506 2386 867"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>i. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>代替所内電気設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は、常設で原子炉補助建屋 T. P. 24. 8mに設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉補助建屋内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 2. 14. 101 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p style="text-align: center;">表 2. 14. 101 想定する環境条件及び荷重条件（代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤）</p> <table border="1" data-bbox="1694 1293 2386 1654"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>設備名称の相違（代替所内電気設備） 設置場所の相違</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												
環境条件等	対応																																												
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉補助建屋内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																																												
屋外の天候による影響	原子炉補助建屋内に設置するため、天候による影響は受けない。																																												
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																																												
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「1. 1. 2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																																												
風（台風）・積雪	原子炉補助建屋内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																																												
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																																												

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																												
	<p>f. 緊急用交流電源切替盤 2G 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2G 系は，原子炉建屋地上 2 階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから，その機能を期待される重大事故等時における，原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し，表 3.14-104 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 3.14-104 想定する環境条件及び荷重条件(緊急用交流電源切替盤 2G 系)</p> <table border="1" data-bbox="923 516 1570 831"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>g. 緊急用交流電源切替盤 2C 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2C 系は，原子炉建屋地上 1 階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから，その機能を期待される重大事故等時における，原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し，表 3.14-105 に示す設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>表 3.14-105 想定する環境条件及び荷重条件(緊急用交流電源切替盤 2C 系)</p> <table border="1" data-bbox="943 1247 1587 1562"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																												
	<p>h. 緊急用交流電源切替盤 2D 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2D 系は、原子炉建屋地上 1 階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-106 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>表 3.14-106 想定する環境条件及び荷重条件(緊急用交流電源切替盤 2D 系)</p> <table border="1" data-bbox="937 520 1584 835"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>i. 非常用高圧母線 2C 系</p> <p>代替所内電気設備の非常用高圧母線 2C 系は、原子炉建屋地下 1 階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから、その機能を期待される重大事故等時における、原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し、表 3.14-107 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <p>表 3.14-107 想定する環境条件及び荷重条件(非常用高圧母線 2C 系)</p> <table border="1" data-bbox="937 1234 1584 1549"> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。		<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														
環境条件等	対応																														
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度、圧力、湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																														
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため、天候による影響は受けない。																														
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																														
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																														
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため、風（台風）及び積雪による影響は受けない。																														
電磁的障害	重大事故等時においても、電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																														

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由														
	<p>j. 非常用高圧母線 2D 系</p> <p>代替所内電気設備の非常用高圧母線 2D 系は，原子炉建屋地下 1 階（原子炉建屋付属棟内）に設置する設備であることから，その機能を期待される重大事故等時における，原子炉建屋付属棟内の環境条件及び荷重条件を考慮し，表 3.14-108 に示す設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-2)</p> <table border="1" data-bbox="934 478 1576 808"> <caption>表 3.14-108 想定する環境条件及び荷重条件(非常用高圧母線 2D 系)</caption> <thead> <tr> <th>環境条件等</th> <th>対応</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>温度・圧力・湿度・放射線</td> <td>原子炉建屋付属棟内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。</td> </tr> <tr> <td>屋外の天候による影響</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため，天候による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>海水を通水する系統への影響</td> <td>海水を通水することはない。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）・積雪</td> <td>原子炉建屋付属棟内に設置するため，風（台風）及び積雪による影響は受けない。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>重大事故等時においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については，「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替所内電気設備で，操作が必要な緊急用高圧母線 2G 系，緊急用交流電源切替盤 2G 系，緊急用交流電源切替盤 2C 系，緊急用交流電源切替盤 2D 系，非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系については，中央制御室又は設置場所で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>なお，緊急用高圧母線 2F 系の遮断器は自動投入するが，中央制御室又は設置場所においても容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表 3.14-109～112 に操作対象機器を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-3)</p>	環境条件等	対応	温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。	屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため，天候による影響は受けない。	海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。	地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。	風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため，風（台風）及び積雪による影響は受けない。	電磁的障害	重大事故等時においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。	<p>(2) 操作性（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第二号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については，「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替所内電気設備の操作が必要な燃料油設備の各機器並びに代替非常用発電機，可搬型代替電源車，代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気設備分電盤の各遮断器については，中央制御室又は設置場所で容易に操作可能な設計とする。</p> <p>表 2.14.102～108 に操作対象機器を示す。</p> <p style="text-align: right;">(57-2, 57-4)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが，重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。
環境条件等	対応																
温度・圧力・湿度・放射線	原子炉建屋付属棟内で想定される温度，圧力，湿度及び放射線条件に耐えられる性能を確認した機器を使用する。																
屋外の天候による影響	原子炉建屋付属棟内に設置するため，天候による影響は受けない。																
海水を通水する系統への影響	海水を通水することはない。																
地震	適切な地震荷重との組合せを考慮した上で機能を損なわない設計とする（詳細は「2.1.2 耐震設計の基本方針」に示す。）。																
風（台風）・積雪	原子炉建屋付属棟内に設置するため，風（台風）及び積雪による影響は受けない。																
電磁的障害	重大事故等時においても，電磁波によりその機能が損なわれない設計とする。																

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表 3.14-109 操作対象機器
 (ガスタービン発電機を緊急用低圧母線 2G 系に接続)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考	
6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 (A) 接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋 地下1階	-	操作不要 (自動投入)	中央制御室 又は 設置場所からの 手動投入 操作も可能	
6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 (B) 接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋 地下1階	-	操作不要 (自動投入)	中央制御室 又は 設置場所からの 手動投入 操作も可能	
6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1 用)	切→入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能	
460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2G	非常用所内 電気設備側	入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能
	代替所内 電気設備側	切→入				
460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2C	非常用所内 電気設備側	入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能
	代替所内 電気設備側	切→入				
460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2D	非常用所内 電気設備側	入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能
	代替所内 電気設備側	切→入				

表 3.14-110 操作対象機器
 (ガスタービン発電機を非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系に接続)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 (A) 接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋 地下1階	-	操作不要 (自動投入)	中央制御室 又は 設置場所からの 手動投入 操作も可能
6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (ガスタービン発電機 (B) 接続盤用)	切→入	緊急用電気品建屋 地下1階	-	操作不要 (自動投入)	中央制御室 又は 設置場所からの 手動投入 操作も可能
6.9kV メタクラ 6-2F-1 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2C 用)	切→入	緊急用電気品建屋 地下1階	-	操作不要 (自動投入)	中央制御室 又は 設置場所からの 手動投入 操作も可能
6.9kV メタクラ 6-2F-2 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2D 用)	切→入	緊急用電気品建屋 地下1階	-	操作不要 (自動投入)	中央制御室 又は 設置場所からの 手動投入 操作も可能
6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1 用)	切→入	原子炉建屋 地下1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能
6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-2 用)	切→入	原子炉建屋 地下1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2G	非常用所内 電気設備側	入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	-	操作不要
	代替所内 電気設備側	切			
460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2C	非常用所内 電気設備側	入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	-	操作不要
	代替所内 電気設備側	切			
460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2D	非常用所内 電気設備側	入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	-	操作不要
	代替所内 電気設備側	切			

表 2.14.102 操作対象機器
 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～可搬型タンクローリー流路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	閉止 → 開放	屋外	屋外	手動操作	
B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口 又は B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口					
可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 → 運転	屋外	屋外	操作器 操作	
ホース	ホース 接続	屋外	屋外	手動操作	

表 2.14.103 操作対象機器
 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ～可搬型タンクローリー流路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁	全閉 → 全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作	
燃料油移送ポンプ出口A側連絡弁 又は 燃料油移送ポンプ出口B側連絡弁	全閉 → 全開	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作	
A-燃料油 サービスタンク入口弁 又は B-燃料油 サービスタンク入口弁	全開 → 全閉	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作	
A-燃料油サービスタンク油面制御元弁 又は B-燃料油サービスタンク油面制御元弁	全開 → 全閉	周辺補機棟 T.P. 17.8m	周辺補機棟 T.P. 17.8m	手動操作	
A-ディーゼル発電機 コントロールセンタ遮断器 (A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ) 又は B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ遮断器 (B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ)	切 → 入	周辺補機棟 T.P. 10.3m	周辺補機棟 T.P. 10.3m	操作器 操作	
可搬型タンクローリー マンホール	閉止 → 開放	屋外	屋外	手動操作	
ホース	ホース 接続	周辺補機棟 T.P. 17.8m ~ 屋外	周辺補機棟 T.P. 17.8m 及び屋外	手動操作	

表 2.14.104 操作対象機器
 (燃料タンク (SA) ~ 可搬型タンクローリー流路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
燃料タンク (SA) 給油口	閉止 → 開放	屋外	屋外	手動操作	
可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 → 運転	屋外	屋外	操作器 操作	
ホース	ホース 接続	屋外	屋外	手動操作	

設備の相違
 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等 対処設備として必要な設備を設けると いう点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

表 3.14-111 操作対象機器
 (電源車を緊急用低圧母線 2G 系に接続)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切 →入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能
460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2G	非常用所内 電気設備側 入 →切 代替所内 電気設備側 切 →入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能
460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2C	非常用所内 電気設備側 入 →切 代替所内 電気設備側 切 →入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能
460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2D	非常用所内 電気設備側 入 →切 代替所内 電気設備側 切 →入	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能

表 3.14-112 操作対象機器
 (電源車を非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系に接続)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (電源車接続口 (原子炉建屋西側) 用 又は電源車接続口 (原子炉建屋東側) 用)	切 →入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能
6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2C 用)	切 →入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能
6.9kV メタクラ 6-2G 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2D 用)	切 →入	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能
6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)	切 →入	原子炉建屋 地下1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能
6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)	切 →入	原子炉建屋 地下1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	中央 制御室	スイッチ 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も可能

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2G	非常用所内 電気設備側 入 代替所内 電気設備側 切	原子炉建屋 地上2階 (原子炉 建屋付属 棟内)	-	操作不要	
460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2C	非常用所内 電気設備側 入 代替所内 電気設備側 切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	-	操作不要	
460V 原子炉建屋 交流電源 切替盤 2D	非常用所内 電気設備側 入 代替所内 電気設備側 切	原子炉建屋 地上1階 (原子炉 建屋付属 棟内)	-	操作不要	

表 2.14.105 操作対象機器
 (可搬型タンクローリー～代替非常用発電機又は可搬型代替電源車流路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
可搬型タンクローリー 給油ポンプ	停止 →運転	屋外	屋外	操作器 操作	
ホース	ホース 引出し	屋外	屋外	手動操作	

表 2.14.106 操作対象機器
 (代替非常用発電機
 ～代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
A-代替非常 用発電機 及び B-代替非常 用発電機	発電機 停止 →運転 遮断器 切 →入	屋外 (3号炉東 側 32m エリ ア)	中央制御室	操作器 操作	設置場所 からの 手動投入 操作も 可能

表 2.14.107 操作対象機器
 (可搬型代替電源車～A-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤
 ～代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
可搬型 代替電源車	発電機 停止 →運転 遮断器 切 →入	屋外 (3号炉東 側 32m エリ ア又は3号 炉西側 32m エリア)	屋外 (3号炉東 側 32m エリ ア又は3号 炉西側 32m エリア)	操作器 操作	

表 2.14.108 操作対象機器
 (代替所内電気設備変圧器～代替所内電気設備分電盤電路)

機器名称	状態の変化	設置場所	操作場所	操作方法	備考
代替所内電気設備 変圧器遮断器	切 →入	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	操作器 操作	
代替所内電気設備 分電盤遮断器	切 →入	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	原子炉補助 建屋 T. P. 17. 8m	操作器 操作	

設備の相違

・設備の仕様に差異があるが、重大事故等
 対処設備として必要な設備を設けると
 いう点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>以下に、代替所内電気設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p>	<p>以下に、代替所内電気設備を構成する主要設備の操作性を示す。</p> <p>a. 代替非常用発電機 代替所内電気設備の代替非常用発電機は、全交流動力電源喪失時に中央制御室の操作にて速やかに起動可能な設計とする。 なお、中央制御室及び設置場所の操作器等により操作が可能な設計とし、操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。また、代替非常用発電機は2台同期運転が可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>b. 可搬型代替電源車 代替所内電気設備の可搬型代替電源車は、屋外に設置するA-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。 また、可搬型代替電源車は、付属の操作器等により、設置場所での操作が可能な設計とする。 可搬型代替電源車の現場操作器は、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 可搬型代替電源車のケーブルは、ボルト・ネジ接続が可能な設計とし、一般的に用いられる工具を用いることでA-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤に容易に接続及び敷設可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、設置場所でのディーゼル発電機燃料油貯油槽給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>d. 燃料タンク (SA) 代替所内電気設備の燃料タンク (SA) は、燃料タンク (SA) 給油口の手動操作により、設置場所で確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>e. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、設置場所での操作器により操作が可能な設計とし、誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し、かつ、十分な操作空間を確保し、容易に操作可能な設計とする。 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリング弁、燃料油移送ポンプ出口連絡弁及び燃料油サービスタンク入口弁の手動操作により、設置場所ですべて確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>f. 可搬型タンクローリー 代替所内電気設備の可搬型タンクローリーは、設置場所にて付属の操作器からの操作器操作で起動する設計とする。可搬型タンクローリーは付属の操作器を操作するにあたり、操作者のアクセス性を考慮して十分な操作空間を確保する。また、それぞれの操作対象については名称等により識別可能とし、操作者の操作及び監視性を考慮して確実に操作できる設計とする。 可搬型タンクローリーは、ディーゼル発電機燃料油貯油槽及び T.P. 10.3m 原子炉補助建屋海側燃料油移送配管屋外接続口並びに燃料タンク (SA) まで移動可能な車両設計とするとともに、設置場所にて車輪止めによる固定等が可能な設計とする。 ホースの接続に当たっては、特殊な工具及び技量は必要とせず、簡便な接続方法により、容易かつ確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
	<p>a. ガスタービン発電機接続盤 代替所内電気設備のガスタービン発電機接続盤は操作不要である。 (57-2, 57-3)</p> <p>b. 緊急用高圧母線 2F 系 代替所内電気設備の緊急用高圧母線 2F 系において、重大事故等の対処に必要な遮断器は、ガスタービン発電機起動時に自動投入されるため、重大事故等時に操作を必要としない。なお、中央制御室からの遠隔操作又は設置場所での操作も可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p>		<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>c. 緊急用高圧母線 2G 系 代替所内電気設備の緊急用高圧母線 2G 系において，重大事故等の対処に必要な遮断器は，中央制御室からの遠隔操作又は設置場所での操作を可能な設計とする。 中央制御室の制御盤の操作器，表示器及び銘板は，操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し，また，十分な操作空間を確保することで，確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>d. 緊急用動力変圧器 2G 系 代替所内電気設備の緊急用動力変圧器 2G 系は操作不要である。 (57-2, 57-3)</p> <p>e. 緊急用低圧母線 2G 系 代替所内電気設備の緊急用低圧母線 2G 系は操作不要である。 (57-2, 57-3)</p> <p>f. 緊急用交流電源切替盤 2G 系 代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2G 系は，中央制御室からの遠隔操作又は設置場所での操作を可能な設計とする。 中央制御室の制御盤の操作器，表示器及び銘板は，操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し，また，十分な操作空間を確保することで，確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>g. 緊急用交流電源切替盤 2C 系 代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2C 系は，中央制御室からの遠隔操作又は設置場所での操作を可能な設計とする。 中央制御室の制御盤の操作器，表示器及び銘板は，操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し，また，十分な操作空間を確保することで，確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p>	<p>g. 代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備の代替所内電気設備変圧器は，設置場所での操作器により操作が可能な設計とし，誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し，かつ，十分な操作空間を確保し，容易に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>h. 代替所内電気設備分電盤 代替所内電気設備の代替所内電気設備分電盤は，設置場所での操作器により操作が可能な設計とし，誤操作防止のために名称等により識別可能とすることで操作者の操作及び監視性を考慮し，かつ，十分な操作空間を確保し，容易に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>i. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 代替所内電気設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は操作不要である。 (57-2, 57-4)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備） 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが，重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備） 設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが，重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>h. 緊急用交流電源切替盤 2D 系 代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2D 系は，中央制御室からの遠隔操作又は設置場所での操作を可能な設計とする。 中央制御室の制御盤の操作器，表示器及び銘板は，操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し，また，十分な操作空間を確保することで，確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>i. 非常用高圧母線 2C 系 代替所内電気設備の非常用高圧母線 2C 系において，重大事故等の対処に必要な遮断器は，中央制御室からの遠隔操作又は設置場所での操作を可能な設計とする。 中央制御室の制御盤の操作器，表示器及び銘板は，操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し，また，十分な操作空間を確保することで，確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>j. 非常用高圧母線 2D 系 代替所内電気設備の非常用高圧母線 2D 系において，重大事故等の対処に必要な遮断器は，中央制御室からの遠隔操作又は設置場所での操作を可能な設計とする。 中央制御室の制御盤の操作器，表示器及び銘板は，操作者の操作性・監視性・識別性を考慮し，また，十分な操作空間を確保することで，確実に操作可能な設計とする。 (57-2, 57-3)</p> <p>(3) 試験及び検査(設置許可基準規則第 43 条第 1 項第三号) (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため，発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については，「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>(3) 試験及び検査（設置許可基準規則第 43 条第 1 項第三号） (i) 要求事項 健全性及び能力を確認するため，発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については，「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
		<p>a. 代替非常用発電機</p> <p>代替所内電気設備の代替非常用発電機は、表 2. 14. 109 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替非常用発電機の運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、発電機の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検が可能な設計とする。</p> <p>また、代替非常用発電機ケーブルについて、絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <table border="1" data-bbox="1697 695 2383 940"> <caption>表 2. 14. 109 代替非常用発電機の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>模擬負荷による代替非常用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 代替非常用発電機の運転状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部の絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>搭載機器部の各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 可搬型代替電源車</p> <p>代替所内電気設備の可搬型代替電源車は、表 2. 14. 110 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、特性試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型代替電源車は車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車は、運転性能の確認として、発電機の運転状態として電圧、電流及び周波数の確認が可能な設計とすることにより出力性能の確認が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型代替電源車の部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検又は取替えが可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型代替電源車ケーブルの絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	模擬負荷による代替非常用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 代替非常用発電機の運転状態の確認	特性試験	搭載機器部の絶縁抵抗の確認	分解点検	搭載機器部の各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容													
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	模擬負荷による代替非常用発電機の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 代替非常用発電機の運転状態の確認													
	特性試験	搭載機器部の絶縁抵抗の確認													
	分解点検	搭載機器部の各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え													
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認													

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
		<p>表 2. 14. 110 可搬型代替電源車の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>模擬負荷による可搬型代替電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型代替電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型代替電源車外観の確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、表 2. 14. 111 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。 具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。 また、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の漏えい試験の実施が可能な設計とする。 具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。 ディーゼル発電機燃料油貯油槽は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p>表 2. 14. 111 ディーゼル発電機燃料油貯油槽の試験及び検査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	模擬負荷による可搬型代替電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型代替電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認	分解点検	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型代替電源車外観の確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																							
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	模擬負荷による可搬型代替電源車の出力性能（電圧、電流及び周波数）の確認 可搬型代替電源車の運転状態の確認 車両走行状態の確認																							
	特性試験	搭載機器部及びケーブルの絶縁抵抗の確認																							
	分解点検	搭載機器部の分解又は取替え並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																							
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型代替電源車外観の確認																							
発電用原子炉の状態	項目	内容																							
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																							
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																							
	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 ディーゼル発電機燃料油貯油槽内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																							

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																						
		<p>d. 燃料タンク (SA)</p> <p>代替所内電気設備の燃料タンク (SA) は、表 2.14.112 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に外観点検、漏えい試験及び開放点検が可能な設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) 内面の確認として、目視により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことの確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的にはタンク上部のマンホールが開放可能であり、内面の点検が可能な設計とする。</p> <p>また、燃料タンク (SA) の漏えい試験の実施が可能な設計とする。</p> <p>具体的には漏えい試験が可能な隔離弁を設ける設計とする。</p> <p>燃料タンク (SA) は油面レベルの確認が可能な計器を設ける設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <table border="1" data-bbox="1688 772 2386 995"> <caption>表 2.14.112 燃料タンク (SA) の試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">運転中 又は 停止中</td> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>開放点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>e. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</p> <p>代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、表 2.14.113 に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に機能・性能試験、漏えい試験、分解点検及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、運転性能の確認として、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの吐出圧力、ポンプ周りの振動、異音、異臭等の確認が可能な設計とする。</p> <p>具体的には、試験用の系統を構成することにより機能・性能試験が可能な設計とする。</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの部品状態の確認として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある損傷、腐食等がないことを確認する分解点検が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <table border="1" data-bbox="1688 1619 2386 1841"> <caption>表 2.14.113 ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの試験及び検査</caption> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td> <td>機能・性能試験</td> <td>試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認</td> </tr> <tr> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認	漏えい試験	漏えいの有無の確認	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																							
運転中 又は 停止中	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 油面レベルの確認																							
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																							
	開放点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 燃料タンク (SA) 内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																							
発電用原子炉の状態	項目	内容																							
運転中 又は 停止中	機能・性能試験	試運転を行い、振動、異音、異臭等の有無を確認																							
	漏えい試験	漏えいの有無の確認																							
	分解点検	各部の分解並びに各部の点検、手入れ、清掃及び消耗部品の取替え																							
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																							

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
	<p>a. ガスタービン発電機接続盤</p> <p>代替所内電気設備のガスタービン発電機接続盤は、表3.14-113に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機接続盤の外観検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表3.14-113 ガスタービン発電機接続盤の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="952 1696 1596 1843"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>停止中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	特性試験	絶縁抵抗の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>f. 可搬型タンクローリー</p> <p>代替所内電気設備の可搬型タンクローリーは、表2.14.114に示すように、発電用原子炉の運転中又は停止中に漏えい試験、機能・性能試験、分解点検又は取替え並びに外観点検が可能な設計とする。</p> <p>また、可搬型タンクローリーは車両として運転状態の確認及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリーは、油量及び漏えいの確認が可能なように油面計又は検尺口を設け、かつ、内部の確認が可能なようにマンホールを設ける設計とする。</p> <p>さらに、可搬型タンクローリーは車両としての運転状態の確認及び外観の確認が可能な設計とする。</p> <p>可搬型タンクローリー付ポンプは、通常系統にて機能・性能確認ができる設計とし、分解が可能な設計とする。</p> <p>ホースの外観点検として、機能・性能に影響を及ぼすおそれのある亀裂、腐食等がないことの確認を行うことが可能な設計とする。</p> <p>(57-3)</p> <p>表2.14.114 可搬型タンクローリーの試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1665 919 2407 1209"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">運転中 又は 停止中</td> <td>漏えい試験</td> <td>漏えいの有無の確認</td> </tr> <tr> <td>機能・性能試験</td> <td>安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認</td> </tr> <tr> <td>分解点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																								
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																								
	特性試験	絶縁抵抗の確認																								
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認																								
発電用原子炉の状態	項目	内容																								
運転中 又は 停止中	漏えい試験	漏えいの有無の確認																								
	機能・性能試験	安全弁の作動確認及び計器校正の実施 車両走行状態の確認																								
	分解点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 タンク内面の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 搭載機器部の分解又は取替え																								
	外観点検	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認 可搬型タンクローリー外観の確認																								

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																									
	<p>b. 緊急用高圧母線 2F 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用高圧母線 2F 系は，表 3. 14－114 に示すように，発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急用高圧母線 2F 系の外観検査として，目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57－4)</p> <p style="text-align: center;">表 3. 14－114 緊急用高圧母線 2F 系の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="952 548 1590 695"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 緊急用高圧母線 2G 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用高圧母線 2G 系は，表 3. 14－115 に示すように，発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急用高圧母線 2G 系の外観検査として，目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57－4)</p> <p style="text-align: center;">表 3. 14－115 緊急用高圧母線 2G 系の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="964 1125 1578 1266"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>d. 緊急用動力変圧器 2G 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用動力変圧器 2G 系は，表 3. 14－116 に示すように，発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急用動力変圧器 2G 系の外観検査として，目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57－4)</p> <p style="text-align: center;">表 3. 14－116 緊急用動力変圧器 2G 系の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="952 1734 1596 1881"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	<p>g. 代替所内電気設備変圧器</p> <p>代替所内電気設備の代替所内電気設備変圧器は，表 2. 14. 115 に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に特性試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替所内電気設備変圧器の外観点検として，目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57－3)</p> <p style="text-align: center;">表 2. 14. 115 代替所内電気設備変圧器の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1700 1724 2392 1850"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備） 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																										
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																																										
	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																										
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																																										
	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																										
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																																										
	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																										
発電用原子炉の状態	項目	内容																																										
運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																																										
	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																										

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																						
	<p>e. 緊急用低圧母線 2G 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用低圧母線 2G 系は，表 3. 14-117 に示すように，発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急用低圧母線 2G 系の外観検査として，目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 3. 14-117 緊急用低圧母線 2G 系の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="961 554 1584 695"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>f. 緊急用交流電源切替盤 2G 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2G 系は，表 3. 14-118 に示すように，発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急用交流電源切替盤 2G 系の外観検査として，目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4)</p> <p style="text-align: center;">表 3. 14-118 緊急用交流電源切替盤 2G 系の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="952 1745 1576 1885"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	特性試験	絶縁抵抗の確認	停止中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	特性試験	絶縁抵抗の確認	停止中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	<p>h. 代替所内電気設備分電盤</p> <p>代替所内電気設備の代替所内電気設備分電盤は，表 2. 14. 116 に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に特性試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替所内電気設備分電盤の外観点検として，目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 2. 14. 116 代替所内電気設備分電盤の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1688 554 2383 680"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>i. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤</p> <p>代替所内電気設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は，表 2. 14. 117 に示すように，発電用原子炉の運転中又は停止中に特性試験及び外観点検が可能な設計とする。</p> <p>代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤の外観点検として，目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3)</p> <p style="text-align: center;">表 2. 14. 117 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="1697 1100 2383 1226"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中 又は 停止中</td> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観点検</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	<p>設備名称の相違（代替所内電気設備） 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川：検査→泊：点検 ・運転中及び停止中の試験及び検査の内容に差異がない。 <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																							
運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																							
	特性試験	絶縁抵抗の確認																																							
停止中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																							
	発電用原子炉の状態	項目	内容																																						
運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																							
	特性試験	絶縁抵抗の確認																																							
停止中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																							
	発電用原子炉の状態	項目	内容																																						
運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																																							
	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																							
発電用原子炉の状態	項目	内容																																							
運転中 又は 停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																																							
	外観点検	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																							

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																	
	<p>g. 緊急用交流電源切替盤 2C 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2C 系は，表 3.14-119 に示すように，発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急用交流電源切替盤 2C 系の外観検査として，目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表 3.14-119 緊急用交流電源切替盤 2C 系の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="952 590 1590 730"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>h. 緊急用交流電源切替盤 2D 系</p> <p>代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2D 系は，表 3.14-120 に示すように，発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>緊急用交流電源切替盤 2D 系の外観検査として，目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表 3.14-120 緊急用交流電源切替盤 2D 系の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="943 1194 1596 1339"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>i. 非常用高圧母線 2C 系</p> <p>代替所内電気設備の非常用高圧母線 2C 系は，表 3.14-121 に示すように，発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。</p> <p>非常用高圧母線 2C 系の外観検査として，目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。</p> <p>(57-4)</p> <p>表 3.14-121 非常用高圧母線 2C 系の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="961 1772 1581 1908"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認	停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認		<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																		
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																																		
	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																		
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																		
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																																		
	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																		
発電用原子炉の状態	項目	内容																																		
運転中	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																		
停止中	特性試験	絶縁抵抗の確認																																		
	外観検査	各部の損傷，腐食等の有無を目視等で確認																																		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
	<p>j. 非常用高圧母線2D系 代替所内電気設備の非常用高圧母線2D系は、表3.14-122に示すように、発電用原子炉の停止中に特性試験及び発電用原子炉の運転中又は停止中に外観検査が可能な設計とする。 非常用高圧母線2D系の外観検査として、目視等により性能に影響を及ぼすおそれのある異常がないこと及び性能確認として絶縁抵抗測定が可能な設計とする。 (57-4)</p> <p>表3.14-122 非常用高圧母線2D系の試験及び検査</p> <table border="1" data-bbox="943 562 1599 709"> <thead> <tr> <th>発電用原子炉の状態</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">運転中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> <tr> <td>特性試験</td> <td>絶縁抵抗の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">停止中</td> <td>外観検査</td> <td>各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 切替えの容易性(設置許可基準規則第43条第1項第四号) (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「2.3.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 代替所内電気設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、代替所内電気設備は遮断器を設けることにより通常時の系統構成から遮断器操作により速やかな切替えが可能な設計とする。 切替え操作の対象機器は表3.14-109~112と同様である。 これにより図3.14-42及び図3.14-43で示すタイムチャートのとおり速やかに切替えが可能である。 (57-3)</p>	発電用原子炉の状態	項目	内容	運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	特性試験	絶縁抵抗の確認	停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認	<p>(4) 切替えの容易性（設置許可基準規則第43条第1項第四号） (i) 要求事項 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。 代替所内電気設備は、本来の用途以外の用途には使用しない。 なお、代替所内電気設備は遮断器を設けることにより通常時の系統構成から遮断器操作により速やかな切替えが可能な設計とする。 切替え操作の対象機器は表2.14.102~108と同様である。 これにより、図2.14.42~48で示すタイムチャートのとおり速やかに電源供給が可能である。 (57-4)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>
発電用原子炉の状態	項目	内容												
運転中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認												
	特性試験	絶縁抵抗の確認												
停止中	外観検査	各部の損傷、腐食等の有無を目視等で確認												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

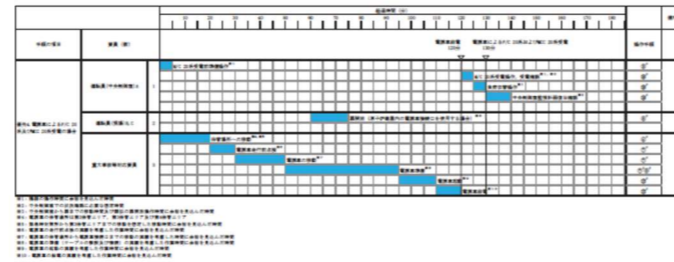


図 3.14-42 電源車による緊急用低圧母線 2G 系受電のタイムチャート*

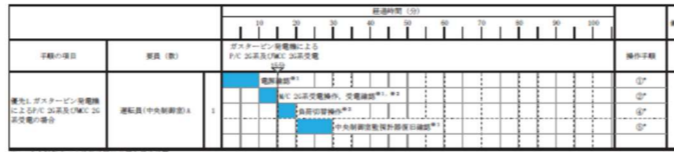


図 3.14-43 ガスタービン発電機による緊急用低圧母線 2G 系受電のタイムチャート*

*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート

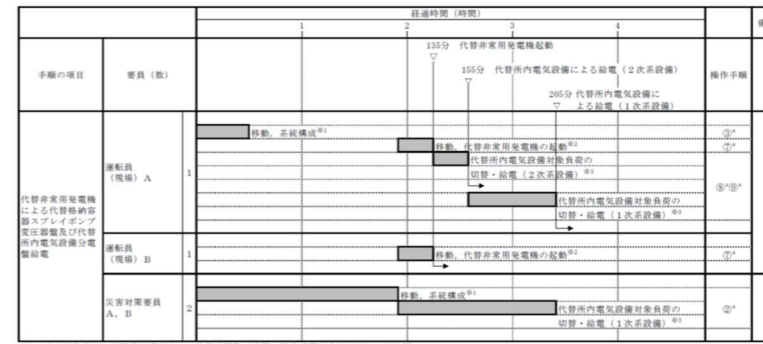


図 2.14.42 代替所内電気設備による交流の給電（代替非常用発電機）のタイムチャート*

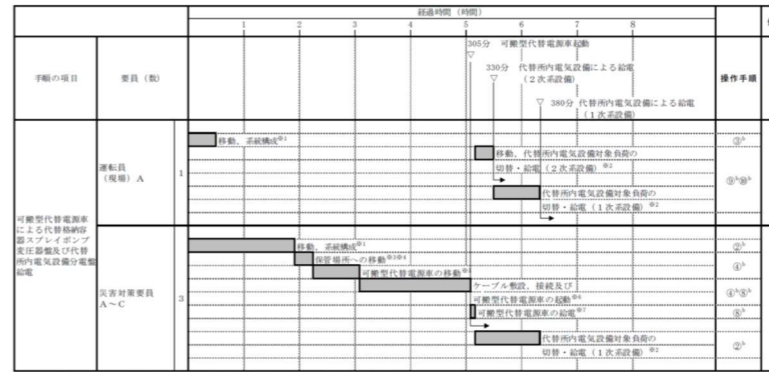


図 2.14.43 代替所内電気設備による交流の給電（可搬型代替電源車）のタイムチャート*

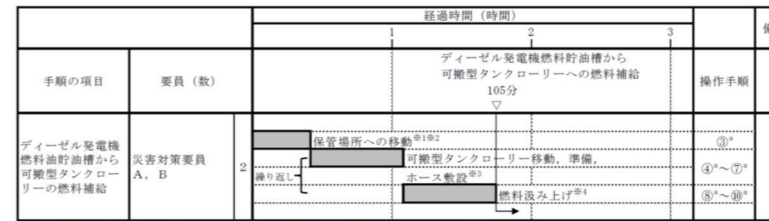


図 2.14.44 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート（ホース使用時）*

タイムチャートの相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

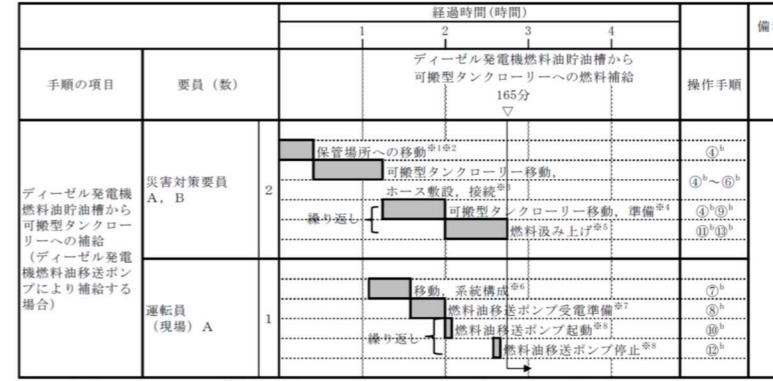
大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

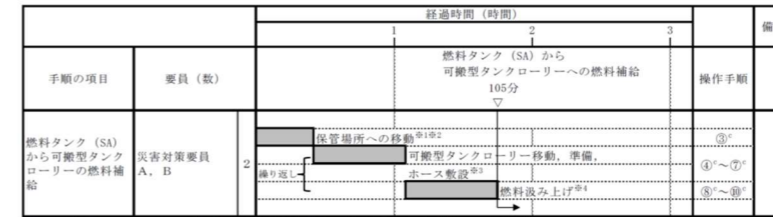
相違理由

タイムチャートの相違



- ※1：可搬型タンクローリーの保管場所は1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)、ホースの保管場所は原子炉建屋内
- ※2：緊急時対策所から1号炉西側31mエリアまでの移動時間に余裕を見込んだ時間
- ※3：可搬型タンクローリーの移動時間として、1号炉西側31mエリアから原子炉補助建屋付近までを想定した移動時間及びホース敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間
- ※4：可搬型タンクローリーの移動時間として原子炉補助建屋付近から3号出入管理室横通路までを想定した移動時間、可搬型タンクローリーの給油準備実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間
- ※5：可搬型タンクローリーの燃料汲み上げを想定した作業時間に余裕を見込んだ時間
- ※6：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間
- ※7：燃料油移送ポンプ受電準備に余裕を見込んだ時間
- ※8：機器の操作時間に余裕を見込んだ時間

図 2.14.45 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時）*



- ※1：可搬型タンクローリーの保管場所は1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア(b)
- ※2：緊急時対策所から1号炉西側31mエリアまでの移動時間に余裕を見込んだ時間
- ※3：可搬型タンクローリーの移動時間として、1号炉西側31mエリアから燃料タンク(SA)までを想定した移動時間及びホース敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間
- ※4：可搬型タンクローリーの燃料汲み上げを想定した作業時間に余裕を見込んだ時間

図 2.14.46 燃料タンク(SA)から可搬型タンクローリーへの燃料補給のタイムチャート*



- ※1：可搬型タンクローリーの移動時間は、可搬型代替電源車までの移動距離に応じた時間
- ※2：可搬型代替電源車への補給は類似作業の実績に余裕を見込んだ想定時間

図 2.14.47 可搬型タンクローリーによる可搬型代替電源車への燃料補給のタイムチャート*

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第 43 条第 1 項第五号)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替所内電気設備は，表 3.14-123 に示すように，ガスタービン発電機接続盤，緊急用高圧母線 2F 系，緊急用高圧母線 2G 系，緊急用動力変圧器 2G 系及び緊急用低圧母線 2G 系は，通常時は遮断器により接続先の系統から隔離し，重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>代替所内電気設備の緊急用交流電源切替盤 2G 系，緊急用交流電源切替盤 2C 系，緊急用交流電源切替盤 2D 系，非常用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系は，重大事故等時に遮断器操作により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-3, 57-7)</p>	<p>図 2.14.48 可搬型タンクローリーによる代替非常用発電機への燃料補給のタイムチャート*</p> <p>*：「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況についての「1.14 電源の確保に関する手順等」で示すタイムチャート</p> <p>(5) 悪影響の防止(設置許可基準規則第 43 条第 1 項第五号)</p> <p>(i) 要求事項 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替所内電気設備は，表 2.14.118 に示すように，電源となる代替非常用発電機及び可搬型代替電源車並びに電路を構成する代替所内電気設備変圧器，代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は，通常時は遮断器により接続先の系統から切り離し，また，可搬型タンクローリーをディーゼル発電機燃料油貯油槽，ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び燃料タンク (SA) と切り離して保管することで隔離する系統構成としており，重大事故等時に接続，弁操作，遮断器操作等により重大事故等対処設備としての系統構成とすることで，他の設備に対して悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーは，車輪止めによる固定等を行うことで，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p>なお，代替非常用発電機，可搬型代替電源車は，飛散物となって他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。</p> <p style="text-align: right;">(57-4, 57-6)</p>	<p>タイムチャートの相違</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等） 設備名称の相違（代替所内電気設備） 記載表現の相違 ・女川：隔離し→泊：切り離し</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																	
	<p style="text-align: center;">表 3.14-123 他系統との隔離</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用所内電気設備</td> <td>6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1 用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td> <td>6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td> <td>6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-2 用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td> <td>6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td> <td>460V 原子炉建屋 交流電源切替盤 2G (代替所内電気設備側)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td> <td>460V 原子炉建屋 交流電源切替盤 2C (代替所内電気設備側)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>非常用所内電気設備</td> <td>460V 原子炉建屋 交流電源切替盤 2D (代替所内電気設備側)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項第六号)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.3 環境条件等」に示す。</p> <p>代替所内電気設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 3.14-109~112 に示す。 これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、中央制御室、緊急用電気品建屋又は原子炉建屋付属棟内で操作可能な設計とする。 (57-2)</p> <p>3.14.2.6.5.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項第一号)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1 用)	電気作動	通常時切	非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)	電気作動	通常時切	非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-2 用)	電気作動	通常時切	非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)	電気作動	通常時切	非常用所内電気設備	460V 原子炉建屋 交流電源切替盤 2G (代替所内電気設備側)	電気作動	通常時切	非常用所内電気設備	460V 原子炉建屋 交流電源切替盤 2C (代替所内電気設備側)	電気作動	通常時切	非常用所内電気設備	460V 原子炉建屋 交流電源切替盤 2D (代替所内電気設備側)	電気作動	通常時切	<p style="text-align: center;">表 2.14.118 他系統との隔離</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>取合い系統</th> <th>系統隔離</th> <th>駆動方式</th> <th>状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">非常用所内電気設備</td> <td>6-Aメタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>6-Bメタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)</td> <td>電気作動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>A計装用インバータ 交流電源切替器盤</td> <td>手動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>B計装用インバータ 交流電源切替器盤</td> <td>手動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>C計装用インバータ 交流電源切替器盤</td> <td>手動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>D計装用インバータ 交流電源切替器盤</td> <td>手動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>CV水素濃度計電源盤</td> <td>手動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>B-アニュラス空気浄化ファン 電源切替器盤</td> <td>手動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源切替器盤</td> <td>手動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源切替器盤</td> <td>手動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型代替交流電源設備</td> <td>A-可搬型代替電源接続盤</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td>B-可搬型代替電源接続盤</td> <td>手動</td> <td>通常時切離し</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非常用交流電源設備</td> <td>A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td>B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">常設代替交流電源設備</td> <td>代替所内電気設備変圧器遮断器 (代替所内電気設備分電盤)</td> <td>手動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>代替所内電気設備分電盤遮断器 (負荷)</td> <td>手動</td> <td>通常時切</td> </tr> <tr> <td>燃料タンク (SA) 給油口</td> <td>手動</td> <td>通常時閉止</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 設置場所(設置許可基準規則第43条第1項第六号)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>代替所内電気設備の操作に必要な機器の設置場所及び操作場所を表 2.14.102~108 に示す。 これらの操作場所は、想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため、屋外、中央制御室又は原子炉補助建屋で操作可能な設計とする。 (57-2)</p> <p>2.14.2.5.5.2 設置許可基準規則第43条第2項への適合方針</p> <p>(1) 容量(設置許可基準規則第43条第2項第一号)</p> <p>(i) 要求事項 想定される重大事故等の収束に必要な容量を有するものであること。</p>	取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態	非常用所内電気設備	6-Aメタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切	6-Bメタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切	A計装用インバータ 交流電源切替器盤	手動	通常時切	B計装用インバータ 交流電源切替器盤	手動	通常時切	C計装用インバータ 交流電源切替器盤	手動	通常時切	D計装用インバータ 交流電源切替器盤	手動	通常時切	CV水素濃度計電源盤	手動	通常時切	B-アニュラス空気浄化ファン 電源切替器盤	手動	通常時切	A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源切替器盤	手動	通常時切	B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源切替器盤	手動	通常時切	可搬型代替交流電源設備	A-可搬型代替電源接続盤	手動	通常時切離し	B-可搬型代替電源接続盤	手動	通常時切離し	非常用交流電源設備	A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止	常設代替交流電源設備	代替所内電気設備変圧器遮断器 (代替所内電気設備分電盤)	手動	通常時切	代替所内電気設備分電盤遮断器 (負荷)	手動	通常時切	燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時閉止	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>操作場所の相違</p>
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																	
非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-1 用)	電気作動	通常時切																																																																																																	
非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2C 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)	電気作動	通常時切																																																																																																	
非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2F-2 用)	電気作動	通常時切																																																																																																	
非常用所内電気設備	6.9kV メタクラ 6-2D 遮断器 (6.9kV メタクラ 6-2G 用)	電気作動	通常時切																																																																																																	
非常用所内電気設備	460V 原子炉建屋 交流電源切替盤 2G (代替所内電気設備側)	電気作動	通常時切																																																																																																	
非常用所内電気設備	460V 原子炉建屋 交流電源切替盤 2C (代替所内電気設備側)	電気作動	通常時切																																																																																																	
非常用所内電気設備	460V 原子炉建屋 交流電源切替盤 2D (代替所内電気設備側)	電気作動	通常時切																																																																																																	
取合い系統	系統隔離	駆動方式	状態																																																																																																	
非常用所内電気設備	6-Aメタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切																																																																																																	
	6-Bメタクラ遮断器 (SA用代替電源受電)	電気作動	通常時切																																																																																																	
	A計装用インバータ 交流電源切替器盤	手動	通常時切																																																																																																	
	B計装用インバータ 交流電源切替器盤	手動	通常時切																																																																																																	
	C計装用インバータ 交流電源切替器盤	手動	通常時切																																																																																																	
	D計装用インバータ 交流電源切替器盤	手動	通常時切																																																																																																	
	CV水素濃度計電源盤	手動	通常時切																																																																																																	
	B-アニュラス空気浄化ファン 電源切替器盤	手動	通常時切																																																																																																	
	A-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源切替器盤	手動	通常時切																																																																																																	
	B-ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ電源切替器盤	手動	通常時切																																																																																																	
可搬型代替交流電源設備	A-可搬型代替電源接続盤	手動	通常時切離し																																																																																																	
	B-可搬型代替電源接続盤	手動	通常時切離し																																																																																																	
非常用交流電源設備	A1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																																	
	A2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																																	
	B1-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																																	
	B2-ディーゼル発電機 燃料油貯油槽給油口	手動	通常時閉止																																																																																																	
常設代替交流電源設備	代替所内電気設備変圧器遮断器 (代替所内電気設備分電盤)	手動	通常時切																																																																																																	
	代替所内電気設備分電盤遮断器 (負荷)	手動	通常時切																																																																																																	
	燃料タンク (SA) 給油口	手動	通常時閉止																																																																																																	

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「2.3.2 容量等」に示す。</p> <p>a. ガスタービン発電機接続盤 代替所内電気設備のガスタービン発電機接続盤は、ガスタービン発電機 1 台が接続可能であることから、ガスタービン発電機 1 台の定格電流である約 377A に対し、余裕を有する定格電流である約 1,200A を有する設計とする。 (57-5)</p> <p>b. 緊急用高圧母線 2F 系 代替所内電気設備の緊急用高圧母線 2F 系は、ガスタービン発電機 2 台が接続可能であることから、ガスタービン発電機 2 台の定格電流である約 754A に対し、余裕を有する定格電流である約 1,200A を有する設計とする。 (57-5)</p>	<p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>a. 代替非常用発電機 代替所内電気設備の代替非常用発電機は、重大事故等時に必要な容量約 340kW に余裕を考慮し、約 1,380kW/台（力率 0.8 において約 1,725kVA/台）を 2 台有する設計とし、約 2,760kW を確保する設計とする。 (57-5)</p> <p>b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽 代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油貯油槽は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される重大事故等対処設備が、7 日間連続運転する場合に必要な燃料量約 182.3kL を上回る、容量約 540kL を有する設計とする。 (57-5)</p> <p>c. 燃料タンク (SA) 代替所内電気設備の燃料タンク (SA) は、想定される重大事故等時において、同時にその機能を発揮することを要求される可搬型重大事故等対処設備が、7 日間連続運転する場合に必要な燃料量約 44.2kL を上回る、容量約 50kL を有する設計とする。 (57-5)</p> <p>d. ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ 代替所内電気設備のディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、可搬型代替電源車の燃料消費量を上回る、容量約 26kL/h/台、吐出圧力約 0.3MPa 及び原動機出力約 11kW/台を 2 台有する設計とする。 (57-5)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>c. 緊急用高圧母線 2G 系 代替所内電気設備の緊急用高圧母線 2G 系は，ガスタービン発電機 2 台が接続可能であることから，ガスタービン発電機 2 台の定格電流である約 754A に対し，余裕を有する定格電流である約 1,200A を有する設計とする。 (57-5)</p> <p>d. 緊急用動力変圧器 2G 系 代替所内電気設備の緊急用動力変圧器 2G 系は，重大事故等時に必要な容量約 340kVA に余裕を考慮し，約 750kVA を有する設計とする。 (57-5)</p> <p>e. 緊急用低圧母線 2G 系 代替所内電気設備の緊急用低圧母線 2G 系のうち，460V パワーセンタにおいては，重大事故等時に必要な容量約 942A に対し，余裕を有する定格電流である約 3,000A を有する設計とし，460V 原子炉建屋モータコントロールセンタにおいては，重大事故等時に必要な容量約 289A に対し，余裕を有する定格電流である約 800A を有する設計とする。 (57-5)</p> <p>f. 緊急用交流電源切替盤 2G 系 対象外である。</p> <p>g. 緊急用交流電源切替盤 2C 系 対象外である。</p> <p>h. 緊急用交流電源切替盤 2D 系 対象外である。</p> <p>i. 非常用高圧母線 2C 系 代替所内電気設備の非常用高圧母線 2C 系は，ガスタービン発電機 2 台が接続可能であることから，ガスタービン発電機 2 台の定格電流である約 754A に対し，余裕を有する定格電流である約 1,200A を有する設計とする。 (57-5)</p>	<p>e. 代替所内電気設備変圧器 代替所内電気設備の代替所内電気設備変圧器は，重大事故等時に必要な容量約 167kVA に余裕を考慮し，約 300kVA を有する設計とする。 (57-5)</p> <p>f. 代替所内電気設備分電盤 代替所内電気設備の代替所内電気設備分電盤は，重大事故等時に必要な容量約 230A に対し，余裕を有する定格電流である約 600A を有する設計とする。 (57-5)</p> <p>g. 代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 代替所内電気設備の代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤は，重大事故等時に必要な容量約 209kVA に余裕を考慮し，約 1,000kVA を有する設計とする。 (57-5)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>設備の相違 ・設備の容量に差異があるが，重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>設備名称の相違（代替所内電気設備）</p> <p>設備の相違 ・設備の容量に差異があるが，重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p>j. 非常用高圧母線 2D 系 代替所内電気設備の非常用高圧母線 2D 系は，ガスタービン発電機 2 台が接続可能であることから，ガスタービン発電機 2 台の定格電流である約 754A に対し，余裕を有する定格電流である約 1,200A を有する設計とする。 (57-5)</p> <p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第二号） (i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし，二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて，同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は，この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については，「2.3.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替所内電源設備は，二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第三号） (i) 要求事項 常設重大事故防止設備は，共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については，「2.3.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替所内電気設備は，設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備に対して，多様性及び位置的分散を図り，共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については，3.14.2.6.3 項に記載のとおりである。 (57-2, 57-3, 57-9)</p>	<p>(2) 共用の禁止（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第二号） (i) 要求事項 二以上の発電用原子炉施設において共用するものでないこと。 ただし，二以上の発電用原子炉施設と共用することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合であつて，同一の工場等内の他の発電用原子炉施設に対して悪影響を及ぼさない場合は，この限りでない。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については，「1.1.10.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替所内電気設備は，二以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</p> <p>(3) 設計基準事故対処設備との多様性（設置許可基準規則第 43 条第 2 項第三号） (i) 要求事項 常設重大事故防止設備は，共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう，適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については，「1.1.10.1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替所内電気設備は，設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備に対して，多様性及び位置的分散を図り，共通要因によって同時に機能が損なわれるおそれがないよう設計する。これらの詳細については，2.14.2.5.3 項に記載のとおりである。 (57-2, 57-4, 57-9)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>2.14.2.5.5.3 設置許可基準規則第43条第3項への適合方針</p> <p>(1) 容量（設置許可基準規則第43条第3項第一号）</p> <p>(i) 要求事項</p> <p>想定される重大事故等の収束に必要な容量に加え、十分に余裕のある容量を有するものであること。</p> <p>(ii) 適合性</p> <p>基本方針については、「1.1.10.2 容量等」に示す。</p> <p>a. 可搬型代替電源車</p> <p>代替所内電気設備の可搬型代替電源車は、想定される重大事故等時において、最低限必要な設備に電力を供給できる容量を有するものを1セット1台使用する。</p> <p>保有数は2セット2台に加えて、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p>具体的には、可搬型代替電源車は、代替非常用発電機が使用できない場合、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤に電源供給する。</p> <p>必要となる負荷は、重大事故等時に必要な容量約340kWに余裕を考慮し、約2,200kVA（1,760kW）／台の可搬型代替電源車が1台必要である。</p> <p>また、可搬型代替電源車は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク（SA）よりディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーを用いて燃料を可搬型代替電源車に補給する。</p> <p>(57-5)</p> <p>b. 可搬型タンクローリー</p> <p>代替所内電気設備の可搬型タンクローリーは、想定される重大事故等時において、その機能を発揮することが必要な重大事故等対処設備に、燃料を補給できる容量を有する設計とする。</p> <p>容量としては重大事故等時において、その機能を発揮することを要求される代替非常用発電機又は可搬型代替電源車及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車の連続運転が可能な燃料を、それぞれ代替非常用発電機又は可搬型代替電源車及び緊急時対策所用発電機並びに可搬型大型送水ポンプ車に供給できる容量を有するものを1セット2台使用する。</p> <p>保有数は1セット2台と、故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップ用として2台の合計4台を分散して保管する。</p> <p>(57-5, 57-11)</p>	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備の容量に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																												
		<p>(2) 確実な接続（設置許可基準規則第43条第3項第二号）</p> <p>(i) 要求事項 常設設備（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.4 操作性及び試験・検査性」に示す。</p> <p>代替所内電気設備の接続が必要な可搬型代替電源車ケーブル及び可搬型タンクローリーホース（ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ使用時は配管・弁類を含む。）は、現場で容易に接続可能な設計とする。 表 2.14.119～122 に対象機器の接続場所を示す。 (57-2, 57-4, 57-8)</p> <p>表 2.14.119 接続対象機器設置場所 (可搬型代替電源車～A-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤～代替所内電気設備変圧器及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路)</p> <table border="1" data-bbox="1697 989 2371 1108"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型代替電源車</td> <td>A-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤</td> <td>屋外（3号炉東側32mエリア又は3号炉西側32mエリア）</td> <td>ボルト・ネジ接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.120 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～代替非常用発電機又は可搬型代替電源車流路)</p> <table border="1" data-bbox="1697 1205 2386 1329"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>代替非常用発電機又は可搬型代替電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.121 接続対象機器設置場所 (ディーゼル発電機燃料油貯油槽～ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ～代替非常用発電機流路)</p> <table border="1" data-bbox="1697 1423 2386 1619"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングライン</td> <td>屋外 原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 周辺補機棟 T.P. 17.8m</td> <td>継手接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>代替非常用発電機又は可搬型代替電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 2.14.122 接続対象機器設置場所 (燃料タンク (SA) ～代替非常用発電機又は可搬型代替電源車流路)</p> <table border="1" data-bbox="1697 1694 2386 1818"> <thead> <tr> <th>接続元機器名称</th> <th>接続先機器名称</th> <th>接続場所</th> <th>接続方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>燃料タンク (SA)</td> <td>屋外</td> <td>ホース挿入による接続</td> </tr> <tr> <td>可搬型タンクローリー</td> <td>代替非常用発電機又は可搬型代替電源車</td> <td>屋外</td> <td>ノズル接続</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下に、代替所内電気設備を構成する主要設備の確実な接続性を示す。</p>	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型代替電源車	A-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤	屋外（3号炉東側32mエリア又は3号炉西側32mエリア）	ボルト・ネジ接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリー	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングライン	屋外 原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 周辺補機棟 T.P. 17.8m	継手接続	可搬型タンクローリー	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続	接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法	可搬型タンクローリー	燃料タンク (SA)	屋外	ホース挿入による接続	可搬型タンクローリー	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続	<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。 <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等） 記載の充実（美浜審査実績を参照）</p>
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																												
可搬型代替電源車	A-可搬型代替電源接続盤又はB-可搬型代替電源接続盤	屋外（3号炉東側32mエリア又は3号炉西側32mエリア）	ボルト・ネジ接続																																												
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																												
可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	屋外	ホース挿入による接続																																												
可搬型タンクローリー	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続																																												
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																												
可搬型タンクローリー	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングライン	屋外 原子炉補助建屋 T.P. 17.8m 周辺補機棟 T.P. 17.8m	継手接続																																												
可搬型タンクローリー	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続																																												
接続元機器名称	接続先機器名称	接続場所	接続方法																																												
可搬型タンクローリー	燃料タンク (SA)	屋外	ホース挿入による接続																																												
可搬型タンクローリー	代替非常用発電機又は可搬型代替電源車	屋外	ノズル接続																																												

灰色：女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>a. 可搬型代替電源車 代替所内電気設備の可搬型代替電源車は、一般的に用いられる工具を用いることで A-可搬型代替電源接続盤又は B-可搬型代替電源接続盤へボルト・ネジ接続すること及び接続状態を目視で確認できることから、容易かつ確実に接続可能な設計とする。 (57-2, 57-4, 57-8)</p> <p>b. 可搬型タンクローリー 代替所内電気設備の可搬型タンクローリーとディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) の接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) の給油口を開放して給油口内にホースを挿入して接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。 代替所内電源設備の可搬型タンクローリーとディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインの接続については、ホースを接続するために、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口連絡サンプリングラインにホースを簡便な接続方法で接続することにより、容易かつ確実に接続可能な設計とする。 (57-2, 57-4)</p> <p>(3) 複数の接続口（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第三号） (i) 要求事項 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。 (ii) 適合性 基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>a. 可搬型代替電源車 代替所内電気設備の可搬型代替電源車は、代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤へ電源供給する場合において、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の異なる面に位置的分散を図った 2 箇所の接続口を設置することから、共通要因により接続不可とならない設計とする。 (57-2)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが、重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>

灰色：女川 2 号炉の記載のうち，BWR 固有の設備や対応手段であり，泊 3 号炉と比較対象とならない記載内容
 赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		<p>b. 可搬型タンクローリー 代替所内電気設備の可搬型タンクローリーを接続するディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク (SA) は，100m 以上離隔を確保し，各々の接続箇所が共通要因により接続不可とならない設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>(4) 設置場所（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第四号） (i) 要求事項 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け，及び常設設備と接続することができるよう，放射線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定，設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については，「1. 1. 10. 3 環境条件等」に示す。</p> <p>代替所内電気設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーの接続場所は，表 2. 14. 119～122 と同様である。これらの接続場所は，想定される重大事故等時における放射線量が高くなるおそれが少ないため，接続場所で操作可能な設計とする。</p> <p>(57-2)</p> <p>(5) 保管場所（設置許可基準規則第 43 条第 3 項第五号） (i) 要求事項 地震，津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響，設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>(ii) 適合性 基本方針については，「1. 1. 10. 1 多様性，位置的分散，悪影響防止等」に示す。</p> <p>代替所内電気設備の可搬型代替電源車及び可搬型タンクローリーは，地震，津波その他自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響，設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮し，非常用交流電源設備及び常設代替交流電源設備と 100m 以上の離隔で位置的分散を図り，1 号炉西側 31m エリア，2 号炉東側 31m エリア (a)，2 号炉東側 31m エリア (b) 及び展望台行管理道路脇西側 60m エリアの複数箇所に分散して保管する設計とする。</p> <p>(57-2)</p>	<p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが，重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p> <p>設備の相違 ・設備の仕様に差異があるが，重大事故等対処設備として必要な設備を設けるといふ点において同等である。</p> <p>設備・運用の相違（代替所内電気設備の構成等）</p>